

令和4年伊豆市議会12月定例会会議録目次

第1号（11月29日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○報告第10号～報告第15号の上程、説明	6
○議案第77号～議案第79号の上程、説明	10
○議案第80号～議案第86号の上程、説明	14
○議案第87号の上程、説明	20
○議案第88号及び議案第89号の上程、説明	21
○議案第90号の上程、説明	23
○議案第91号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	24
○議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	26
○散会宣告	27

第2号（12月1日）

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した者の職氏名	29
○開議宣告	30
○議事日程説明	30

○一般質問	3 0
間野みどり君	3 0
永岡康司君	3 9
浅田藤二君	5 7
星谷和馬君	7 2
杉山誠君	8 8
○散会宣告	1 0 3

第 3 号 (12月2日)

○議事日程	1 0 5
○本日の会議に付した事件	1 0 5
○出席議員	1 0 5
○欠席議員	1 0 5
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 0 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 5
○開議宣告	1 0 6
○議事日程説明	1 0 6
○一般質問	1 0 6
下山祥二君	1 0 6
黒須淳美君	1 2 5
三田忠男君	1 4 2
小長谷順二君	1 6 0
鈴木正人君	1 7 5
○散会宣告	1 9 4

第 4 号 (12月5日)

○議事日程	1 9 5
○本日の会議に付した事件	1 9 5
○出席議員	1 9 5
○欠席議員	1 9 5
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 9 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 9 5
○開議宣告	1 9 6
○議事日程説明	1 9 6
○一般質問	1 9 6

波多野 靖 明 君	196
杉 山 武 司 君	203
○散会宣告	222

第 5 号 (12月7日)

○議事日程	223
○本日の会議に付した事件	223
○出席議員	223
○欠席議員	224
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	224
○職務のため出席した者の職氏名	224
○開議宣告	225
○議事日程説明	225
○議案第77号～議案第79号の質疑、委員会付託	225
○議案第80号～議案第86号の質疑、委員会付託	238
○議案第87号の質疑、委員会付託	243
○議案第88号及び議案第89号の質疑、委員会付託	246
○議案第90号の質疑、委員会付託	248
○散会宣告	248

第 6 号 (12月20日)

○議事日程	251
○本日の会議に付した事件	251
○出席議員	251
○欠席議員	252
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	252
○職務のため出席した者の職氏名	252
○開議宣告	253
○議事日程説明	253
○議案第77号～議案第79号の委員長報告、質疑	253
○議案第77号の討論、採決	258
○動議の提出	261
○日程の追加	262
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	262
○休憩動議の提出	263

○議案第78号及び議案第79号の討論、採決	272
○議案第80号～議案第86号の委員長報告、質疑、討論、採決	273
○議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決	278
○議案第88号及び議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決	281
○議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決	283
○日程の追加	284
○議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	284
○発議第4号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	289
○発議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	292
○閉会中の所管事務調査の申し出	294
○閉会宣告	294
○署名議員	295

令和4年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第1号)

令和4年11月29日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第10号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)
- 日程第 6 報告第11号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 7 報告第12号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 8 報告第13号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)
- 日程第 9 報告第14号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第10 報告第15号 専決処分の報告について(静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約)
- 日程第11 議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第5回)
- 日程第12 議案第78号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第13 議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)
- 日程第14 議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第81号 伊豆市個人情報保護条例の全部改正について
- 日程第16 議案第82号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第83号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第20 議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第87号 工事請負契約の締結について((仮称)伊豆市リサイクルセンター)

- 日程第 2 2 議案第 8 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (天城ふるさと広場)
日程第 2 3 議案第 8 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (修善寺温泉駐車場)
日程第 2 4 議案第 9 0 号 市道路線の廃止について
日程第 2 5 議案第 9 1 号 伊豆市監査委員の選任について
日程第 2 6 議案第 9 2 号 伊豆市農業委員会委員の任命について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 (16名)

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	10 番	間 野 みどり 君
11 番	波多野 靖 明 君	12 番	小長谷 順 二 君
13 番	青 木 靖 君	14 番	三 田 忠 男 君
15 番	永 岡 康 司 君	16 番	杉 山 誠 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	佐 藤 信太郎 君
教 育 長	梅 原 賢 治 君	総合政策部長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	滝 川 正 樹 君	市 民 部 長	佐 藤 達 義 君
健康福祉部長	栗 山 信 博 君	産 業 部 長	井 上 貴 宏 君
建 設 部 長	大 村 俊 之 君	危 機 管 理 監	加 藤 博 永 君
教 育 部 長	小 塚 剛 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次 長	土 屋 洋 美
主 査	杉 本 優 美		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

ただいまから令和4年伊豆市議会12月定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木 靖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。9番鈴木正人議員、10番間野みどり議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木 靖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの22日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりですので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（青木 靖君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びに議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりです。

なお、議長が出席した会議などの資料は、議員掲示板の前に設置し閲覧できるようにいたしましたので、御確認ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（青木 靖君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

2009年10月に修善寺総合会館で全国聾高齢者大会がありました。そのとき、私は手話通訳の方に教えてもらい、2分ほどの挨拶を当時は覚えてやったんですが、すみません、議会の皆さんと一緒にまた勉強したいと思います。

そのイベントは、その年、県でおもてなし大賞を頂いたイベントで、やっぱり誰でもが生き生きと暮らせる社会づくりは伊豆市のあるべき姿だと思いますので、よろしく願います。

令和4年伊豆市議会12月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について。

そのうち、オミクロン対応株のワクチン接種について。

現在、12歳以上の市民、約2万3,000人を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を進めており、11月28日現在、約4,500人が接種を終えています。

また、生後6か月から4歳までの乳幼児のワクチン接種について、本日から生きいきプラザを会場として開始したところです。

緊急経済対策について。

プレミアム付商品券「いずっち券」につきましては、去る10月3日から販売を開始したところ、予定の3万冊が1週間で完売しました。現在の利用状況といたしましては、11月28日現在で約1億3,800万円となっております。

また、燃料費高騰の影響を受けている製造業等の事業者や運送事業者への給付につきましては、11月28日現在、26件、1,200万円を支給しております。

12月からは、キャッシュレス決済のポイントを20%還元事業やプレミアム付飲食券、いわゆる「食って券」の販売などを予定しており、今後とも効果的な経済対策を進めてまいります。

次に、新市建設計画の総仕上げに向けて。

新中学校整備事業について。

本年1月に着手した敷地造成工事が、11月11日に完成しました。構造物の変更や資材の値上がりなどにより、契約金額の変更が生じましたが、おおむね予定どおりの完成となっております。

また、建築工事につきましては、明日11月30日に入札を実施する予定であり、その結果をもって、今定例会中に、契約締結の承認に係る議案をお諮りする予定です。

そのほか、開校に向けた準備作業としては、去る10月に保護者を対象とした説明会を開催したところであり、現在、校名の選定手続きにつきましても、順次進めているところです。

新ごみ処理施設については、来年1月の本格稼働に向け、去る10月10日から収集運搬車による可燃ごみの全量受入れを開始するとともに、焼却試験を実施いたしました。

現在は、ごみ焼却設備の性能や機能を確認するための試験など稼働準備を進めており、年明け1月に竣工式典を予定しています。

また、これまで受入れできなかった事業系の剪定枝を、本格稼働により受入れを開始することに伴い、当該手数料に係る条例の改正を今議会にお諮りしているところです。

新リサイクルセンターの整備に向けては、設計建設業務について、9月から10月にかけて公募型簡易プロポーザル方式による公募を行いました。その後、11月初旬に審査を行った結果、中豆・小野特定建設工事共同企業体を優先交渉権者として決定したことから、今議会に、当該契約の締結に係る議案をお諮りしているところです。

今後、詳細設計を実施するとともに、来年度から工事を開始し、令和6年度中の完成を目指してまいります。

(仮称)日向公園の整備については、98.6%の用地を取得し、残りの土地についても引き続き関係者と協議を進めております。12月には、造成工事に係る入札を行い、年内にも工事に着手する予定です。

今後、北側の進入路、駐車場、調整池の工事を先行して実施し、段階的に供用開始しながら、令和8年度中の開園を目指してまいります。

本事業については、中学校の整備事業としっかり連携をして進めてまいります。

(仮称)松原公園津波避難複合施設の建設については、契約締結後、請負業者との協議の中で、仮設作業道路整備に使用する重機が、既存の松に影響を及ぼすことが判明したため、松の保全の必要上、仮設作業道の計画を変更することとし、これに伴う補正予算を今議会にお諮りしております。

今後、令和5年12月の完成に向けて作業を進めるとともに、隣接する松原公園の整備につ

きましても、今年度中の完成を目指し、現在、工事を進めているところです。

次に、その他主要事業の進捗状況について。

まず、大規模太陽光発電事業について。

市内上白岩区域内における大規模太陽光発電事業の建設計画について、10月27日に発電事業者から伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づく届出書が提出されました。

当該事業については、環境への懸念や地域住民の反対もあり、また、事業終了後の解体撤去も担保されていないことから、市としては必ずしも歓迎はできない案件ではありますが、今後、届出の内容について慎重に審査を行うとともに、県などによる関係法令の状況についても、引き続き注視してまいりたいと考えております。

文学事業について。

来年3月12日に、県主催の伊豆文学フェスティバルが伊豆市で開催されることが決定しました。

これに伴い、伊豆市としましても、文学作品の朗読会や文学ミニツアーなど、地域における文学の魅力を高める事業を実施いたします。

また、日本・中国・韓国3か国が選定する令和5年の「東アジア文化都市」において、日本の開催地として静岡県が選定されたことにより、今後、県内において、様々な文化芸術イベントなどが実施される予定です。

これに伴い、10月17日に開催された伊豆半島地域サミットにおいて、当該文化芸術イベントの一つとして、数々の文学的資産を有する、ここ伊豆半島において「全国文学サミット」を開催することを提唱したところ、川勝知事をはじめ、周辺市町の御賛同をいただきました。

今後、当該文学サミットの開催を通じて、伊豆文学のブランド化を図るとともに、「文学の郷伊豆」を世界に発信してまいります。

そのほか、現在、伊豆市では、様々な事業が推進をされております。

行政報告として口頭では申し上げますが、議会の皆さんに御理解いただくために、別紙として添付しておりますので、また内容を御確認いただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で行政報告は終わりました。

◎報告第10号～報告第15号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第5、報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）から日程第10、報告第15号 専決処分の報告について（静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約）までの6件について、一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第10号から報告第15号まで一括して提案理由を申し上げます。

報告第10号は、令和2年度デジタル同報系防災行政無線整備工事の工期変更について、専決処分したので報告するものです。

報告第11号及び報告第12号は、令和4年台風14号に伴う倒木により市道の上で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額について、専決処分したので報告するものです。

報告第13号は、令和3年度伊豆市立新中学校、これは仮称ですが、敷地造成工事の契約金額の変更について、専決処分したので報告するものです。

報告第14号は、強風により市有地の枯れた樹木が倒れ、相手方の給水管を破損した事故に係る和解及び損害賠償の額について、専決処分したので報告するものです。

報告第15号は、静岡県市町総合事務組合構成団体の太田川原野谷川治水水防組合が令和5年3月31日をもって解散することに伴い、同組合理約の一部を変更する規約について専決処分をいたしました。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（青木 靖君） 本件の報告については補足説明の申出がありますので、これを許します。

報告第10号について、危機管理監。

〔危機管理監 加藤博永君登壇〕

○危機管理監（加藤博永君） おはようございます。

それでは、報告第10号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は1ページからとなります。

議案書の3ページをお願いいたします。

令和2年11月2日に契約の承認をいただいた令和2年度伊豆市デジタル同報系防災行政無線整備工事につきまして、本工事は、令和3年7月14日付で請負契約の金額の増額と工期を令和4年12月26日にする変更契約を締結し、令和3年9月議会において専決の報告をさせていただきました。

今回、国際的な半導体不足により4,100台の戸別受信機のうち、600台の製造が間に合わないため、さらに工期を令和5年1月31日に延長するものでございます。

相手方につきましては、令和3年8月1日付で社名変更があり、静岡日電ビジネス株式会社から、議案書にありますNEC静岡ビジネス株式会社に変更となっております。

工事の概要でございますが、親局整備が本庁、土肥支所の2か所、その他、中継局3局、各地区に設置しました屋外子局が163局の整備となります。

また、現在の進捗率でございますが、96%でございます。

工事請負費につきましては、11億7,700万円でございます。

補足説明は以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、報告第11号及び報告第12号について、建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは、私から報告第11号、報告第12号の専決処分（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）の報告について補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページから16ページまでとなります。

市道上の同じ原因による同じ場所での事故で、事故の発生日及び発生場所については、令和4年9月20日火曜日の報告第11号が午前6時半、報告第12号が午前7時20分頃に市道中野線内の伊豆市地藏堂277番地付近で発生いたしました。

損害賠償額は1万5,000円と1万9,052円で、合わせて3万4,052円となっております。

事故の概要ですが、台風14号の影響により市道内の宙づりとなった倒木に気づかず、車両が通過した際、助手席側のフロントガラスを破損したという報告となっております。

過失割合については、伊豆市のほうが2割、相手方は8割となっております。

被害者からは、事故当日は早朝で雨も降っていたため視界が悪く、倒木に気づかず通過してしまったとの話を伺っております。

事故当日の市の対応としましては、7時半過ぎに到着をいたし、午前中のうちに撤去作業は完了し、通行は安全となっております。

報告は以上となります。

○議長（青木 靖君） 続いて、報告第13号について、教育部長。

〔教育部長 小塚 剛君登壇〕

○教育部長（小塚 剛君） 報告第13号 令和3年度伊豆市立新中学校（仮称）敷地造成工事の工事請負契約の変更についての専決処分の補足説明をさせていただきます。

本工事は、令和4年1月24日付で議会の議決を得て締結した令和3年度伊豆市立新中学校（仮称）敷地造成工事において契約金額に変更が生じ、専決処分にて変更契約の締結を行ったものです。

工事は、11月11日に完成をいたしました。

当初契約金額は1億8,315万円、変更契約額は1億8,516万3,000円、201万3,000円の増額となります。

本工事は、新中学校の敷地造成に係ります一連の開発行為におきまして、敷地の造成と工事中の調整池等の安全施設を整備するもので、土の掘削などの敷地造成工事と必要な構造物等の設置が主なものとなります。

工事の変更の主な要因といたしましては、掘削によります残土の搬出、運搬や防災公園工事への流用のための仮置きで計画しておりました残土が、地権者の御理解をいただき、防災公園の建設予定地に直接搬出できることになったことが搬出運搬の経費の節減となり、減額の要因となりました。

増額の内容としましては、調整中でありました隣接宅地との境界線の確定による次期工事の擁壁の先行実施、防災公園工事との調整による排水路の工事や施工地で造成中に湧水が認められたため、その状況を勘案しまして次期工事への影響を考慮した暗渠管敷設の前倒し工事実施などによるものが増額の要因となりました。

様々な調整を行いまして、総額201万3,000円を増額するものとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（青木 靖君） 続いて、報告第14号について、産業部長。

〔産業部長 井上貴宏君登壇〕

○産業部長（井上貴宏君） それでは、私から報告第14号について補足説明を申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

事故の発生日時及び発生場所は、令和3年8月12日木曜日、午後3時30分頃、市有地である伊豆市湯ヶ島1582番地の4で起こりました。

損害賠償の相手は、記載のとおりです。

損害賠償額は、10万8,900円です。

事故の概要ですが、事故当日の前日から続く強風の影響により市が管理している飲泉管理地内にある枯れた樹木が倒木し、損害賠償の相手方が管理している給水管を破損させたという内容でございます。

過失割合は、伊豆市が10割となります。

24ページの位置図と25ページの箇所図を御覧ください。

事故発生場所は、湯道に面した場所、白壁荘さんから東へ100メートルほどの場所になります。

事故後の処理としまして、令和3年8月12日午後3時30分頃、損害賠償の相手方より連絡があり、現場を確認し、相手方に仮復旧をしていただきました。事故発生から専決処分までかなり日数を要してしまいましたが、これは自然災害による枯れ木の倒木が原因となる破損ということで、市に損害賠償責任があるかどうか、市が契約している保険会社との協議に時間がかかってしまったこと、また損害賠償の相手方との連絡、書類のやり取りに時間がかかってしまったことなどが理由となります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（青木 靖君） 続いて、報告第15号について、総務部長。

〔総務部長 滝川正樹君登壇〕

○総務部長（滝川正樹君） それでは、報告第15号について補足説明を申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

本件は、静岡県市町総合事務組規約の変更でございますが、規約別表のうち、構成団体の増減は専決処分事項に指定されていることから、去る11月18日に専決処分をしたものでございます。

太田川原野谷川治水水防組合は、磐田市、掛川市、袋井市及び森町で構成され、太田川流域の各市町の水防活動の支援などを実施してまいりましたが、情報通信技術の発達や各市町の危機管理体制の強化により、構成市町単独で水防の責任を果たすことが可能となったことから、協議の上、解散することになりました。

議案書30ページの新旧対照表をお願いいたします。

静岡県市町総合事務組合理約別表第1及び第2から下線でお示したとおり、太田川原野谷川治水水防組合を削るものです。

なお、施行日は令和5年4月1日でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

◎議案第77号～議案第79号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第11、議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第13、議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第77号から議案第79号まで一括して提案理由を申し上げます。

その前に6月の第2回補正予算及び9月の第4回補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策として計上をいたしました予備費4億6,000万円の現在までの活用状況について、主なものを報告させていただきます。

まず、原油価格・物価高騰対策としてプレミアム付商品券、いわゆる「いずっち券」の発行事業に7,000万円、市内飲食店で使えるプレミアム付食事券、いわゆる「食っ得券」発行事業に1,600万円、市内事業者を対象とした燃料費高騰分に対する給付金事業に9,968万円のほか、市内運輸事業者や公共交通事業者への給付金やJA正組合員に対する支援事業にそれぞれ充用いたしました。

次に、ウィズコロナへの投資として、市内事業者を対象としたキャッシュレス決済ポイント還元事業に9,000万円、高齢者に対するスマートフォン普及促進事業に1,025万円、学生応援事業に567万円などにそれぞれ充用しております。

最後に、感染拡大防止対策として、修学旅行におけるバスの増便対応に42万円、新型コロナ抗原検査キット配布事業に121万円、生きいきプラザロータнда改修工事に2,000万円をそれぞれ充用しました。

総額として3億5,509万4,000円を充用し、事業を推進しているところであり、引き続き必要などころに必要な支援が行き届くよう効果的な施策を進めてまいります。

なお、活用事業について一覧にまとめて資料としてお配りさせていただきましたので、御確認ください。

議案第77号に入ります。

本案は、人事院勧告に伴う職員給与などの増2,069万円や、燃料費などの高騰により市有施設の電気料及び機械等燃料費が不足する見込みであることから5,550万円を増額させていただくほか、ふるさと納税の寄附額増加により返礼品やシステム使用料に1億362万円、同じくふるさと伊豆市応援基金への積立金として1億4,501万円をそれぞれ計上いたしました。

そのほか、包括的アウトソーシング業務について、勤務時間及び雇用人数の増加により委託料2,700万円を増額するほか、バス路線維持事業補助金の前年度精算分として2,283万円、松原公園津波避難複合施設における工事仮設道変更に伴う工事費の増として2,200万円などを計上し、補正総額として4億1,158万2,000円を増額し、歳入歳出予算額を240億6,480万円とするものです。

併せて、上白岩地区で計画されている太陽光発電事業に関する環境アセスメント意見書作成業務について繰越明許費を設定するほか、生きいきプラザ及び修善寺図書館における空調設備等借上料や地域おこし協力隊の令和5年度募集に向けた事業など新たに債務負担行為を追加するとともに、今年度当初予算で設定した指定ごみ袋製造運搬業務委託について、物価高騰により価格改定が必要となったことによる債務負担行為の変更をお願いするものです。

議案第78号は、減額更正による国民健康保険税還付金について200万円を増額し、歳入歳出予算額を41億4,000万円とするものです。

議案第79号は、燃料費などの高騰による水道施設の電気料の増として1,300万円を追加し、収益的支出における水道事業費用を5億8,617万4,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（青木 靖君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第77号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新間康之君登壇〕

○総合政策部長（新間康之君） それでは、議案第77号について補足説明をさせていただきます。

議案書は31ページからになります。

35ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の追加補正でございます。

4款衛生費の環境保全事業につきましては、中伊豆の上白岩地区で計画されている太陽光発電事業に対する環境アセスメント意見書作成支援業務になります。

事業者からの書類の提出が遅れており、それに伴い、市からの意見書の作成が年度内に完了できない見込みであることから委託料616万円を翌年度に繰り越しさせていただきたく設

定するものでございます。

続いて、議案書の36ページ、債務負担行為補正については、7件の追加と1件の変更をお願いいたします。

追加の1つ目、生きいきプラザ及び修善寺図書館空調設備等借上料は、この2つの施設の空調設備が老朽したことからリースによる機器の更新をしたいと考えております。来年度からの導入に向け今年度から準備を進めるため、期間を令和4年度からリース期間満了の令和15年度として設定をいたします。

2つ目の地域おこし協力隊推進事業につきましては、これまで毎年4月から募集を始め、秋頃の採用スケジュールとしていたわけですが、令和5年度からは4月1日の年度初めから隊員の活動が開始できるようにするため、今年度中から募集と選定を行うもので、令和4年度から令和5年度を期間として採用予定7名分の経費について設定をいたします。

以下、天城、中伊豆の給食センターの給食調理及び配送業務と、修善寺中学校の給食調理業務は、現在の契約が今年度で終了するに当たり、今年度中に新たな業者を決定する必要があることから、期間を今年度、令和4年度から令和6年度までとし、それぞれ設定をさせていただきますと思います。

また、指定ごみ袋製造運搬業務につきましては、今年度の当初予算に債務負担行為補正として1,646万8,000円を設定させていただきましたが、その後、これまでに原油価格や輸送費などの価格が高騰していることから、改めて積算を行い、限度額の増額変更を行わせていただくこととしたものでございます。

続いて、歳入歳出につきましては、別にお配りいたしました12月補正予算資料に基づき、主なものについて御説明を申し上げます。

予算資料の1ページの下、歳出でございますが、まず、今回お願いする補正につきましては、人件費でございます。こちらは、人事院勧告等に伴う職員給与費の増となりまして2,069万2,000円を増額いたします。

続いて、総務費では、今年度から導入した窓口等包括業務委託について配置人数や勤務時間等の見直しを行ったことによる委託料の増、2,700万円。

文書広報費では、F M I S への支援といたしまして、情報発信支援業務委託料を200万円増額いたします。

財産管理費では、第3表、債務負担行為補正で、先ほど御説明した生きいきプラザと修善寺図書館の空調設備について、当初は市が今年度に設計を行い、来年度に工事を行う予定でございましたが、機器をリースする形での更新とすることといたしましたので、設計費が不用となったため、当初予算に計上いたしました1,500万円を全額減額いたします。

2ページに移りまして、企画費では、バス路線維持事業補助金の増、こちらは令和3年度の自主運行バスの補助金の精算となります。こちらが2,282万9,000円。ふるさと納税の寄附額が当初見込んでいた10億円を上回る見込みでございますので、資料の1ページの歳入の寄

附金を2億5,000万円増額をいたしまして、総額として12億5,000万円とするとともに、それに対する返礼品やシステム使用料など1億362万3,000円を増額。定住促進事業補助金につきましては、利用者が当初の見込みを上回るペースであることから住宅補助15件分、1,500万円を増額いたします。

民生費では、国民健康保険事業費において保険基盤安定負担金の増に伴う国民健康保険特別会計繰出金を654万6,000円増額。こちらは、1ページの歳入の県支出金に県からの負担金を合わせて計上してございます。

衛生費では、環境衛生費において住宅用蓄電池システム設置費補助金の申請件数が当初の見込みを上回ることが予想されることから10件分、50万円を増額。

清掃総務費では、新ごみ処理施設の運用開始に伴い、土肥地区の事業系一般廃棄物排出事業者が処理事業者に支払う運搬費用を補助するための補助金といたしまして88万8,000円を新たに計上をいたします。

3ページ、消防費でございます。

消防費では、土肥地区に建設を予定する松原公園津波避難複合施設の整備工事につきまして、当初予定していた進入路に想定以上に松の根が張っておりまして、松を守るために進入路を変更する必要が生じたことから工事費を2,200万円増額いたします。

そのほか、諸支出金の基金費では、歳入のふるさと納税の寄附金が増額になることに伴いまして、ふるさと伊豆市応援基金積立金を1億4,501万4,000円増額をいたします。

一般会計についての補足は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第78号について、市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第78号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

議案書は81ページからとなります。

今回の補正は、過年度に納付された国民健康保険税について、所得更正や世帯員の資格変更等により返還が生じたため、一般被保険者保険税還付金を増額させていただくものです。

また、当初の見込みよりも国民健康保険税の軽減世帯が増加したことにより、国民健康保険税を減額するとともに、一般会計繰入金のうち、税軽減分に係る基盤安定負担金の増額を行い、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,000万円とするものでございます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

議案書の90、91ページを御覧ください。

過年度に納付された国民健康保険税について、所得更正や世帯員の資格変更遡及により過誤納が発生したため、8款1項1目一般被保険者保険税還付金を200万円増額し、全体で420万円とするものです。

続いて、歳入を説明させていただきます。

議案書は88、89ページを御覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ですが、当初の見込みより税軽減世帯が増加したことにより、医療給付費分現年課税分を597万1,000円、後期高齢者支援金等分現年課税分57万5,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、5款1項1目一般会計繰入金ですが、先ほど説明しました国民健康保険税の軽減分につきましては、国・県が4分の3を負担し、市町村が4分の1を負担することとなっており、今回、市の負担分の4分の1に相当する額として654万6,000円を一般会計繰入金として計上するものです。

6款1項1目の繰越金は、歳出で説明させていただいた所得更正や世帯員の資格変更遡及による過誤納還付の財源として200万円を増額するものです。

補足説明は以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、議案第79号について、建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは、私から議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）の補足説明をいたします。

議案書93ページからとなります。予算資料は4ページです。

今回の補正予算は、収益的支出の増額を行うものです。

96ページをお願いいたします。

令和4年度水道事業会計予算実施計画になります。今回の補正に関わる部分のみの記載となっております。

収益的支出におけるポンプ場、浄水場等の各施設の動力費が価格高騰に伴う電気料金の値上げに伴い、不足することが見込まれるため、原水、浄水、配水及び給水費を1,300万円増額し、水道事業費用を5億7,317万4,000円から5億8,617万4,000円に補正するものとなっております。

補足説明は以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第77号から議案第79号までの3議案に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第80号～議案第86号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第14、議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第20、議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてまでの7議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第80号から議案第86号までの7議案について一括して提案理由を申し上げます。

議案第80号は、人事院勧告に基づき市の特別職と一般職などの給与に関する3条例を改正するものです。

議案第81号は、国の機関、地方公共団体、民間事業者等において統一的な個人情報保護制度へ移行するための個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、伊豆市個人情報条例の全部を改正するものです。

議案第82号は、議案第81号と同様、全国的に統一的な個人情報保護制度への移行に伴い、個人情報の開示請求などの根拠規定が変更されるため、所要の改正を行うものです。

議案第83号は、職員の定年引上げ等を内容とする地方公務員法の改正に伴い、関係する13条例について所要の改正を行うものです。

議案第84号は、現行の消防団員に加え、新たに要件や活動内容を限定した機能別団員を設けるため、関係する2条例について所要の改正を行うものです。

議案第85号は、個人番号カードを用いてコンビニで住民票などを取得した場合の手数料を、窓口で交付した場合の手数料より減額するため、所要の改正を行うものです。

議案第86号は、事業活動に伴い生じた一般廃棄物の一部をクリーンセンターいずで受け入れることができるようになることから、その手数料について規定するための改正を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（青木 靖君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第80号から議案第83号までの4議案について、総務部長。

〔総務部長 滝川正樹君登壇〕

○総務部長（滝川正樹君） それでは、議案第80号から議案第83号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第80号について、議案書は101ページからとなります。また、議員の皆様にはお手元に12月定例会条例議案説明資料を配付させていただいております。そちらも使いながら御説明をさせていただきます。

それでは、説明資料の1ページを御覧ください。

今回の改正の理由及び内容でございますが、本年8月の人事院勧告に基づいて給与関係の3条例を改正するものでございます。

1点目は、一般職員の初任給及び若年層の給料を、また任期付職員の給料を引き上げるものの。

2点目は、期末勤勉手当の支給率を引き上げるもので、表にお示ししたとおりでございます。

まず、特別職の職員の給与に関する条例でございますが、本年度12月支給の期末手当の支給率を0.1月引き上げ、来年度以降はこの0.1月を6月と12月にそれぞれ0.05月ずつ振り分けるといふ改正を行います。

次に、職員の給与に関する条例でございますが、本年度12月支給の勤勉手当の支給率を0.1月引き上げ、来年度以降はこの0.1月を6月と12月にそれぞれ0.05月ずつ振り分けるといふ改正を行うものです。

次に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございますが、こちらは一般職と同様に期末手当の支給率を改正するものでございます。

議案書106ページをお願いいたします。

中段で附則の第1項、施行期日は公布日としておりますが、来年度以降の期末勤勉手当支給率の改正につきましては、令和5年4月1日施行としております。

また、第2項で、期末勤勉手当支給率の改正のうち、本年12月支給分は本年12月1日から、給料表の改正につきましては本年4月に遡って適用することとしております。

議案第80号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第81号について、議案書は121ページからとなります。先ほどと同様に条例議案説明資料で御説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

本案は、これまで国の機関、地方公共団体、民間事業者等により取扱いに違いが生じていた個人情報保護制度について、個人情報保護法の改正により統一的な規定が適用されることから現行の個人情報保護条例の全部を改正するものです。

改正の内容でございますが、個人情報の主要な取扱い根拠につきましては、個人情報保護法に規定されることとなるため、法に規定される事項につきましては、現行条例から削除し、条例で定めることとされた事項について規定することとしたものです。

まず、条例で定める必要がある事項として、開示請求の手数料でございますが、現行条例で手数料は無料とし、交付に要する実費のみ負担を求めていることから、同様の取扱いとなるよう第5条において規定をしております。

説明資料2ページへお移りいただきまして、条例で定めることが妨げられない事項では、1点目、利用目的の公表として新たに個人情報ファイル簿の作成、公表が義務づけられたため、第3条において規定をいたします。

2点目、開示請求手続の期限でございますが、現行条例と同様に開示請求があった日から14日以内とし、特例期限についても同様に44日以内として、第7条及び第8条で規定をいたします。

3点目、審査会の機能でございますが、伊豆市情報公開個人情報保護審査会に諮問できる

事項を第12条で規定をしております。

すみません、議案書にお戻りいただき、議案書の121ページをお願いいたします。

今回の全部改正に伴い、条例名をこれまでの「伊豆市個人情報保護条例」から「伊豆市個人情報保護法施行条例」に改め、施行日は来年、令和5年4月1日としております。

議案第81号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第82号について、議案書は125ページからとなります。

先ほどの条例議案説明資料の2ページをお願いしたいと思います。

改正理由は、先ほどの議案第81号にも関連する内容となりますが、統一的な個人情報保護制度の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び所掌事務について引用する根拠条文の改正を行うものです。

内容でございますが、議案書126ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。

第1条の設置及び第2条の所掌事務の根拠条文である「伊豆市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」及び議案第81号で改正する「伊豆市個人情報保護法施行条例」に改正するとともに、議会につきましては、国会や裁判所と同様に個人情報保護法の適用を受けないため、新たに「伊豆市議会個人情報保護条例」を制定する予定と伺っており、当該条例を根拠条例に加える改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日としております。

議案第82号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第83号について、議案書は127ページからとなります。

条例議案説明資料の2ページをお願いいたします。

制定の理由でございますが、地方公務員の定年引上げ等を内容とした地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されます。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、当市におきましても、均衡の原則にのっとり、国家公務員に準じた制度を導入するため、関係する13条例につきまして改正または廃止をするものです。

改正の内容でございますが、大きく次の3点に区分しております。

まず、(1) 定年引上げ制度導入による改正として、第1条で職員の定年等に関する条例を改正をします。

次に、(2) 制度導入に附随して改正等をするものとして、第2条から第13条までのうち、6条例を改正または廃止します。

次に、(3) 地方公務員法の改正に伴う条項ずれ、文言の改正のみをするものとして、第3条から第12条までのうち6条例を改正します。

各条例の改正点はお手元の資料に記載のとおりであります。今回の定年引上げ制度の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

議案書にお戻りいただきまして、146ページをお願いいたします。

146ページ、職員の定年等に関する条例の新旧対照表でございます。

定年の段階的な引上げでございますが、第3条において定年年齢を60歳から65歳に改正します。ただし、すみません、ちょっとページ飛びます。議案書152ページをお願いしたいと思いますが、こちら改正後の中段ですね。定年に関する経過措置と記載があるところです。

附則の第3項でございますが、経過措置といたしまして、こちらの表に記載のとおり、令和13年3月31日まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げていきます。

次に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制でございますが、議案書、恐れ入ります、148ページにお戻りいただきまして、同じく新旧対照表でございますが、こちらに該当する職員は、管理監督職以外の職に降任をすることになりますが、第6条において対象を管理職手当の支給を受けている職と第7条で上限年齢を60歳と第8条で降任に当たっての基準を定めており、第9条で公務の運営に著しい支障が生じる場合には延長して引き続き管理監督職で勤務させることができる特例を規定しております。

次に、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。

議案書151ページをお願いいたします。

第12条におきまして、60歳に達した以後、退職した者を従前の勤務実績に基づいて、短時間勤務の職として定年退職日まで再任用できる制度の導入を規定しております。

議案書165ページをお願いいたします。

こちらの新旧対照表は、職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

職員の給料月額でございますが、当分の間、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降は7割水準とすること、つまり前年度まで支給されていた給料月額の7割に減額して支給することを給与条例の附則で規定をしております。

すみません、いろいろ飛んで申し訳ございません。議案書137ページにお戻りいただきたいと思っております。

この整備条例の附則第1条で、施行日を令和5年4月1日としております。また、定年引上げが完了すれば、65歳まで常勤職員として勤務が可能となることから、現行の再任用制度は廃止となりますが、65歳への段階的な引上げの経過期間中は現行の再任用制度と同様の仕組みを残すため、暫定再任用制度として整備条例の附則に規定をしております。

議案第83号までの補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続けます。

次に、議案第84号について、危機管理監。

〔危機管理監 加藤博永君登壇〕

○危機管理監（加藤博永君） それでは、議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書は177ページからとなります。資料のほうにつきましては3ページからとなります。

今回の改正でございますが、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を目的に機能別団員制度を導入するため改正するものでございます。

説明のほうは、新旧対照表のほうでさせていただきます。

179ページをお願いいたします。

伊豆市消防団条例の改正内容でございます。

まず、第3条の見出しを団員の定員に改めます。この第3条の次に、第3条の2といたしまして、団員の種類を追加いたします。第1項で団員の種類を基本団員と機能別団員の2つに分け、第2項、第3項でそれぞれ規定をいたします。

それから、第4条第2項では、機能別団員の任命に関する事項を追加し、第9条では機能別団員の報酬に関する改正をするものでございます。

続きまして、181ページをお願いいたします。

伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例ですが、第2条、退職報償金の支給に関し、対象団員の勤務年数の規定を設けるものです。また、第3条では第2項といたしまして、機能別団員の階級を団員とすることを加えるものでございます。

なお、施行日につきましては令和5年4月1日となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第85号及び議案第86号について、市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第85号及び議案第86号について補足説明をさせていただきます。

議案書は183ページからとなります。

議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についてですが、今回の改正は個人番号カードを用いてコンビニで住民票等を取得した場合の手数料を、窓口で交付した場合の手数料より減額するため、所要の改正を行うものです。

議案書186ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条関係では、別表のうち、1の項の納税又は課税に関する証明、187ページに移りまして、14の項の住民票に関する証明、21の項の印鑑に関する証明について、窓口で交付する場合300円であるものを100円減額し200円にするものです。

次に、188ページの第2条関係の新旧対照表を御覧ください。

別表のうち、7の項を戸籍証明書について、窓口で交付する場合450円であるものを100円減額し350円にするものです。

施行期日につきましては、第1条関係は令和5年2月1日とし、第2条関係の戸籍証明関係は現在、システムの改修を進めており、その作業の工程の関係から令和5年6月1日としております。

次に、議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部

改正についてですが、議案書の191ページを御覧ください。

9月議会で議決後、交付し、未施行である廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例のうち、伊豆市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に係る部分の一部を改正するものです。

今回の改正は、事業活動で生じた一般廃棄物のうち、市長が指定したものとして、具体的には剪定枝を直接搬入した場合の手数料の内容を加えるものです。

次に、192ページの新旧対照表を御覧ください。

表の右側の改正前の欄にあるとおり、9月議会において別表の家庭系の一般廃棄物を持ち込む場合のごみ処理手数料を、これまで車両の最大積載量により定めていたものを重量10キログラムまでごとにつき60円に改正しました。今回は、この改正内容に事業系の一般廃棄物のうち、指定するものを直接搬入する場合について、重量10キログラムまでごとにつき120円の手数料を新たに加えるため、左側の改正後の欄にあるとおり、別表を改正するものでございます。

補足説明は以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第86号までの7議案に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議にて行います。

ここで休憩といたします。55分まで15分間休憩。開始は10時55分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時54分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第21、議案第87号 工事請負契約の締結について（（仮称）伊豆市リサイクルセンター）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第87号について提案理由を申し上げます。

本案は、（仮称）伊豆市リサイクルセンターの整備に係る設計建設業務委託について、本年11月1日に公募型簡易プロポーザル方式による業者選定を行い、中豆・小野特定建設工事共同企業体と17億390万円で契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細を市民部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第87号 工事請負契約の締結について（仮称）伊豆市リサイクルセンターの補足説明をさせていただきます。

議案書194ページの参考資料1を御覧ください。

契約額につきましては17億390万円で、仮契約日は令和4年11月18日となります。

請負者は、中豆・小野特定建設工事共同企業体です。

工期は、令和7年2月28日となります。

整備の目的としましては、一般廃棄物のうち、資源ごみの中間処理等を行う受入施設、中間処理施設、保管施設及び管理棟で構成される新たなリサイクルセンターの整備となります。

施設の概要としましては、受入れヤード、金属不燃物処理施設、保管施設などの建設について、御覧の規模を予定しております。また、施設建設に当たり、既存の焼却処理施設、管理棟、リサイクル施設の解体も併せて行います。

建設場所につきましては、現在の清掃センターを再整備しますので、運営しながらの施工となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第88号及び議案第89号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 次に、日程第22、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）及び日程第23、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）の2議案を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第88号及び議案第89号について一括して提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年3月31日をもって指定期間が満了する天城ふるさと広場及び修善寺温泉駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細を産業部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明は終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 井上貴宏君登壇〕

○産業部長（井上貴宏君） それでは、私から議案第88号及び議案第89号について補足説明を申し上げます。

議案書の197ページをお願いいたします。

議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）です。

指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人伊豆市スポーツ協会。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

特定非営利活動法人伊豆市スポーツ協会は、平成25年度から当施設の指定管理者として管理運営を行っております。

指定管理者の候補者選定までの経緯でございますが、事業の継続性という観点や、昨年度実施された指定管理者審査会による業績評価で良と評価された管理者実績から、特定非営利活動法人伊豆市スポーツ協会を引き続き指定管理者として指定することが適当であると判断し、公募によらない候補者として指定管理者審査会に諮問いたしました。その結果、指定管理者の候補者として同協会が適格であるとの答申をいただきましたので、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を求めるものです。

団体の概要は、198ページに添付した資料のとおりとなります。

続きまして、議案書199ページをお願いいたします。

議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）です。

指定管理者となる団体は、一般社団法人伊豆市観光協会。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

当施設は、瀧下橋駐車場と御幸橋駐車場の2施設から構成されております。

一般社団法人伊豆市観光協会は、平成26年度から瀧下橋駐車場の指定管理者として指定されております。また、本年8月10日から供用開始しております御幸橋駐車場の管理業務を受託しております。

指定管理者の候補者選定までの経緯でございますが、昨年度実施された指定管理者審査会による業績評価で良と評価された管理運営実績から、一般社団法人伊豆市観光協会を引き続き指定管理者として指定することが適当であると判断し、公募によらない候補者として指定管理者審査会に諮問いたしました。その結果、指定管理者の候補者として同協会が適格であるとの答申をいただきましたので、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を求めるものです。

なお、修善寺温泉駐車場は、今年6月の議会において御幸橋駐車場を追加し、令和5年4月から指定管理者とする旨の条例改正の議決をいただいております。今回の指定管理者の指定は

瀧下橋駐車場、御幸橋駐車場の双方を管理運営するものとなることを申し添えます。

団体の概要は、200ページに添付した資料のとおりとなります。

以上で説明を終了します。

○議長（青木 靖君） 補足説明は終わりました。

議題となっております議案第88号及び議案第89号の2議案に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第90号の上程、説明

○議長（青木 靖君） 日程第24、議案第90号 市道路線の廃止についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第90号について提案理由を申し上げます。

本案は、（仮称）日向公園建設に伴い、施設用地となる市道金山仲丸線ほか3路線について、道路法第10条第1項の規定に基づき市道認定を廃止するため、同条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細を建設部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは、私のほうから議案第90号 市道路線の廃止について補足説明をいたします。

議案書は201ページをお願いいたします。

本議案は、市道金山仲丸線、遠藤線、井ノ花仲丸線、仲丸線の4路線について廃止をお願いするものです。

203ページの平面図を御覧ください。

一団の圃場のうち、上段については現在中学校用地として使っているんですけども、その下段となる圃場について（仮称）日向公園の公園用地として活用するものとなっております。それに関わる平面図に載っている同路線、4路線について廃止をお願いするものとなっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明を終わります。

議題となっております議案第90号に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第25、議案第91号 伊豆市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、小長谷順二議員の退席を求めます。

〔12番 小長谷順二君退席〕

○議長（青木 靖君） それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第91号について提案理由を申し上げます。

本案は、青木靖前監査委員の辞職に伴い、地方自治法第196条の規定により、議員のうちから選任する監査委員の選任同意についてお願いするものです。

小長谷順二氏は、平成24年11月から市議会議員として10年の実績と、伊豆市商工会理事としての職歴もあり、豊富な知識と経験を有し、また地域での信頼も厚く、監査委員として適任であると判断いたします。

よって、小長谷順二氏を監査委員として選任したく提案するものです。

御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規定に従い省略することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議ありの発言がありましたので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまから議案第91号 伊豆市監査委員の選任について討論を行います。

初めに、反対討論。

8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬です。

議案第91号 伊豆市監査委員の選任について反対討論をいたします。

去る11月1日の臨時議会、本日の議案第91号において、正副議長、各委員長、また監査委員まで一会派全て独占しようとしております。国47都道府県におきましては、小さな政党、会派にも心配り、配慮をしております。伊豆市議会は数の力による暴挙そのものであります。かつてのおごる平家と同じです。

議長、あなたはおっしゃった。伊豆市の二百数十億円の大予算を把握できる議員は2名だと。A氏とB氏とおっしゃいました。しかも、二度も多く議員が聞いております。それなのに、監査委員は小長谷議員にすると。全く整合性がありませんし、理解もできません。

私は反論しました。不思議でなりません。また、先日、議長、あなたに話をさせていただきました。監査委員にはあなたが認めているA氏が望ましく、市長に対しても協力者であり、議会活動が円滑に進行できますよと。一連の人事、本日、議案第91号、適材適所ではない。あなたは全てにおいて理解していらっしゃるはずですが、人事に妥協してしまいました。とても残念であり失望しました。

監査委員の選任については、議会の同意を求めると記載してございますが、もう決定事項ですか。出来レースでありますか。ある会派には決定済みということですか。もはや伊豆市議会には議会民主主義は存在していません。二代表制も死語になってしまいました。この状況を多くの市民は見ております。一連の人事について各議員はどのように感じておられますか。

私はやり過ぎです。もっと思いやりがあり、優しさに配慮があればと私は感じます。

皆様が住んでいらっしゃる地域、社会、議会も同じだと思います。欠ければぎすぎすします。社会はうまく機能しません。

1年生議員の皆さんはIQが高く優秀です。また、良識ある2期生もいらっしゃいます。少しの勇気を持ってください。そして、正直な判断をしていただければ幸いです。

したがって、私は反対でございます。

以上。

○議長（青木 靖君） 次に、反対討論。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

議案第91号 伊豆市監査委員の選任について反対の立場から討論を行います。

地方自治体は、財政悪化や少子高齢化による職員不足など、今後、行政の多方面にわたる監査の強化を図ることが求められております。過日、不適切な会計処理が発生し、市長が謝罪したことは記憶に新しいことですね。今後、再発防止に努めることはもちろんですが、二度とあってはならないことだと考えます。

今回、同意を求める小長谷順二氏においては、今まで主に家業に専念し、民間の企業や各種団体の経営等に携わった経験がないものと推察をいたします。

よって、監査委員の任に關しての知見があるのかないのか、全く説明がなく不明であります。折しも、地方議会改革を議論していた政府の地方制度調査会が答申を示しました。背景にあるのは、首長の判断に追認するだけの議会ではあってはならないということです。

議員の皆様におかれましては、真に議會議員としての心の目を見開いて採決されることを切にお願いして、反対討論といたします。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第91号 伊豆市監査委員の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（青木 靖君） 起立多数。

よって、議案第91号は小長谷順二氏を伊豆市監査委員に選任同意することに決定いたしました。

小長谷順二議員の入場を求めます。

〔12番 小長谷順二君入場〕

○議長（青木 靖君） 小長谷順二議員が戻られましたので、ただいまの審議の結果をお伝えいたします。

本案件は原案のとおり同意されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第26、議案第92号 伊豆市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第92号について提案理由を申し上げます。

現農業委員会委員の任期が、令和5年2月末で満了することから次期農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律の規定により農業者や農業者が組織する団体、各地区自治会、その他の関係者からの候補者の推薦、併せて募集を行った結果、定数14名に対して同数の推薦がありました。

今回推薦されました14名は、日頃から農業や地域活動に携わっている皆様であり、候補者選考委員会による審議においても14名全て適任であると承認されましたので、その任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

任期は令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間となります。

御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規定に従い省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第92号 伊豆市農業委員会委員の任命について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第92号 伊豆市農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 本日の日程は以上で終了いたします。

次の会議は、12月1日の9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は発言順序1番の間野みどり議員から発言順序5番の杉山誠議員までを行います。
なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、12月2日の正午までです。御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

引き続き、全員協議会をこの議場で行いますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時21分

令和4年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第2号)

令和4年12月1日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） おはようございます。

本日の出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会12月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日は、お手元に配付されました議事日程表のとおり一般質問を行います。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 今回は、12名の議員より通告がありました。

質問の順序は配付いたしました資料のとおりです。

本日は、発言順序1番の間野みどり議員から発言順序5番の杉山誠議員までの5名を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 間 野 み どり 君

○議長（青木 靖君） それでは最初に、議席番号10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。私の名前は10番、間野みどりです。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

それでは、1、市民のための防災や避難所の見える化についてです。

令和4年9月4日、地域で防災訓練が2年ぶりに行われました。私の地区では、いつものようにサイレンの合図とともに一時避難所に集まり、各班ごと人数の確認、それから次の避難所の総合会館へいつものように並んで移動して避難しました。以前と違っていたのは、いつもはその後、地区別のもう一つの避難所の旧修善寺町役場跡の公園へ行き、炊き出し訓練、消火訓練、三角巾などでの救命救急訓練などが実施されなかったことくらいで、全く粛々といつものように訓練できました。

少し前になりますが、私がこども園勤務の頃のことを思い出してみます。こども園では、避難訓練の放送が入ると、子供たちは速やかに机の下や安全な場所へ行き、それぞれが頭など自分の身を守り、そして保育士の指示を守りながら集まり、その後、戸外の避難場所で人数確認や安全確認して地域の避難所へ移動します。

ここ数年、コロナ感染症の影響で様々な防災訓練が中断していましたが、私たちの住んで

いるところでは、どこの地域よりもすばらしく訓練できているなど感じました。

しかし、そんな中でしばらくぶりの防災訓練で、市民の間には新しい発見や疑問点をささやく声が聞こえました。

また、「広報伊豆」8月号において、「区民による区民のための防災対策」というページもあり、伊豆市向こう三軒両隣作戦として周知する対策をしていることがありました。そして、第2次伊豆市総合計画においても、安全・安心なまちづくりの推進を図り、主な取組も挙げ、市民のために取り組んでいることが分かります。そんな中、次のことについて質問いたします。

①地震や台風のときの避難所は必要不可欠です。その運営についてはどのように考えていますか。

②避難所に必要な備蓄品、物資などは市のほうではどのように管理していますか。

③先日のJアラートや火災時の対応はどのようになっていますか。

④防災時、障害を持っている方への対応や配慮はどのようになっていますか。

⑤独り暮らしの老人の方への対応や配慮はどのようになっていますか。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

この3年間、本当はこんな状況だからこそ、コロナに配慮をした防災訓練をしていただきたかったんですが、中止したところが多く、非常に危惧をしています。伊豆市では、可能な限りリアルに想定し、現実に対応できる防災体制を計画し、訓練しているところです。

具体的な御下問については、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、お答えいたします。私のほうからは、①から③について答弁させていただきます。

①避難所の運営につきましては、市では、基本的な考えとして次の2点を念頭に置いております。1点目といたしまして、実際の現場で起きる事態をリアルに想定すること。2点目です、派遣職員だけでは避難所の運営をできない場合があるので、市民の皆さんの参画を得て運営すること、この2点を基本として運営することが重要と考えております。

1点目といたしまして、実際の避難所運営に当たってはかなりの混乱が予想されます。避難所での混乱をできるだけなくすために、あらかじめやるべきことを整理しておき、地域の皆さんにも運営に関する基本的な事項を理解していただくことが重要と考えております。

こうしたことを踏まえまして、今年度は自助・共助の点からも、避難所の円滑な開設・運営が行えるように区役員や防災指導員、自主防災会と避難所担当職員との研修会や避難所運

営訓練を実施し、運営手順について学んでいただきました。

2点目といたしまして、発災直後は職員自身が被災したり、またすぐには駆けつけられない場合も考えられますので、避難された方々をはじめ自治会の皆さんと連携した協力体制が不可欠です。コロナ禍により避難所運営に当たっては検温等の感染症対策も加わり、運営に関する人手がさらに必要となっています。

いつ起きてもおかしくない大規模災害に備え、自主防災会を中心とした地域住民の方々をはじめ、避難所へ避難した方々の誰もが避難所の開設・運営ができるよう、今後も継続的な研修会や訓練を開催し、さらなる地域防災力の向上を図ってまいります。

②です。

市では、県が示します静岡県第4次地震被害想定を基に、避難や被災された方のために市内の各自主避難所及び指定避難所へ設置している防災倉庫等に備蓄食料をはじめ、長期保存飲料水、簡易トイレなどを備蓄し、管理を行っております。備蓄庫ごとに数量管理表を作成してありますので、毎年度、保存年限がある食料、飲料水、液体ミルク等については更新買換え、補充をしています。

現在、区役員や自主防災会の方々にどのような備蓄品があるのか分かるように、備蓄品のリストの掲出準備を進めております。

③番でございます。

Jアラートにつきましては、全国瞬時警報システムと呼ばれ、対処に時間的余裕のないミサイル攻撃に関する国民保護情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報が、人工衛星や地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信されます。入電しました情報は自動で同報無線や市情報メールに送られ、瞬時に発令された情報を発信する仕組みとなっております。また、国から携帯電話会社に配信したJアラート情報を、個人の携帯電話利用者にメールで伝達するエリアメールや緊急速報メールも整備されており、誰でも受け取ることができる状況となっております。

次に、Jアラート起動時に市民の皆さんに取っていただく行動ですが、ミサイル発射時等の国民保護情報や緊急地震速報、津波警報等で作動した際は、各自で安全を確保する避難行動を取っていただくことが重要です。

また、土砂災害警戒情報や大雨の特別警報等の気象警報の際は、市では起動前にあらかじめ早めの避難を呼びかけますので、まず先に開設されます自主避難所や次の段階で開設される指定避難所に避難していただくことが重要となります。

次に、火災についてでございますが、火災発生連絡が消防署から入りますと、各担当方面隊に出動命令を出します。同時に同報無線や情報メールで該当地区をお知らせいたします。

先日の天城湯ヶ島地区で発生した火災には、近隣住民の方々や延焼を拡大した場合等の状況を想定し、一時避難できるように避難所を開設いたしました。これと同時に同報無線で避難所開設の案内放送をしています。

引き続き市民の皆さんの生命・財産を守るため、消防団の組織力強化を図ってまいります。
私からは以上でございます。

○議長（青木 靖君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、④と⑤につきましては同様の対応となりますので、併せて答弁をさせていただきます。

障害者や高齢者につきましては、周囲の支援がないと避難できない人もいるということを想定することが極めて重要であります。このため避難に支援が必要な市民で、本人から作成の同意を得た要支援者に対しまして、避難の支援や安否の確認のための個別避難計画を現在作成しているところであります。

当該計画の作成に当たっては、避難方法や経路などをより実態に即した計画とするため、現在、高齢者や障害者に携わる地域包括支援センターや介護支援専門員、相談支援事業所などに協力をいただくとともに、対象者の自宅に個別訪問を行った上で支援者の情報確認や実効性のある避難行動となるよう経路等を確認し、計画の作成を進めているところでございます。

今後は、災害警戒区域内の対象者を優先して進め、令和5年夏までには個人情報の提供に同意をいただいている約400人の個別避難計画を作成する予定でございます。

また、作成後は、区長や民生委員等と情報を共有するとともに、災害時に誰一人取り残さないための避難を目標に、日頃からの訓練により避難経路や支援体制などの確認を行いながら、災害発生時の適正な支援に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野議員、再質問はありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） ありがとうございます。

市の避難所運営の今のところの考え方や準備している状況などは、少し見えてきた感じがしました。基本的な考え方2点で、運営すること、これからのしものときの円滑な開設・運営のために担当職員、区役員、自主防などの研修も考えているとのこと、そして市職員や役員だけに頼らず、避難所へ避難した方誰もが避難所の運営ができるような研修や訓練を開催し、防災力の向上を図っているということがよく分かりましたので、その旨、またこれからもよろしく願いいたします。

再質問に当たり、なぜここで私が見える化にこだわったかということをお話ししたいと思います。

9月4日の久しぶりの防災訓練は、本当に人に会う貴重な時間でした。久しぶりに会ったものですからみんないろいろな話をしたい感じはすごく感じ、あふれ出す雑談の中で私の周りにもこんなに防災関係に考えを持っているんだと感じ、そのことを市のほうにも伝えられるとよいなと思ってこの質問にいたしました。

その中の一つ、本当に素朴なんですけど、「ねえ、こんなみんなで訓練しているんだけど、総合会館は本当に開いているわけ」とか、それから「夜、行ったときに誰が開けるのかしら」、そして私のところでは修善寺小学校管内ですから「修善寺小学校なんて学校が開いているときはいいんだけど、夜なんて誰が鍵を持っているのかしらね」、そして「目に見る防災倉庫があるんだけど、その中は何が入っているのかしらね」、「いざといったら一番必要なものはどこにあるのかしら」、「同報無線では身の回りのものは持ってきてくださいという指示がありますけれども、やっぱりもしものときはそのまま行ってしまうので、そんなときはどうするのかしら」、そんなことが雑談の中でありました。

地区には防災の役員とか区長がいらっしゃるし、それはそれで活動しているとも思いますが、それがみんなに説明されているか、認知されているかという疑問があります。

そこで、素朴ですが、まず基本的な疑問ですが、鍵は誰が持っているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） お答えいたします。

鍵のほうですが、指定避難所等の鍵については基本的には派遣所の職員が市役所のほうから持って、開けるようになっています。

ただし、先ほどの1番の質問でもお答えしましたが、職員のほうも全部が全部すぐに行けるわけじゃないと思いますので、現在、教育委員会、いろいろ指定管理者等の施設管理者いらっしゃるの、そこと併せて鍵の置き方というか、そこら辺を今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野議員。

○10番（間野みどり君） 分かりました。

役員を区会とかでやった方は案外分かっていますし、私たち市議会議員になりますと学校から説明があったりするから分かるんですけど、やはりそのことを知らせる、家庭内でももう少し防災についてここはこういうのがあるよとかとって、区の役員をやった方たちがもうちょっと下の市民の方たちに話すことを奨励してもいいんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） お答えいたします。

おっしゃるとおり皆さんに知っていただくのが大事だと思っていますので、機会あるごとにそういうところを区民の皆さんにもお伝えくださいということは今後、引き続きやっていきたいと思っています。

コロナ禍の中で、これで落ち着けばですけども、どんどんそこら辺は一緒にやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野議員。

○10番（間野みどり君） 分かりました。

本当に初歩的な大事なことですので、そこら辺の根本的なことが大切だと思います。

少し避難所のことに触れますが、令和2年8月21日の一般質問で、私の一般質問なんですが、防災に関する様々な問題点について一般質問しました。コロナがちょうど始まった頃で、プライベートの空間を取った避難所を求めたり、東日本大震災や熊本地震や豪雨震災がちょうどあった頃で、その経験者から聞き取りをした正井禮子さんという方の話から、①としますけれども、女性の避難所のDVの被害、②として妊婦や小さな子供たちを持つ女性から授乳やおしめの替えに関係する問題点、③として着替えの大変さ、④は女性の特別なトイレのことなど対応の問題などを質問したと思っています。

その質問の後、その後、市のほうではその点につきましては検討されたでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 議員おっしゃいましたプライバシーの問題については大変重要だと思っています。

御質問いただいた後に私どもといたしまして、県の作成しましたマニュアルを基に間仕切りテントやそういうものを活用してプライバシーを守る、そういうスペースを設けるような避難所の運営手引を作成しました。それを活用しまして、今年度は避難所の運営訓練を行ったところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 間野議員。

○10番（間野みどり君） それでは、考えてくださっているということで、やはり日にちがたつと忘れてしまうこと、DVのことなんかも本当そのときは大変だと思っていたこともありますけれども、やはり薄れてしまうこともありますので、また再度確認しながら防災のほうにもそれを入れていただきたいと思います。

それでは、②についてです。

市では、自分の命は自分で守るマイタイムラインをコンセプトにしていることは、この一般質問をする上で知ることができました。こんな状態の今の思いがけない災害などをテレビ報道やそれからラジオなどで知ること、一応の心構えの準備は前よりもみんな備わっているとは思いますが、それだけに、ある程度の基本的な備えや計画表が必要だと思っています。

先ほど答えてはいただけましたが、備品の一覧表などは誰でも見られるようになっていますか。そして、それはどの場所に何があるかとか整理されていますか。それから、一番大事なことはそれは誰に聞いたりすれば分かりますかの3点を聞きたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） まず、見ることができるかということでございますけれども、

申出いただければ見ていただくことは可能でございます。9月の総合防災訓練の際には、地区の防災会においては中を見ていただいて確認をしていただく地区もございますので、ぜひ訓練に参加していただいて見ていただくのも一つの手だと思っております。

それから、誰に聞けばということですが、その辺を議員のおっしゃった見える化ということでお答えしましたけれども、管理表どんなものがあるか、これを各指定避難所と置いてあります防災倉庫の中にちゃんと示すとともに、自主防災会議等でそこら辺も併せてお知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この機会にひとつぜひ全ての議員さんに御理解いただきたいんですが、防災訓練、以前コロナ前にやっていたときに、私が申し上げたのは防災倉庫を使ってくださいということなんです。防災倉庫の中身はきれいに置いておくことが目的ではないんです。それを使うことが目的ですから、訓練で使ってくださいと。スコップをびかびかのまま置いておくことが目的ではないので、使って壊れたら補充しますから。

やっぱりどこに何があってどう使うかということをお学んでおくこと、体で覚えておくことが必要ですので、ぜひ防災訓練でどんどん使ってください。この機会に改めてお願いをしておきます。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 分かりました。

私の周りにはやはりおばさんたちなので、本当に素朴な質問ですが、主人たちにちゃんと聞けば分かるよと言われてそれまでなんですけれども、やはりそういう方が多いということも認識しながら、それを伝える方法を市のほうでも、そして区のほうでも、そしていろいろな組織の中で進めていただけたらもっとみんなが分かり合えて、防災に対しても前向きになるんじゃないかなと思って質問しました。

それでは、④について伺います。

障害手帳など持っている方には優しい気遣いがあると感じています。しかし、手帳がなくちょっと体の不自由な方がいますよね。ちょっとそこらのお風呂に行くのに足が不自由だから車椅子を借りてやっているよとか、それからちょっと障害があるんですけども、そんなに手帳をもらうほどでない人ということもありますけれども、そんなときこそ民生委員さんとか区の役員さんとかの連携が必要と思うんですが、先ほども答えていただきましたが、もう一度、その辺のつながりはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 要介護認定3以上あるいは障害手帳等交付されている方につ

きましては、市のほうから通知をいたします。御本人のほうで計画の策定をしたいということで同意をいただいた方につきましては、現在作成を進めています。

手帳の交付がない方につきましても、申出によりまして作成のほうは当然していくわけですが、やはり市のほうではそういった方の情報を把握することは非常に難しいので、区長様、民生委員様、あるいは地域の皆様のほうからそういった情報を提供いただければ、市のほうから御本人様のほうへ連絡をして計画のほうをつくっていくような形で進めていきたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 間野議員。

○10番（間野みどり君） 難しい問題だと私も認識しております。プライバシーの侵害だの、障害があることをまだ好まない方も多い中で、やはり必要なことかなとこの頃考えます。

この間、偶然、町内の友達で出かけたときに民生委員さんの経験者が3人いまして、そのことで私、今度こんな一般質問しようと思うよなんて言った中に、民生委員さんも僕たちも把握できていないところがあるけれども、絶対必要だよねと思っている方が多いことを感じました。やっぱりこれから市、民生委員さん、町内とかの横並びのつながりを広めることが必要だとは認識していますが、その何かいい手だて、どんなような形でやったらいいとお考えでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） なかなか先ほど申し上げたとおり、市でそういった方の情報は把握するのは難しいところですが、やはり地域包括支援センター等そういった関係機関にも目を広く配っていただいて、そうした中でそういった方の把握をしていく方法が一番かなと考えます。

○議長（青木 靖君） 間野議員。

○10番（間野みどり君） 本当に難しいと私も感じております。それだけに町内のつながりとか、そういうのもまちづくりのつながりとか必要だと思います。

老人の方の対応はこれからもっともっと大変になると思います。④と⑤と一緒にしてしまうかもしれませんけれども、私のおばが耳が不自由になり、その上に自分勝手に自分で解釈してしまう物事を、です、この前の自主避難のときも避難所でないところに今から行くからねなんて平気で言っているから、ちょっと違いますよなんて言ったり、もう少し大変になったら私が迎えに行くからねと言っているのにもかかわらず、雨の中をリュックをしょってうちまでやっぱり心配だから来てしまったということが本当に現状、そういう場面がこれから多くなるかもしれません。

本日は杉山誠議員が補聴器の補助のことを上げてくださっているの、私もすごく興味深いので、聞きたいと思っておりますけれども、本当にそういう方たちが多くなる中で、日頃の民生委員さんや近所の助けが必要とされます。それを進める道筋を立てるような努力をしていた

だけですでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まずは、やはり御本人さんに計画を作成するという意思とい
いますか、そういったものを高めていくことが必要かなと思います。

少し計画の内容につきましてお話をさせていただきますが、計画のほうへはまず安否確認
などをするためにふだん生活している場所あるいは寝室の位置をはじめ、担当するケアマネ
や相談員の情報、そして支援をいただいている方の情報に加えまして最も重要な避難経
路や避難方法、そして車椅子等必要な場合など避難に配慮が必要な支援事項につきまして、
要配慮者ごとにより具体的に記載を進めております。

土肥地区におきましては、避難場所、避難経路につきまして、地震発生時と風水害時に分
けて記載をしております。やはり津波発生時には一刻も早く安全な場所へ避難ができるよう
進めております。

そうした計画を作成することによりまして、やはりその方に適正な避難ができるように進
めていきたいと考えています。

そして、計画のほうを作成しましたら区長様あるいは民生委員様等、関係機関、関係者と
そういった避難の情報を共有していくとともに、また区長様や民生委員様の支援というのは
やはり限度があると思います。なので、やはり災害発生時には地域の皆様の支え合いにより
まして早期に安全な避難ができるよう、そういった体制整備も進めていきたいと考えてお
ります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） それが現実になるように努力していただきたいと思います。

先日の静岡新聞11月27日、日曜日の新聞の記事の中に「かわるかえる 災害弱者の避難」
とあって別府モデルが載っていました。誰一人取り残さない防災ということで、地域での検
討などが記されていました。それを読みまして、やはりうちと同じようにどこの地区でもそ
ういうのを考えているんだということを認識しましたので、それはとても参考になると思
いますので、記事もありますので、それを参考にしてもらいたいと思います。

また、自分たちで守ろうとするのは、波多野議員のいる修善寺ニュータウン地区で、黄色
いハンカチなどを出して元気ですよ、大丈夫ですよというのをやるということも地区で進め
ているようですし、鈴木優治議員のいる本立野地区でも旗を上げるですか、そういうのも着
実にみんな地区の中でいろいろ考えているということも分かりますので、それを共通理解に
して市のほうで取り上げて、また防災のほうにも共通認識していただいて進めてほしいなど
この頃節に思います。

それでは、まとめなんですけれども、最終的にはマイタイムライン、自分の命は自分で守る、それが一番です。でも、弱者やなかなか理解ができない方々には、市の基本的な広報や伝達が絶対必要だと思います。なるべく誰でも市の防災の在り方を分かりやすく見える化して、見えるようにして、人の力を借りながらもその基、自分で考え、災害に備えることが必要だと考えています。絶対に災害は起こります。私たちも真剣に考えていく必要があると思います。ますます市のほうと検討を重ねていただきながら、また私たちも一緒に考えていきたいと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（青木 靖君） 答弁求めますか。

○10番（間野みどり君） いいです。

○議長（青木 靖君） それでは、これで間野みどり議員の質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

再開を10時15分とします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時14分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 永岡康司君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司です。

通告に従いまして質問いたします。それぞれ答弁をお願いいたします。

1番、帰宅途中の子供の熱中症対策について。副題として、広がる子供の日傘の問題、熱中症対策、距離を取ってのコロナ対策という副題をつけました。

大人の夏のアイテムの日傘を小中高生も愛用する動きが広がっています。雨傘を日傘代わりに使う子も出てきているようです。

国は、熱中症対策で体育の授業や運動部の活動、登下校時はマスクを外すよう促していますが、ある市内の小学校長は、マスク着用が習慣化し、外すことが悪いことと思いこんでいる児童もいるようです。脱マスクは簡単には進まないと訴えています。

熱中症対策としての帰宅途中の子供に対して、下校時の日傘差し問題をどのように考えておりますか。

2番、教職員の成り手不足。

少子高齢化が進み、子供の数が年々減っているのが現状です。学校の教員も不足している

ことが分かっておりますが、子供が少なくなれば教員の数は少なくてもいいと思われているようですが、教員を希望する人の減少、教員の若年化による産休や育休などの休暇を取得する教員の多さなど複数の要因があると思われま

す。伊豆市の教育現場の現状と、今後の教員の確保等の課題をどのように考えていますか、伺います。

3番、地域部活動移行について。

公立校の部活動に携わる教員の実態について調査したところ、土日の練習試合で生徒を引率した教員に交通費を支給していない自治体や、部活による時間外勤務を認めていないのが実態です。法令では部活は教員の自発的な行動として整理されて、静岡県を含め23府県では不支給、残り24都道府県ではする仕組みがあると回答しています。生徒の安全を守る、部活動は教育の一環として引率を出張とみなして支給する自治体もあるようです。

伊豆市としての現状はいかがですか。今後、教員の成り手不足解消、労働条件の改善のためにも必要と思われま

すが、いかがでしょうか。

4番、伊豆総合高校土肥分校下宿運営事業の現状と今後の課題。

伊豆総合高校土肥分校の下宿者への下宿費の補助や、地域みらい留学による県外生徒の募集を行っております。地域みらい留学を検討の皆様ということで、東京会場の対面説明会に土肥分校も参加しています。イベントの概要は、2022年9月24日、日曜日、11時から16時まで行って、会場は国立オリンピック記念青少年総合センター国際交流棟で開催されました。

イベントの反応はどうでしたか。

今後、留学生が増えた場合の資金の調達は。

国や県に補助金の申請を行う予定はありますか。

5番、伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金制度について。

若い人材を確保するため、従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等を応援するため、就業規則または賃金規則などで、奨学金を返済している従業員に対して手当として金銭を支給している場合には補助金の対象となりますと規定されております。補助額、従業員1人につき上限12万円となつて、最長で8年間となり、申請条件としては、市内在住で市内の事業所に勤務していることとなっております。

制度ができて3年目を迎えますが、現在の進捗状況と今後の方針、進め方について伺います。また、この制度を見直す考えはありますか、伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（青木 靖君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、永岡議員の御質問についてお答えします。

初めに、永岡議員の1番の問題ですけれども、先日、マスクの着脱等、熱中症の対応について、テレビで次のような話をしていました。マスクを絶対に外させない強制する中国、それから自分の判断に任せる欧米、そしてはっきりと言わないけれども、周りに併せさせて整えようとする日本とそんな話をされて、本当に今学校で起こっているいろんな判断の難しいところを言われたような気がしました。

詳細については、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

暑い時期は1日の中で最も気温が高くなる時間帯に下校をする子供たちの熱中症対策は、非常に重要であると考えております。

日傘については学校では特に決め事を設けておりませんので、日傘を差す子供たちの姿も、少数ではありますが、見受けることができます。日傘を使うと暑さ指数測定値、いわゆるWBGTと言われているものが日光の下に比べまして1度から3度の低減効果があるという調査結果もありますので、日傘も熱中症対策として有効な手段の一つではあると考えております。

大切なことは、場に応じたマスクの着脱や帽子の着用、また水筒を持参して水分補給をしっかりすることなど暑さ対策の正しい指導を行うことだと考えておりますので、日傘についても有効な手段であると子供たちに教えていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 永岡議員、再質問はありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 再質問させていただきます。

この問題ですけれども、この問題は今後起こるかもしれないというようなことで取り上げさせていただきましたので、今現在、問題になっているとは考えてはいません。今後こういう問題が起きるのかなということで、あえて質問させていただきます。

雨天時には傘を差しても誰も違和感を持たないと思いますが、もしこれが日傘であれば、周囲の人にとっては不愉快になったり、危険を感じるようになれば日傘を差すというようなことは周囲の理解を得られることが難しくなると思いますが、今答弁の中に少数ではあるが、日傘を差す子供が見受けられるというようなことを答弁いただきましたのですけれども、この前の修善寺総合会館でやった教職員との地区懇談会の中でも、先生と話した中でそういうことが起きている、指導はしていないんだけど、そういう子も確かにあると聞いております。現実的にもう起こり得る問題かなと思っています。

それで、下校時には2時45分にチャイムなりますよね、帰宅のチャイムが鳴って。一番暑いときじゃないですか。私たちが仕事のないときには、畑出るのも4時頃になってしまう。ちょうど夕方になって、仕事行く時間なんです。2時半とか3時頃は一番暑いとき、そのと

きに子供たちが帰るとなると相当厳しい条件下と思います。1つのランドセルしょっていても2キロから3キロぐらいあると聞いていますし、手提げ袋持っているという中で帽子をかぶって、マスクをして帰られるということは、低学年にとっては相当体力の要ることだと考えています。そこに今度、日傘を差すとなると、どうして傘を持つのかということになるとこれ危険な状態になると思うんです。

だから今GIGAスクールの中で、パソコンとか何か使ったときに荷物を少なくすることができるんじゃないかと思うんです。そうすると、今僕たちがゴルフ場行くと、カートの中に日傘が当たり前ように置いてあります。そこにいると2度から3度は温度が下がると聞いているので、そこら辺の負担が子供たちに軽くなるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はいかがだと思いますか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ランドセルの重さ、それから登下校時の荷物の多さについては学校でも心配しているところです。タブレットの持ち帰りを進めるのは必須ですので、それについてどうあるべきかということについては話し合われているところですが、今、全国的に言われているのは俗に言う置き勉というんですか、必要のないものは運ばないというようなそういう方向で指導しているところです。

ところが、心配なんです、子供は。忘れ物をすると今度は叱られたり、家に帰ってないものがあると困るので、全部を持ち帰るといようなそういうような子供もいるということは聞いています。

今後は、そういう何が必要で何が不必要なのかということ判断する力も大事になってきますので、それは学校の中で持ち帰るものについてなるべく減らすような方向で指導していきたいと考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 先ほど答弁の中に日傘の使用を推奨することも禁止することもしていないようですが、これは保護者の判断で日傘を差すということは構わないという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） そのように考えています。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） このあたりみんな日傘を差すとなれば熱中症の予防ばかりでなく、傘を差すことによって1メートルから2メートルぐらい離れて歩く子供たちの行列ができると思うんです。そうすることによってソーシャルディスタンスが保てるので、コロナの感染

対策にも役立つのかなと私は考えています。

そうした観点からも、子供たちの日傘についてももっともっと考えてもいいのではないかと
思いますけれども、そこら辺は教育長、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 日傘を差すことによるいろんな課題ですとか、それから逆に効果と
いうのはきっとどちらもあると思います。現状としては、雨天時は全員が傘を差して通っ
ている状況があるわけですので、そういうことと同じように危険がない、安全に登下校できる、
そのことを踏まえて対応していきたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） みんなで使っていると危険がある程度、日傘でも雨傘でもそうかも
しれませんけれども、危険が伴うようなことはあると思います。事故リスクのないことを十
分に考えた上で今後の問題点としては、学校やそれから保護者といろいろ相談しながら、し
っかりとした意思疎通を図りながら理解を深めることが第一歩だと思います。この問題につ
いては、今後起こり得る問題として取り上げてみましたので、また今後とも検討していただ
ければと思います。

それじゃ、次に移ります。

○議長（青木 靖君） 次の2問目、教職員の成り手不足についての答弁をお願いいたします。
教育長。

○教育長（梅原賢治君） 2番目の質問についてお答えします。

教職員の成り手不足についてです。

必要な教員数を確保したいけれども、教員の成り手が不足している、そういうふうにな
今よく言われています。これは現在の大量交代期にもかかわらず、教員志望者が減少しているこ
とが一因と思われます。志望者の減少は「#教師のバトン」でも話題になったように、長時
間労働であること、時間外の給料が支払われないこと、さらには指導の仕方へのクレームや
理不尽な要求などマイナスのイメージが強調され、学生が夢を諦めたという話が聞かれます。

教師の仕事は大変ではありますが、本来やりがいのある魅力的な仕事です。教師が生き生
きと指導し、子供たちが教師の人間性に触れ、魅力を感じられるような働き方ができる学校
現場に改善していくことが必要である、そのように考えています。

現状の学校現場の状況については、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 伊豆市における教員不足についてですが、公立義務教育諸学校の
学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務教育標準法というもので定めら
れている教職員の定数に対しまして、教員が不足しているという学校は今のところございま
せん。

産前・産後休暇や育児休業を取得する教職員が生じた際には代替教員を充てますが、その代替教員の確保が非常に困難な状況となっております。このことは伊豆市に限ったことではなく、全国的な問題となっております。

代替教職員が必要な場合、近隣の市町教育委員会や静岡教育事務所などはもとより、退職された方や教員免許状をお持ちの方などとも連携を図っていくことで、確実に代替教員を確保していかなくてはならないと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 永岡議員、再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 11月の初旬ですか、教職員組合との懇談会がありまして、先生の成り手不足の原因は何なんだろうという討論をしました。先生が100人ぐらい来て、それから議員の方たちが各地区から20人ぐらい来て、各グループに分けての討論会を開いたわけなんですけれども、そのまとめた中に、職員の欠員の原因として、教職員の若年化による育休の取得者の増加によって代替教員が不足していると、成り手がないと。それから、採用合格者の辞退、要するに静岡県で受かってよその県へ行ってしまふ、だから静岡県で受けても、自分の希望する例えば東京だとかというようなことを言って、合格者はいるんだけど、成り手がない、そこら辺も問題になってくる。それから、先生の免許を受けたんですけども、教職に就かないでほかの業種に行ってしまう、そんな原因もあるというようなことも聞いています。

それから、もう一つ、再任用希望者の辞退ということがあるんですけども、要するに再任用というのは不定期的なものであって何ていうんですか、安定した職業じゃなくなってくるような気がするんです。それで成り手不足があると。

もう一つ、受験者数の低下により、任期付教職員、臨時的任用教員が減少しているというのも一つの原因である。

それから、特別支援学級の増加によって、教職員の数の増加が上げられないというようなことが言われています。

今、教育部長のほうから代替教員の確保が困難で、これは全国的なことであって伊豆市ばかりではないと言われていましたよね。だからいいというわけではないんです。全国的にこの問題は起きるから、伊豆市もその中の一つだよじゃなくて、伊豆市はじゃどうするかということを考えなきゃいけないと思っているんですが、もう一度お聞きしますが、そこら辺どのように考えているんですか。教職員の成り手不足に対して。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 教員の数が足りないと言われていた中には、いろいろな要因が含まれています。本当にこのことが原因だということだけで言えるとはちょっと思えません。今、

学校現場にいろいろな形で勤務する職種といますか、形態が増えていきました。例えば1日は勤めないけれども、半日だけとか、それからこの教科だけというようなそういう勤め方をされる方も多くて、昔は僕が若い頃は60歳を過ぎた人は学校現場にはいなかったです。というよりももう少し早期に退職した方も大勢いましたし、それに比べて今は60歳以上の方にたくさんお勤めいただいて心強いというのものもあるし、その方々が働かなければ学校が回らないというようなそういう状況もあります。

なぜかと言うといろんな先ほど言った働き方のものを用意して、今ある教育をよりよくしようというそういう形が増えてきたんです。そうしますと、自分が若い頃、産休代替の人がいないというと、退職された方はみんな家でゆっくりされていたんです。悠々自適なというか、退職後を過ごしていた方に今度ここが空くので、お願いしますというようなそういうことがやられていて、あちこちで産休先生ときっと皆さんが言われるようなときもあったと思いますけれども、そういうような方に教わった方々もいらっしゃると思いますけれども、そういう時代とはちょっと今違ってしまっていて、経験者、それから免許を持っている方がいろんな場で働く場所が増えたと僕は思っています。

それに加えて今、大量の方が退職をする。それに対して希望するというよりも、そもそも若い人が少ないわけですね。その中で教員を希望する人も割合から言うとどうかちょっと僕は存じていませんけれども、そこが少なくなっているというのが事実だと思います。

そこで、これは一般的なことです。伊豆市の現状ですけれども、伊豆市内には今、伊豆市で確保している学校に、そういうような方がいなくて困っているというところはありません。ですけれども、例えばここで特に病気でお休みになる方がいるとか、突然辞める方がいたら、それは対応がすごく難しいというのは事実です。では、それが今簡単に解決できるかという、解決は難しいと思います。絶えずそういう方々とコミュニケーション取りながら、あそこにはこういうときに勤めてもらえる人がいる、ここにはこういう勤めをしている人がいるという情報を持ちながら非常時に備えているというのが現状です。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 土肥小中一貫校の中でラビットクラブという先生、御存じだと思います。その人たちは定年になって代用教員のような形で講師みたいな形で行っている。今度70歳になったもので、皆さん辞めましたよね。そこで皆さん困って、学校のほうも教員が今度は逆に困っていると。先生に聞くと現状困っているんですよということを言われたので、あえてこの問題を取り上げたんですけれども、今後この問題ももっともって教員不足というのは、成り手不足があるんじゃないのかなと私の推測なんです。

そこで、ちょっとデータの的に申し上げますと、教職員組合の先生方のデータを頂きましたんですけれども、採用試験の受験者数の現状ということで3年間のトータルを統計取りました。小学生を担当する教職員の採用試験受験者がおとしが833人、去年が650人、今年が

655人、2年前よりも168人受験者数は減っています。中学校を希望する先生が748人、去年が707人、今年が651人で97人受験生が減っているということで、こういった形でどんどんこの数字が多くなると、先生の不足というのは今後もっともっと厳しくなってくるというのが私の推測で、この問題取り上げた理由なんですけれども、そこら辺の関係を最後になりますけれども、総括してどのように感じているのか、教育長、お願いします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 繰り返しなると思いますがけれども、魅力ある仕事、よく教員採用の場に立ち会うことがあったんですけれども、そういうときに若い方がどうしてこの職を選びますかということに対して自分が担任してもらった、教わった先生方の背中を見てそういう教員になりたいと思ったというそういうような定番の答えになるかもしれませんが、そういう気持ちを真っすぐにぶつけてくれる若い先生方はたくさんいます。自分が話をする学生の中にも、そういう気持ちを持っている子はいっぱいいると思います。

じゃ、振り返って伊豆市の先生方はそんなことはないと思いますけれども、子供たちが先生がつらそうに働いているとか、いらいらしているとか、僕らの話を聞いてくれないなというようなそういう気持ちを持ちながら学校現場で過ごしているとしたら、当然そういう希望者は減っていくのではないかと思います。

それと、これは教員の先ほど言った勤務条件のことになるんですけれども、勤務条件がほかの職種と比べて特別に教員はその仕事に対して見合った給料もらっているなという、そうじゃないんだよというようなそういう声があちこちで上がっているというのも若い方が最後の就職を選択するときに、先ほど永岡議員がおっしゃったように、受かったんだけど、ほかの職種とてんびんにかけて教員を辞退するという方もいると聞いています。ですから、そのところで両方受かったんだったら、教員を目指すというようなそういう気持ちを持つ教員を育てていくという、そういう気持ちを醸成していくというのが大事だと考えています。

申し訳ない、自分としてははっきりした答えを持っていません、実は。今後そういうことを続けていくことが大事だと考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次、いっていいですか。

○15番（永岡康司君） ありがとうございます。

次に移ります。

○議長（青木 靖君） それでは、3問目に移ります。

地域部活動移行についてに対し、答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 地域部活動移行についてお答えします。

これについては、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

静岡県では、土日の週休日等に部活動の指導をした教職員に対し特殊勤務手当が支給されますが、練習試合等で引率した場合の交通費は支給されておりません。これを補うために伊豆市では、部活動の顧問に対しまして部活動指導補助金を支給しております。

教職員の労働条件改善につきましては、働き方改革として様々な角度から検討しているところですが、検討課題の一つに部活動の地域移行があります。部活動の地域移行は、部活動の質を高めるとともに、教員の働き方改革にもつながるものであるとは考えますが、地域における指導者の確保など解決しなければならない課題が山積しており、早々に実現できるものではないと考えております。まずは、現在も指導していただいている外部コーチをさらに広げ充実させ、学校と地域が協力して指導する体制をつくっていきたいと考えております。

今後は、教育委員会や学校だけでなく、地域を踏まえた社会全体で取り組んでいくべき大きな課題であると認識をしております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 再質問させていただきます。答弁ありがとうございました。

これ一つの例ですが、掛川市が2026年までに市立中学校の部活動の運営を新たに設ける地域の団体に移行して、学校単位だった活動を地域から幅広く経験者を求めて指導体制をつくるというようなことをうたっています。

伊豆市では、今後中学は2校になると思います。新中学校と義務教育学校の2校となりますけれども、まだ生徒の数は少ないし、希望するクラブ活動はできないかもしれませんが、地域部活動として隣の市町の伊豆の国市との合同クラブというような考えは今後持つようなことはありますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 伊豆の国市との合同があるかということによろしいでしょうか。

そういうことも今後は考えていかなければならないと考えています。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 地域部活動をすることによって、先生の事情というのが大きく変わると思うんです。経験のない先生が経験のないクラブに教えに行かなきゃならなかったり、長時間または休日の勤務を強いられているケースも多くなっています。大体土日になると、クラブ活動、練習試合が多くなって、先生たちもそれに行かなきゃならないというのが現状だと思います。

地域部活動の改革によって、先生も地域の一員として自由に参加することができるようになるかと思うんです。部活動の地域移行は、教員の働き方改革や労働条件の改善になってい

くと思いますけれども、教育長、いかが考えますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 先ほど議員が掛川市の事例ですとか、西部の磐田市さんなんかもそういうようなことお話を聞いたことがあります。背景には、周りに企業ですとか、それからサポートするスポーツクラブが充実している地域というそういう違いもあります。

では、伊豆市はどうかといいますと、伊豆市で同じような形を取ろうとしても、そういう体制は難しいというのが今私たちが考えているところです。小学校は現在何もやっていませんよね。小学校の教員は小学生に対してそれぞれのスポーツ少年団に入っている子たちに、今度は君は野球行っているんだね、君はサッカー行っているんだね、君はバレーやっているんだねというような声かけをしながら、土日は先生行ってきます、頑張っってねというようなそういうような形を取っている、まさに地域部活動の形を小学校は取っているわけです。では、果たして中学校がそれと同じようなことができるのかということ、先ほど申しましたように今の状況では難しいと思っています。

ですので、今スポーツ庁、それから文化庁が言っている土日・休日の指導をそれらの方に移行する方法がないかどうかを検討しているところです。検討しているというよりも進めようとしているんですが、なかなかそれに見合う受皿がないというのが現状です。

それから、平日については全部を地域に任せるというのは、例えば午後4時から学校に来て子供たちの指導してくださいというのに、市民の方で応えられる方が何人いるのかなというふうに考えると、これはとても難しいと思っていますので、学校現場でもう一踏ん張りしながら、そういう方法が見つかるまでは学校内で子供たちを指導していこうと考えています。

難しいのが平日の指導とそれから土日の指導のつなぎなんですけれども、その連携をするためにも十分に話し合いをしながらやっていくしかないかなと思います。

最終的に難しいのは、中体連の枠組みの中で試合にどういうふうに参加をさせるかということが待っていて、出口のところがすごく難しく、ただ活動をしてそれで終わりではない。子供たちは中体連で田方地区で優勝したいとか、東部へ、県大会へというそういうような今までの枠組みがあるわけです。それとの整合性も取るのが伊豆市だけではなくて、全県的に検討をしているところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 先ほど答弁の中で、いろいろな問題が今、教育長も言われたように山積しているということで、この問題ももっともっと議論して進めなきゃならない問題かなと思って。今、現実問題ではクラブ活動できているんですが、これから子供が少なくなれば、クラブ活動もだんだんできなくなってくるとなれば合同でやるのも必要なということ。

問題は山積すると思います。指導者の賃金の問題だとか、安全に対する問題だとかいろいろあるかと思うんですけれども、そういう課題をまたこれから解決しながら地域の部活動と

いうのも必要になってくるんじゃないかなということで取り上げさせていただきました。また今後よろしくをお願いします。

次、移ります。

○議長（青木 靖君） それでは、永岡議員の4問目に移ります。

伊豆総合高校土肥分校下宿運営事業の現状と今後の課題に対して、答弁願います。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 先ほどまでの教育に関する議論を伺っていて、今までも申し上げてきたことですが、改めて、過去の制度の延長線上に未来は絶対ないなと思いました。今までの制度、今までの社会の延長線上に明るい未来をとというのは不可能です、我々の世界で。世界が激変して、すさまじい勢いで人口減少が進んで、まさに出生数が減少していく中で、根本的に社会の在り方を考えない限り、日本の未来は絶対ありません。

我々行政の在り方も、今まで私も職員に目的を明らかにして、目的を達成できる目標を確立して、そしてそれを実現するために1H5Wをつくって計画をつくりなさい、これはそのとおりでいいんです。特に公共工事のようなものは学校的设计であれ、道路的设计であれそれでいい。しかし、社会の在り方というのはそうなりません。それから、産業振興もそうなりません。私たちが思ったとおりにお客様は動いてくれないし、世界が激変していく中で今までよく我々も議論してきました、それ失敗しないのか、大丈夫なのか、どんな変化に耐えられるのか、分かりません。

したがって、緻密な計画をつくるよりも目的をはっきり明確にしたらまず実行して、トライアンドエラーでどんどん改善していくやり方、これ欧米ではほとんどそのやり方に今なっているわけです。失敗したら改善する、そのやり方に変えないと子供たちの未来は開けないと、今までも思っていましたけれども、今、御議論を拝聴していてつくづく思いました。

その延長線上に土肥高校の将来もあります。既に全国公募の学校というのはあるわけですが、伊豆総合高校は2つのキャンパスを有する、修善寺キャンパスは2つの駅を有する、そして山と海を有する、このような特徴の中でどうすれば土肥高校の魅力化をさらに高めることができるのかという議論の中での下宿というのは一つの手段ですから、どこか至らぬところがあれば改善して改善していけばいいとそのようなことでスタートしたつもりでございます。

御下問の詳細については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、お答えいたします。

まず、9月24日に開催された東京での対面合同説明会についてでございますが、土肥分校からは副校長と教頭が参加されましたので、詳細を伺いました。

土肥分校に対する説明の申込みは予約時には7組ございましたが、当日は台風の影響も

あり、実際に来場されたのは6組とのことでございます。土肥分校の取組を説明した参加者の反応といたしましては、小規模校のため生徒に手厚い教育環境でよい、海が近い環境を生かした取組を行っていて自分もやってみたいなどの感想があったとのことでございます。

合同説明会の参加者は、土肥分校だけでなく他校にも予約を入れて説明を受けており、いかに魅力的な取組をしているかが選択のポイントとなるため、土肥分校ならではの取組とその魅力をいかにPRしていくかが重要であると思われまます。

2つ目と3つ目の御質問は関連しますので、併せてお答えいたします。

地域みらい留学と呼ばれる県外からの生徒を募集する取組については、取組経費の2分の1が支給される内閣府の地方創生推進交付金にエントリーし、資金調達を行います。具体的には、全国で同様の活動を行う地域・教育魅力化プラットフォームへの参加費と下宿負担金を経費算入し、財源確保に努めてまいります。

また、今後、留学生が増えた場合の資金調達につきましても費用の半分は地方創生推進交付金で賄いますが、その他有利な国県補助金等を活用しつつ、適切に財源確保することが必要であると考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員、再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） ありがとうございます。

9月24日の東京オリンピック記念館では、副校長と教頭、副校長は特にこの問題に対して力を入れてくれていろんな行事に参加して、各学校を回って募集を行っているというのも聞いております。6組の参加があったということでした。

もう一つ、主旨通告ではしていなかったかと思うんですけども、8月6日に伊豆総合高校土肥分校で、土肥留学生1日体験入学というのを行って、これ新聞記事なんですけれども、近隣市町から24名が参加し、22人の保護者が参加したようですが、その様子の感想というのは聞いておりますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） ただいまの議員御発言ありました記事につきましては、8月9日の記事ということで私どもも承知をしております。

特に学校のほうからは報告等は受けておりませんが、新聞記事の中で内容については確認をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） これ新聞記事になった感想なんですけれども、生徒の中から、自然の中で学びたい、または土肥分校は明るくて過ごしやすそうとか、先生が生徒に寄り添って

いる感じがしたという評判は上々だということが感じ取れました。

土肥留学生が多くなるとなれば下宿の問題、先ほど市長も答弁していただきましたけれども、下宿は地元の支援団体の人たちがいろいろ心配してくれて探してくれていると思いますけれども、財源については伊豆市の負担ということで考えておりますので、今後毎年、生徒が多くなれば当然、財政負担というのは多くなってくると思います。今は1人大体、月4万円の下宿代の補助をしているようですけども、これが毎年15人入るとなると大きな金額になります。15人入学しますと、月4万円が1年間12掛ける15人で720万円補助金が必要になってくるんです。それが3年間となると2,160万円が必要になるんです、毎年。そうすると、国が2分の1面倒見てくれても、1,080万円というのが伊豆市の負担になるんです。これは大きな財政負担になると思うんですけども、ここの辺をどのように考えていますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） そうなればうれしい悲鳴なんですけれども、私はそう簡単に行かないと思っているんです。なぜならば、まだ伊豆総合高校は2つの異なった学校なんです。伊豆総合高校の本校と伊豆総合高校の土肥分校は別の学校なんです。ですから、何の交流もないし、ただ校長先生が両方を見ているだけであって、先般8月の説明会のときに私も見学に来られた保護者の方に話したときに、私は分校という言葉が嫌いなので、県の教育委員会の許可を得て土肥キャンパスという言葉勝手に使っていますと申し上げたんです。そうしたら、あるお母さんが本当に私たちそう思っているんです。だから卒業証書にも伊豆総合高校土肥キャンパスと書いてくださいという発言があったんです。でも、駄目なんです、なぜならば別の学校ですから。

だから私が申し上げているのは、それぞれの学校に入るけれども、部活動とかいろんな生徒の活動、将来、生徒会の交流とか、修善寺の子もマリンスポーツ行く、土肥の子も自転車部でこちらに来る、そうすればキャンパスになるんです。今はまだ別の学校のままなんです。これ続けていっても、魅力ある学校にならないと私は勝手に思っているんです。だから伊豆総合高校の特徴を最も生かす形で、したがって行政も入ろうということを今、県に申し上げているんです。

地元も行政も何ていうんでしょうか、行政組織としてではなくて、地域の地域力の一役割として伊豆市も入りますから、地域の皆さんも入りますから、レスリングの指導もします、ゴルフの指導もします、マリンレジャーの指導もします、地域の皆さんがやります。ここの特色をしっかりと明確にしない限り、そんな簡単に私は10人、20人の下宿生が全国から入るとは思えなくて、これはまた近々、後援会長と校長とも話しますけれども、まず私たちがしっかり腰を固めた上で県教委に一つの魅力ある伊豆総合高校にしてくださいということを強く申し上げたいと思うんです。その上で増えてくれればうれしい悲鳴だと思っています。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 市長言われたんですけども、特徴ある学校ということで、今、土

肥の高校ではeスポーツをクラブ活動でやっています。それが大変魅力があるということで、自分のことを言っちゃおかしいんですけども、国民民主党の玉木さんが1回見学にきたいというようなことも言われましたし、榛葉賀津也幹事長も土肥高のeスポーツを見に行きたいということを書いて、大分eスポーツについては魅力のある学校であるというようなことは知られているようです。

これをもっともっとPRしてもいいんじゃないのかなと副校長に聞いたら、eスポーツをやることによってこれを体育に生かしている、クラブ活動に生かしているんだよということで活用されているようです。そこら辺で特徴ある学校ということで、そういうのももっともっと進めていけばまた違ったこともあるし、海を勉強することもいいでしょうし、観光を勉強することもいいでしょうし、そういった面では題材は幾らでもあるので、そこら辺をもっともっと特色のある学校にしていければ、土肥分校としては物すごく魅力のある学校ではないのかなと思って。

今は下宿先が3つあるんですか、僕の知っている限りでは。そこに何人か入っていられるということでこれから少なくなるか多くなるか、全国的規模になればもっと多くなるのではないかなと思って心配は、そこに伊豆市の財源がどうなるのかなというのが心配の基だったんです。国の補助金が2分の1で済めばいいんですけども、今答弁の中には今後有利な国・県の補助ということで有利な県の補助があればいいんですけども、なければこの半分の補助を伊豆市が持たなきゃならないということは、大変な負担になると思います。そこら辺、経費の負担はどのように考えているか、もう一度お聞きしたいと思います、財源の負担については。

○議長（青木 靖君） 県の高校に対してのことですので、市の関わりと市の財源についてというお答えを求められていますか。

○15番（永岡康司君） そうです。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） この取組についての県と市、それから地域の役割分担を改めて整理いたしますと、県はオンリーワン・ハイスクール事業ということで、先ほど議員から御発言のありましたeスポーツの部活動の運営、それからマリン学習など土肥分校の独創的な魅力向上に資する予算措置のほうを県のほうでまずはさせていただいていると思います。

役割といたしましては、土肥分校については、生徒募集に関するPR活動や事務手続、それから下宿運営協議会の事務局機能をしていただいていると。私ども市といたしましては、下宿費用の負担のほか、あと土肥分校と地域をつなぐ役割ということで、それぞれ役割分担を今担っているところでございます。

市が持っている費用といたしましては、先ほどの下宿費用の負担の部分と、あと地域みらい留学の協議会みたいな団体がありまして、その参加費のほうを負担しているわけですが、

留学生が増えれば当然費用も増えるということがございます。

地方創生推進交付金で2分の1を負担していただくんですが、厳密的にはあと2分の1の中で特別交付税としても算定対象となりますので、そこで算定となるように申請をしております。ですので、金額のほうははっきりしませんが、その2分の1の幾分かは特別交付税でも負担をしているというのは実際のところでございます。

それ以外に国・県のところは現在のところは今ない状態だと思うんですが、いろんなところで対象となる支援制度みたいなのを探して、できるだけ財政の負担にならないような形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡康司議員。

○15番（永岡康司君） どうもありがとうございます。

今後、市長がもっと頭が痛くなるように財源を確保できればと生徒がもっともって増えていただければなと思っております。財源の確保で土肥留学制度を活発化させていければと思っております。また今後ともよろしくお願いいたします。

次、移ります。

○議長（青木 靖君） それでは、5問目に移ります。

伊豆市中小企業等奨学金返還支援補助金制度についてに対し答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） まず、現在の進捗状況についてですが、現在、1事業者1名分の補助金を支出しておりますが、同じ事業者からもう一名補助金申請をしたいというお話があり、申請の手続を現在しているところです。

さらに当該制度を活用していただくよう、市内事業者に対し職員が直接訪問し、返還支援制度の活用の周知に努めてきたところです。

当該制度の目的につきましては、企業イメージの向上や雇用確保の促進など、市内中小企業の維持・発展を図ることとしておりますので、その目的に資する施策としましては一定程度の成果があったものと考えております。

この制度の成果をさらに高めていくためには、移住・定住にもつながっていくような制度設計があればより一層効果が上がると思われれます。その検討に当たっては、運用面や有効性など様々な課題がありますので、そのような課題を整理しながら制度の見直しも含めて、今後しっかりと議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員、再質問ありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） 答弁ありがとうございました。

今の答弁の中に1事業者1名の補助金を出しているということは前々から答弁は聞いておりますけれども、この制度を活用していただくよう市内業者に職員が直接訪問して、制度の活用をお願いしますということで、これ3年前からずっと同じような答弁を何回か聞いておりました、前部長もこれについては暗記していると思いますよね。毎回同じ答弁をしてくれています。本当にありがたいことだと思って、努力してくれていると思いますけれども、何件回ったかはあえて聞きません。努力してくれた結果は何件回ったかは聞きませんけれども、その成果がまだ見られていないのが非常に残念で、その制度自体が私たち伊豆クラブが考えている制度と伊豆市が考えている制度とは全く異なっているので、これはかみ合わないんだと思います。

伊豆市の中に中企業というのはどの程度あるのか分かりませんし、小企業はどれだけのものか分かりませんが、ある企業へ行きますと、賃金を払ってまでも大学卒を求めるほどの余裕はないというのは小企業の意見を聞きました。だから大学生は伊豆市に勤め口がないんだというようなことがあえて言われていますけれども、もうこれも私たちもこの問題については5年前から一般質問ずっとやって、僕も4回、5回もやっている、星谷議員も何回かやってきて、もうこれもあきらめてはいたんです。もうこれで最後にしようかなと思ったんですけども、この制度ももっとも活用して改善していきたいということであえて答弁もらえたので、この制度については今後も伊豆クラブとしては注視していきたいと思っています。

その制度を検討していきますという答弁いただきましたんですけども、今までの制度を全く変えるのか、この制度をどうするのか、私たちが言っている制度にするのか、そこら辺はまだ検討はしていないと思いますけれども、考えはありますか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） まだその具体的な変更の部分についてまだこれから検討するところではあるんですが、先ほども言いましたとおり、移住定住にもつながっていくような制度設計というところについて、そこについては市の内部的にちょっと検討を進めていきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） この問題で一番ネックになっていると思われるのが就業規則、要するに賃金規則の変更というのがあるんです。中小企業就業規則及び賃金規則の中に手当として支給すると、その手当を支給した場合に伊豆市がその1万円を補助するというになっている、これが非常に僕はネックになっていると思うんです。

私たちが言っているのは、とにかく伊豆へ帰ってきてください、そして奨学金を返済している方には、伊豆市が補助しますよ、就職は伊豆市以外でもどこでもいいですよ、ただし、

期間は30歳未満まで最大8年間までは補助しますよということで、その間には結婚して子供をもうけて伊豆市に自宅を構えて住んでいただきたいというのが私たちの趣旨なんです。その趣旨がかみ合わなければこれはいつまでたってもできないと思うし、幾ら事業所を回っても理解できてこないと思います。もっともっと制度を考えていただければと思います。よろしくお願いします。

今日たまたま後ろに傍聴者がおります。職員だと思います。新人職員だと思いますけれども、この中にも大学卒業して奨学金を返済している方がおられるかもしれません。そこら辺は誰に質問していいかわかりませんが、対象になるんですか。そこら辺をお聞きします。

もう一つ、今後ろに直接後ろ向いて話すわけにいかないんですけども、この奨学金制度、要するにこの制度なんですけれども、伊豆市中小企業奨学金返還支援制度補助金というのがパンフレットがあるんです。そこら辺を新人の職員の方たちはこの制度あるということを知っているかどうかというのちょっとお聞きしたい。そこら辺のところを聞きたい。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。制度の内容等々だったと思います。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） まず市役所がその対象になるのかという御質問だと思います。この制度また何度も言って申し訳ないんですけども、産業力の強化という部分で企業のイメージ向上であるとか、雇用確保の促進など市内の中小企業の一発展を図ることを目的としておりますので、まずその民間を想定してつくられた制度ということは御理解いただきたいと思えます。

その中でまた運用面の中で、要綱の中で第3条の交付の対象として、先ほど議員おっしゃられたとおり、奨学金の制度、規則等を定められているというところがございますが、今伊豆市役所のほうにその制度は持ち合わせていないというふうに考えております。

あとは職員の部分については、すみません、周知しているか私のほうからはお答えはわかりません。すみません。

○議長（青木 靖君） ほかに答弁できますか。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 職員がこの制度を承知しているかという御質問かと思いますが、ただいま産業部長がお答えしたとおり、そもそも市役所においてこの奨学金の返還制度というものを制度として持ち合わせておりませんので、特に職員に私事、自分事としてこういった制度があるということは当然にしておりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） 伊豆の国市の奨学金返済制度については、役場の職員が大分これを使用しているということで、逆に使用し過ぎて職員だけしか使用していないぐらいなことを

聞いてあえてやめました。それは聞いています。利用するのが職員だけだと、そんな制度があるんなら私もということで手を挙げたのが全部職員だったんです。だからやめたということです。確かに職員は高給取りになるかもしれませんが要らないかもしれませんが、そういう制度があるんだよということは知っていてもいいと思うんです。

それで、伊豆市もこういう賃金規則があっても就業規則があってもいいのではないのかなと思う。そこら辺の考えはいかがですか、市長。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員がこの課題を提言されている目的は私は理解しているつもりなんです。この30年間我々は状況を知っているとおり、全くこの国経済成長してないわけです。恐らく30年を通して見ても下がっていて、天城湯ヶ島町の最後の課長の給料のほうが今のうちの部長の給料よりも高かったわけですから、その中で高校、大学を出た子があえて都会に行かずにそれでも伊豆市で仕事しようというときに一体どんな夢を持てるんだろうかと思うんです。それは財源の支援というのは必要だと思いますが、やはり自分の人生を切り開いていくことができ、チャレンジができ、その中で自分が成長していく姿を私たちが見せることができなるとより選択肢が広いであろう都会に行くのはある意味そうなんだろうなと思ってしまうわけです。したがって、私たちは公務員の仕事も含めて、自分たちのふるさとの未来を自分たちで切り開いていく、それが俺たちの仕事なんだというのを見せなければいけないんだろうと思うんです。

ちょっとその市長としての思いとは別に、議員のこの制度について私がこれまで感じているところは、今コロナでこの3年間ちょっと指標が変わっていますからそれより古い指標になりますけれども、私が確認した時点では、伊豆市の中で判定従業員数が100人以上の会社が3つしかありませんでした。したがって、市内の企業というのは全部中小企業になるので、その新規採用をどうやって支援できるんだろうかといういろいろ伺ってみたいんですが、一番多かったのはやはりアパートの補助をしてくれというのが多かったんです。修善寺駅周辺と三島駅周辺とアパートの家賃がそんなに変わらないものですから、その中小企業の新規採用は、私たちが今制度でやっている子育て世代の誘致と違いますので、高校、大学を出て18歳、22歳の子が一人住まいする、ここまで来てもやはり5万円、6万円かかるというようなことは幾つか伺いました。それで何とかならないのかなと大分努力はしてみた、検討はさせてみたんですが、もしあえて申し上げるのであれば、そういうニーズがあるのかなと思っていて、これをすぐに今議員から御提案のあった奨学金制度をすぐにやめるということではないんですが、国がこれから一定の年間所得になるまで奨学金返済留保しますよね。その後300万円でしたっけ、それを超したら所得に応じて返還するというような枠組みが新しくできつつある中で、何をしたら伊豆市に戻りやすいかというのは、ここはもう少し検討させてください。制度設計のところなんです。

○議長（青木 靖君） 永岡議員。

○15番（永岡康司君） ありがとうございます。分かりました。そういう制度設計が新たに設けられるということで、私たちはまた期待していきたいと思います。

僕たちもあと2年任期の間に何人かこれが募集できればと思っています。予算もつけてもらってあるので、できれば本当にもっともっと制度をやりやすくするような制度にしていたら、もっと要するに伊豆市に戻ってほしいと。Uターンでもいいし、Iターンでもいいし、なるべく伊豆市に帰ってきてほしい、そしてそこから仕事をしてほしいというのが本当の私たちの希望ですので、そこら辺を酌み取ってもらってこの制度設計をしていただきたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） これで永岡康司議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまから5分間休憩します。

再開を11時25分とします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時26分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

◇ 浅田藤二君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） こんにちは。2番、浅田藤二です。

議長の許可を得ましたので、発言通告書に従い、質問させていただきます。

新中学校の教育内容（教育課程）について、市長、教育長にお伺いいたします。

令和7年度の伊豆市新中学校の建設のための計画が進行していますが、最も大切な教育の内容つまり教育課程の特色がいまだに見えてきていません。伊豆市の教育に「未来を想像する伊豆人（いずびと）づくり」がありましたが、様々なこと触れており、何に力を入れようとしているのか、どこに特色があるのかが私には読み取れませんでした。

令和4年度の伊豆市の出生数は70人台になると予想されているようです。まさに緊急事態

です。行政も同じですが、今までのような横並び・前例踏襲を続けていては、今回の質問の趣旨である持続可能な伊豆市とそれを支える人材づくりのための教育ができなくなってしまうと思います。

伊豆市は、素晴らしい自然環境や特色ある産業、それを支える人材の宝庫です。地域が先生であり、現場がテキストだと考えています。今から日本全国や世界から視察が絶えない新中学校の未来を想像しています。

新中学校ができることは、持続可能な伊豆市の将来を担う若者を育てるチャンスだと考えますが、どのように教育内容を考えているのかをお聞きします。

1、教育内容（特色ある教育課程）について。

先行きが不透明で将来の予測が困難な変化の激しい「正解の見えない世界」の中で生きていかなければならない現在の小中学生にとって必要な学びは、今までのような知識偏重・偏差値重視の学力観に基づいた教育では対応できないことは明らかです。そのため新学習指導要領にもこれからの教育では持続可能な社会のづくり手となることができるようにすることが求められると明記されています。

また、中央教育審議会の答申にも持続可能な開発のための教育、英語の頭文字をとってESDは、次期学習指導要領改訂の全体において基盤となる理念であるといえると書かれ、ESDの視点からの教科横断的な学習を一層充実していくに当たり、総合的な学習の時間が中心的な役割を果たしていくことが期待されると書かれています。

新中学校の教育課程の編成に当たって、この点をどのように生かし、新時代にふさわしい特色ある学校にしていこうと考えているかお伺いいたします。

2番、世界の教育変革の流れ。

将来の見通しが不安定で不確実、複雑で曖昧な正解の分からない時代に対応する教育を行うために、今までの知識偏重の教育から脱却して新しい教育を行おうとする教育変革の波が世界中で起きています。その変革の波は日本でも起き始め、様々な試みが主に私立学校で行われています。

シュタイナー教育、イエナプランの教育、アメリカのハイテックハイ、デンマークのホルケホイスコーレなどが代表的なものですが、いずれも一方的に知識を詰め込む教育から子供の個性を生かし、互いの多様性を認め合い、互いに補いながら主体性・想像力・判断力・問題解決能力を育てようとする試みで実践する学校がある自治体には、教育移住者が増えています。

また、日本の労働人口の約半分当たる職業が10年後、20年後には人工知能やロボットに代替可能になると野村総研やオックスフォード大学がデータに基づき研究発表しています。つまり決められたことを決められたように実行する正解がある仕事は、人工知能やロボットに任せる世界が見えてきています。そこでは、創造性・協調性が重要な職業のみが残っていくと考えられるため、主体性や想像力を育成し、自ら判断し、主体的に問題解決できる若者

を育てていこうとする試みが世界中で行われています。

中学校を新設するからには、このような新しい波に乗った革新的な教育を行っていかないと新時代に対応した若者は育てられないと考えます。見解をお伺いいたします。

3、天城中学校の事例とこれから具体的に取る組むこと。

教育課程をE S Dの考え方で構成した実践例がある天城中学校は、私浅田がP T A会長を務めていたときからユネスコスクールに加盟し、E S Dに取り組み始めています。当時静岡県で初のユネスコスクールとなり、その取組はユネスコスクールの全国大会で認められ、全国初のE S D大賞中学校賞を受賞した実績もあります。

昨年その実践をまとめた本が出版されましたが、その中で語られていることは、E S Dの考え方で学校教育全体を見直し、各教科、道徳、特別活動の全てを総合的な学習の時間と関連づけることと地域での体験学習を行うことで、生徒が自尊感情、自己肯定感を高め、主体的に行動するようになり、ふるさと天城に誇りと愛着を持つようになったと書かれています。さらに卒業後、地域に残って地域のために役立ちたいと考える生徒が増加し、持続可能な地域の担い手が育っていることが確かめられています。

以上のことから、新中学校の教育の内容について、要望を交え質問いたします。

天城中学校の事例を踏まえ、新中学校ではユネスコスクールに加盟し、E S Dを柱とした教育を実施してほしいのですが、そのためには新学習指導要領でも強調されている地域に開かれた教育課程の編成のための学校と地域との連携の枠組み、システムを急ぎ設置されることを提案いたします。その場合、次のような実践的テーマを取り上げ、建設的な議論が行われることを期待いたします。

①伊豆市の持続発展に資するE S Dを柱とした教育課程の編成・実施。

②新中学校に合わせて各小学校でもE S Dを柱にした教育に転換し、小中一貫した内容にするための検討委員会の設置、あわせてこのような新しい教育を行うための様々な地域人材の活用とそのため予算措置の検討。

③伊豆半島は世界ジオパークに認定されており、ジオパークとE S Dは非常に親和性が高い（相性がよい）ので、世界ジオパークの中にある学校として教育の中にジオパークを活用した教育を導入していく方法。

④伊豆市の恵まれた自然を活用した環境教育と地産地消を原則とした食育に力を入れていただきたい。

以上、市長、教育長に質問いたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの浅田藤二議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えします。

極めて重要な問題提起だと思います。海外赴任に同行する子供が任地の学校に通う場合、

当然言葉の違いなど転校の初期に困難があります。一般的に最初に助けられるのが算数・数学です。語学力に余り左右されず、日本人は算数が得意なので、「あいつ、できるな」と思われるからです。ところがドイツに赴任した際、試験内容の違いに驚かされました、子供の授業を見て。例えば「ここにリンゴが3つあります。一つ50円です」としか書いてありません。問題がないんです。そこで児童は「リンゴは3つで幾らでしょうか」という設問を自分で書き、その上で回答を書く。つまり自分自身で問題を作るところから始まるんです。

日本の学校は、与えられた問題に答える、ドイツの学校は自ら問題を考え、回答を探す。成長過程でのこの違いは、社会に出たときに大きな違いになると思います。

もう一つの大きな状況の変化は、技術革新が教育に及ぼす影響です。以前伊藤元重教授が新聞に「なぜ試験会場に電卓やスマホを持ち込めないのか。眼鏡は許可しているではないか」という趣旨の主張を書いておられました。眼鏡と同じようにスマホなどの機器も使いこなすことが必要なのであって、スマホでできない分野の能力を伸ばすことこそが大切なのだと私は理解をしました。

今私たち日本社会は、歴史上かつてないほど大きな課題に直面しています。世界で類を見ない少子高齢化、美しい国土に恵まれた地方の衰退、OECDで一人負け状態の経済、その結果、未来に希望を抱くことのできない若者など。これらを克服するためには、自分で考え、自分でできる力を養い、困難な課題にも挑戦する人間力にあふれた人材を育成することだと確信しています。そして、そのための教育環境は、私たち地方にこそ求められていると思います。

次の御質問についてですが、世界ジオパークネットワークの活動は、ユネスコの本体事業として位置づけられており、SDGs理念の具現そのものです。したがって、ESDとジオパークの親和性が高いのも当然のことです。

伊豆半島ジオパーク推進協議会では、これまで学校教育で使用できる教材を作成し、構成市町に配布してきました。この4月に美しい伊豆創造センターいわゆる美伊豆と組織統合しましたが、美伊豆は単に観光進行だけでなく、伊豆半島ランドデザインを推進する総合機能を持っています。令和元年に改訂された伊豆半島ランドデザインにおいても、第3章戦略計画の1、基幹戦略、世界一美しい半島プロジェクトにおいて、地域愛、地域ロイヤルティの醸成と向上が明記されています。

静岡新聞にも掲載された移住者への地元の声「何でこんなところに引っ越してきたの」。大人のネガティブな姿勢が世代を超えて子供たちに伝わってしまう、誠に残念なことが起こっています。

先日の天城学習発表会でのパネルディスカッションで、進行役の佐藤亜弥さんが会場に発言を促したときのことでした。ある女子生徒が「私は今まで早く伊豆市を出たいと思っていましたが、今日の発表会で友達の見聞き、もう少し伊豆市にいたいと思うようになりました」。ジオパークとして世界的価値を認められた伊豆半島の唯一性、大地の成り立ち、そ

れから得られる恵みとリスクなどを大人と子供たちが一緒に学ぶことで私たちは未来を変えることができると確信しています。

最後に、食育について、学校教育においていまだに十分に重視されていないと感じています。

1977年、アメリカ上院でマクバガン上院議員から発表されたレポートは、世界に衝撃を与えました。当時アメリカでは、がんによる死亡者数が増えている、その根本的原因を探ることから調査が始まったそうです。その結果、未精製の穀物、野菜、果物、魚などを増やす。牛乳、卵、バター、砂糖や食塩、脂肪を多く含む食物を減らす。つまり伝統的な日本の家庭食が最適であるとの結論に至ったのでした。当時、日本の学校給食でその後危険性が指摘されるようになるマーガリンが提供されていたことを思うと何とも皮肉な結果です。

人間の体はお母さんのお腹から世に出た後は、食べ物でしかつくることができません。栄養バランスに加えて地元で生産された安全な食べ物、安心して子供や孫の口に入れることのできる食材を教育することも極めて大切な「未来投資」だと考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 浅田藤二議員の新中学校の教育の内容についてお答えします。

令和4年度の伊豆市の教育では、第2次伊豆市総合計画後期基本計画や新中学校整備構想基本構想の考えを基に「未来を創造する伊豆人づくり」を目指しています。議員から分りにくいというふうにおっしゃられましたけれども、それらについてもお話ししたいと思います。

これは、今までのような前年度踏襲を変えるために令和7年度の新中学校の開校をチャンスと捉え、3年前の今年から伊豆市ならではの新しい教育課程の準備をしようとして取り組んでいるところです。

当市には、豊かな自然、古くからの歴史、多様な文化が各地に残されており、市内の学校においては、これら地域の魅力ある素材を活用した学習が様々な形で行われてきました。ワサビの収穫体験、アユの友釣り体験、森の間伐体験をはじめ、地域の歴史・文化・環境などの理解をより深めるためにそれぞれの学校で地域の方々を講師にお願いして地域学習を行ってきました。

また、ユネスコ世界ジオパークに認定された伊豆半島ジオパークを学ぶ学習では、SDGsの目標達成のため、地域住民の関わりなど多面的な学習ができる教材として各学校で導入されつつあります。

こうした伊豆市ならではの魅力ある地域の素材や人材を授業で活用し、小さな発見から様々な探求につなげていく。そしてその探究心を全ての授業で育てていく教育こそが新時代にふさわしい特色ある学校ではないかと考えます。

総合的な学習に限らず、そのほかの教科と横の連携をとりながら学んでいくことが求められているところです。

開校まであと2年3か月、教育課程の編成には取り組み始めたばかりですので、様々なご意見を踏まえ、検討していこうと思います。新しい中学校の特色の骨格を組み立てるのに生徒、教員、保護者や地域の方々の意見を聞きながら、ほかの学校が参考にしたいくなるような特色を検討していきたい、そのように考えています。

2番目、日本の公立学校現場において知識偏重型の教育に大きな課題があり、大きな変革が必要であると言われてきたことは、周知のとおりです。急激に変化する時代、未来が予測困難な時代に大切な資質・能力とは何か、日本の義務教育の中で育むべき資質・能力とその方策を具体的に示しているものが現行の指導要領であり、令和3年1月26日の中央教育審議会答申で示された「令和の日本型学校教育」の構築であると考えております。そしてこれは私たちは私立の学校ではないので、これを基にして学校教育を進めていることは、必須であります。

例えば文部科学省はSociety5.0に向けて次のように学びの在り方の変革を提唱しています。一斉一律授業から個人の進捗や能力、関心に応じた公正な個別最適な学びに変えること。同一学年集団の学習から学習到達度や学習課題等に応じた異年齢・異学年集団での学習に拡大し、協働的な学びを行うこと。教室での学習だけでなく、大学や研究機関、企業等も活用した多様な学習プログラムを取り入れることなどです。

これは世界の様々な教育と比べても取り組み方は違います。予測困難な時代を生きるために日本が目指す教育変革として提示されたものだと考えております。そして、これにより課題設定力、主体的に取り組もうとする態度、協働的に取り組む力、積極的に社会参画しようとする態度が身についた、人間性に富んだ新時代に対応する若者が育つのではないかと、そのように考えています。

3、①の伊豆市の持続発展に資するESDを柱とした教育課程の編成・実施についてお答えします。

新中学校の教育課程は、現在、中学校の教務主任を中心としたワーキンググループで協議を進めております。また、開校準備委員会で一番考えていることは、現在の伊豆市の子供たちが不安なく一緒になることです。

現在そのようなことを踏まえて、天城中学校で成果を上げている「天城学習」をモデルとした教育活動の実施を検討しているところです。修善寺中は「グローバルタイム」、中伊豆中は「立志」、土肥小中一貫校では「とびうお学習」と名付け、4校とも「未来を創造する伊豆人（いずびと）を育む」という伊豆市の持続発展につながることを目標に、総合的な学習が行われ、同じ方向に向かって学びを進めているところです。そして、これらの取組こそESDの考え方に共通するものであり、統合までのあと2年、4校が現在取り組んでいる今の学びを高め、3校が統合したときには、それぞれの地域のよさを伝え合い、土肥小中一貫

校とも連携しながらさらに伊豆市全体を学ぶ学習、さらにはSDGsにつながる地球規模の課題の学習につなげていきます。

②の新中学校に合わせて各小学校でもESDを柱にした教育への転換についてお答えします。

現在3中学校で目指している教育課程は、①でお伝えしました。小学校においても伊豆人を育むためには、地域人材の活用は不可欠です。現在も各小学校には長い年月をかけ、地域の方々とつくり上げてきた地域素材を活用した教育実績があります。そして、小学校で培った地域の学びが新中学校で融合し、伊豆市全体の学びに広げるためにも各小学校で御協力いただいた地域の方々と連携していくことが大切であり、こうした方々に当市の教育に関わっていただき、そして学校運営を支えていただいている地域の方の集まりなどで小学校と中学校のつながりなどを検討していただく、そのような機会を設けていきたいと考えています。一つ一つの小学校で行われたことが3中学校、新中学校で一緒になるというそういうイメージです。

ただし、新中学校になったときは、それぞれの地域との距離ができてしまいます。生徒が積極的に地域に出かけられる交通費、それから外部の方々に来ていただく講師謝礼等の経費は、今以上にかかるものと思われまます。必要な予算の確保に努めてまいります。

3つ目の御質問の③と④については、教育部長に答弁させます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、私のほうから③のジオパークを活用した教育の導入についてお答えいたします。

伊豆半島は、まさに世界に誇るジオパークだと思います。また、伊豆市にはジオリアという伊豆半島について学ぶ拠点もあります。これまでは伊豆半島ジオパーク推進協議会から、そして今年からは美しい伊豆創造センターに講師をお願いして、ジオリアや現地での授業でジオパークを素材とした学習に取り組んでおります。

ジオパークを学ぶことは、SDGsの理念を知るとともに、SDGs達成の担い手を育むESDに必然的につながりますので、今後も教育の中での活用を行ってまいります。また、ジオパークネットワークの活動は、地域住民が主体となって進めますので、その導入や活用方法についてもより効果的に授業に取り入れられますよう美しい伊豆創造センターや地域で活動する方々に相談しながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、④番です。まず教育環境ですけれども、伊豆市の教育の柱の一つとして、実学に今力を入れております。その実学への取組の一つとして、森林環境譲与税を活用させていただき、子供たちへの森林環境教育を実施してまいります。今年度試験的に中伊豆中学校の1年生に間伐体験と間伐材を利用したお箸づくりの体験を行ってまいりました。大変好評で、子供たちから今後も継続していきたいとの声をまいりましたので、令和5年度は伊豆市内全

校で森林環境教育を実施できるよう調整しております。子供たちに地元の恵まれた自然に触れてもらいながら、ふるさとに愛着を持ってもらうことのできる貴重な体験にしていきたいと考えております。

次に、食育についてですが、9月議会での杉山誠議員への答弁と同様になってしまいますけれども、毎月1回の「ふるさと給食」をはじめ、6月の「ふるさと給食週間」、1月の「給食感謝週間」などで特別栽培米や地元食材を給食に活用させていただきながら、食の安全や環境、健康について考えるきっかけをつくっていかれたらと考えております。

また、給食ではなるべく地元業者からの食材等の購入を行っておりますので、給食を通じた地元貢献についても寄与していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 浅田議員、再質問はありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 確認なんですけれども、特色ある学校、革新的な教育について、前向きに検討していただけるということで私解釈してよろしいでしょうか。そして、新中学校では、言いました視察が絶えないような全国、世界にアピールできるような持続可能な開発のための教育が実現できるという願いを込めてこれから質問をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

知育、徳育、体育どれに力を入れていくか。生徒、親、そして周囲、社会が納得し、求めるなら実績のある有名学習塾と組んで徹底的に学力を伸ばすのも一つの方法だと思います。江戸時代や明治初期のように読み書き、そろばん、つまり知育は二の次、寺子屋での今では余り触れなくなってしまった人間の生き方、幸せを感じさせる徳育を重視した教育。次に、体育ですが、スポーツで試合に出たり、楽しんだりすることも大切なことですが、人間の体の仕組み、それぞれの筋肉や腱の役割はどうなっているのか、どういう動きが爆発的な体の力を引き出すのかなどの身体動作学や栄養学、食育、人をやる気にさせるスポーツ心理学、中でもペップトークなどは将来にわたり役立つものと考えます。ちなみにペップトークとは、スポーツ選手を励ますために指導者が試合前や大事な練習の前に行う短い激励のメッセージのことを指し、選手のやる気、最高のパフォーマンスを引き出すものであります。今ではセールスマンの営業研修やIT技術者のモチベーションアップの研修にも取り入れられています。伊豆市スポーツ少年団では、子供たちのやる気を引き出すため、今年度も指導者に対しこの研修を行います。教員の皆さんにもぜひ研修に参加していただければなというふうに思っております。

繰り返しになりますが、地域が先生であり、現場がテキストであるという言葉を使わせていただいております。一例を挙げさせていただきます。

先日、天城みのり祭りに参加させていただきました。天城中学校吹奏楽部の踊りや様々な工夫を凝らした素敵な演奏にたくさんの観客が感激の拍手を送り、会場は大変盛り上がりま

した。生徒が多くの人前で自己表現をし、達成感を味わうと同時に、地域としては天城中学校頑張っているな、応援したいな、そんな気持ちになれる充実した時間を過ごすことができました。

会場にはたくさんのお店がありました。その中に廃食油リサイクル粉石けん、ボランティア「しろばんば」という団体が出店していました。狩野川の最上流部に住む者の責任として、きれいな川を次世代に引き継ぐことを目的に結成され、25年もの長きにわたり活動が続いています。家庭から出る天ぷら油などを集め、本来なら捨てられる食用油が環境と人に優しい粉石けん生まれ変わる、低価格で販売し、こども園や小中学校には石けんを無料配布しています。この活動に中学生が参加すればすばらしい環境教育につながるのではないのでしょうか。こんなにすばらしい活動しているけれども、現状は会員の高齢化が進み、活動の幅が小さくなっている。年間の予算は数万円で、その名のおりボランティア。この現状を中学生がどのように捉え、自分に何ができるかを考える、そこにはまさしく主体性、想像力、判断力、問題解決能力をフル回転させなければならない生きた教材が存在しているわけです。

このように地域が先生、現場がテキストを実現するために、学校と地域の組織づくりが進めば、教員不足などの問題も解決していくのではないのでしょうか。どのように感じられたかお伺いいたします。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ありがとうございます。今まで10年余にわたって積み上げてきたものの成果だと考えています。

幾つかお話があったと思うんですけども、初めに特色ある教育の知、徳、体、どれかに絞って、そのような考え方もあるかと思います。そのことが今決まっているかというはまだ決まってはいません。今後もしそのような特別に選んだものをアピールするかどうかについては、もう少し時間をいただきたいと思います。

知、徳、体どれも欠かせないものである、平凡な言い方で申し訳ないですけども、そういうことについては現在はそういう状況です。そのどれも学んだ上でその上に地域で学ぶ総合的な学習ができる子供たちが育つ、そのように考えています。

それで地域で学ぶことについては、先ほども話しましたように、小学校の段階で進めてまいります。小学生はまだまだ未発達ではありますけれども、中伊豆、それから天城にとっては、旧行政区の中の唯一の小学校になったわけです。そこで一番身近な地域の方々と少しずつ結びつきながら、地域を学んで小学校6年の段階で地域の学びを完了するというのか、いろいろなことはなるべく体験させていきたいと思っています。修善寺についても同様です。

新中学校は少しそれぞれの地域を離れますので、それぞれで学んだことを開校当初のときにはこんなことができるといいねと教員同士が話をしていることですけども、自分たちの学校の自慢話をお互いに伝え合って、そしてそこでも当然発信という一つの大きな学びがあ

るわけですが、その上で伊豆市全体へ自分の課題を持って分かれていけるような、融合するようなそういう学びができるといいなというそういう希望を持っています。

浅田議員が描いている広いところまではまだたどり着いていませんけれども、今後まず教員の中でそういう話をしながら、地域の方々と結びついていくことはすごく大事です。これは新中学校になってからではちょっと遅くて、今3校に分かれているうちに今の中学校がそれぞれの地域の方と結びついて、その地域の方々と一緒に新中学校へ連れてくるといいますか、協力をしていただくような方向性をつくって新中学校に臨みたいと考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

それでは、議事の都合によりここで昼の休憩とします。

浅田藤二議員の一般質問の発言時間はあと16分残っておりますので、再開を午後1時からとし、午後1時から浅田藤二議員の一般質問を再開いたします。

ここで昼の休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時58分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、一般質問を再開します。

浅田藤二議員の新中学校の教育の内容（教育課程）についての続きを始めます。

浅田藤二議員、再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 2番からお願いいたします。

ある授業を頭に思い浮かべていただきたいです。物理の授業は何をするのでしょうか。生徒はその授業をする意味が分かって授業を受けているのでしょうか。教師も生徒に何で物理を学ばなければいけないかの明確な答えを持っているのでしょうか。教室では教師の一方通行で生徒とコミュニケーションがなく、しんとした会話もない、一方的に詰め込まれた知識は10%も残らないと言われております。ディスカッション主体の授業にしたら生徒はばらばらな意見を統合させる民主主義的解決の方法を自然に学ぶのではないのでしょうか。これは民主主義を育てる教育の象徴にならないのでしょうか。御見解をお伺いします。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 物理といいますと高校での授業になるかと思えますけれども、新しい主体的で対話的などというそういうワードが出てしばらくはなるんですけども、そのことを進めるに当たって、小学校、中学校では随分論議をしました。今僕たちがやっている教育方

法は、これに合致しないのかということをよく話をしたことを記憶しています。後々県の教育委員会のほうから伝えることを聞いていると、このことは高校の授業を想定して話をしていますよという、小学校、中学校では既に取り組んでいるところがたくさんありますよというようにそういうような話し方を聞いたのはもう5年も前の話なので、今さらに進んでいるわけですが、そういう授業の転換には進んでいます。

物理をなぜ教えるのか、そこまで学校で言及しているとは思いませんけれども、子供たちにその主体的に取り組ませるための工夫は、小学校、中学校では進んでいると考えています。それに併せて高校のほうも変わりつつあるというような声は聞いています。いろいろな方策が下りてきて小学校、中学校で取り組んでいるんですけれども、中学校が一番つらいところは、いろいろな新しい一人一人を大事にした教え方をしたときに最後に高校受験というフィルターがあるんです。そのフィルターのところを子供たちに通らせるためにテスト対策のようなものをやらなければならないというところに課題はあるなということは、現場では感じています。ですけれども、今私たちが信じているのは、議員がおっしゃられるような主体的に学んでいる授業を繰り返していけば、そういうそのフィルターは練習しなくても通り抜けるような力がついていくのではないかとことを考えながら取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） ありがとうございます。10年後、20年後やはり変わっていく世の中を見据えていろいろ考えていただければなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

新中学校の発足に向け、また発足後の学校の教育力を左右するのは、まさにリーダーとしての学校長をはじめとする力と情熱のある教員、人材の確保にあると考えますが、この点御見解をお伺いします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 教育は人であるというのは、今新しい校舎を造るに当たって校舎ではないよというふうに言われるんですけれども、もちろんそこに情熱ある人たちが来てくれることを今願って進めているところです。

それとともに先ほども申しましたように、今3つの中学校で行われている教育が充実すること、そしてその中の先生方を一定の割合で新中学校へ配置しようというのは考えています。もちろん子供たちのことを考えて、それから保護者のことを考えて、学校全体のバランスを考えてという人事なんですけれども、やはり人事なものですから全てがいいようにいくわけではありません。なので、今3中学校に勤めている方々が意欲を持ってまず新中学校の開校に向けて取り組めること、それを第一に考えています。ですから、私のほうで伊豆市の教育ということを示して、かなり遠い目標です、伊豆人を育む。最初に浅田議員がおっしゃられたように、よく分からない、そういうイメージかもしれませんが、ですけれども、伊

豆市のことを考えながらその小さなところに課題を発見して、そしてやがては世界へも通用するような学びになるような教育というのが自分が考えているところです。そういったことに先生方が同じ方向へ向けて取り組むということは、今年の4月に皆さんにお伝えした後、各学校で行われている授業は、そういうことがすごく行われているという実感はあります。

もうちょっと前を言うと伊豆っ子宣言がおとし発せられましたけれども、もちろんそういう子たちを育てるための伊豆人でもあるわけです。今年の青少年健全育成大会で各小学校で指導された主張を聞いてまして、3年間の成果は確実に表れているなということを感じながら、あの日感想を持ったような次第です。これをあと2年間続けて新中学校へつなげていきたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 少しきつくなるかもしれませんが、前に説明したとおり世の中が異常な早さで変化している、これに追いついていかなければならないというふう考えたときに、教育もやっていないそういう人間がこういう言葉を発するのは申し訳ないとは思いますが、例えばすごいリーダーシップを持った民間の校長、民間上がりの校長を採用するとかそういったところまで踏み込む、それくらいしないと変わっていかないのではないかと、そんな思いもお話を伺いながら感じています。これは全く教育の経験のない人間が発している言葉ですので、そういったことも踏まえて御見解をお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） それも一つの選択肢ということで全国でそういうことが行われている学校もあります。例えば藤原校長だとかという方は、教育の経験なしに、少しあるのか、そういう学校経営を行ったというのがあります。そういうところで語られる教育の成果というのは、ある意味一面で捉えられることが多いんですけども、伊豆市にとっては選ばれた子どもたちが来る学校ではありませんので、全ての子たちが今学校統合という、ただでさえ大きな変革の中にいる子供たちを自分としては安定して統合するところがまず第一だと考えています。その上で、今準備している3校でやっていることが新中学校になったときにそれならこういう方向で示そう、こういう方向へ行こうというようなことが決まるようでしたらそういう方向を学校に目指させたいと、そういう校長になってもらいたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 3番をお願いします。

今、教育は、地域の理解と協力が不可欠だと思います。新学習指導要領の前文にも「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図ってい

くという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」と書かれています。

社会に開かれた教育課程にしてこそ、つまり、目指す教育内容を地域も理解してこそ、地域と学校の協働が生まれていきます。内部関係者によるプロジェクトチームから、早期の地域を巻き込んだ協議会の立ち上げが必要かと思えます。御所見をお伺いします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 学校の教育課程について、地域の人を巻き込んでという、今動きはしていません。

現在は、学校の大きな骨格をつくる上で、開校準備委員会という形で、主に保護者の方と、それから地域の代表の方に入っていて一緒に準備をしているところです。

何度も言いますように、教育課程については3校の教務主任、それから小学校の教務主任も交えて、ワーキンググループとして、どういう方向が子供たちに合っているだろうかというところを探っているところです。

地域に開かれた学校、まあ、よく何々だけのことはいけない、駄目だというような言葉がありまして、その中に知識だけは駄目と、それから教師だけでは駄目という、その中に今、議員がおっしゃられるようなそういう言葉がありました。

これが、もちろん地域に開かれた教育課程と関わることなんですけれども、来年4月からコミュニティ・スクールを全国で導入していきます。コミュニティ・スクールは、強い意味のコミュニティ・スクールですと、地域の方々が学校の中へ入り込んで、教育課程を決める。人事までというような、そういうことも言われるんですけれども、そういうことまで深く学校に入っただけ、そういうような制度です。

その中で、各小学校でコミュニティ・スクールを立ち上げたときに、6つの小学校、それから1つの、土肥はもう始まっているんですけれども、そこで、これからの伊豆市の子供たちのための教育課程とは何かということについて話題にしていくことを考えています。

それから、もちろん3つの中学校はなくなってしまうわけなんですけれども、その中学校でもコミュニティ・スクールを立ち上げて、そして、それらが小中連携をしたら、その②のことにも関わってくるんですけれども、そういう方向で6校が3校に、3校が1校にという。繰り返しになりますけれども、そういう計画では考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 私のほうも、ちょっと繰り返し、しつこいような質問になってしまうんですけれども、今回提案した学校と地域との連携の枠組み、協議会は、新中学校発足後も地域に密着した学校の運営を助け、役立つための強固な役割を担うことができると思います。

これを企画実施する学校と地域の連携コーディネーターの適材者を伊豆市で確保する基盤にもなり得る組織だと考えています。学校だけでやるのではなくて、地域だけでやるのではなくて、その間に、しっかり連携コーディネーター、学校と地域を結ぶコーディネーターの

存在というのは非常に重要になってくると思うんです。

そういった組織について、お考えはいかがか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） コミュニティ・スクールをつくる上で、学校と地域をつなぐ方が大切だということは承知しています。

現在の熊坂小学校では、地域づくり協議会の方がそういう役割を果たしている。それから、修善寺南小学校のコミュニティ・スクールでもそういう組織の中で会長になってくださっている方がつながっているというような形で進んでいます。

新中学校になるに当たって、もうかなりの広範囲のコーディネーターになりますので、それは必ず必要だろうと思いますし、そういうことは検討していきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 伊豆総合高校も既にユネスコスクールに加盟しており、地域とのつながりを重視し、活発に活動しております。

新中学校のユネスコスクールへの加盟のお考えはありますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 以前に、天城中学校のユネスコスクールとしての実績をそのまま新中学校へというような、そういう御相談をしたこともありますけれども、それは難しいですよというお話を伺いまして、新中学校になった折に、また学校全体で考えながら、そういう方向を進むかどうかは検討させたいと思います。

○議長（青木 靖君） 浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 御答弁の中、新中学校に向けて学校建設、あるいはいろんな制服ですとかね、そういったことで非常にお忙しいのを認識しておりますが、ぜひ一歩前に向かって、新中学校生徒のために革新的な特徴ある学校を目指していただきたいなというふうに思って、今日の私の質問のみそは、この地域と学校をつなぐ協議会のようなものをぜひつくっていただきたいというのが私の質問の今日の一番強いところでございます。

最後の質問になります。

新中学校の設置の責任者として、新中学校開校に寄せる思い、何よりも総括の意味で、自身の教育哲学について、市長にお伺いします。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が狩野小学校の3年生、4年生、三島市の担任の先生でした。子供が「先生、山へ行きたい」と言うと、青羽根の龍爪さん、「先生、川へ行きたい」と言うと狩野川。当時、担任の先生ですから、時間割を勝手に変えて、2時間目を理科、3時間目を社会、それで休み時間は15分で、子供たちを山に川に遊ばせに行ったんですね。

じゃ、中学校に行くと、私たちは理科、社会がそういう教育の習熟が劣っていたかといっ

たら、全くそんなこと感じませんでしたね。だけれども、一生覚えているわけです。あんな先生がいた。山や川に、理科や社会の教科書を置いて連れて行ってくれた先生がいた。一生覚えていますよ。

小学校6年生のときに、担任ではありませんでしたが、狩野小の、昔ごみを焼いていましたよね、校庭の隅で。2人でいたんです、先生と私と。「先生、火って何ですか」と聞いたら、ふと思ってしまったんです。「酸素と炭素だ」と。「え、じゃ、先生、水って何ですか」と、「酸素と水素だ」と。何にも説明しないんですよ。でも、それが中学校になって化学をやって分かり、それで一生覚えているわけですね。

逆に、天城中学校の3年生のとき、当時、坊主頭でしたから、校則だったので、校則を自由化するために、死ぬほど駆けずり回りました。先生と話をしたり、生徒のアンケートを取ったり。最後に、朝礼に出てきた校長先生がこう言ったんですね。「天城中学校は坊主は自由にしない。なぜならば、田方郡でどこでもやっていないからだ」と。そのとき思いましたね。天城中学校は田方郡でびりなんだと。これも一生覚えています。それで、本当に田方郡でびりでした。頭髪が自由になったのは。

これ、私の教育の原体験なんです。何で、何でこんなに一生すごくいいことと、すごく嫌なことを覚えているんだろうと。

それで、昔、こういう先生がいたということもあるけれども、これからの子供たちを育てるのに、状況が今までとは全く違う。恐らく、この150年来の世界の動きの中で、新しい技術革新も子供にまで広がっていく中で、同じ教育というのはあり得ないですよ。なぜならば、同じ社会ではないから。

そうしたら、子供たちを教える私たちが変わらなければいけないですよ。そのベースに、私は地域の教育があっていいと思うんです。

午前中に、ちょっと置いてきてしまったんですが、これが今年、伊豆半島ジオパークが作った学校現場でジオガイドするための手引き。これは、教育手法も含めて、非常によく書かれていて、伊豆半島に対する私たちの、何ていうんでしょうね、美しき生まれ故郷、世界で唯一の伊豆半島であることを学びながら、私は子供たちの記憶に残る教育になると思っています。

これ、市長として今申し上げているのは、私も今、教育総合会議を確認をしたら、地域の実情に応じた教育というのが入っているんですね。そこは、市長が統括する教育総合会議で、市長として発言することも、まとめることもできますので、地域の実情に応じた教育をしながら、世界の変化に対応できるような教育というものをぜひ進めていきたい。そういった意味で、学校と地域のコーディネーターとなる新組織の設置は、その枠組みの中で考えさせていただきたいと思います。

長くなりますが、最後にもう1つ、市長として申し上げたいのは、学校は学校だということと別世界にし過ぎたんですよ。先生方がプライドを持ってやっていたのは分かりますけれ

ども、学校に第三者が入るのをすごく嫌がったんですね。藤原さんが杉並でやったときに、真逆のことをやって成果が出たんですが、どこもまねしませんでした。学校に、市の職員といえども入れたくない。そういう過去も、私が市長になる前の教育長から伺ったこともあります。

私たちは私たちで、学校にはあまり、教育だから政治家も口を出さないし、社会も、いや、学校に任せておけばということの結果、学校の先生が教育法しか教わっていないのに、警察のような仕事とか、児童養護施設のような仕事とか、もう何でもかんでも先生のせい、先生のせい、先生のせいと言われて、学校はずっと萎縮してしまって、そこに保護者対応があったものですから、先生方もふらふらになっているわけですね。

ですから、学校は、しっかり読み書き、そろばん、教えてください。大人になるための教育は、行政も含む地域が、私たち今の大人と一緒に力を合わせて大人になるための教育はしますから、先生方は、なるべく読み書き、そろばんに集中していただいて。私は、そんなような教育の仕方のほうがやっぱりあるべき姿だと思うんですね。

そこに、民間の学校長を入れるかどうかの議論は、教育委員会のほうで議論しなければいけませんけれども、最も伊豆市に適した新しい教育の在り方というものは、ぜひ今まで以上に踏み込んで、真剣に進めさせていただきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 浅田藤二議員。

いいですか。

それでは、以上で浅田藤二議員の質問を終了します。

◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（青木 靖君） 一般質問を続けます。

次に、議席番号8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 議席番号8番、星谷和馬です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

件名は、狩野川公園についてであります。

昭和33年9月26日の狩野川台風で最も被害の激しかった旧修善寺町熊坂に、記念塔を中心とした狩野川台風災害復興記念公園が設置され、昭和37年3月に工事を完成させました。

記念塔は、災害にもめげず力強く立ち上がる意を表していましたが、老朽化により撤去され、今はありません。敷地面積は2万632平方メートル、うち1,000平方メートルは熊坂より寄附、残りは県が購入したということです。エリアは、記念塔、運動場、休憩場、駐車場、児童公園、計5か所から成り立っております。

今日、車社会において、伊豆市の表玄関であります。多くの観光客が休憩等に利用しています。また、運動場は、市民を中心にスポーツの場を提供し、健康増進に役立っています。

さらに、児童公園には、ニューファミリー層を中心に楽しく遊んで、大変ほほ笑ましい光景です。

しかし、完成から60年、老朽化により危険箇所が幾つか点在しております。お子様の目線で改善する必要があります。

以下について、質問いたします。

①、記念塔の周辺は荒れております。利用者は少ない。整備する予定は。

②、駐車場が狭い。拡張する予定は。

③、児童公園は危険箇所が多くあります。対策は。

④、トイレが古い。改修工事予定は。以上の改修工事等にはどのぐらいの予算が必要ですか。

⑤、指定管理料は、毎年ほぼ同額ですが、営業努力により値下げは可能ではありませんか。指導していらっしゃいますか。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 昭和33年の狩野川台風は、私が生まれた年、生後3か月ぐらいで当然記憶はありませんが、熊坂地区などの県道を走っていますと、ここまで洪水があったというのがまだ残っていますよね。あれを見ますと、どのような大きな災害であったかというのを、そして今の狩野川記念公園は、市民公園ではありますが、そのような大惨事を踏まえての公園であるということは記憶として継承していかなければいけないと思います。

私は、夜の会食が多いので、昼はよく狩野川記念公園のそばを食べに行くんですが、以前、あそこで小さな子供さん連れのお母さんに会いまして、伊豆市の市民の方ではないなと思ったので伺ったら、函南町から、ちょうど2歳ぐらいの子供にちょうどいい公園だそうで、しばしば来ているとおっしゃっていました。よりそういった使いやすい、利用者に使いやすい公園整備をできればと思います。

現在は、指定管理者が自主事業を行うことによって管理経費を捻出したり、また、遊具の安全化を施すなどの改善策を講じてまいりました。

今後も、今申し上げましたとおり、利用者の意見を広く聴取し、市民の皆さんのニーズに合った公園の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 狩野川記念公園については、私も昭和33年生まれですので、同級生なんですけれども、小学校のときの遠足の目的地でした。それから、友達が来たときにはあそこへ案内をして、一緒に記念塔へ登ったのは今でも覚えています。

今、あそこを通るたびに、自分としては、狩野川台風のことを思い出しますし、それ以上に子供たち、それから小さいお子さんを連れた大人の方が、お母さん方がたくさん利用しているなどということを感じます。

詳細については、教育部長から答弁させます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、①の記念塔周辺の整備についてです。

記念塔は、議員がおっしゃるとおり、復興記念として展望台がついたらせん塔が設置されましたが、老朽化により撤去されまして、現在の噴水機能を持ったオブジェとなりました。

記念塔周辺の管理状況ですが、指定管理者による樹木の剪定や草刈り、清掃などは適切に行われておりまして、週末にはウォーキングをする方やサイクリストの方、また施設を利用してくださる方々の休憩スペースとして利用されています。

今後は、まず、指定管理者によります自主事業の場としての活用を探っていきまるとともに、市民や利用者の皆様の御意見を踏まえた利活用や整備の在り方も視野に入れて考えていきたいと思っております。

②の駐車場の拡張予定についてです。

現在、公園には、大型車9台、普通車60台、うち障害者用が4台の駐車区画がありまして、グラウンドやテニスコート、遊具広場の利用者や、観光客などの休憩場所として多くの方に御利用いただいております。

利用状況としましては、平日は約半数程度、週末はグラウンドやテニスコートで大会が開催されますと一時的に満車となる場合がございますが、その際には、施設管理者が大会関係車両の駐車場所を調整して、共用の駐車エリアは維持できているような状況です。

現状では、駐車スペースは何とか確保できていると考えておりますので、今のところ拡張の予定はございませんですけれども、指定管理者に日々の状況や満車になる状況等を確認しながら、利用状況について注視をしていきたいと思っております。

③の児童公園、遊具の設置されている場所の広場ですけれども、その危険箇所の対策です。

遊具広場は、中央に複合遊具が設置されておりまして、それを取り巻く形でスプリング遊具ですとかブランコ、ジャングルジムなどの遊具ですとか、あと砂場やベンチなどが整備されております。遊具の対象年齢が3歳から6歳のものが多いこともありまして、週末は多くの家族連れの皆様ですとか、その友人の方々などでにぎわっております。

近年、遊具の老朽化による故障が時期を置いて発生するようになってきましたので、令和2年度にはメインの複合遊具が故障しまして、一時的に利用を停止して修繕を行いました。利用頻度も高く、老朽化による安全性も懸念されていたため、令和3年度に更新工事を行い、新たな複合遊具を設置させていただきました。

令和4年度は、小遊具の更新工事費をお認めいただいているところでもありますけれども、危険箇所等も適切に把握した上で、併せて対策を講じていきたいと考えております。

④のトイレの改修工事予定についてですけれども、トイレについては、手洗い場の水漏れや和式から洋式への変更など、修繕や一部の改修工事を行いましたけれども、大規模な改修は今のところ実施しておりません。

そのような現状でも、指定管理者によります利用者への満足度調査においては、いつもきれいで使いやすい、臭いがなくてよいといった御意見をいただいている一方で、古くて暗いといった御意見も当然ありますので、老朽化を含め、大規模改修の検討は必要と考えております。

また、記念塔の整備からトイレの改修まで行った場合の工事に必要な総体的な予算ですけれども、全部の改修を実施することになりますと、かなり大規模な改修工事となることが予想されますので、これは数千万円単位で予算が必要になる場合もあるというふうに考えております。

⑤番の指定管理料についてですけれども、現在の指定管理者には、施設の日常点検から掃除や施設の設備の管理、運動施設の予約から貸出し業務まで、日々のきめ細やかな業務により長年にわたって使用してきた公園施設をさらに使っていけるよう、適切な維持管理を行うとともに、施設の円滑な運用に努めていただいております。

また、管理棟での売店営業ですとか、グラウンドや遊具広場でのイベントの開催など、自主事業も積極的に企画実施を行いまして、自主財源の確保に取り組んでおります。

近年は、新型コロナウイルス感染症拡大によります自主事業の中止ですとか、運動施設の利用者の減少、また、電気料や燃料費の高騰などによりまして、依然施設管理としては厳しい状況が続いておりますため、現時点で直ちに指定管理料の減額をすることは経営的に非常に厳しいと思われまます。

しかしながら、今後の経済状況によっては、当然、経営の合理化を目指していきますので、指定管理料の引下げにつきましては、市といたしましても、現在は期待しているところであります。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 星谷議員、再質問はありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） いろいろ説明ありがとうございます。

私は、孫が2人いるもんですから、よく日曜日とか祭日は狩野川公園に行きます。そして、児童公園だけではなく、エリア全体をいつも見回っています。その中において、今日、一般質問をさせていただきます。

まずは、記念塔のところですが、このエリアというのは、現在、答弁いただきましたが、全く閑散として人がいません。そして、利用者も全くもって春夏秋冬、全くいません。そし

て、春から秋には当然のごとく草が生い茂って、全くもってどうしようもない状態が続いております。

それで、部長がさっき、荒れていることは承知しているけれども、整備のことは検討するというをおっしゃったんですけれども、これはもう一回よく見て、再度確認した上でやってください。

なぜかという、私どもが小さい頃は、この記念塔のところが一番子供たちにとって中心の遊び場だったんですよ。2階から3階のらせん状の塔に上る。そして、360度のパノラマを見る。そして、あそこには噴水もありましたから、水をぱちぱち遊んだんです。そして、塔のところとグラウンドのところの境が分かるとおり2メートルから3メートルの高低差があります。そこには、コンクリートの観客席があったんですよ、今はないんです。そこにおいても、僕ら一緒になって遊んだわけです。それで、中学生でも高校生でも、あそこで青春を語ったりした方も結構いらっしゃったんですよ。

ところが今、コンクリートの客席も、どうして撤去したのか分からないけれども、ないんですよ。

それで、僕も昔、野球少年も、もう70前後になりましたから聞いたんですけれども、何人かの方に。このベンチ、コンクリートベンチはなぜ撤去したのかと聞いたら、全然分からないと言うんですよ。

ここについては、皆さん、判断、分からなければ結構です。当然、僕も分からなかったんですから。

だけれども、ベンチと記念塔を中心として、ここが一番にぎやかだった。児童公園よりもにぎやかだったんですよ。だから、その辺を踏まえて、ヒントになって、もう一度、閑散としてペンペン草が生えているような状態から、もう少し利用度の増すような状態に考えていただきたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） ありがとうございます。

撤去の理由については、申し訳ございません、分かりません。存じておりませんで、申し訳ありません。

ここの利活用の方法ですけれども、まず、やはり指定管理者のほうで、自主事業のほうで何ができるかをよく考えていただきます。当然、市民の皆様ですとか、利用者の皆様が使いやすい、または、こういうものを望まれているということ承知した上で検討、考えていきたいと思っております。

ベンチ、観客席ですね、観客席のほうも、その御意見の中で望む御意見があれば、観客席だけに固定してしまいますと自由度がちょっと狭まってしまうのかなと思いますので、多目的に使用できるような方法も含めて考えていければと思っております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） この観客席ね、コンクリートの観客席、2段か3段あったんですよ。そこへ、かつて昔は野球ブームだったから、スポーツといえば野球だったから、練習をする、次の試合を観戦する、次の試合をする人が観戦をする、また、前にやった野球の人たちが反省会をする、そして、お母さんたちが来ていれば、家族そろってここで食事をする。昔は、コンビニがなかったから、当然お母さんのおにぎりだとか、卵焼きを中心としたおかずで、和気あいあいと温かい家族団らん、家族愛があったんですよ。

今はどうなっているかという、ホームからサードの間にネットがあります。そこで立ってお母さん、父兄の方見ていらっしゃるんです。そして、食事も車中でしている方もいらっしゃるんですよ。

そうすれば、コンクリの客席を造っていただければ、もっともっと利用価値があるし、その塔の周辺も利用価値があると思うんですけども、それに関してはどうでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 本当にそういう方々もいらっしゃるというのは十分考えられますので、本当に指定管理者の方に、そういう方々にこそ御意見を伺っていただいて、そういうベンチ、観客席の必要があれば、その辺も当然含めて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 指定管理者の人に聞くんじゃなくて、野球をやっている方とか、スポーツをやっている方に聞いたらどうでしょうかね、直接。そうすれば、自然に答え出るんですよ。

僕らは小さい頃、少年の頃、あそこで遊んだんです。そして、そこが、記念塔、今ないんですけども、このコンクリのベンチで、客席でよく遊んだ。そして、皆さんの利用者も多かったわけ。そうすることによって、またあの一体が、この記念塔だけが全くもって利用価値がないんですよ。ほかはいっぱいなんですけれども。そこをもう一度ね、復活させるためにも、やっぱりこのコンクリの客席のベンチというのは必要だと思うんですけども、ちょっと再度の質問になりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 利用者の皆様、当然我々としましても御意見を聞いて、真に必要であれば、そのような方向も考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 分かりました。

これは、前向きにね、考えてください。そうすることによって、野球をする人たちも、利

用する方々も、遊びに来る方も、そこでワンクッションあるということで、とてももつともつとにぎやかになると思うんですよ。ここのエリアだけが死んじゃっているんですよ。そのためにも、ぜひ前向きにお願いします。

次は、駐車場のところにいきますけれども、駐車場はね、先ほど部長に答弁いただきましたが、これ平日でも僕行くんですよ、家が近いから。結構混んでいらっしゃるんですね。そして、大型車が今9台だと言いましたけれども、この平日は、大型車は入れるんですけれども、日曜、祭日は大型車入れません。車がね、一般の乗用車がいっぱいになって、その方が大型の駐車場の中に入れてしまうもので、だから、前を見たときには、大型バスとかトラックが立ち往生してしまって、それを僕見ました。

そのときには、日曜日のような混むときには、指定管理の方が大型車両のところにちょっとついていらっしゃるとか、大型専用の板を立てるとか、そういうふうにしていただければ、まあ、それはいいと思う。

そして、今おっしゃったとおり、日曜とか祭日は、今の駐車場のラインではもうあふれますから、昔のゲートボールやっていたところに、臨時で駐車場スペースを設けて誘導します。

これを臨時じゃなくて、いつものとおりのコンクリートの常設の駐車場にしたらいかがでしょうということですが、いかがですか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 大型車の駐車スペースの確保については、指定管理者のほうにも注視していただいて、休みの日、特に大型車が多いときなどには、そのような確保に努めてまいりたいと思います。

ゲートボール場のほうですけれども、今のところゲートボール場の利用につきましては、指定管理者においても利用案としましてモルックですとか、そういうニュースポーツの試行を今検討しているというふうに聞いておりますので、今後、利用者の皆様が使いやすい用途につきましては、指定管理者と相談をしていきたいと思います。

当然、その中には、今、議員おっしゃられるような駐車場としての利用も含めて相談していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ニュースポーツも当然1つの案としては考えられると思います。

ここは、昔はグラウンド、ゲートボール、グラウンドゴルフやっていたんですけれども、臨時駐車場にすることによって敷地がぼこぼこになるとか、平らじゃないということで、もうやっていません。全くもってできないんです。

だから、日曜日の混んだときは、当然野球もあり、テニスコートもあり、その方々が駐車場、車で来ますから、駐車場があふれるから、そのコーナーの臨時のところに誘導するわけですよ。だけれども、これが入ったとしても、日曜日はもういっぱいになります。天候

のいい日とか、行楽シーズンのようなときには。

ですから、改めて、このニュースポーツもいいんですけれども、ここのゲートボール場のところを、臨時にしてある駐車場を常設の駐車場にしたらいかがですかということを僕は言っているんですけれども、駐車場とお客さんとは比例します。駐車場とお客さんと売上げは比例します。その辺はね、まあ、分かると思うんですが、再度、くどいですが、いかがでしょうか。質問します。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 本当に今、お客さんの数が売上げに比例すると、まさにそのとおりだと思います。

現状を見ますと、かなりいっぱいになる場合もありまして、議員おっしゃるとおり入れないような状況も見受けられることは確かでございますので、その駐車場として整備をして有効に使えるかどうか。いっぱいになったときは、当然駐車場で有効に使えますけれども、空いた時に、駐車場以外に何か使えるような、そういうような併せ持った使い方も考えながら、検討しながら考えていければ、より効果的に土地を使えるのではないかと、用地を使えるのではないかと、いうふうを考えておりますので、そういうことも含めて、指定管理者と相談を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） そういう答弁をいただきましたけれども、自分個人としては、自分の個人の言う場ではありませんけれども、ここはやっぱり駐車場常設にするほうがいいと思う。だけれども、それも含めて、前向きにぜひ答えを出してください。

次、児童公園のところにまいります。

児童公園というのは、皆さん御存じのとおり、小さなお子様が利用するところです。ですから、当然小さなお子さんはよく転びます。そういう観点からすると、あまりにも危険箇所が多過ぎるんです。その辺をどの部分が、部位が危険なのか把握していらっしゃいますか。お願いします。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 遊具広場において、これは危険だなとやっぱり思うところは、これは利用者のアンケートといいますか、そういう調査でもお声をいただいているところであります。石とか木の根っこが地面の上に出ていて、これ、子供が転ぶとちょっと危ないですとか、あと、机とかベンチとか、その辺もちょっと古くなっているんじゃないのというようなお声もいただいておりますので、遊具広場全体で、そういう地面から、地面といいますか、元の地盤の土地のそういう安全対策といいますか、地盤の改良といいますか、そういうことが必要ではないかということと、あと、そういった皆様、御利用される施設とかにつき

ましても、修繕が必要になっている時期ではないかというふうに捉えております。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 多くを指摘して、チェックしているということについては、とてもよかったですと思います。

でも、自分はね、ここに行っていて、小さな孫と一緒に遊んでいて、危ないところ何か所もあるわけ。それで、ここの3番の児童公園だけは、ぜひね、擦り傷とか転んだりします。だから、ここだけは本当によく予算計上していただいて、ここだけは修繕して、改修工事をしてほしいということ。

まずは、敷地がね、凸凹している、石が飛び出ている。これはもう分かっているからいいと思うんですけども、これも必ずや工事していただきたい。

そして、樹齢も六十数年たっています。木も太くて大きいです。当然、それに比例して根っこも地表に出ています。だから、小さいお子様はその根っこにつまずいて、よく転ぶ方がやっぱりたくさんいらっしゃいます。その辺も踏まえて、敷地に土を設けるとか、何かして、すれば、対策としては解決できます。

そして、3番のこの遊具のブランコがありますよね。この遊具のブランコも1対で2基しかないんですよ。それで、お子様が多いと並んでしまうんですよ。それと同時に、このブランコの危険を察知するための防護壁がないわけよね。だから、子供はブランコでぶつかって、よくあるんですよ。小学校とか公園へ行きますと、必ずブランコには、止めるべき擁壁が設けてありますけれども、ここはないんですよ。それも御存じだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、地面の危険箇所といいますか、石ですとか、根っこですとか、その辺のことは承知をしておりますので、対応を考えております。

ブランコの安全柵ですけれども、こちらもやっぱり遊具のいろいろ安全規準のほうも、安全規準といいますか、安全指針のほうも、やっぱり全国各地の事故を受けまして、指針が年々、年々変わってきているところもありまして、この指針に基づきますと、やっぱり古い遊具は耐用がやっぱり足りなくなっている部分、不足している部分がございます。

ですので、指針に合わせますと、大規模な修繕ですとか、修繕で対応し切れない場合は、更新なんかもやっぱり必要になっておりますので、そういう面につきまして、昨年度、複合遊具も当然、故障といいますか、修繕が必要になって、安全規準を満たさない部分というのが非常に多くなってきましたので更新をさせていただきました。

今年度、予算を認めていただいておりますのが、その周りにあります小遊具ですとか、その辺もやはり安全規準を満たすようなものを設置を考えまして、予算を計上させていただいておるところでございます。

ですので、ブランコの安全柵も当然設置しなければいけないというふうには考えておりま

す。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 安全柵を十二分に検討するということですが、これはね、早くやらないと、これはちょっとした擦り傷じゃないんですよね、けがに比例しますから、その辺は特に、必ずやお願いします。

そして、もう一点、公園の敷地の中にコンクリの遊歩道があります、御存じだと思うんですけども。あそこは、敷地とコンクリの遊歩道は段差があつて、やっぱり小さな子供たちがこけます。

そして、もう一つ、あそこに自転車が入る方も結構いらっしゃるんですよ。進入禁止のポールは立ててあるんですけども、擦り抜けてくる方が結構いらっしゃる。それも、検討していただきたい。危なくないように。

それ、把握していると思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） その辺も含めまして、安全の確保というのは考えていきたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 小さな子供が、お子様がやっぱりけがとかになる要素をいっぱい含んでいる児童公園なんです。ですから、改めてそういうことのないように、チェックと点検をして安全策を取っていただきたい。

それと同時に、今現在、遊具の点検等はなさっていると思うんですけども、年に何回ぐらいチェックしていらっしゃいますか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 遊具の点検につきましては、先ほどお話に出ました、これ、遊具の、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針というものがあつて、点検の頻度は年1回以上とするとされておりますので、年1回行っている状況です。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 大変よかったですと思います。やっぱり子供たちですからね。

それともう一点。本年度の予算におきまして、小さな遊具を更新するということになっておりますけれども、アンケートなりを取っていただいて、本年度はどの程度の遊具を予定しているのか、お答えをお願いします。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 昨年の複合遊具の更新の際に、併せてアンケートを実施しました。その中で、こういうものもいい、ああいうものもいいという御意見がありましたので、複合遊具としましてはああいう格好で設置させていただきまして、その皆さんの御意見を基に、

今年度予算を計上させていただいているという状況になっております。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ちょっと分からなかったな。

児童公園、僕ね、よく行くんですけども、人数が多い日というのは、日曜日とか祭日、大体午前中の11時から11時半頃、30人から40人いらっしゃいます。そして、多いときの午後の1時から1時半の場合、一番多くてピークが40人から60人いらっしゃいます。僕は、行くたびにチェックしているわけ。

そして、皆さん楽しそうに遊んでいるわけ。とってもいい光景なんですよ。そして、それだけではなくて、大人の方も孫を見たり、または将棋をするだとか、結構バラエティーにいらっしゃるんですよ。

その辺も踏まえて、遊具とか環境だとか、アクセスを見直していただきたいと思うんですけども、その辺を本年度の予算で、遊具だけではなくて、全体を再度見ていただきたいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まさに議員、今おっしゃられたとおり、危険箇所も含めまして、この遊具の広場一体を視野に入れた整備としまして、再度事業のほうを見直して、安全で使いやすい広場であると同時に、利用者とか、本当に議員のように地域の皆様に愛されます広場となり得ますよう、改めて検討のほうをさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 今の言葉ね、とっても前向きで、即対応していただけるという、僕は答弁として伺いました。

私、狩野川公園は、すごく伊豆市の表玄関であるし、すごく伊豆市に来ていらっしゃる方が、トイレとかいろんな形で利用する方がいっぱいなんですよね。だから、危険なところはすぐ察知する。

先ほど言ったとおり、トイレもやっぱり伊豆市のイメージアップにもつながりますし、伊豆市のイメージがよければ、お客さんはお金を落としていただけるでしょうし、そうすれば、商売に繫盛にも若干比例するでしょうし、そういうところを見据えて、狩野川公園全体をもう一度ゼロベースに戻って、全体像を見ていただきたいと思うんですけども。

その辺、市長はいかがでしょうかね、答弁。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） あそこが大きなカーブで、道路が危険なものですから、狩野川大橋を渡って、国道を直角にする必要はあるけれども、堤防に道路を移し替えると、内側になって安全になるなどか、いろいろ考えてみましたが、大きな構造の変革はまず難しいという条件に立って、今の公園を前提に申し上げます。

今、機能が3つあって、野球場、テニスコートのスポーツ施設、それから児童公園、それからもう1つ、実は自転車ステーションになっているんですね、レンタサイクルもあります。自転車ステーションの機能をより拡充しようとする、川の対岸の牧之郷から大仁方向の狩野川サイクリングルートとの整備との連帯が必要になりますし、熊坂のほうは、国道の下に1つ段がありますよね、歩道が。あそこは自転車が路面が悪くて走れませんので、そういった整備と一体とならないと、自転車のステーションの機能の拡充は難しい。

だから、これは将来的にはやりたいと思っています。将来的にはやりたいと思っている。

それで、記念碑の周りは、たしか、私うる覚えですけども、あそこ河川区域になっていると思うんですね。それで、整備しようとしたんですが、そのときに、ちょっと土地の使い方が野球場なんかとは違うので、ただ、あそこは大きな施設を造りませんから、したがって逆に、当面、今ニーズがある使い方だいいと思っています。

そこは、先ほど教育部長からもありましたけれども、現指定管理者は一時期、ちょっとキャンプにも使ってみたいというような意向もあったようなんですが、50年、100年使うごみ焼却場とか校舎とは違いますので、その時代に合った使い方ができればいいのかなと思っています。

最後の児童公園の機能のところは、これもいろいろ皆さんに意見は聞いてみました。芝生にした方がいいのかとか、あるいは、ハトのふんが落ちるので、木は切った方がいいのかとか、でもやっぱり夏の日陰が欲しいので木は残してくださいとかね。全部芝生にすると、逆に今度は維持管理だけではなくて、犬のふんとかいろいろあって、全部は芝生にしない方がいいとか、実はいろんな多様な意見があって、意見を伺った上で今の状況にしているというのがあります。

堤防側から芝滑りというんですか、いろんな御意見はあったんですが、しかし、最大公約数が今の状況で、まずは、遊具の安全化を図るとというのが現状での最大公約数ですので、教育部長からありましたとおり、利用者と指定管理者と意見をすり合わせながら整備をしていきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） よく分かるんですね。だけれども、話元に戻りますが、記念塔のところだけが全くもって利用者がいないということ。

そして、市長が答えたけれども、あそこの地籍調査を見ると、あの部分は、結構、記念塔のほうまで国土交通省の地籍調査のブイが立っています、はめ込んであります。なるほどなということで理解できるんですけども、でも、あそこは、僕らが小さい頃は、あそこがナンバーワンのにぎやかだと、遊んだところ、その辺とベンチもあるわけ。その辺をヒントとして踏まえて、あそこを何らかの形で再利用できるような形を私は整えてほしいということです。

次、トイレは、確かにもう旧式ですよ。これは、指定管理者に丁寧に清掃していただい

ているおかげで臭いはないんですよ、悪臭は。これだけはね、僕はとっても感謝申し上げます。

だけれども、古い。古いということは、やっぱりそれなりの改修とか、全面の改修がそろそろ近づいているなという気がしますけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 確かに老朽化といいますか、古さというのは否めない状況になっていると思います。

なかなか利用率の高いトイレということもありまして、どの程度改修するのか、全面的に改修するのか、もう造り変えるのか、その辺の検討といいますか、議論もまだちょっと始まっていない状況ですので。先ほど駐車場もそうなんですけれども、関連もしますけれども、どの程度必要性といいますか、全面改修とか大規模修繕の必要性があるかを、またこれも指定管理者の状況を聞きながらになってしまいますけれども、今後、必要性を踏まえて考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） このトイレを利用している方は、僕見ているとすごく多いんですよ。下手をすると、二重のチェックはできないんですけれども、修善寺駅もトイレよりも多いような気がします、自分はね。

そういうことを思ったときに、また、伊豆市の表玄関であるということと、おもてなしの一つの場所でもあるということで、そろそろ検討じゃないんだけど、考えてもいい時期に来ていると思うんですよ。その辺を踏まえて考えてください。

それで、僕分らないのが、全面工事の場合はどの程度の予算規模になるでしょうか。その辺分かりますか。分からない。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） その規模ですとか、改修の方法によって費用は変わってきますので、現状では明確にちょっとお答えはできないんですけれども、さくら堤公園、元牧之郷幼稚園があった場所にはユニット式のトイレを置きましたけれども、あれちょっと、今の狩野川記念公園のトイレよりも数は少ないんですけれども、ああいうユニット式でやはり1,500万円とか2,000万円ぐらいかかりますので、かなりの費用はかかるというふうには想定しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） トイレは、すごく膨大に予算がかかるということは承知しております。ですから、すぐのすぐではなくて、やっぱり将来、将来といってもそれほど将来ではなくて、

やっぱり近々、全面改修とかする時期にそろそろ来ていると思うものですから、その辺も踏まえて計画を立ててください。お願いします。

そして、次、指定管理料ですけれども、伊豆市は多くの施設を有して、指定管理者に委託しております。委託管理、管理運営、そして点検だとか。それで、当然経費を削減するために指定管理者にするとか、経営のプロの方に任せているということです。

ところが、この伊豆市の条例とかちょっと見させてもらったんですけれども、指定管理料のところの部分が欠けているんですよ。だから、僕分からなかった。だから、指定管理料も5年間、ほぼ毎年同じなんです。

それで、改定するときも、我々には、何々さんの企業さん、何々のスポーツ団体、何々さん、そして、成績が優だった、良かったと言うんだけど、指定管理の金額が載っていないんですよ。

これはちょっと僕ね、腑に落ちないんですよ。その辺は、なぜ指定管理料が算定されるのか、その辺をお伺いします。誰が答えるかな。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 指定管理料につきましては、特に国の基準とかもないというふうに伺っております。この施設の性質ですとか、管理者の事業の形態によりまして、指定管理料の計算も変わってきますので、収支の見込みとかその辺を見まして、指定管理料のほうを算定しているものというふうに伺っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ちょっと答えがよく理解できなかったんですけれどもね。

指定管理料金というのは、何を基準にして指定管理の金額をつくっていらっしゃるのか。何を基準にして、何を根拠にし、もちろん収益とか、見込みだと思うんです。それで、決算になると、収益を売上げ経費、そして最終的には利益になるんですけれども、そういう決算書を見て、5年に一遍、料金体系を変えることもできると思うんですよ。その辺については、どういうふうに判断されているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） その辺につきましては、やはり指定管理者の自主事業ですね、狩野川記念公園であれば、おそばの販売ですとか、そういうもので利益を得ている部分もあります。そういう自主事業の部分が段々収入が上がってきて、収益があったというふうに捉えられれば、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたとおり、当然経営が安定してきたということをお判断させていただきまして、指定管理料のほうについても引下げといいますか、下げるような方向を取れるのではないかとこのように考えております。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） あのね、当然営業するに当たって、業績に応じて指定管理というのが決まるのは、これは当然分かるんですよ。

だけでもね、指定管理料というのは、3年、今5年によって変わるんだけど、すると、その指定管理料の金額も同じなんですよ、変更のときも。これどういうことなのかな。僕、全くもって理解できないんですけども。何か基準とか何かあるんですか。

誰が答えるのかな。

〔「ちょっと、議長いいですか」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議論がかみ合っていない感じがしますので、すみません。

確認させてください、市長として。

狩野川記念公園、市民公園ですよ。市民が利用する、要するにユーザーは市民なわけですから、児童公園、それからスポーツ施設がテニスと野球場。これを利用料で市民の皆さんからそれ維持するだけのお金頂けませんから、当然。そうすると、物すごい高額になりますから、当然公金を充てることによって公園を維持し、社会スポーツ施設を維持をする。

ここまでは、いいですよ。

それで、当然そこは計算して、1年間の年間の管理費を計算をして予算化するわけですね。それをなるべく負担を小さくするためには、自主事業をやって、その指定管理者に少し自分でも収益を上げていただくことが必要になるわけですね、当然。

湯の国会館はもともとが入浴料を頂く施設ですから、そちらはそちらで7万人から頂くわけですけども、狩野川記念公園の中では、おそばと骨董市と、その他ぐらいということで、今は、指定管理者にすれば、そば屋がカレーがいいのか、ピザがいいのかぐらいの選択肢はあると思いますけれども、我々が何をやってもいいです、もう自主事業どんどんやってくださいという状況をつくれれば、要するに市民以外のマーケットをどんどん使うことが、環境をつくってあげられれば、そこは収益は増えるかもしれませんから。

そういうことなんでしょうか。それとも、純粹に経費を計算しているのかという御質問なんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） まず指定管理は、狩野川公園ではなくて、今全体像のことについて、指定管理のことについて聞いたんですけども、それに対して、教育部長が答弁するというのはちょっと違うなと思ったんですけども、狩野川公園の指定管理の金額についても、その後述べようと思っているんですけども、自分は、伊豆市の施設の指定管理料について金額がどういう算定の基で決めているのか、そこを聞きたいんですけども、分かりますか。分からない。

〔「別の御質問になって」と言う人あり〕

○8番（星谷和馬君） なってしまう。

○議長（青木 靖君） 指定管理制度を、狩野川公園について聞きたいんだけど、前提として、指定管理の仕組みそのものがよく分からないという御質問だと思いますので……

〔「あのね、議長」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） どうぞ。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 指定管理については、後日、再度質問させていただきますから……

○議長（青木 靖君） はい、そうしてください。

○8番（星谷和馬君） この指定管理料は、趣旨に沿って、狩野川公園だけにします。

狩野川公園というのは、当然教育部が所管しているんですけども、収入を得る、お客さんがいっぱい来ることによって収入を得られる場所なんですよ。だから、観光とか産業部も関連するわけです。

そして、この狩野川公園というのは、事務所を見ていただければ、ドア開いていただければ、両サイドに約2メートルの案内板があります。それを1つにして、左側を撤去すれば、食堂がよく見えるわけです。見えれば、当然売上げはアップします。

そして、この案内板のところを売場コーナーに設ければ、売場といっても地元の野菜とか果物とか、湯の国会館を運営していますから、仕入れルートもはっきり分かるでしょう。その上に、またふるさと納税業者も分かるでしょう。それらもうまくかみ合わせして、売店コーナーを設けたらどうか。

指定管理だから自主事業はできるんじゃないか、そういうことも僕は、名前言わなくて、エリア長と施設の長には言ったことはあるんですよ。そうしたら、分かりましたということで、販売所を設けますよということをやったんだけど、再度行ってみますと、販売がないんだよね、もったいないと思うんですよ。

だから、あそこは営業努力をすれば収益が上がる場所なんです。収益を上げる努力がなされていないから、その辺の指導、アドバイスはしていますかということをお伺いしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 私どもも、もうなるべくといいますか、自主事業で収益を上げてくれる方向でぜひ考えてくれと。空いているスペースを有効に使えば、そこでお客さん利用してくれば収益になりますということをもう提案させていただいておりますので、議員が日頃、直接言っただいただいているお言葉も、私どもも再度お伝えして、そういう収益が、自主事業によって収益が上がるような方向をもう一度考えていただくように、再度伝えていきたいというふうに考えます。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） この収益を上げてね、決算書がとても利益が出るような状態だったら、

次の指定管理の更新のときには、指定管理料というのは下がるということは可能ですか。

○議長（青木 靖君） 教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 安定してそういうものが収益になってくれば、指定管理料を一考するという、当然基になると思いますので、ぜひ指定管理者には、自主事業による収益を積極的に上げていただきたいというふうに考えております。

○議長（青木 靖君） 星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 最後にしますけれどもね、指定管理料も我々の税金なんですよね、皆様の。そういう観念を考えたときに、数字もある程度チェックをしていただいて、よく見ていただいて、その上で判断していただければと思います。

それで、総括すると、狩野川公園というのは5つのエリアがあって、そして、皆さん、それぞれのゾーンが利用価値があって、利用者がいっぱいにぎわっています。これ、伊豆市の表玄関なんですよね。

それで、観光振興の上でも、特に、教育部の所管だけれども、すごく伊豆市のイメージアップにつながる場所なんですよね。だから、それらを踏まえて、例えば記念塔のところとか、トイレの改修だとか、駐車場を増設するだとかしていただければ、もっともっと、あんまりにぎやかになってもね、あれだけの面積ですから難しいんですけども、再度そのところを検討して、もう一度、狩野川公園の像というものを見直していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 靖君） 以上で星谷和馬議員の質問を終了します。

ここで休憩とします。10分間休憩し、再開は14時25分から再開します。休憩に入ります。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時24分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、一般質問を再開します。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

感染症対策ということもありまして、なるべく会議時間を短くということで申合せをしておりますので、私も最後の質問になりますけれども……

○議長（青木 靖君） 静粛にお願いします。

○16番（杉山 誠君） しっかり整理して質問したいと思いますので、よろしくお願いま

す。

3件、市長に伺います。

初めに、持続可能な観光への取り組みについてです。

観光業は宿泊や飲食、小売、交通にとどまらず、その周辺産業を巻き込んだ裾野の広い産業です。

2000年以降のインバウンドの急増で、経済的メリットを享受した一方、交通渋滞や環境への負荷、ごみやマナー問題などの負の側面も表面化し、2015年のSDGs採択以降、旅行先の環境、文化や地域社会への影響に配慮したサステナブルツーリズムが注目されるようになりました。

近年、企業や自治体において、SDGsへの取組が加速していますが、国連世界観光機関は、全ての目標で2030年までに達成を目指す17の目標に対して、観光は直接的または間接的に貢献する力があり、持続可能な開発目標の達成に向けて重要な役割を担っている旨、宣言しており、自治体においても持続可能な観光への取組が求められています。

観光庁では、日本版持続可能な観光ガイドラインを発行し、自治体やDMO等の取組を促していますが、当市の対応はいかがでしょうか。

また、少人数・高単価での感染症リスクが低い観光形態、アドベンチャートラベルの人气が欧米を中心に広がり、日本でもポストコロナの旅行形態として機運の高まりを見せています。

アドベンチャートラベルとは、自然との触れ合い、文化交流、身体活動のうち2つ以上の要素を持つ旅行で、その土地ならではのユニークな体験、自己変革、健康、挑戦、文化や自然に対して負担をかけないといった体験価値を提唱し、サステナビリティや、これは持続可能性ということですが、旅行を通じた地域貢献を重要視する層からも支持されており、自然や文化の多様性に富んだ日本は魅力的とされています。

当市でも取組を進めてはいかがでしょうか。

次に、認知症の人と家族のより良い関係のための一体的支援について伺います。

2025年には65歳以上の5人に1人がなるとされる認知症。当事者とその家族がよりよい関係性で在宅生活を送れるよう、厚生労働省は今年度から、両者が共に活動・交流する場を地域に設けて一体的に支援する自治体への補助を行っています。この事業は、各自治体で関係機関との連携や相談業務を担う認知症地域支援推進員が企画・調整を行い、認知症カフェや地域包括支援センターなどを活用して、月一、二回程度、本人と家族を1組として2組以上で実施するものです。活動内容は、本人同士の語り合いや、家族同士と専門家などとの語り合いによる心理的支援や情報提供のほか、運動やゲーム、音楽など、幅広いものが想定され、独りでは味わえない刺激的な日々や新しい気づき、気分転換などが得られることが期待されます。

認知症の人と家族の一体的支援について、当市の取組はいかがでしょうか。

最後になりますが、高齢者の補聴器購入助成について伺います。

補聴器は、加齢性の難聴に悩む高齢者の「聞こえ」を補い、日常生活を支えるツールとして大きな役割を果たしますが、軽度・中等度の場合、高価な購入費への支援がないために使用をためらう人も多くいます。

男性の場合、70歳代では五、六人に1人が日常生活に支障を来すほどの難聴を抱えているとされ、そのままにしておくと、会話や社会的交流が減少し、鬱や無気力、認知機能の低下につながると言われています。

70歳代では、まだまだ元気な人も大勢おられます。難聴による孤立化が進めば、地域社会にとっても大きな損失となります。高齢者の補聴器購入助成を検討してはいかがでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、持続可能な観光への取り組みに対して。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 先日、下田市で東部市長会議がありました。その席で、私から提言申し上げたのが、2年後以降と言われているインバウンド再開に向けて、県を巻き込んで外国向けのプロモーションを始めましょうということで、多くの方から賛同をいただきました。東部市長会は、富士宮市、御殿場市から下田市までですから、まずは富士・伊豆。将来は箱根を巻き込んで、富士・箱根・伊豆で世界に打って出たほうがいいということで、そのためには、県の観光協会の支援も必要で、美しい伊豆創造センターでは内々検討したんですが、外務省が世界3か国にジャパン・ハウスを持っています。ロンドンとロスとサンパウロで。ここでのイベントはかなりのお金がかかるんですが、静岡県これまでの製造業支援であれば、難なく出せるようなレベルですので、観光をしっかり産業と位置づけて、伊豆だけではなく、静岡県全体としてのプロモーションであれば、十分にそれは期待できるだろうと。こんな趣旨を申し上げて、賛同をいただきました。

そこで、台湾とか、東南アジアとか、私たちがすぐに使えるマーケットとして動き始めるんですが、やはり北米・ヨーロッパのお客様は、サステナブルというのがとても大切な要素です。むしろ、SDGsというものを意識していない観光地は回避されるくらいの状況になっています。

また、北米・ヨーロッパのお客様は滞在期間が長い、支出も多いということで、今日明日の収益にはつながらないけれども、そういったものを視野に入れながら、まずはしっかり、当分は首都圏を対象とする大きなマーケットで生き長らえつつ、一、二年後には、そういったサステナブルなツーリズムをしっかり安定的な収益につなげるような準備をすべき段階であると、このように考えております。

具体的な御質問については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） サステナブルツーリズムや持続可能な観光地マネジメントを行うための支援ツールである日本版持続可能な観光ガイドラインが、2020年6月、観光庁と国連世界観光機関駐日事務所から出されております。

伊豆市の現状として、同ガイドラインにおいて必要性が指摘されている自己分析につきましては、伊豆市産業振興協議会が伊豆市の観光地としてのポテンシャル等を専門業者に委託しながら自己分析を行っているところです。また、その結果について、観光協会をはじめ、商工会、JAふじ伊豆、伊豆市役所の担当部署等に報告会を実施しております。

また、地域が一体となった持続可能な観光地づくりについて、同協議会が行っている伊豆市版DMO事業で、観光関係者だけでなく、地域で活躍している方々と協力し、伊豆市の自然、文化、歴史を体験できる観光コンテンツの造成を行っております。

アドベンチャートラベルの取組につきましては、議員御説明のとおり、自然との触れ合い、文化交流、アクティビティのうち2つ以上の要素を持つ旅行のことを指し、まさに伊豆市の環境に即した旅行形態と考えております。

先ほども挙げました伊豆市版DMO事業による地域資源を活用した観光の重要性にスポットを当てた理念そのものと合致していると思われまますので、これらの体験メニューに加え、地域の方々で組織する有料ガイドの案内による付加価値をつけて、伊豆市ならではの旅行商品を来訪されるお客様に提供できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 国連観光機関では、観光はSDGsの全ての目標に貢献する力があり、重要な役割を担っていることを宣言しています。

私が2018年3月定例会一般質問で、初めてSDGsの取組を質問したときの答弁の中で、市長は、我々の宝である天城山系、清流を生かした世界農業遺産になったワサビ、あるいは狩野川、そこからつながる駿河湾、私は本当に比肩、これは肩を並べるという意味ですけれども、するものだと思っております。私たちの生活環境も含め、そういったものをしっかり我々の持っている歴史、あるいは文化と連携させることで、非常にグレードの高い世界レベルの観光振興策を組んでいくことができると確信していますという内容の発言をされています。

サステナブルツーリズムについては、観光客に向けた観光地の受入れ環境整備と併せて、感染症対策や災害に備えた危機管理、地域の自然環境や文化遺産の保護、観光、地域の経済や社会の発展につなげ、地域住民が観光による恩恵を実感できること、先人たちが守ってきた地域の価値を次世代に確実に受け継いでいくことなどが求められるとされています。

まさに、市長の4年9か月前の思いとつながるこのことが、国際的な観光の潮流となって

きたと感じております。

そこで、今、部長から答弁がありましたけれども、日本版持続可能なガイドラインに沿って、当市の取組の現状と課題、今後の方針などを確認させていただきたいと思いますが、まず、ガイドラインでは、持続可能なマネジメントとして観光計画のことが挙げられていますけれども、当市の計画はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） こちらでいう観光計画につきましては、観光基本計画というものになろうかと思いますが、伊豆市の場合、こちら観光基本計画は、今策定しておりません。

現状は、市の総合計画を柱として、個別の観光施策を進めるための計画に基づいて事業を進めているというような状況になります。

○議長（青木 靖君） 以上ですか。

○産業部長（井上貴宏君） はい、以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 観光計画は別の形で行っているということですが、特にガイドラインでは、持続可能な観光を推進する責任を担う管理組織があることとされています。管理組織としては、DMOが該当するとは思いますが、この中で、持続可能な観光の推進に専念できる担当者がおり、役割が定められていることとされておりますけれども、当市の場合では、どのようになるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 伊豆市のDMO、地域版のDMOとして、伊豆市産業振興協議会がありますけれども、今の体制としましては、行政から出向しているのが4名、また、JTBから出向者が2名、あとプロパー1名という形で、7名の体制で行っております。現在の体制が十分であるとは考えておりませんが、ですので、今後、専門的な知識を持つそういったプロパーの職員の確保に加えて、さらに観光協会であるとか商工会、JAとのさらなる協力体制を築いていきたいと考えております。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、補足させてください。

これは、産業部長が知らないことがあるものですから。

地元選出の勝俣代議士が環境政務官のときに、環境省から私に打診がありました。そのときに、美伊豆で受けることにしました。ですから、美しい伊豆創造センターのほうでは、環境省から提案をされた持続可能なツーリズムというものを包括的にやっています。

ただ、伊豆市の問題が、伊豆半島の全体のDMOである美伊豆と、伊豆市のDMOであるうちの産業振興協議会の、ここの直の連携が今ないものですから、そこをこれからしっかり

強化する、縦の関係をしっかりと明確化する必要があると思っています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 伊豆市産業振興協議会については、いろいろな情報を伺っておりますけれども、今、伊豆市では、コンテンツの造成であるとか、いろいろ行っていると伺いました。

その中でやはり、これは今、市長からも答弁ありましたけれども、いろいろな分野との連携が必要になってきます。それらをやはりコーディネートするとか、そういった人材が必要になってくるというふうに言われているんですけども、これは一例ですけども、日本でサステナブルツーリズムの最先端を行くと言われている岩手県釜石市の事例なんですけれども、2017年に釜石市観光振興ビジョンを策定しています。その中で、具体的な目標として、日本で最初に世界持続可能観光協議会の観光地認証を取得することを明記しています。また、4年連続で国際的な認証団体、グリーン・デスティネーションズの持続可能な観光地100選に選ばれて、日本で唯一ブロンズ賞を受賞しております。

この釜石市のDMOと言える、かまいしDMCリージョナルコーディネーターをされている、この方は、サステナビリティ・コーディネーターとして日本各地のDMOのコンサルティングも行っている方で、久保竜太さんというんですけども、サステナブルツーリズムやSDGsと言っておけば、これから勝てると思っている地域があるが、そうではないと。ハイキングやサイクリングをサステナブルツーリズムと位置づけたり、ペットボトルを使わないツアーを打ち出したりしても、持続可能な観光地にはならない。それは単に、アプリケーションの話であると。持続可能な観光地経営のためには、マーケティングを支えるマネジメント力が必要で、マーケティングで稼いでいくための戦略、資金調達、プロダクト開発、ステークホルダーとの関係性などマネジメント力の質を上げていくことで、稼ぐ力が増し、利益の純度が高まり、さらに旅行者の満足度が上がると語っております。

これは当然地域の発展にもつながると思うんですけども、この総合的なマネジメントというか、そういうことについてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） マネジメントというところ、いわゆる人材の育成という部分かと思えます。やはり、産業振興協議会、先ほども言ったとおり、現在は市役所の職員が出向、ただ、専門性のあるJTBからの出向者も来ているという中で、どのように今後、確保、育成していくかということが今大きな課題となっているという状況です。

ただ、今後は地元企業からの派遣をいただいて、地域のことを知っているところの企業から派遣してもらおうとか、あと、期間限定にはなるかもしれないんですが、国の制度を使って、そういった人材を派遣してもらって、そこで研修を重ねて人材を育成するとか、そういった手法は幾つかあると思いますので、そういったいきなりマネジメント力が上がるというこ

るまではいかないかもしれないですが、そういった研修を重ねることで、地元の職員なんかのスキルアップにつなげて、今後そういったマネジメントが進められるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 今の答弁に関連して、そういった観光環境の整備であるとか、さらに人材確保を含めて、DMOなどの管理組織運営に必要な財源確保についてなんですけれども、可能であれば、一般財源以外で財源確保することがよいとされています。

先行事例として、宿泊税の制度化や入湯税の超過課税、観光施設における入場料や駐車料金における適正な価格設定などが挙げられていますが、当市ではそのようなお考えはあるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この件は、これから極めて大きな課題になります。

数年来、入湯税についてずっと議論してきたんですが、入湯税は、利用目的に観光整備も入ってはいますが、基本的に源泉管理とか、環境衛生だとか消防だとか、そういうのが法律で例示されていて、伊豆市の場合には、主として3つの温泉場、修善寺は組合で、土肥は市の、それから湯ヶ島は財産区で、これ正直言って、まだかなり不安定なところがあります。

したがって、入湯税は、やっぱり本来そこに最も充てるべき財源であって、それをどんどん観光目的に流用していくのは、私は少し違うのではないかと思うんですね。

今、伊豆半島全体も伊豆市も、観光は明らかに将来に向けて追い風ですから、より安定的でより十分な財源を確保するために、観光のお客様に負担いただけるような財源としてどのような制度があり得るかというものについて議論を始めようと思っているところです。

まだ方向性ははっきりしておりませんが、そのような極めて大きな課題認識を持っています。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） サステナブルツーリズムを進めるにも、ある程度資金力というか、そういうものも必要だとされておりますので、その辺のところもしっかりこれから検討していただきたいと思います。

次に、事業者における持続可能な観光への理解促進ですけれども、予約サイトでブッキングドットコムが2019年度に行った調査で、宿がエコに配慮していると知った場合、予約する可能性が高いかという問いに対して、世界全体で70%が「はい」と答えたとのこと。ただし、日本人の「はい」は、その約半分だそうです。

このことから、世界基準を目指すためには、市として取組が必要だと思うんですけれども、ある旅館さんの話では、アメニティーグッズ、歯ブラシとかそういうものですが、コストはかかるけれども環境に優しいバイオプラスチック製にしてエコに貢献しているとい

うお話も伺いました。

また、今、政府のほうから節電要請も出されておりますけれども、その中で、休憩時間の暖房を止めたいけれども、チェックイン時間前に来るお客様もいるので、早くから暖房しないとサービスの悪い旅館の評価を受けてしまうと。よそでやっているのに、おたくはやっていないんですねというような評価もを受けてしまうと。

こういったこともあるので、市から要請という形で全体に、市全体の事業者に対してそういったエコについての要請を出していただけると、お客様にも理解していただけるというようなお話もありました。

燃料費高騰や電力不足が叫ばれる今ですけれども、市内事業者や市民に対して広く、政府の要請も含めて広報していくおつもりはありませんか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 今年6月に、市のほうでゼロカーボン戦略の宣言をいたしました。これによって、市民の皆さんには、カーボンニュートラルに向けた取組をお願いしているところではありますけれども、観光客の皆さんにもそういった呼びかけをしていく必要があるのかと思います。

例えば節電の話もそうですし、公共交通の利用の話ですとか、また、食事を食べ残さないであるとか、そういった協力を呼びかけていくことはできていると思っています。

それら、今後、イベントのチラシであるとかホームページへの掲載であるとか、そういった周知について、ちょっとなかなか届かない部分があるのかもしれないんですが、少しずつですがそういった部分は進めていきたいとは思っております。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） それから、これから国際化がまた復活してくると思いますけれども、外国人旅行者を含む観光客の受入れ環境の整備についてですけれども、バリアフリー対策であるとか公衆トイレの洋式化、公共スペースの無料Wi-Fi整備、キャッシュレス環境整備、多言語による案内、多様な宗教、生活習慣への対応も求められると思うんですけれども、その取組はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） いろいろ、ユニバーサルに向けての取組としまして、まず、公衆トイレにつきましては洋式化、ウォシュレット、あとそれから多目的トイレの設置等について、順次、観光施設等を進めているところになっております。

Wi-Fi環境につきましても、市の公共施設のほか、駅や修善寺温泉の温泉街であるとか、土肥の松原公園周辺というようなところで環境整備しているという状況になります。

それから、キャッシュレス、外国人対応ということで、キャッシュレスになるんですが、こちら市内の飲食店、小売店で導入後、コロナの感染拡大が対策としてかなり広がりまして、

今回、本日から始まるキャッシュレス決算ポイントの加盟店も約400店舗の参加があるという話を聞いております。ですので、そういった部分では、かなり広がりつつあるというふうに感じております。

あと、多言語案内につきましては、ちょっと修善寺駅の観光案内所ではそういった対応はさせていただいているんですが、それ以外の部分については、まだ今後必要があろうかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） まだまだ課題は多いと思いますので、しっかり整備していただきたいと思います。

その多言語案内に含めてですけれども、災害等の非常時における計画ということも大事と言われておりますけれども、避難所、避難場所というのが外国人には分からないそうです。また、日本の災害時の避難という言葉すらもよく分からないということもありますので、防災に役立つ多言語でのハンドブック等の作成。今、ネットを通じていろんな情報入りますけれども、やはり取っかかりとなる、入り口となるパンフレットとかそういうものも必要だと思いますけれども、そういったものを整備するお考えはありませんか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 今のところ、市のほうで、防災ガイドブックのようなものをまだ作成はしておりません。ただ、なかなかこういったもの、単独の自治体で作るのも非常に難しい問題となりますので、ある程度、県に相談するとか広域で考えると、そういった部分でそういった全体の、多言語化されたガイドブックの作成なんかは進めていければいいのではないかというふうに考えております。

また、防災のスマホを使ったアプリなんかも整備されているというふうに聞いております。そういったものの情報の伝達等には、1つの手段になるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） あと、避難場所、避難所ですけれども、宿泊施設に到着している方はいいんですけれども、移動中の方、日本人も含めてですけれども、避難所、避難場所の表示が各所にあるんですけれども、そこに多言語化がされていない部分も多く見られます。

今後、やはりインバウンドも復活されてくる中で、それも必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 基本的にかなり多言語で表示されている部分もあるんですが、全体ではないものですから、そこら辺は全体もなるように、今後ちょっと検討させていただき

ます。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） それでは、アドベンチャートラベルについてですけれども、非常に共通するところがあるんですけれども、自転車のまちを標榜する当市は、自転車を活用したアドベンチャートラベルの普及に、これもサステナブルツーリズムにもつながると思うんですけれども、非常に期待が持てると思うんですけれども、なかなか自転車のまちとうたいながら遅れている部分も多いということを伺います。

例えば、修善寺駅の駐輪場、サイクリスト向けの駐輪場というものも見かけないんですけれども、あと、輪行、バックに入れて自転車を電車等で持ち込んで、組み立てて、サイクリングを楽しむという方もおられますけれども、そういった駐輪場であるとか、サイクリストのための自転車の組立てスペース、これを駅に整備してほしいという声も伺うんですけれども、その辺は計画はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 駅の駐輪場につきましては、現在、西口に伊豆箱根鉄道利用者のための駐輪場というものはあるんですが、あと、それと別に、どこかに駐輪場というところまでは、ちょっとまだ今のところ構想はないというところなんですけど、ただ、輪行者が、そういった自転車を組み立てるスペースとかにつきましては、現在、基本的には西口広場の芝生広場とか、あとちょっとその周辺で組立てが十分できるスペースがあると思っております。

今足りないのは、その表示とか動線とか、そういった部分で、あと、その部分が少し初めて来た方々がちょっとそこにたどり着けないというような部分もあるのかと思っております。

ですので、まずそういった誘導表示であるとか、組立てのスペースをつくるであるとか、そういったものについては、関係部署と協議しながら、ちょっと検討したいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） あと、やっぱり自転車の普及にいろいろなイベントが関わってくると思うんですけれども、来年の5月に伊豆半島を舞台にして、イタリアから始まったビンテージ自転車のレース、エロイカジャパンと言うそうですけれども、これが伊豆半島で開催されるというお話も伺ったんですけれども、これに対する伊豆市としての取組はいかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） エロイカジャパンというところの事務局、日本の事務局の方から、伊豆市を含めた伊豆半島全体でイベントを行いたいというような話があったのは事実でございます。

ですが、コースのほうやはり伊豆半島全体ということで、複数の市町をまたがるという

状況であって、やっぱり広域連携の枠組みの中で話を進めたらどうでしょうかというような、そのときにはそういったお話をさせていただいております。

市としましては、そういった自転車イベントは、そういった自転車のまちづくりにつながっていく一つの機会だと考えておりますので、できる限りの協力はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） まだ具体的な広域連携のそういったすり合わせというか、そういうものはできていなんですか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 一応、そういった広域連携の中では、やはり美しい伊豆創造センターにまずお話に行ったらどうでしょうかというような話はさせてもらっていますので、そこでどういう話になるのか、関わり方もちょっと変わってくると思いますので、今そういう状況になります。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 先ほどの釜石市の話もありましたように、コンテンツをいろいろと造成するということも必要ですけれども、やはり全体としてそういった、伊豆半島は本当にサステナブルツーリズム、伊豆半島はいろんなそういった要素を含んでいますので、伊豆半島の市町とも連携しながら、将来持続可能な、本当にこれからの観光を見据えたそういった環境整備をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員の2問目、認知症の人と家族のより良い関係のための一体的支援についてに対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 認知症の人とその家族に対します一体的支援について答弁をさせていただきます。

現在、市内には3か所の認知症カフェがあり、令和2年12月に設置された天城湯ヶ島地区における認知症カフェでは、認知症の方とその家族等の介護者が通っており、少しずつではありますが、一体的支援を進めております。

活動の内容は、過去の経験をはじめ、介護者が自由に話せる場を設けており、カフェへは地域包括支援センターの看護師が出向き、家族の思いを傾聴し、日頃のストレスや不安が軽減できるよう取り組んでおります。

また、市の支援としましては、認知症カフェの開設に関わる経費は1か所当たり3万円、

運営に係る費用は年間6万円を上限に補助をしております。

今後は、認知症を正しく理解する認知症サポーターや、さらに認知症の方やその家族を応援するため、認知症についての知識を深めるステップアップ講座を受講したオレンジサポーターが主体となり、地域包括支援センターと協力の下、認知症の方とその家族が安心して過ごせる交流の場として、認知症カフェのみならず、居場所やベンチプロジェクトなどにも取り組んでおり、さらに拡充をしていきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 認知症の人とその家族の支援については、当市でも取組をいろいろ行っているということを確認できました。

今年度から始まった認知症の人と家族への一体的支援事業なんですけれども、介護保険制度の地域支援事業として、市町村が配置している認知症地域支援専門員の業務内容に追加を加えるものとされておりますけれども、これについて、地域支援事業交付金はこれを対象としているということなんですけれども、この認知症地域支援専門員の方というのは、当市ではどのような体制になっているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） こちらにつきましては、先ほどお話ししたオレンジサポーターの方々に支援として活動していただいております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） オレンジサポーターの方というのは、何人ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今現在、市内では31人です。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 認知症の人と家族の一体的支援は、家族を1つの単位として、本人と家族に対する支援を行う点が特徴とされています。認知症の方の数、有症率ともに高まりつつありますので、本人のみならず家族の介護者も支援できる体制づくりが求められているという中で、認知症には妄想や徘徊など、介護者のストレスが大きくなる症状も多くあり、豊橋市が2015年に行った認知症に関するアンケート調査報告書では、介護者の困り事に関して、ストレスや精神的な負担が大きいというのが最も多くて、全体の38.6%を占めており、肉体的負担が大きいのが14.2%だったことを踏まえると、かなり精神的負担が大きいということが言われています。

これまで、当市の取組を通じて、家族の精神的負担についてはどのように考えておられる

でしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） こちらも先ほど答弁いたしました。地域包括支援センターの看護師等に認知症カフェ等へ出向いていただき、そういったところで話し相手といいますか、傾聴等をして、そういったことも解消していきたいとして実施しております。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） また、認知症は、被害妄想や暴言、暴力などの症状もあり、介護者との関係性が悪化するケースも多いということです。その中で、両者の関係を調整、再構築していこうとする認知症の人と家族の一体的支援事業ですけれども、家族介護者の精神的負担やストレスの軽減につながることも期待されています。

今まで取組を効果的に進めるために、家族関係を再構築するための取組というのは、どのように行われていたでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今、実際そういう家族がどの程度あるのかというのは、すみません、今は把握はしていないんですが、今、福祉相談センターのほうで重層的な支援といたしまして、関係機関、関係者等とケース会議等によって検討をして、解決に向けて進めています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 家族がそのような状態になられて、非常に大変な思いをしたという体験者からのお話も伺っておりますので、ぜひこのことについてしっかりと取組を進めていただきたいと思うんですけれども、認知症介護研究・研修仙台センターから出されております一体的支援の立ち上げと運営の手引きというものがありますけれども、これには、これまで行われてきた認知症サポートに加え、新たな社会資源を加え、認知症の本人と家族の関係性や関わり方を専門的に支え、調整する場所を目指すとされております。

ですので、今までいろいろな有効な取組を行われてきたんですけれども、さらにそれを強化するというので、この国の交付金の対象だと思っておりますけれども、この手引書などを参考にして、これまで行われてきた様々な取組をさらに効果的に発展させて、認知症の人が地域で自分らしい人生を安心して過ごせるように、さらに、家族と良好な関係性が築けるように取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次、お願いします。

○議長（青木 靖君） それでは、杉山誠議員の3問目、高齢者の補聴器購入助成についてに対し、答弁をお願いします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 続いて、健康福祉部長より答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、補聴器の購入助成について答弁させていただきます。

加齢による難聴は、生活に支障を与えるとともに、高齢者が外出や会話を控えることにより、交流や話をする機会が減少することは、認知症の発症にも影響すると考えられます。

また、高齢者の補聴器については、高額なものも多く、高齢者の負担が大きいことも認識しております。

高齢者の補聴器の購入補助については、制度化している自治体は少ない状況ですが、よい聞こえが認知症を積極的に予防するためには有効であると考えられます。

こうしたことを踏まえまして、今後は、補聴器購入助成などを含めた高齢者の難聴者に対する支援の在り方を検討してまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 加齢性の難聴は誰でも起こる可能性がありまして、特に65歳を超えると急に増加すると言われております。

これも国立長寿医療センター、老化に関する長期縦断疫学研究の報告ですけれども、有症率は65歳以上で急に増えて、75歳から79歳では男性の71.4%、女性67.3%とされています。程度の差はあるんでしょうけれども。それで、答弁にもありましたけれども、難聴はコミュニケーション障害や社会的孤立、鬱を引き起こす要因となり、認知症発症のリスク要因としても注目されています。

加齢性難聴の要因には、遺伝的要因以外に後天的要因、環境要因があり、糖尿病、循環器疾患、腎疾患が挙げられています。また、若者の携帯音楽プレーヤーでの日常的な音聴取、クラブやイベントなどで大きな音にさらされると、将来的な難聴要因として問題視されております。

このため、生活習慣病予防や、若いうちから大きな音にさらされることへの注意など、市民への啓蒙も進めてはいかがかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 若い人たちへの支援といいますか、そういった対応は、今現在は考えておりませんでした。今、議員のお話を聞いて、そちらのほうも少し考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 加齢性難聴の特徴として、まず小さな音が聞こえにくくなる。また、一般的に高音部から難聴が進行し、その結果、か行、さ行、た行、は行の聞き分けが難しく

なるということで、聞き間違い、聞き直しが多くなったり、テレビの音量を大きくするようになるとされています。また、逆に声が大き過ぎても内容が聞き取れないということもあるそうです。

加齢性難聴の特徴を踏まえた上で、対応する職員であるとか関係者、そして家族が関わっていくことも必要になりますけれども、こういったことの周知や対応についての啓蒙などは行われておりますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今現在、そういった対応、市民への周知等はしてございません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 加齢性難聴は徐々に進行するために、本人の自覚がない場合もあります。高齢者自身が難聴を自覚し、補聴器の使用も積極的に考えていけるような啓蒙や指導も必要とされております。難聴は、多くの高齢者が直面する問題です。認知症にも関連することが明らかになってきております。

相模原市では、今年7月から、介護予防促進モデル事業として、国の保険者機能強化推進交付金を活用して高齢者補聴器購入費助成を始めています。県内でも既に3市町が補聴器購入助成を行っています。

難聴をそのままにしておくと、これまで述べましたように、本人や家族、そして社会に様々な不利益が生まれます。難聴を放置している間に、認知機能の低下やフレイル、身体機能の低下ですね、これが進行してしまうことを多くの人に知っていただき、必要な人に補聴器購入の動機づけが得られるように、ぜひ購入費助成を前向きに考えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほど少し議員のほうからもありましたが、国の交付金が活用できるというような情報も聞いております。今後、高齢者の自立支援として、補聴器を含めて、また実施するに当たっては、対象者をどういった方にするのか、あるいは助成額を上限幾らにするのか、そういったことも含めて、少し調査、研究をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） ぜひそういった方多くおられますので、前向きに検討していただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（青木 靖君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は終了しました。

一般質問2日目は、明日12月2日午前9時30分から、発言順序6番の下山祥二議員から発言順序10番の鈴木正人議員まで5名を行います。

以上をもちまして、本日の会議を終了します。

なお、引き続きこの議場にて全員協議会を直ちに開催しますので、よろしく申し上げます。
お疲れさまでした。

散会 午後 3時12分

令和4年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第3号)

令和4年12月2日(金曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	主査	杉本優美
副主任	小野竜太郎		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会12月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 日程に基づき一般質問を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 下 山 祥 二 君

○議長（青木 靖君） 最初に、議席番号6番、下山祥二議員。

[6番 下山祥二君登壇]

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。皆さん、おはようございます。

朝4時に起きて日本の応援をしておりましたので、少々睡眠不足ではございますけれども、気持ちを切り替えて12月定例会一般質問を行います。

件名1、移住定住施策推進のさらなる強化を。

令和4年11月5日の静岡新聞の朝刊に、10月1日現在の県内各自治体の推計人口の公表記事が掲載されました。伊豆市は社会動態が35人増、転入は転出を上回り前月比8人増で、単月ではありますが吉田町と並び県内トップでした。

この結果を踏まえ、移住定住施策の現状とさらに移住定住施策の推進を図るべきと考え、以下の質問をします。

①現在の社会情勢を鑑み、伊豆市の移住定住施策の現状とその成果はどのように評価しているか、伺います。

②子育て世代の移住定住希望者の判断基準は、医療体制の充実と教育の質の高さが大きな判断基準となると思います。移住者受入れの観点から、医療体制の充実と教育の充実は十分に整っていると捉えているか、お伺いします。

③定年退職された方々が伊豆市への移住定住を希望するニーズはどのように捉えているか、伺います。

④移住定住施策で新たに考えている施策はありますか。

2番、平和寺問題の経過説明と情報は住民と共有されているか。

平和寺本山の敷地内から廃棄物を含んだ土砂が市有地へ、さらに柿木川へ流出した土砂災害が明るみになったのが令和2年6月です。その後、伊豆市は令和3年2月に平和寺関係者を提訴、静岡県は令和3年9月に土砂の全量撤去の措置命令を発出しました。ところが、その措置完了期限とした令和4年3月末を8か月も経過した今も、廃棄物を含んだ土砂は平和寺敷地内に残存しています。その後の経過説明と情報が乏しく、住民の不安は募るばかりです。

そこで、6月定例会の一般質問に続き質問いたします。

①市民が一丸となって強い気持ちを持って解決に当たるのには、現状の動向や対策について、ブランクをつくらず常に情報共有し、一体となって対策を講じるべきであると考えますが、いかがですか。

②廃棄物を含んだ土砂の完全撤去までは長い時間を要することは当初から想定済みです。それでも、解決への道しるべがなければ、ややもするとこのまま幕引きになるのではないかと大変危惧されます。全量撤去処理完了までの見込みはどのように考えているか、お聞きします。

3番、公共施設再配置計画見直しの課題とその対策は。

伊豆市の未来（財政）を明るく豊かな暮らしにすべく、過去から引きずる負の遺産はできるだけ早期に解消すべきであることは、市民の誰でも理解していることでしょう。しかしながら、公共施設再配置の見直しを進める中で、総論賛成各論反対の意見や個々の市民からは既得権を主張する大きな声が発せられることは、当然のごとく予想されます。

行政の仕事は時として大変つらい対応が求められ、その仕事の厳しさも理解した上で、あえて20年、30年後の伊豆市の未来を明るく豊かなまちであることを願い、質問いたします。

①公共施設再配置計画の現状の進捗についてどのように自己評価しているか、伺います。

②新中学校の開校予定は令和7年4月で、あと2年4か月になりました。現段階で、修善寺、中伊豆、天城中学校の跡地利用についてはどのように考えているか、伺います。

③公共施設の借地解消は、具体的にどのようなことがネックになっているか、お聞きします。

④計画策定から10年後の見直し期間である2030年度まではどのように取り組む予定なのか、伺います。

答弁を市長、教育長に求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、移住定住施策推進のさらなる強化をについて。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

私は4時に起きませんでした。今朝起きて、日本が勝ったことで驚きました。強いから

勝ったのではなく、勝ったほうを強いというのですから、日本のサッカーは確実に強くなったということが言えると思います。その大きな背景の一つが、やはり多くの日本人選手が海外でプレーしていることだと思います。私たちも伊豆というタコつぼから抜け出て広く世界を見て、これからの社会に対応するような行政を進める必要があると、むしろ痛感をいたしました。

御下問については、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） おはようございます。

移住者受入れの観点からの教育の充実についてお答えさせていただきます。

浅田議員の答弁でも昨日述べさせていただいたように、伊豆市では、豊かな自然、古くからの歴史、多様な文化や地域の魅力ある素材を活用した体験学習など地域の方から学ぶ地域学習や、それをつなげたSDGsの考え方を多面的な視点から学べる伊豆半島ジオパークを教材とした学習などを目指して行っております。

伊豆市の魅力ある素材を使った教育は、発見や気づき、想像力を育むとともに、本物を知り、ふるさとを知るといふ点で充実しているのではないかと、そのように思っています。このような学習が、移住や定住を希望される方にとって、ここでしかできない体験を得ることができる特色あるものに映るものではないかと捉えています。

今後ともこれからの子供たちに必要な探求心を育んだり、本物を知ったりできる教育の充実には、地域の皆様と連携して努めてまいりたい、そのように考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私からは御質問の①、③、④についてお答えをいたします。

まず、①ですが、移住施策の現状と評価でございますが、当市が行っている移住に対する主な施策といたしましては、若者定住促進補助金や結婚新生活支援事業、お試し住宅、空き家バンクの取組などがございます。

これらの取組の結果として、移住に対する相談件数が、昨年度は1年間で118件でしたが、今年度は10月末までの約半年間で115件に増加、また移住件数につきましては、昨年度34件が同じく10月末までに24件と昨年度を上回るペースとなっております。移住施策の成果としては一定の効果があったものと判断しておりますので、引き続き取組を加速していきたいと考えております。

③でございますが、御質問の定年退職者の当市への移住ニーズについては、移住情報センターや市役所窓口、移住相談会などで受け付けた相談件数のうち2割前後を50歳から60歳代が占めるなど、最近では定年退職間近の年代の方からの相談、問合せが多くなっているよう

です。また、お試し住宅については、今年度10月まで16件の利用に対し、12件が50歳から60歳代となっております。

アクティブシニアが地域に入り積極的に活動することにより、地域が活性化するなど、地域の活力になっていただくことも期待できますので、現在力を入れている若者だけでなく、リタイアされた年代の方々の移住についても積極的に受け入れる取組を進め、一人でも多くの移住者が伊豆市に来ていただけるよう支援していきたいと考えております。

④でございます。新たな移住定住施策については、現段階では新たな取組としてお示しできるものはないのが現状でございますが、令和5年度の実施に向け、効果的な施策はないか現在検討を行っておりますので、新年度予算に盛り込めるよう引き続き努力をまいります。

一方、現在実施している取組について、見直しを予定しているものが2点ございます。

1つ目は、お試し住宅事業で、こちらについては、貸出期間を1か月単位に延長する見直しを行うとともに、中伊豆の八幡地区に新たな施設の設置を検討しております。現在は土肥地区のみで運用していますが、海と山のそれぞれの環境で伊豆市の暮らしを体験していただけるよう整備を行い、各地域での魅力を感じていただくことにより、移住先の選択肢を広げていくことができると考えております。

2つ目は、若者定住補助金の拡充でございます。現在、給付の条件として、対象となる夫婦のいずれかが40歳以下であることとしてきましたが、今年度立ち上げた移住コネクターや市内の宅建業協会からの御意見、若者定住補助金の実績から見た活用年代等のデータを参考に検討した結果、対象者の年齢を拡大することにより、一層の効果を生むのではないかと考えておまして、見直しを検討しているところです。

今後も地域や時代のニーズに即した施策を実施することにより、さらなる移住定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） ②の御質問のうち、医療の充実について答弁をさせていただきます。

伊豆市の医療体制につきましては、不足している診療科目もあり、市内の医療機関だけでは充足はしていないと認識をしております。しかしながら、少し距離感はあるものの伊豆の国市や函南町、三島市を含む圏域で考えると、基幹病院もあり、また伊豆市にはない産婦人科などの診療所も整備されております。また、来年12月に移転、開院する中伊豆温泉病院へは、救急医療や新たな診療科の設置を検討していただいております。

今後、移住定住の観点からも医療体制が衰退することがないように、10年後、20年後の地域医療を見据えた検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員、件名1について再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問いたします。

コロナ禍において、特にIT関連業種などは、通勤時間を考慮して必ずしも会社の近くに住居を構える必要がないことが立証されております。その他の職種の方々も大都会の喧騒から離れ、田舎暮らしへの憧れが日に日に高まりつつあると言えます。今や地方の自治体にとって、移住定住者を呼び込む大きなチャンスが到来しております。

当市の移住定住の現状とその成果について答弁いただきました。多くの施策、事業を実施しており、実際に相談件数、それから移住件数も前年度より増加しているという成果も今確認いたしました。

移住定住希望者は、コロナ前と現在とで何か違った反応とか動き、そのようなことはありますか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） コロナ前後の移住希望者の変化という御質問だと思いますが、まず、移住相談件数は、先ほどの答弁のとおり非常に増えていることがございます。特に若者世代からの問合せが増加しておりまして、移住の相談者からは、先ほど議員のほうからも御発言ありましたとおり、在宅勤務等のオンラインの仕事が可能となったため、都会の密の状況を避けて、伊豆市のような自然の豊かなところで子育てをしたいと、などの御意見を多く伺うようになったと聞いております。

また、コロナにより対面相談ができなくなりましたので、相談自体もオンラインで行う頻度が増えております。オンラインによる相談ということで、より気軽に相談できる環境になって、相談件数のほうも増えているのではないかと考えております。

変化といいますか、状況としては以上でございます。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） コロナ禍で全国的に田舎暮らしへの憧れが広がり、地方への移住が進みつつあるということですが、このような状況下で、移住希望者が伊豆市への関心や興味を持つ、そのきっかけはどのようなことがあると捉えていますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 移住者の関心、それから興味というところですが、移住希望者、それからお試し住宅の利用者からは、温泉、それから海や山が伊豆市にありますのでそれらの自然があること、それから気候が温暖で過ごしやすい地域であることが、伊豆市に興味を持った理由であるとの声を多く聞いております。

また、世代別では、若者世代からは、都会の密を避け、自然の豊かなところで子育てをしたいということ、それからリタイア前後の世代からは、豊かな自然の中で、家庭菜園を楽し

みなからのんびり暮らしたいというような御要望があるようでございます。

これらの意見を参考に、市といたしましては、伊豆市の強みをどう売り出せばいいのかというのを研究するとともに、今後情報発信を行いまして、移住希望者の伊豆市への移住のきっかけとなるよう、今後取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね、あとは首都圏からのアクセスがいいとか、食べ物も本当にシイタケやワサビがおいしいとか、ジビエの料理もあるとか、いろいろあると思いますけれども、すばらしい景観や豊かな自然環境を求めて来るのは確かだと思います。そのような移住定住希望者に対して、最も有効な施策はどのようなことがあると思いますか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 最も有効な施策ということでございますが、これまで市が行っている移住施策の中では、最も効果的なものは若者定住補助金と考えております。実際、隣の市に住宅を建てようとしていた方が、この補助金があるから伊豆市内に来ていただいたという話も耳にしておりまして、また、今議会においても追加補正、追加の予算を要求させていただくなど、利用者のほうは、この補助金のほうは年々増加をしております。

また、補助金以外の施策で何があるかと考えますと、県内では先駆けの取組であります移住情報センター9izuが挙げられると思います。移住情報センターは、物件相談、それから就職関連情報などをワンストップで提供させていただいております。そういう窓口になっておりまして、移住相談をされる方に非常に好評でございます。また、そういうことによりまして、移住のきっかけとして非常に大きな役割を果たしているのではないかと考えております。

スタッフが全員女性であったり、かつ移住者であるなど、ひとり親世帯をはじめ、気軽に市外の方が相談できる環境が整っておりますので、移住情報センターのその存在も今後広くアピールして、相談者の受付から移住の実現へとつなげていければと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね、今議会に定住促進事業補助金も補正で計上されておりますので、これはうれしい悲鳴であると言えらると思います。

11月26日にその9izuで伊豆市の移住体験ツアー、これの内容というか結果はどうだったかつかんでいますか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） すみません、報告ちょっと確認しておりません。また、内容については御報告させていただきたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、逆に移住定住希望者が伊豆市への移住をためらい、諦める

ような、そのような課題はどんなことがあると捉えているでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 伊豆市への移住をためらうような課題といたしましては、考えられますのは、まず、希望に合う物件がなかなか見つからないということが挙げられると思います。これは、メディアの影響もあるかと思うんですが、田舎暮らしに当たって、中古物件を手軽な値段で簡単に購入をして移住しようとされる方がいらっしゃいます。しかし、実際には即入居できるような物件については決して安くはなくて、それなりの金額になってしまいまして、理想と現実と違っているということで諦めてしまうケースがあるようでございます。

また、市内に空き家が多数存在するわけですが、なかなか他人に貸していただけないというような状況もございまして、賃貸物件自体が少ないという事情もあるのではないかと考えられます。

その他、インフラ、社会的インフラの状況を聞かれた際に、市内のほとんどの地区は、日常生活にマイカーが必要になってしまうというようなお話をさせていただくわけですが、そうなりますと移住は難しいというような反応をされてしまいまして、そういう面では、生活の足が移住の検討のネックにもなっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） そのような課題がまだまだあるということで確認いたしました。

次、2番に入りますけれども、今までの行政視察で感じたこと、また自分の子供や孫の日常生活を見ていると、子育て中の若い世代がずっと伊豆市に住みたいと思っても、まずは働く場所が大前提であります。その上で、医療の充実と教育の充実は大きな判断基準になると思います。

まずは医療体制についてですが、近隣の市町の医療機関まで短時間で行けるということですが、そこをもっと強く発信すべきだと考えていますけれども、その発信は十分されているか、あるいはもっと強化すべきだと思っているのか、お聞きします。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） その辺の周知は十分ではないと思っております。

今後、先ほど申し上げた函南町、伊豆の国市、三島市等の診療機関の案内等も市民に多くしていき、医療機関は市外であっても距離的にはそれほど遠くはないというような認識を深めていきたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 来年の12月の開院を目指している中伊豆温泉病院さんに、救急医療や新たな診療科の検討をお願いしているという、そういう答弁でしたけれども、現段階で小児科の設置の見込みはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 検討をお願いはしていますが、やはり一番は小児科の先生の、医師の確保になりますので、そこは、例えば開院と同時に設置というのはまだ約束はされておりませんが、今後も設置に向けてはお願いをしていきたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 私も厚生連のOBの方に伺いましたが、小児科の先生の確保が非常に難しいと聞きました。それでも、子育て世代の移住希望者にとって、住んでいる近くに小児科があるということは本当に心強く、安心して子育てができるので、移住を決断する判断材料の大きなポイントとなると思います。ぜひとも実現に向けて、粘り強く依頼を継続してほしいなと思います。

そして、もし、もし実現できたら、市内外に強く大きく発信していこうと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、教育の充実についてですが、昨日の浅田議員の質問で、教育の内容について高いレベル、深掘りした質問がありましたけれども、移住施策の攻めという観点からお伺いたします。

教育長の答弁のとおり、伊豆市は、園児から中学生まで充実した地域学習などによって、いろいろな体験を通してふるさとを知り、郷土愛も芽生えてくるというのは確かだと思います。これもしっかり継続していくべきだと思いますけれども、攻めの移住定住施策として、伊豆市は教育環境も整っていて、さらに学力も他の自治体に比べレベルが高い、また新中学校は野球が強いとか、サッカーが強い、あるいはバレーも強い、そんなような評判は夢と、サッカーじゃないですけども夢と希望を与えて、近隣の市町へもうわさが広がって、教育熱心な保護者は、伊豆市への移住を真剣に検討するかもしれません。

市内の小中学生の学力を上げる取組としてはどのようなことがあるのか、特別な施策があるのか、お聞きいたします。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 特別な施策というのはちょっとないんですけれども、前にこちらへ移住してきた方が、東京から来られた方が、やっぱり東京で学ぶこととこちらで学ぶことは大きな違いがあると、だからそのところが、一歩足を向けられない理由にはなるだろうということはお話しされてきました。

東京での話を、これは全てではないですけども、東京の保護者は学校には期待していないと、公立の学校に期待せずにはほかのところで学ばせるから、子供たちは元気よく学校に行っていればいいよというような、そんな極端な話も聞くところです。実際に東京で過ごす子供たちの話を聞くと、学校が終わってからそれぞれの塾、習い事等へ頻繁に行っている、そ

うというような様子も聞くことはあります。

それらの教育環境と伊豆市が同等に戦えるという状況ではありません。昨日から述べているように、現在の学校の中でできることをやっていくしかないと思っています。

伊豆市の学力が劣っているということは特にはないと思いますけれども、現在、一番危惧しているのが読解力のところで、ややもう少し力を入れなければなというところは感じているところですので、そういう苦手なところについては、市として取り組んでいきたいと思っています。

昨日から申し上げることの繰り返しで申し訳ないですけれども、今まで教育の場はどうか、今の大人は、どこどこ高校へ何人入ったとか、それからどこどこ大学に行ったから偉いとか、どこへ就職したからあの子はすごいとかという、そういうことが評価の基だったと思いますけれども、そういうところから離れて、いろいろなことにチャレンジをしてやり直しもできるんだというような、そういう気持ちを子供たちに教えられるようなことを、伊豆市でやる体験を通して学ばせていきたいなと思います。

ちょっと長くなりますけれども、移住した子供たちが、最近、移住してきた転校生がかなり多いんですね。その子供たちが、伊豆市の子供たちとすごく仲良くなって過ごしているということはよく聞きます。中には、今まで不登校だったんだけど、いろんな事情で伊豆市の学校へ入ってから、毎日登校できるようになったと、そういうようなよさが伊豆市にはあると思います。

ちょっと学力のことについて、これをメインに移住者を呼び込もうという答えにはなりませんけれども、以上のようなお答えをします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 4年前の行政視察先である大分県豊後高田市の例ですが、豊後高田市内の学校は、大分県内で低レベルの学力だったようではありますが、行政の主導で、学びの21世紀塾と称しまして自治体が塾を運営する大変珍しい取組を進めて、市内の学校の学力を数年後には大分県内でトップクラスに導いたそうです。その結果、子育て世代の移住者が後を絶たなかったというような現象が起きたようです。

学力アップの施策の一環として、先ほど教育長から塾という話もありましたけれども、教員を定年になった方や退職された方を指導者に、ボランティア程度の報酬で学習塾を設置したそうです。当市ではこのような取組は考えられませんか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） どのような形で公立の塾という形を取ったか分かりませんが、そのようなことをやる時一番気を遣うのは、同様の取組をしている民間の方がいらっしゃると思いますので、公立でそのようなものを開くということについては、やや問題はあるかと思っています。ですけれども、自分はよりよい高校に行きたいとか、そういうことを目指してい

こうとする学習塾が多いんですけれども、そうではなくて、補足的に自分がここが苦手だから何とかしたいというようなそういう子供たちには、手を差し伸べるような形はつくりたいなと現在思っています。

実際に行われている学校はあります。一番今まで続いているのは修善寺南小学校で、赤ペン先生と称して、地域の方が子供たちのそういう苦手なところに対応していることもありますし、個人的に地域で、苦手な子たちに勉強を教えているというようなそういう話は聞きます。もちろん無償ですけれどもね。そういうようなことは、今後呼びかけをして進めていくことは可能だと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 昨日、伊豆の国市では、現在1つのモデル園で実施している英語教育授業を市内の幼稚園、保育園、こども園に拡充する予算を来年度予算に計上する方向であると、教育長の答弁が新聞報道されていました。これはすごくアピール度が高いと思います。

この園児からの英語教育についてはどのように考えますか。伊豆市では健康福祉部になるのかな。どのように考えますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁できますか。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 伊豆市は、伊豆の国市より早く各小中学校に配置しているALTが園にも出かけて、英語授業というよりも英語体験の学びをしています。それと比較してということになるかと思いますが、こども園、保育園から英語に触れようというそういう取組はしております。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。

何とんでも保護者は、自分の子供の学力についてはすごく関心があると思います。何もなければ何も変わらないと思いますので、最初からうまくいくことはないでしょうけれども、また新たな取組を期待しております。

50代から60代の移住の受入れも積極的に進めていきたいと考えているようですけれども、ある程度年齢を重ねると、土いじりとか野菜作りに興味を持って、都会からの移住希望者も、住宅に付随した小さな農地を取得したいとそういった希望があるようですが、6月議会の総務経済委員会で私が質問したところ、伊豆市ではまだ農地法にのっとり取得できないというような答弁がありました。

近隣の自治体は、既に移住定住希望者のニーズに応じて、施策の一つとしてアピールしていますけれども、当市は来年の4月の法改正まで待ちますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 議員御指摘のとおり、現行の伊豆市の農地取得による下限面積は、

市内全域において2,000平米となっております。取得後の面積においてこれを上回らなければ取得できないというような状況になっています。

今年の5月に、国会で農地の取得に関する下限面積の撤廃を含んだ農地法の改正が可決されました。来年4月1日より施行されることとなっております。その後、国のほうでは、下限面積撤廃に伴う農地取得要件について、その要件の見解について示されるという話になっておりました。ただ、そこでまだちょっとその情報がまだ届いていないという状況になります。

仮に市が先行して独自の取得要件の見解を決めてしまうと、またそこで国の要件がまた変わったりすると、また混乱を招いてしまうというようなことも懸念されましたので、できれば国の撤廃の施行日と合わせて、来年4月1日からそういった形で取得できるような形を進めるために、今現在、準備しているという状況になります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 県でも動いていますし、近隣の松崎町なんかは、本当に移住定住施策の1つの施策として動いておりますので、既に動いています。6月に質問してからちょっと半年以上も経過していて、移住希望者にアピールするチャンスを1つ失ったような、そんな気がしてちょっと残念です。

4番に移ります。

今のところ新たな施策はないということですが、お試し住宅の見直し、若者定住補助金の拡充を検討しているということですが、これも市外への流出をとどめる施策の一つですが、市外へ流出を防ぐ施策として、ほかにはどのようなことがあるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 市外への流出を止める施策ということですが、これもやはり若者定住補助金が有効なのではないかと考えております。若者定住補助金は、市外からの移住者のみならず、市内間の転居も対象となりますので、市外流出防止の観点からも効果的な施策ではないかと考えております。

その他、即効性はございませんが、地域愛だったり郷土愛の醸成も非常に大事なことはないかと考えております。自分たちのまち、地域に愛着を持っていただくことで、ここに住み、ここで生活をしていこうという気持ちも強くなると思いますので、こちらの取組についても今後力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 伊豆市としては、Uターンを強く勧めるべきだと思います。

昨日の浅田議員の市長答弁にもありましたけれども、天城中学校11月号の学校だよりに、天城中の卒業生が教育実習に来ていたときに、中学時代に学んだ天城学習について書いた文

章がありました。その一部を要約して披露しますと、「天城学習で体験したり学んだことが自分の将来像や生き方に大きく影響している。1,2年生の時に自然体験で八丁池や万二郎・万三郎岳に登った。その美しさに、伊豆や天城に誇りをもち、大好きになった。伊豆市や天城の課題にも直面し、3年生の時は伊豆市役所都市計画課を訪問した。故郷を離れ、東京での大学4年間、伊豆市や伊豆半島に関わる仕事がしたいと強く思うようになった。来春からは教職ではないが、静岡県で働く。今の夢は、その仕事を通して伊豆半島の活性化に携わることである。最後に、天城学習の学びは、ここで終わるものではなく、きっと将来の自分に生きるはずである。」とつぶつぶっていました。

もう一つ、昨日、市長答弁にありましたけれども、11月16日の静岡新聞の記者コラムに、3年前に赴任してきた際の挨拶回りのときに、地元の方から、ここは何もないところだよ、子供も自然と見なくなっちゃったよと言われて、それが今でも再三聞かれている話だと。このような大人のネガティブな姿勢が、子供たちに伝わっているのではないか。「子どもたちがここに帰りたいたいといつまでも思ってくれるように、地域に対する誇りをもち、魅力を磨き続けることが大人の使命だ」と結んでいました。

私は、この紹介した2つの中に移住定住施策をさらに推進するためのヒントとか答えがあると思いました。これについて市長はどういうふうに考えますか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 全く同感で、私も天城学習は基本的に毎年聞いてきたんですが、今年初めて1年生から全部聞いたんですけれども、特にやっぱり今年はコーディネーターが移住された佐藤亜弥さんということもあって、さらに磨きがかかった感じでした。

それとほぼ時を同じくして、市内で新しい商品開発をして県で金賞を受賞した修善寺バーガーと、それからおはぎの受賞報告を聞いたときに、2人とも私もよく知っていたので、ところで東京にいたときと今と所得どうと聞いたら、片方が「東京ではIT産業にいて、所得は高いほうだったけれども、今のほうがいい」と言うわけですね。

じゃ、何しに都会へ行くんだろうと。しっかりここで仕事を、サラリーマンとしてももちろん三島市、沼津市に通うこともできるけれども、300万人を超えるマーケットがある中で、自分で道を切り開いて、豊かな自然の中で生活することの幸福感というものを、我々大人が否定していないだろうかということを実に強く感じました。

ただ、さらに意識の改革が必要だと思うのは、先ほどの議論伺っていて、豊後高田市の件、私、知らなかったんですが、土肥には民営の塾がありませんので、小中一貫校が始まったと同時に同時に公設民営の塾をつくれと言ったんですね。今、実は公設にしないでも民間の塾を開いてくれてはいます。

ただ、ここで生徒さんが少ないのは、やっぱり先生との役割分担を、私は先生のほうでもうちよっと思いを立てていただいてもいいと思うのは、子供が塾に行くのは学校の教育が駄目だからではなくて、学校の先生というのは、1クラス全部を見なきゃいけないわけですね。

教育基準に従って、何月頃はどのような教育をなささいという基準があるわけですから。そこで何々高校へ行くためではなくて、分からなくて6年間黙って座っている子供に、そういった子供にならないように、今分からないことをその子に教えてあげる。その子は分かったと言って次の日喜んで学校に行く。そういう補完体制が私は必要なのだと思っていて、そこは学校の先生にもよく御理解いただいて、学校とそれから保護者対策もしなくていい、いじめの問題も対策しなくていい、教育だけすればいい、教育が好きな塾の講師がいるところをうまく使い分けてやることによって、教育の進捗度というのが上がると思っています。

それから、もう一つ、議員から指摘のあった伊豆市内だけのその資産ではなくて、幅広くPRすればいいではないかという、私、全くそのとおりで思っています、私は以前、港区六本木で勤務をし、新宿区市ヶ谷に住んでいたわけですが、実は大学病院に一番近いのは今なんです。今が一番大学病院近いんです。15分で行けるんです。天城湯ヶ島に住んで5分で中島病院、15分で日赤、30分で順天堂大学病院に行けるのに、県の統計でも順天堂大学病院は伊豆の国市だから、伊豆市の加点にならないわけですね。私、猛然と抗議したんですけども。

だから我々が、もうちょっとしっかり人様の土地であっても、大学病院まで修善寺から15分ですと、フードストリートまで10分ですと、アピタまで10分ですと、堂々とPRすればいいと思うんですね。

そういった意味で、我々のPRの仕方もちょっと何と言うかおとなし過ぎたかなという感じがして、まずはワーケーション等で2拠点で、半分ぐらい伊豆市に住んでいただき、伊豆市の生活をよく理解していただき、定住に誘致していくと、誘導していくと。この施策はもっともっと強化していきたいと思います。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 今年度発表された市区町村魅力度ランキングでは、伊豆市は全国1,000市区町村の中で21位にランクされました。我々大人のネガティブな姿勢を反省し、改めて美しいすばらしい伊豆市に誇りと自信を持って、移住定住施策をさらに強化していくべきであると思います。

次、2番、お願いします。

○議長（青木 靖君） 下山議員の2問目、平和寺問題の経過説明と情報は住民と共有されているかについて、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2番目のほうは副市長に、それから1番目のほうは市民部長にそれぞれ答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 県との関係も聞かれておりましたので、私のほうから御答弁申し上げます。

平和寺問題に関する御質問のうち、2番の全量撤去処理完了までの見込みについてお答えをいたします。

平和寺問題につきましては、これまで市において実施いたしました土砂等の搬入の防止措置、それから仮設防護柵等による柿木川への流出の防止措置、それから平和寺を相手取った民事訴訟の提起等に加えまして、県による廃掃法第19条の5に基づく措置命令などなどによりまして、これまでに一定の進展を見てきたところでございますけれども、最後に残された大きな問題として、平和寺の敷地内に残存する大量の廃棄物混じりの土砂を、これをどう除去するののかという問題が依然として残されておまして、議員御指摘のとおり、このことが地域住民の皆さんや関係の皆様最大の御懸念になっているというふうに認識をしております。

この問題の解決のためには、幾つかのアプローチがありますけれども、最も早く、かつ法的な強制力をもって実施できるのは、やはり県の発出した措置命令を根拠とした行政代執行であると考えられまして、特に命令の履行期限である3月の末から7か月以上も経過しているわけでございますので、市といたしましては、一日も早くこの代執行が実施されることを期待して、県の動向を注視してきたところでございます。

そうした中におきまして、去る11月22日に地元区や漁協、関係事業者、それから市などで構成する平和寺環境汚染問題対策協議会が開かれました。その席上において、県から命令発出後の対応状況につきまして、現在、平和寺側から措置命令を不服として、行政不服審査法に基づく審査請求が環境省に提出されていると。ですので、その裁決の状況を踏まえた上で、行政代執行の実施について検討することになると、こういう説明がございました。

行政代執行というのは、人様の土地にお上が強制的にずかずか入ってきて、それをほじくり返すということですから、こういう極めて大きな公権力の発動に当たっては、その手続を含めて慎重な検討が必要であるということは、これは理解できます。

しかしながら、地元といたしましては、速やかなる行政代執行の実施をはじめとして、また平和寺敷地内の廃棄物混じりの土砂を完全に撤去してほしい、さらには、地元が納得する形での実施方法でやってほしいと、こういうことを切望しているところでありまして、今後、県に対しまして、そうした点を強くお願いしていかなければならないと考えております。

市といたしましては、今後とも県及び関係団体等と連携をいたしまして、地元住民の皆様の不安の払拭に努めるとともに、平和寺事案の最終的な解決に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 私からは、①の市民との情報共有の関係につきましてお答えいたします。

これまでも定期的な情報提供としましては、市と県による隔月で実施しております水質検

査の状況を、毎月地元等に情報提供させていただいておりますが、地元の皆様からは、水質検査だけでなく県の措置命令後の動きなど、最終的な解決に向けた動きについての情報共有をしてほしいという御意見をいただいたことから、11月22日に平和寺環境汚染問題対策協議会が開催されたところでございます。

協議会の場においては、伊豆市の土砂流出防止柵の適切な管理等の対応策とともに、静岡県 の措置命令発出後の対応状況等について共有されました。

今後も住民の皆様 の不安解消につながる最終的な解決に向けた動きや検討すべき課題が生じた場合は、県や関係機関と連携を図るとともに、協議会の場等を通じて地元の皆様と情報共有しながら、一刻も早い問題解決に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員、再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね、去る11月22日、約1年ぶりに平和寺問題の対策協議会が開催されましたけれども、部長の答弁のとおり、水質検査の報告だけでは地元の住民の皆様はやっぱり納得せず、説明会や協議会の開催があまりにもブランクがあると、伊豆市は何もやっていないと思われて、風当たりも強くなってくると思いますので、説明会や協議会の開催は随時検討してもらいたいと思います。

熱海市伊豆山の大規模土石流災害をはじめ、県内各地で不法な盛土や残土が明らかになってきており、連日のように新聞報道をされております。不適切な盛土が県内で196か所ありますが、県は具体的に場所を公表しておりません。いわゆる見えない盛土が多数存在している中で、当市の平和寺問題の対策がややもするとおざなりになって、このまま忘れ去られてしまうのではないかと大変危惧されます。ここについてはどのように思いますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） ただいま議員の御発言のとおり、確かに現場におきまして土砂の搬入を阻止する対策ですとか、区域外への流出を防止するための応急対策を終了した以降は、なかなかマスコミ等に取り上げていただく機会も減ってきたことから、事件が風化してしまうのではないかという御懸念は当然のことと思います。市としましても同じことを危惧しております。

地域の皆様が御心配されているのは、平和寺敷地内に今なお廃棄物混じりの土砂が残っていることであり、こうした土砂を完全撤去こそが最終的な解決に向けた道であることは認識しておりますので、これまで以上に県との連携を密にしながら、この事案が決して風化することのないように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 先日開催された平和寺問題の対策協議会も、マスコミを入れずに非公開での開催となりました。もうその県に限っては経過説明として資料の1枚もなく、私は常

識では考えられなく、本気度も感じませんでした。

もっと問題意識を持ってもらうためには、何度も被害に遭った事業者や米作りをされている農家の皆さんの悲痛な生の声を県に届けて、決してこの問題を軽視してはならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 市民の皆様のお届けするという意味では、令和3年5月21日に地元協議会に当時の難波副知事に対して要望活動をしていただいて、9月末に発出されました県の措置命令につながったということも考えられますので、地元の生の声を県や国等へ直接お届けすることは、とても重要なことだと認識しております。

11月22日開催の協議会におきましても、委員の皆様から、大きな雨が降った場合には奥山川と柿木川の濁りの状況が目視で違うことが分かるなど、平和寺敷地から流出した土砂等の影響が疑われ、地元の皆様の不安が払拭されていないという御意見を多数いただいたところでございます。

市としましても、できるだけ早く不安材料を取り除くためにも、法的な強制力を持つ県の措置命令に基づく行政代執行等の対応により、平和寺敷地内の土砂等の撤去が速やかに進むように、県に対して強く要望してまいりたいと思います。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 協議会の席で、県は12月にボーリング調査を実施して、必要であれば行政代執行を考えていると、そのような説明がありましたけれども、真に地元の皆さんが安心して暮らせる生活を取り戻すため、決してその場しのぎのような行政代執行は許されないとしたいと思います。

県から出向されている副市長の立場で答弁が難しいと思います。審査請求もありますけれども、この廃棄物を含んだ土砂の完全撤去までの本当の課題の本質というのはどこにあるのか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 先ほど私、御答弁申し上げたとおり、完全撤去に当たっての最も確実な方法としては、やはり県の発出した措置命令に基づく代執行であると考えます。ただ、その最大の問題は、代執行の権限は県にあるということでございます。ですから、その実施方法ですとか、一体どこまでやるのかということについては、これ完全に県がその判断権を持ってまして、これは市単独ではこれを決めることができないということが一番の課題かなと思っております。

ですから、この点については、県がこれはもう非常に前向きで、やる気満々でいてくれれば全く問題はないわけですが、その点につきましては、本会議の議場で申し上げるのは適切でないので控えることにしますけれども、そこはなかなか難しいところがあるかなと思います。

ですから、市としましては、今後、県に対しまして、やっぱり土砂を完全に撤去していただきたいということと、それから地元が納得する形でやっていただきたいということ、これを強く要望していかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 下山議員。

○6番（下山祥二君） 一昨日、廃業した大野養魚場の上の柿木第一砂防ダムに行ってきました。何度となく市の幹部の方、市長、県議等、沼津河川国道事務所へ要望に行ったそのかいがあったのか、ありがたいことに国交省による狩野川水系流域治水プロジェクト、いのちと暮らしをまもる防災減災国土強靱化対策工事が令和5年2月28日までの工事期間で始まっております。さらに、令和5年度の工事完成後は、仮に平和寺敷地内の廃棄物を含んだ土砂が災害により流出しても、一旦はここでせき止められるのかなど期待しているところです。

今回の平和寺環境汚染問題対策協議会は、県によるボーリング調査の結果を注視しながら、次はマスコミも入れて、入ってもらって早々に開催して、平和寺問題が風化することがないように切望いたします。

最後、3番、お願いします。

○議長（青木 靖君） 3問目、公共施設再配置計画見直しの課題とその対策はについて、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私から2番目だけ申し上げて、ほかは総務部長に答弁をさせます。

というのは、2番目の学校再編に伴う跡地利用は、15年前に私が学校再編事業を始めたときから、その後をどうするのかということと通学というのは、必ずどの場合にも一番大きな課題だったんですね。ですから、途中から跡地利用というものをかなり深刻に考えるようにしてまいりました。

ここに列挙されております修善寺中学校については、一番最初の計画では、修善寺の小学校の再編成の計画もありましたから、その移転先ということでしたが、それは全て白紙に戻っておりますので、修善寺中学校の跡地利用については、一切、現在検討なされておられません。

中伊豆中学校については、私が市長として地元の皆さんに、今の中学校が新しい中学校に統合されたら、今の中伊豆中学校の場所に中伊豆小学校は移転させますと明言をしてまいりました。それは、宅地開発とか地元の商業施設とか、将来像が見えないまま動きにくいという状況がありましたので、市長として明言してまいりましたが、機関決定しておりません。伊豆市市長部局として機関決定しておりません。次の天城中学校を含めて、なるべく近い市長戦略会議において、中伊豆中学校と天城中学校の跡地利用については、市長としてではなくて、伊豆市として意思決定をしたいと考えております。

現状については、総務部長から答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） ②の3中学校の跡地利用についてですが、今、市長のほうからも話がありましたので、重なるところもありますけれども、新中学校開校、教育の立場としてお話をしますと、新中学校開校させることはもちろん大切なことというのは、それに向けて全力を尽くしているところですが、それと同時に伝統ある3中学校の閉校も大事にしたいと考えています。その跡地利用というよりもその前の閉校をとということを、今、教育委員会では関わっているところです。

跡地利用は閉校した後の話になります。多くの卒業生、地域の住民の方々の思いの詰まった中学校ですので、学校に込めた皆さんの思いをくんで、活用方法についても検討していただきたい、市長部局とコンセンサスを取って進めていきたいと思っています。

私の通った八幡小学校ですけれども、八幡小学校は現在コープということで利用されています。それまでの間は少年野球の野球場になったりというようなことで、なくなりはしましたけれども、市民に活用され愛されてきた場所だったななんてことを今思い出します。あつてはならないのは、やっぱり廃墟にしてはならないんじゃないかと思いますので、そういうようなことがないように、今後一緒に考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

①の進捗についての自己評価でございますが、公共施設の再配置については、平成28年度の公共施設等総合管理計画、平成30年度の公共施設再配置基本方針を経て、現在、各施設の具体的な再配置を示す公共施設再配置計画を策定しております。

この再配置計画を進めるに当たっては、場合によっては施設の改廃を伴うものであって、これは市民生活に直接影響を及ぼすことから、十分に慎重な検討が必要であり、総合管理計画から再配置計画までに約6年を要しましたが、必要な期間であったと考えております。

続きまして、③の借地の解消のネックとなる事柄でございますが、借地という状況は相手方がいるということで、それぞれに事情もあり、市の側だけで決められる問題ではないということがネックであると考えております。

具体的な事情としては、自己所有地を手放すことに対して抵抗があること、また相続等による所有権移転登記が完了していない事案もあり、その手続の煩わしさも要因と考えております。

④の2030年度までの取組でございますが、再配置計画によって個別施設の方向性は定まりましたが、今後は個別の施設の一つ一つについて具体的な作業が待っており、これには多くの労力、また地域住民の方や利用者の理解が必要になってまいります。

こうした作業を着実に進めるため、地域の皆様や利用者への十分な説明と理解が必要ですが、一番大切なことは、最も多くの住民の望むところに結論を見いだすということであり、

このため、少数の方の意見や大多数の方の意見を的確に見極めることが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 幾つか再質問考えておりましたが、時間配分が悪くて1時間以上経過しておりますので、最後に一つだけ。

いよいよ今後は個別に具体的な作業に入っていくわけで、まさに総論から各論に入っていくわけです。地元住民や利用者の理解を得るために、少数の方の意見や大多数の方の意見を的確に見極めることが重要であるとの答弁でした。

伊豆市の公共施設は190施設以上、19万平米以上を有しております。その削減目標は、40年間で延べ床面積が40%から57%削減するというとてつもなく長く、かつ高い目標です。行政の仕事は縦割りの部分もあり、県や国との連携もあって、時間のかかることは承知しています。それでも伊豆市の未来が明るく豊かな暮らしになるように、市民協働で相当な覚悟を持ってやり遂げなければなりません。

最後に、必ずやり抜く覚悟を伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） とても大きな課題ですが、必ず方向をぶれずに進めさせていただきます。

申し訳ないんですけども、この20年間で170億円余りの新市建設計画事業費は全て使い切りました。それに代わる新しい投資財源を探さなければいけないんですが、他方、ピーク時、4町で4万人近くあった人口が半減することも確実です。しかも老朽化した施設、200近い施設を維持することはやはり公益にかなわない。

これ一つ一つだと必ず反対意見出るんですけども、やはり私たちの子供たち、孫たちに明るい未来を見せつつ、投資財源を確保しつつ、今の皆さんには我慢していただくところは我慢いただく。これは、私が責任を持ってしっかり訴えさせていただきます。ぜひ議員の皆さんの御協力もよろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） 下山議員、いいですか。

○6番（下山祥二君） はい。

○議長（青木 靖君） これで、下山祥二議員の質問を終了します。

ここで休憩とします。15分間休憩取ります。

再開を10時55分とします。10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時53分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ一般質問を再開いたします。

◇ 黒 須 淳 美 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号5番、黒須淳美議員。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） 通告に従い一般質問を行います。

皆さん、こんにちは。5番、黒須淳美です。

2件あります。

1、伊豆市の災害対応について（静岡市の台風15号被害を受けて）。市長に伺います。

本年6月29日、生きいきプラザにて、わたしの避難計画作成というワークショップに参加する機会がありました。静岡県の危機管理部、東部地域局の職員と伊豆市職員合同での開催で、これから起こり得る身の回りの災害リスクに備え、どのタイミングでどこに避難するかなどについて、ハザードマップを使って確認するというような内容でした。

ちなみにハザードマップを使って自宅の危険を確認したところ、低い確率ですが、大雨による0.5メートルから3メートルの浸水のおそれありという結果で、避難のタイミングや避難先についても知る事ができ、もしものときの心の備えができたことは安心にもつながりました。

それから、台風の時期を迎えた9月に浜松市や静岡市を襲った台風15号は、予想進路では伊豆市も含まれていたこともあり、テレビの映像を伊豆市でも起こったかもしれないと、その思いで見っていたものです。

この台風では、河川の増水による住宅への浸水や土砂崩れ、橋の一部崩落、そして大規模停電や断水などの爪痕を残し去っていきましたが、その後の残暑の中での復旧作業には、被害に遭われた住民の方々の御苦勞が他人事ではないと感じ、この6月に参加したワークショップの重要性も実感したところです。

災害の被害というと様々ですが、今回テレビなどで目にした町なかにあふれた災害ごみの状況は、被災後すぐに住民としても取り組まなければならない課題の一つと痛感しました。

また、議会では、この11月の改選で駿東伊豆消防組合議会の議員になったことから、これからの伊豆市の災害への取組について、住民の皆さんへの周知と確認の意味も含め、次のことについて伺いたいと思います。

主に災害ごみについてです。

①台風15号での静岡市への伊豆市役所職員の災害派遣の経緯とその具体的な内容について。
②来年1月に本格稼働を開始する新ごみ処理施設クリーンセンターいずの災害時の役割について。

③災害ごみなどについて伊豆市としての今後の課題、検討すべきことなど。

2、市内小中学校の児童・生徒とその保護者への学校における相談体制と教職員その他による支援チームとしての連携強化の推進。教育長に答弁を求めます。

現在、日向地区で進められている新中学校工事について、3年後の2025年4月開校を目指し、コロナ禍の折ではありますが着々と進められているところです。

また、昨年6月に発足した新中学校開校準備委員会も、新しい学校の在り方や校名、校章、そして制服などについて審議や調査を重ね、今年8月には制服が決まるなど、ソフト面の準備も大詰めに入ってきている感があります。

私は、2009年4月から2020年9月まで約11年5か月の間、市内中学校で心の教室相談員として勤務した経験があります。中学校での心の教室相談員の役割としては、思春期真っただ中にある生徒さんたちが学校での生活を有意義に送れるよう、時にアドバイスなどをする但也有ありますが、主には寄り添い、話に耳を傾け、そしてじっくりと成長を見守る、そんな存在であるのではないかと考えます。

そこで感じたこととして、複数の小学校から1つの中学校に集まり、スタートする中学校生活について、小学校の6年間なれ親しんだ環境から大きく変化し、初めて顔を合わせる者同士の中、不安が期待を上回り、それが解消されないまま、やがて本来の自分を出せずに苦しむ生徒さんの姿が少なからずあることです。

学校には、教員をはじめ学校支援員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学習面だけでなく生活全般にわたる児童生徒、そして保護者への支援体制が整っていると認識していますが、コロナ禍と共にあった3年間は、これまでとは違う変化も子供たちに見られるのではないかと、また、その場合、今後どのような支援体制が検討できるか、次の点について伺いたいと思います。

①新中学校開校への移行をスムーズにするために、中1ギャップなどの問題をどのように考えるか。

②不登校、いじめ、摂食障害、そしてヤングケアラーなどコロナ禍を受け増えているという調査報告が県や文部科学省、厚生労働省などから出ているが、伊豆市ではどのように捉えているか。

③3歳児健診以降に行政が関われないエアポケットがあると聞きますが、伊豆市では就学前に5歳児健診を導入しています。その効果をどのように考え、生かしているか。

④小中学校における学習支援体制で学校支援員を配置しているが、その役割と必要性についてどのように考えているか。

⑤学習支援教室を設置しているが、その役割と学校とのつながりはどのようなものか。

⑥心の教室相談員やスクールカウンセラーその他による相談体制の効果、あるいは問題点はどのようなことか。

⑦現在、中学校に配置されている心の教室相談員が小学校にない理由と、今後配置して児童の支援につなげていく意向があるか。

以上です。

- 議長（青木 靖君） ただいまの黒須淳美議員の質問に対し、答弁を求めます。
件名1の伊豆市の災害対応について（静岡市の台風15号被害を受けて）に対し。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

- 市長（菊地 豊君） 防災の宿命として、計画と実態が時に大きくかけ離れることがあります。防災計画の中に災害廃棄物対応としてなかなか書きづらいのですが、実態を伺ってみると、まず災害廃棄物、土砂に埋もれた車とか泥だらけの畳とかが出るわけですね。次に、片づけ廃棄物。家の中を片づけてみたら、ふすまも駄目だった、たんすも駄目だったみたいな片づけ廃棄物が出て、最後に、言葉は難しいんですが、ついでに廃棄物というのがあって、ついでに出しちゃえみたいなのがあって、どんどん増えていくらしいですね。

そういった状況の中でなるべく早く処理するためには、やはりふだんからしっかり計画し、準備しておく必要が極めて重要であると考えております。

個々の御質問については、市民部長に答弁をさせます。

- 議長（青木 靖君） 続いて、市民部長。

- 市民部長（佐藤達義君） まず、①についてですが、台風15号での静岡市への伊豆市職員の災害派遣の経緯でございますが、県内市町と締結している一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定に基づき、県から各市町へ支援の依頼がありました。これを受け、市では全職員から派遣可能な職員を募集し、10月5日から21日までの17日間、各日2名ずつ、延べ34名を派遣いたしました。

派遣先では、公民館や市街地の道路沿い等にある大量の災害廃棄物を分別しながらトラック等に積み込み、災害廃棄物仮置場へ運搬する作業を中心に行いました。

なお、廃棄物処理の派遣とは別に家屋調査支援の要請もあり、税務経験職員の2名を10月10日から17日までの7日間派遣し、被災家屋の被害状況調査も行っております。

②の新ごみ処理施設クリーンセンターいずの災害時の役割についてですが、ごみ処理の関係では、災害等で発生した災害ごみについては仮置場を設置し、そこに持ち込まれたごみを分別し、例えば畳などの燃やせるごみをクリーンセンターいずに搬入し、焼却処理をいたします。

また、クリーンセンターいずは、地域住民の一時的な避難所としての活用も予定しており、発電施設を有する施設でもあることから、災害時に重要な機能を担える可能性を持つ施設であると考えております。

③の災害ごみなどについて伊豆市としての今後の課題、検討すべきことについてですが、今回の静岡市への派遣を通し、燃やせるごみと不燃物の混合ごみが非常に多いことが改めて分かりました。こうしたことから、災害廃棄物の出し方について、市民の皆様にもあらかじめお知らせし、分別の上、災害廃棄物仮置場に搬出していただくというルールに御協力いた

だくことの大切さを改めて認識いたしました。

また、災害廃棄物回収及び処理については、運営委託に向けた準備や仮置場の資材の確保など、明らかになった課題の解決に向け、早急に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） テレビの報道などを本当によく見ていたんですけども、そのときに画面から出てくる情報としては、本当に混乱の一言だったような覚えがあります。というのも、やはり住民の方たちが、多分こんなに浸水とか、そういう土砂崩れとか断水とか、そういうふうな災害に遭ったことも、その経験とかもあまりなかったということもあったと思うんですけども、その中で、やっぱり道路とかにあふれている家の中から出されたものとか、そういうものとか、それから断水の状況とか、そういう本当に混乱の一言だったと思うんですね。

そのときに、こういうふうに自治体同士で連携しながら職員を派遣して、その復興に当たるというふうなことがあるということで、例えば今の御説明ですと、県のほうからの派遣要請があつて職員を派遣するというふうな仕組みになっているとのことでしたけれども、この県からの要請で伊豆市から職員を送るときに、どのくらいの時間ですぐに対応ができたのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） やはり災害時の混乱の状況というのは、議員御指摘のとおりでございます。静岡市においても、今回の例えば災害ごみについてもすぐに対応しなければならぬということで、県からも受け付けてすぐに市町に派遣の要請がありました。回答は、1日半後までに回答くださいというような状況で、実際には伊豆市としては3日後ぐらいから派遣ができたんですけども、そういうもう差し迫った状況での要請で、できる範囲で各市町が協力をさせていただいたという状況でございます。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） それは、かなり早い対応、素早い対応と言っていいことでしょうか。

もう一つ、延べ34名の派遣ということでしたけれども、その中には、多分、市のあらゆる課から希望者を募ってということだったと思いますが、中には数日間滞在しながらとか、通いながら派遣された方もいるということでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 静岡市へ派遣、2人組で派遣するんですけども、今回、災害ごみの片づけということで、その要請があつたのはできればトラックと人ということで、実は伊豆市の2トン車を運転しながら行って、その日片づけてトラックで帰ってきてもらうということで、日帰りを原則とするんですが、先ほど希望を募った中では、2日間連続して携

ってもらえる職員については、静岡市で宿を設けて翌日までというパターンもございました。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 細かいことになるんですけども、この職員の調整というのは、各課に希望者を募ったんですか。それとも中で、課の中で調整をしながらということでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 今回の職員の派遣につきましては、環境衛生課、市民部と共同で総務部のほうで取りまとめを行ったんですけども、基本的には時間もないということで、庁内の掲示板のほうで一斉に配信をして、伊豆市としてもできる限り協力をしたいということで、手挙げの形で募集を行ったところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、皆さん、その意識を持って、お互いに助け合うという気持ちで出向かれたということのようですね。ありがとうございます。

実際にその現場に行って、今までに見たことのないような土砂とかごみの量、災害ごみの量を目の当たりにして、分別作業ということだったんですけども、出向かれた職員の皆さんの率直な感想というのかな、それがこれからの伊豆市の対策を立てる上でも役に立つと思うんですけども、率直な感想とか伺えますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 先ほど全体の大きな流れとしては、結局混ざったごみが一度に出てきて、後手後手で回収をするというのは課題だったんですが、現場で作業に携わってもらった職員は、混乱の状況の中で、静岡市もできる限りのことはしていると思うんですけども、やはり機材が不足していたり、対応の判断が決まっていない部分もあるということで、そういうことを参考に、我々も事前に調整できることはより具体的なマニュアルをつくるですとか、それをして対応をしていこうという相談を進めているところでございます。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それから、危機管理監ですけども、危機管理系関係ですと、災害派遣という表示が必要じゃないかという意見があったので、どこの市町から来ているの、今回の場合は愛知県の方からも来ていらっしゃったようなので、そこら辺を含めて、自分たち車両が、自分たちが伊豆市から来ているということが分かるように、災害派遣だということでそういう車につけるマジックシートというんですか、あれで作って、それを直ちに用意をしたところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 今の危機管理監からのお話で、やはりそういう災害地に入ったときに、いろいろな地域からいろいろな方たちが駆けつけて、協力しながら助け合っているというふ

うな、そういうものが目に見えるということは、とてもいいことだなと思います。ぜひ伊豆市の中でも、もしあったときには、その辺のことを率先してやっていただけたら、やっぱり市民の方にもそういう機運も高まるのではないかなと、今、感じました。

その災害ごみの処分についてなんですけれども、ごみといえばやっぱり今は3R、ちゃんと分別をして、それをリサイクルとか、資源に回すとかというふうな形が、平常時では私たちに求められることなんですけれども、その災害の現場では、実際に職員の皆さんは、多分いろいろ混ざったものを処分する立場だったと思うんですけれども、もう少し具体的に、どのようなごみを扱い、このようなごみがとても処分に、この後どうするのだろうというふうに思ったとか、いろいろあると思うんです。ちょっとその具体的なところを教えてくださいませんか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 先ほどごみを分別し、トラックに運搬しということで、いろいろな役割分担の中で作業に携わったわけなんですけれども、主にまず最初に分別するのが処分の仕方が異なりますので、家電用品目と言われる、例えば冷蔵庫ですとか、洗濯機ですとか、テレビというようなものをまず分別して、それをトラックに積んで運ぶという作業がかなりの大部分を占めていました。

その他のごみについては、例えば雨ではなく地震の場合と、今回のようにその浸水したごみというので状況が変わると思うんですけれども、今回の場合はその後者であるために、本当にぐちゃぐちゃに混ざったごみが多くて、もう仕分けようもないものについては、やっぱり混合ごみとして、別の廃棄物の処理を静岡市は今後していくようになるのではないかなという、現場を見た感想も聞いております。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 私がテレビの映像とかで目についたのが、家電製品ももちろん大きいということですがごく目についたんですけれども、どちらかという浸水で水を含むと畳など、それから木片とか、そういうものがとても重たくなるだけでも大変だと思うし、その後、暑い中、もしかしたら衛生的にもよくないだろうし、燃やすにしても乾かないとどうなのかななんて思ったりして見ていました。その畳なんかについては、どういうふうに扱っていたのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 畳は、その泥の状況とかにもよるんですけれども、やはりその災害廃棄物、仮置場では分けて、分別して処理しようという品目に入っていますので、できるだけ畳は畳で、その他の混合物はやはり分けられないものが非常に多いものですから、木片で分けられるものは当然燃やせるんですけれども、混じったもので分けようもないものかなりを占めていたというのが現場の状況だったと思います。畳については、分けられるものは分けているという状況でございました。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、いろいろ思ってもみなかったような状況が起こり得るということで、もしこれが伊豆市で、地震もそうですけれども、今回、静岡市ということで、浸水の被害について伺いたいと思いますが、例えばこのようになった場合、私たち伊豆市民は、まず、この災害ごみに対して、どのような動きをしたらいいのか、それは市役所の、行政のほうからのお知らせとか、情報とかで私たちも動くようになるのかと思うんですけれども、日頃からそういうような認識を持つことも大切だと思うんです。そういうことに関しては、例えばごみの分別をしてくださいますとか、いろいろあると思うんですけれども、その辺は私たち市民に向けては、どのように考えていますか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 今回、11月末の区長さんを通じた回覧で、1月からごみ処理場が新しく変わることも含めて、ごみの出し方便利帳の改訂版をお配りさせていただきました。今回、その中の後段のページに、実は災害廃棄物のごみの出し方ということを加えさせていただきました。

そこでお知らせする重要なポイントとしましては、1つ目は、通常の生活で出るごみ。これについては、通常の集積場に出していただくという、まずそこを混ぜないということが大切です。

それから、災害ごみについても状況によりますが、できれば御自宅の敷地内で確保していただいて、仮置場ができた段階で運んでいただくと。仮置場はこんな品目に分けるというイメージを今回お示ししましたので、基本ルールはまず御理解いただいて、ただし、災害の状況ですとか、やっぱりそこは臨機応変に対応する場合が出てくるかと思えます。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 今、出ましたごみの出し方便利帳の改訂版、確かに12月の広報と一緒に配られています。

私も早速見たんですけれども、一番最後のほうのページの4ページ分ぐらい使って、今回新しくこの災害ごみの取扱いについて掲載されていると思います。認識しています。

その中を見ますと、テレビの映像だと、やはり各家庭で、皆さん本当に一斉に、衛生的な面もあると思うんです。そこで暮らさなきゃいけないので、まず要らないもの、邪魔なものは外に出したいという気持ちがあるので、それで道路などのほうに出したんだと思うんですけれども、こちらを見ますと、まず取りあえずは自宅に置いていてくれ。その後、市のほうで仮置場を設置するので、そこに分別して出すというふうな流れでよろしいでしょうか。

そうしますと、その仮置場が設置されるまでについて、たしか静岡市の場合だと、災害廃棄物処理計画というのが静岡市のページを見ますと、ほかの災害のときは1週間ぐらいなんですけれども、水害の場合には、水が引いた直後から片づけが始まるために二、三日以内の開設に努めるというふうなことが静岡市のほうに書いてありました。伊豆市のほうを見まし

たら、私がちょっと見つけられなかったかも分からないんですけども、その文言はなかったんです。振り返って、静岡市のほうの対応を見てますと、たしかいろいろなことが重なったということもあったそうなんですけれども、結局1週間ぐらい仮置場の開設にかかったというふうなことが報道されていたと思います。

その前に、静岡市のほうでは開設が間に合わないということで、各自治会に、例えば公園などを使って仮置きをしてもいいですよというふうなことが情報として流されて、それがまたさらに、先ほど市長からも出ましたように、本当は災害で起こったごみではないのに便乗したごみなどが不法投棄されるというふうなことが起こったようです。

それを踏まえまして、伊豆市の仮置場の準備の状況など、どんなふうな態勢になっているのでしょうか、伺います。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） まず、仮置場の設置に向けた目標ですけれども、伊豆市におきましても、やはり目標は3日以内を目指すということにさせていただいております。これはよその市町もそういうところを目標にしていると思います。

これは、市の職員で全てを運営するというのは、災害時はとても困難なことです。今回の静岡市も同様なんですけれども、市町から災害発生時に仮置場の設置が必要になった場合は、まず静岡県に要請をし、静岡県から広域財団法人静岡県産業廃棄物協会を通して、このエリアで登録している業者を、仮置場を運営してくれる業者を派遣してもらうことになっています。伊豆市もそういう態勢を準備しているところです。

今回、静岡市も後々の資料を確認させていただくと、被害の翌日からこうした調整には入っていたそうなんです。新聞報道を見ますとやはり1週間近く開設にかかったということで、被害の広さですとか、いろいろな調整が必要だったという今回の事象があったのではないかとこのように考えております。

それから、やはり自治会に身近なところで管理をしてくださいというのは、最初に申し上げた基本的ルールでは、やっぱり賄い切れない災害の大きさだったということで、そこは静岡市もそのような対応をしたのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 静岡市ではその仮置場というのを本当に伊豆市とは比べ物にならない数の箇所を想定して準備されていたということだそうなんです。

伊豆市では、市内に何か所ぐらい、それぞれ山もあったり、そこを越えたりしなければならぬような地形になっていますけれども、何か所ぐらいあって、その後、開設された後、例えば市で開設するので、そこに常時監視ではないですけども、受付をする係の人とか、誘導する係の人とか、そういう人たちも先ほどおっしゃった委託のような形で配備されるということでしょうか。あと何か所ぐらい予定しているとか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 伊豆市におきましても、伊豆市災害廃棄物処理計画におきまして、22か所の候補地を定めております。災害発生時には、その中から先ほど申し上げたとおり、災害の規模ですとか、例えば市内の道路の被災状況などのアクセスなどを踏まえまして、適切な場所の選定の上に仮置場を設置していく、そういう進め方になろうかと思っております。

それから、開設後のその管理ですけれども、先ほど申しましたその支援要請をして、その民間の専門業者さんに来ていただいて、大部分はそこに管理運営をお願いする形になりますが、例えば受付ですとか、調整事項がある場合もございますので、市の職員も数名は配置が必要になる、そのようなふうを考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ②のクリーンセンターいずの災害時の役割についてに移ります。

こちらは災害時には市が設置した仮置場から燃えるごみをそちらに持って行って焼却するというです。ですので、その前に私たち住民が自宅での分別を注意するというのもまず大事だというふうなことも分かりました。あとそれから発電の機能もありますし、それからあと避難所というふうな機能もあると伺っていますが、そこをちょっと教えていただけますか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） クリーンセンターいずの2階の事務所機能の部分には、割と広めの会議室等もございます。こちらは特に地元の方に会議室として使っていただくことも想定しておりますが、先ほど申し上げたとおり、一時的な避難所ではありますが、近隣の方に例えば大雨のときとかに避難していただくことも想定して、組合のほうとも調整をしております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 新しく稼働しますし、ごみの出し方便利帳もリニューアルされました。このごみのことに関しては、やはり私たち、私も今年3月の定例会で出し方便利帳の改訂について、沼津市の例を出させていただいて、その内容について、市民の方たちにも分かりやすく、そして環境問題を意識するような、できるような内容になどというふうな要望もしたところだと思っております。ですので、このクリーンセンターいずも、とても災害にあっては心強い施設だというふうなことも再認識しております。

③になりますけれども、この災害ごみなどについて、伊豆市としての今後の課題、それから検討すべきことはということで伺っていますが、このときにやっぱり一番大事な、大切なことが、市民として、住民としては、市からの情報が適切に素早く、そして分かりやすく伝わるということが本当に大事だなというふうに思っています。そのことについては、例えばどのような市民への通達のツールがあるのか、それから頻度をどういうふう考えているの

か、あまり間が空いてしまうと間延びしてしまう。それから、その内容などについて、どんなふうに今考えているのか、最後に伺います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 大きな課題で、これはまだまだ道半ばです。防災については、相当進めてきたつもりですが、かなり遅れているところが、この廃棄物対応です。何年前でしょうか、今、完成しました新しいごみ焼却施設のときも、発電が要らないとか、災害時の予備能力要らないとか、かなり強い反対があったんですけども、いや、これでも御理解いただけないかなと思って、何とかそこはクリアできました。しかし、今度は次に制度の問題があって、第1廃棄物置場から次の災害廃棄物置場までは、一般的に建設業の皆さんに運んでいただくわけです。そこで分別して処分するのが産業廃棄物の皆さんで、したがって、産業廃棄物と一般廃棄物のリサイクルセンターを併せて伊豆市の中に造りたかったんです。可能であれば伊豆の国市さんと一緒に造りたかったんです。

ところが、環境省のその条件の中で、今の柏久保のあの土地を使わないと補助金が出ないという制度だったんです。やむなく一般廃棄物のリサイクルセンターはあそこに造り直しということになって、本当だったら、もっと大規模災害時を見据えた場所に移したかったんですが、それ残念ながらできませんでした。

もう一つの課題が、廃棄物置場を事前に指定できない、今、伊豆市はできない状況にあります。伊豆の国市さんであれば大量の量とかが出たときに旧スポーツワールドが土地としてあったんです。熱海市は港の近くに土地があって、取りあえずそこに置けたんですが、伊豆市の中の広い土地というのは農地しかないんです。天城ふるさと広場とか、修善寺グラウンドとかは別の目的で使いますから、ヘリポートも必要ですし、ところが、じゃ、ふだんから指定だけしておこうかと検討もし始めたんですが、ここがまだ制度的に回答がないところで、水田は水田で維持しますけれども、「大きな災害が起こったときに廃棄物置場にしていいですか」という質問に対する回答がまだ明確になくて、私が知事に確認をしたのは、その指定するだけでも目的外使用になるから駄目だという話だったものですから、いや、それでは災害が起きてから誰々さんの田んぼ貸してくださいなんて間に合わないだろうと思っていて、ここが大きな問題です。一番望ましいのは、新しいごみ焼却場のなるべく近くに一定の広さを確保して、ここは鉄、ここは畳、ここはプラスチックとふだんから明示して、いざ災害が起こったら、市民の皆さんになるべくそこに持っていただけるように、ふだんから周知することが望ましいんですが、今それができない状況です。

したがって、今、黒須議員から御指摘いただいたことは、極めて大切な話で、市民の皆さんにとっても大きな影響があるのですが、体制が十分に取れていません。したがって、市民の皆さんには、まず自宅の近くで、なるべく近傍の空き地とかグラウンドのようなところに置いていただくことを、難しいんですけども、可能な限り最初の段階から分別していただくことをお願いせざるを得ません。ただ、多くの台風、大雨は夏に来ます。1日、2日たつ

と、今度は灼熱になって一気に乾燥して粉じんが巻き上がります。ですから、修善寺駅前とか、牧之郷とか、熊坂のようなところこそ、なるべく早く仮置場を準備しないと問題が起こることは分かっているんですが、その体制が十分に取れておらず、ここが今、私が考えている防災構想の中で、最も大きなハードルの一つになっています。

○議長（青木 靖君） 追加の説明ありませんか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） この災害ごみに関しては、やっぱりテレビのほうの報道の映像の影響がすごくやっぱりインパクトが高かったです。

ごみの出し方便利帳を見ますと、最初に1ページ開きますと、伊豆市ゼロカーボン戦略ということが乗っております。また、新しく各ページにはSDGsの取組の目標などの番号も載っています。

このようなことで、やっぱり伊豆市からもふだんからごみに関して、災害時に慌てて出すのではなく、ふだんから皆さん、もう一度見直しながら、リサイクルも考えながらというふうなことで、ごみに関して、今回は災害ごみということでしたけれども、取り組んでいけたらなというふうに思っていますので、行政の協力もよろしくお願ひしたいと思います。

2番に移ります。

○議長（青木 靖君） 黒須議員の一般質問2問目、市内小中学校の児童・生徒とその保護者への学校における相談体制と教職員その他による支援チームとしての連携強化の推進について、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 小学校の卒業から中学校への入学というのは、本来は初等教育から中等教育への階段です。卒業のときには、よく巣立ちというような言葉で語られます。成長によって乗り越えさせたい大切なステップのはずです。しかし、中には、議員がおっしゃるとおり、環境の変化に適応できずギャップとして受け止めてしまう子は少なくありません。そのような子供に寄り添い、話を聞いてくれる心の相談員は、教科担任制で担任との関わりが取りにくい思春期の中学生にとって欠かせない存在でした。

中1ギャップは、一般的に人間関係の変化、それから教科担任制や部活動の開始、50分授業など長くなった日課、定期テストなどによる評価の在り方、長時間の登下校など様々な要因が重なって起こると思われます。

①の御質問の新中学校開校への移行をスムーズにするために、中1ギャップの問題をどのように考えるかですが、令和7年4月には、新中学校に修善寺、天城、中伊豆の3地区、6小学校からの新入生を受け入れることとなります。このことにより、今まで3校で感じていた中1ギャップに加え、新中学校開校により、これまで以上に環境が激変する子供が出ることは十分に予想されます。

また、この年は加えて令和6年度までは修善寺、天城、中伊豆の各中学校で学校生活を送る現在の小学校の5年生、6年生は慣れ親しんだ3校から新中学校へと引っ越しをします。先輩もそれから新入生も、そして先生方も保護者も新しい仲間と学校生活を共にすることとなります。

新中学校開校への移行をスムーズに進めるためには、新入生の中1ギャップと環境の大きな変化、引っ越しをすることになる在校生や保護者の不安を少しでも軽減し、期待に変えられるよう小中の接続カリキュラムをしっかりと組み立てるとともに、3中学校はもちろん、6小学校でも授業や行事、部活動などを合同で実施するなど、日課やルール、学習内容などを丁寧にすり合わせていくこと、さらには、開校後、互いの人間関係づくりを大切にし、生徒の悩みや不安に応えることができるような人事的な配置など、十分な準備が必要であると考えています。

続いて、②の様々な課題の調査報告が国や県から出ているが、伊豆市ではどう捉えているかについてです。

議員御指摘の子供の様態については、伊豆市においても報告を受けています。令和2年度に減少した不登校やいじめの認知件数が令和3年度は増加に転じました。また、摂食障害、ヤングケアラーについては、増減を比較するデータはありませんが、市内でも確認されています。その要因については様々であり、コロナ禍による行動制限が長引き、集団を通して人間関係を学ぶ機会を喪失した子供たちが問題制限が緩和されてきたことにより、人間関係の形成に未熟さを残したまま学校生活を送る中で、不適応を生じさせていることもその一因ではないかと言われています。そして、この問題は、残念ながら今後もさらに続いていくものと思われれます。

学校では、感染症対策に万全を期しながら、特別活動や生徒指導面で子供たちの思いに寄り添い、心の成長を促す事業や活動を引き続き取り入れ、いじめや不登校の原因となるストレスを減らしていきたいと思えます。また、子供たちの声を聞き取り、早期発見、早期対応に努めてまいります。

そのほかの御質問については、教育部長に答弁させます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 私のほうから③から⑦までお答えさせていただきます。

③の5歳児健診の効果ですが、発達の過程におきまして、4歳から5歳は感情のコントロールや物事を考える力が急激に発達いたします。公的健診がなく、急激な発達を見るこの時期に、当市独自の5歳児健診を実施することで、保護者の子育て支援に資するものと考えております。

また、発達の遅れなど、発達面での課題も、このいわゆる年中と言われている時期に顕在化することが多いとされまして、その後の園や就学後の生活を円滑にするためにも保護者の

気づきを深め、早期の適切な支援や療育につなげることが可能になると考えられます。

④の学校支援員の役割と必要性ですが、現在の学級規模で学習指導要領で定められた教科の内容を定められた時数で理解を深めていくことは、学習の理解がゆっくりな児童生徒ですとか、また集団生活が苦手な児童生徒にとっては、大変な困難を伴っていると考えられます。

担任や授業の担当の先生以外にも学習へのつまづきに適時適切にそっと寄り添い、困り事を見つけてくれたり、一緒に考えてくれたりする支援員の皆さんがいることは、そのような子供たちにとって心身の発達や学びの効果を高める非常に心強い存在であると同時に、学校運営にも欠かせない存在であると認識をしております。

⑤の学習支援教室の役割と学校のつながりですけれども、修善寺生きいきプラザ内に設置しております伊豆市学習支援教室、通称「いごこち」と呼んでおりますけれども、様々な事情で学校に行きにくくなってしまったお子さんや、保護者を対象に学習面での支援や補充、登校へのきっかけづくりのためのサポートや相談といった面で、その役割を果たしております。

学校とのつながりですけれども、参加した日の学習内容やその日の子供の様子は、個別連絡カードに記入いたしまして、教育委員会経由で学校に伝え、情報共有を行っております。学習支援教室から、子供たち一人一人の考え方や状況をきめ細かく学校に伝え、学校でも個々に応じた受入れ態勢を整えるなど、再び学校に通えるようにするための連携に努めております。

⑥の相談体制の効果と問題点ですけれども、子供や保護者にとって何か悩みや不安を抱えたときに、学級担任をはじめとする教職員じゃなくても話しやすい誰かに相談できる体制になっていることが重要だと考えております。

学校内に心の相談員やスクールカウンセラーなどが配置されていることによりまして、困ったときには相談できるという安心感を与えるとともに、個別の相談に対しまして、問題解決や問題解決の糸口につながっていることが効果的であると認識をしております。

問題点といたしましては、時と場合にもよりけりですけれども、心の相談員やスクールカウンセラーなどが学級担任や関係職員と時間が合わなかったり、時間がないなどの理由によりまして、必要に応じた情報共有の時間を十分に取ることが難しいこともあるという声を耳にしておりますので、この点につきましては、改善していかなければならないというふうに考えております。

⑦の小学校に心の教室相談員がない理由と今後の配置意向についてですけれども、心の教室相談員ですが、全国的には2000年頃から各学校への配置が進みまして、当市においても合併前から4町で導入が始まったと聞いております。現在では、心の相談員として4名の方をお願いして、各中学校と義務教育学校で週3日程度、生徒が悩みなどを気軽に話せ、ストレスを和らげることができる第三者的な存在となってもらうために勤務をいただいております。

小学校にない理由ですけれども、成長過程におきまして、小学生は家族や先生など自分に近い大人の影響を受けるんですけれども、中学生になると友人など仲間集団の影響を大きく受けるようになってきます。同世代の影響を大きく受け、心も不安定になりがちな中学生世代では、大人が見えない部分の支援が必要な時期であることから、心の相談員につきましては、中学校に優先して配置をしているというような状況となっております。

最近では、人間関係でのつまずきや心や体の成長と自身の現実とのずれから生じる葛藤など、思春期特有の問題は小学校の高学年からでも散見されるため、子供たちの状況を踏まえまして、小学校への心の相談員の配置の要否について研究を重ねていきたいというふうを考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 黒須議員、再質問ありますか。

○5番（黒須淳美君） ①の新中学校への移行をスムーズにするためにということで、私は中1ギャップのことを申し上げました。教育長のお話にありますように、今の小学校4年生、それから引越しということでしたけれども、5年生と6年生、この方たちもやっぱり中1ギャップとこの2つの問題を現場のほうで認識していただいているということでした。

この中1ギャップに関しては、今始まったことではないというふうに思うんですけれども、これに対して、今までどのような対応を取ってきたのか。それから、先ほどありました接続カリキュラムというふうな言葉がありましたけれども、これは私がちょっと資料とか見ましたところ、多分文部科学省の調査だと思うんですけれども、実施している学校が2割から3割程度で、ほとんどのところがあまり、いいことだと思うけれども、実施はされていないというふうなこともありました。今、伊豆市はこの状況はどんなふうな段階にあるのかということちょっと伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 今まで中1ギャップについてという、私、先ほど申し上げたように、中1ギャップという言葉でちょっと片づけるのは、やや正しくないのかなと思っているところもあります。というのは、小学校の学級担任制と中学校の教科担任制というのは、大きなシステムの違いがありまして、小学校の間は絶えず子供たちの一番身近な担任に見届けられながら、認められながら生活をするわけです。

例えば、小学校では算数でうまくいかなかったことを国語の時間に担任の先生はフォローしながら授業をやります。一日の中で、どこかで子供を認めたりする場があるというのは、小学校のよさではないかと思えます。

それに対して、中学校に行きますと、ある子が得意な科目、苦手な科目もあるわけですが、それぞれの先生がどんどん入れ替わることによって、自分が絶えず叱られている状態が続いたりすることがある。そういうようなことが中1ギャップの大きなもとかなと、自分で個人的には考えております。

それ以外に先ほど申し上げたように、いろいろなシステムの状況、それから時間がとても忙しくて、子供たちがちょっとゆったりするところがないというようなことがあると思います。

その小学校との違いと小学校のややゆったりしたところと、それから中学校1年になってから急にそれが中学校3年生のスピードに合わせた教育課程があるわけですね。そのところの段差のところを少し緩やかにしようということで、一つは小学校の間にもっと中学校のことを知る、中学校を体験するような学び方をさせよう、そういうようなことを教科担任の仕組みを使ってみたり、それから他校の子たちと一緒に学んでみたりとかということをする。それから、中学校は逆に、急に中学校のスピードに合わせるのではなくて、4月、5月の段階は小学校のことを振り返りながら学びをするというような、そういうような取組をしています。時には、定期テストがかなり子供たちにとって負荷がかかるので、定期テストを1年生の間はなくしてみようとか、そういうような取組をしましたし、それから小学校6年のときに、定期テストの練習をしようというような、そういうような取組をして、緩やかな接続ができるような、そういう取組をしているところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） それでは、ちょっと時間の配分があれだったので、②に行きます。

②の不登校、いじめ、それから摂食障害やヤングケアラーがコロナの中で増えてきているということだったんですけれども、実際に2020年3月には学校が一斉に休校になりました。4月明けて5月、6月ぐらいまでやっぱり休校が続いていました。その中の、本当に真っ暗な生徒さんの姿が消えた廊下で真っ暗、電気も落として、そういう校内も閑散としていました。お子さんたちも多分家から出られないというような生活をしていたと思うんです。そうしますと、やっぱり今挙げた、その調査が及ぶようなところのほかにも、例えば外で運動ができない、人と会えないということで体力が落ちるとか、いろいろなことが起こっているんじゃないかと思います。

そういう変化が見られる中で、今後、そういう児童や生徒さんたちを対象に、例えば先ほど教育長がおっしゃったみたいに、集団生活を通して人間関係を学ぶ機会を喪失した子供たちの状況というふうに捉えていらっしゃると思います。これから教育の場として、そういうものをもう一回獲得していかなければいけないと思います、社会に出る前に。具体的にどのような形で、どのようなことが考えられるのか。例えば多分、回復力とか言われていますけれども、そのレジリエンスというふうな教育なんかも必要じゃないかなと思ったりもします。

あるいはあと、三島市のほうで、今、導入されているタブレットの端末を使って、独自の教育委員会のポータルサイトがあって、そこに心の相談をするようなページを新設しているそうです。これは家庭の状況、例えば通信環境とか、そういうのにかかわらずインターネットの接続に可能なシステムだというふうなこともありました。

ですので、そういうふうな今の子供たちをこれからどういうふうに戻させていくかということに対して、どのような手段を考えているか教えてください。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） そうですね、本当に、じゃ、この子のその部分が落ちているとか、この子はそこのところがうまく機能していないというのは、本当に表面に出てこないと僕らが気づかないところがあります、実際には。

ですから、現在は子供たちに、特に今の中学3年生は入学のときにうまく入学できなかった子たちです。2か月間のブランクがある子たち。6年生のときから数えると3か月間学校に行けなかった子たちなんですけれども、その子たちに対して、どういうふうにするかというのについては、学校でも注視しているところです。相談体制を整えるとか、それから学びの中で落ちているところがあるかどうかをもう一度確かめて、それに個別指導を加えるかという、そういうふうな方策を取っています。

ネットで特にそういう対応はしていませんけれども、三島市さんはLTEという機能を使っていますので、いつでもどこでもそのタブレットが使える、そういう環境を整えているんですけれども、伊豆市の場合にはWi-Fi環境でつなぐということをしていますので、そこまでの対応はできないというのが現状です。

ですけど、今後もそういうようなところで、子供たちが自分の思いを伝えられるような場面をたくさん増やしていこうということは考えています。

それよりも今、学校で行っている、どこでも自分の気持ちを吐露できる、そういうような機会を増やそう、そういうふうな取組はしております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ぜひ学校のいろいろな活動があると思うんですけれども、そのような中にいろいろ組み込んでいくようなことを考えていただけたらと思います。

③に移ります。

③の先ほどエアポケットと申しましたけれども、伊豆市では5歳児健診があるということで、これも平成25年から開始されているというふうに伺っています。これに関しては、先ほどお話がありましたけれども、やはり学校の現場とそれから保護者さんがこのことで寄り添うことができると思います。お子さんがこの後、適切な支援を受けられるという面では、とても有効な事業だと思っていますので、ぜひこれからも活用していくような形で取り組んでいただけたらと思います。

④と⑤をつなげて質問させていただきたいと思います。

といいますのは、学校におけるその学校支援員さん、それから学校の外ですけれども、学習支援教室、これらはどちらも担任とか学校の先生を離れて——離れてというとなんなんですけれども——ほかの学校の教員以外の大人の方たちと児童生徒さんが触れ合うということ

で、とても大切な関係になると思うんです。私が一番気になるというか、心配しているのが、私もそこで働いていたときに、本当に感じていたことなんですけれども、お子さんたちからのSOSを受け取ったときに、それを学校側に伝えるのに、なかなか先生方もお忙しい、その時間が取れない。学習支援教室に至っては、学校の外にあるということで、担任の先生方も授業の時間との調整もあるので、なかなか実際にその現場も見ることができないんだろうということ。これがこの書面だけの報告で済まされているというか、済んでしまっているのだからということがあるんです。

ですので、学校のスクールカウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさん、そして心の教室の相談員、こういう方たちとその教職員の方たちとの本当に10分でも15分でもいいので、時間を必ず取って、お互いに報告し合い、次はどういうふうにしたらいいかと、先生方の指示も必要だと思うんです。その時間を取っていただきたいということが、ぜひ要望としてあります。これはどうでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 先ほど部長の答弁にもありましたように、課題はそこです、現実的に。そして、時間は限られていますので、そこをどう使うかだけなんですけれども、現実的にはその連絡を直接し合うという時間は取りにくいというのは事実です。今後は、紙だけではなくということなんですけれども、ICTなんかをこれから使えるようになりましたので、そういったことで情報共有をしたりだとか、そういうようなことも可能になってくるかと思えます。まずは直接、一言、二言でもいいから、今日はこの子はこんなだったよとか、この子はこういうような状況だったよというような時間を生み出せるような努力はすべきだと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしましたらば、⑥⑦というふうにつなげていきたいと思えます。

先ほど教育長からICTの活用というふうなこともありました。あまり詳しくはないんですけれども、例えばメールとか、そういうので相談、支援員さんたちとそれから教職員の方たちとが情報のやり取りができて、それをまた顔を合わせたときにちょこっと、すぐ、その情報が入った状態で共有しながら、具体的な話ができるというふうなことも考えられるのではないかなと思うんです。

ですので、この件に関しては、また何か月かしたら伺いたいなというふうに思っているんです。実際にICTを使うのではなくても、互いにこの10分でも15分でも時間を取ることが検討されて実行されるかどうかということも、また伺いたいと思えます。

最後に、まとめになるんですけれども、学校に教職員以外の方たち、地域の大人たちが存在していて、その人たちに児童生徒、お子さんたち、子供さんたちが気軽に自分の悩みを自分の言葉で伝えることができる、そうやって自分の困り事を支援してもらうことができると

いうふうなことを体験する。これがやっぱり高校、いろいろ義務教育を終えて、社会に出ていく上で、今、学校の現場でもその社会で役立つスキルというふうなことにも注目されていると思うんですけども、こういうふうなことができるお子さんたちに育ててもらいたい。きっとこの後は本当に変化の激しい社会ですので、自分のことを自分で伝えられるというのは、とても大事だと思います。そのことがほかの方たちを受け入れる多様な考え方、多様性を受け入れることにつながると思いますので、ぜひ真剣に取り組んでいただけたらと思います。答弁、もしいただけたらと思います。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） おっしゃるとおりだと思います。真剣に取り組んでまいります。以上です。

○議長（青木 靖君） 黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ありがとうございます。

○議長（青木 靖君） 以上で黒須淳美議員の質問を終了します。

ここで、議事の都合により昼の休憩といたします。

再開を午後1時からとします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時59分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 三田です。よろしくお願いします。

それでは、2点、市長及び教育長にお伺いいたします。

まず1点は、中伊豆地区の現状と課題について、行政・議会そして市民相互の共有化を図り協働しませんかというタイトルでお願いいたします。

中伊豆地区の現状と課題について、行政・議会・市民相互の認識を共有化し、地域の活性化を図り、住み続けたい地域の開発のため、以下の項目の進捗状況と今後の課題を伺います。

①中伊豆温泉病院の建設が進んでいる下地区の清水地区を中心として、西区・上和田区・ニューライフ区の今後の地域開発計画の具体案はありますか。

②として、小川区の中伊豆温泉病院跡地活用や旧橋保育園跡地活用、さらに住民交流センターの取組についても伺います。

③中学校再編成後の中伊豆地区のこども園・小学校の在り方、旧さくらこども園跡地や八

幡を中心とした中地区の再開発等についての取組状況を伺います。

④萬城の滝周辺開発、わさびの郷構想、旧八岳小学校の跡地活用、公共交通機関の再編等の八岳地区の現状と課題について伺います。

⑤伊豆スカイラインゴルフ場太陽光発電事業の環境アセスメント、伊東からの送電線等の開発行為等の事業者の動きと、各種関係者の動向の把握と行政対応について伺います。

⑥冷川地区の県道の拡幅工事や冷川にありますセブンイレブンの動向と行政対応について伺います。

⑦中伊豆地区の公園整備、とりわけ六仙の里公園の現状の実態と改善策、さらに将来構想について伺わせていただきます。

いずれも他の議員等の答弁にも入っておりましたが、改めて伺わせてください。

2番目、災害時の各種派遣要請と受入れ態勢は整備されていますか、伺います。

さきの熱海市や静岡市清水区を中心とした災害は、伊豆市も例外でなく、いつ被災するかもしれません。その際、県内各地や全国からの応援が来る行政、社協、自衛隊、消防、警察各関係者、そして災害ボランティアの方々の受入れ態勢について、以下伺います。

本定例会で、間野議員、黒須議員も同じような質問しておりますが、安心・安全な受け入れ態勢ができているかという観点から伺わせてください。

①各種団体の派遣要請の判断基準について伺います。

②各種団体の受入れの指揮は誰が執るのかを各種団体ごとに伺います。

③応援団体等の宿舎等の確保は整備されていますか、伺います。

④災害時必要備品の整備は十分確保されているのでしょうか、伺います。

⑤そのようなことの市民への周知方法は整備されているか、伺います。

⑥災害ごみの置場の確保は整備されているか、伺います。

⑦台風15号災害への伊豆市職員の派遣の実態と派遣された職員からの報告で参考になった知見はありましたでしょうか、伺います。

⑧教育施設への災害時避難民受入れの整備は、学校教育に支障のないように整備されていますか、伺います。

⑨中学校等の生徒の災害ボランティアへの関わりについて、教育現場としての対応は決めていますか、伺います。

既に質問した議員と、ダブった答弁は結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

中伊豆地区の現状と課題の行政・議会・市民相互の共有化を図り協働しませんかについて。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長より答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 中伊豆地区中学校再編後ということで、③の中学校再編後の中伊豆地区のこども園・小学校の在り方についてにお答えさせていただきます。

中伊豆地区では、こども園から同じ集団が小学校に上がります。個別に対応されてきた保育から、集団の中で一斉に指示を与えたり学んだりできる力を少しずつ身につけていけるよう、保育と小学校教育の連携が非常に重要となります。その際、このギャップによって問題が生じないようにすることはもちろんですが、新しいステージに進むことが期待できるような教育環境を整えていきたいと考えています。

また、広い学区ではありますけれども、6年生までに総合的な学習の時間などを通じて、地域のよさが感じられる学びを展開するとともに、家族とこども園、それから地域と学校でつくる小学校、そして今度新中学校になった折には、伊豆市全体を意識した中学校というふうに発達段階を意識したステージを用意していきたい、このように考えています。中伊豆、それから天城にとっては、大きな変革になるのではないかなと思います。

施設面につきましては、中伊豆小学校の老朽化も進んでいますので、中学校の跡地利用の可能性も含めて小学校の在り方を検討する時期に来ているのではないかと考えています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から①から④の御質問についてお答えをいたします。

まず、①の清水区を中心とした、いわゆる下地区の今後の地域開発でございますが、議員御質問の具体的な計画案というものにつきましては、現時点ではございません。

しかし、都市計画マスタープランにおいて、新たな中伊豆温泉病院の周辺を医療をはじめとする定住促進や商業機能、産業振興、住宅機能などを多機能な拠点の形成を目指すとしており、中伊豆温泉病院の移転・開業という大きなインパクトに合わせ、それに伴う民間開発の動向等も踏まえながら、人を呼び込むための施策について、地域と一緒に考えていきたいと考えております。

②の中伊豆温泉病院跡地につきましては、J A静岡厚生連の土地でございますので、その活用については、今後、市と相談しながら、活用の方向性を探していきたいというお考えのようです。

更地になりますと、かなり広大な土地となりますので、地域の皆様の御意見等も踏まえながら厚生連とともに友好的な利活用を検討してまいりたいと考えております。

旧橋保育園につきましては、移住定住促進の取組として、民間事業者による住宅地化とする方向で進めておりまして、今後、教職員住宅の解体などを予定しておりますが、昨今の資材、原油価格の高騰などによる社会情勢の悪化に伴い、開発圧力が低下している状況もあることから、現在、開発の可能性や進出意向等の聞き取り調査を並行して実施し、事業実施の

タイミングを見極めているところでございます。

事業者の進出意向や業界の動向など、社会情勢や経済動向等を注視・見据えながら、事業化の適切な時期を判断してまいりたいと考えております。

それから、中伊豆交流センターにつきましては、来年度に向けて、耐震基準を満たさない本館及び旧保健センター棟を解体し、耐震基準を満たす浴室棟には新たに受付窓口と休憩所を増築する案で、現在、設計を進めております。

③の中学校再編後の中伊豆地区のこども園の在り方でございますが、現在のなかいず認定こども園は、平成29年3月末に旧さくらこども園と旧橘保育園の合併により、平成29年4月1日に開園いたしました。現在6年目であり、当面は現状での運営を考えております。

中地区の取組状況についてでございますが、旧さくらこども園については、地域のにぎわいや交流を生むような活用ができればということで、以前よりその活用の可能性について調査検討してまいりましたが、具体的な方向性の決定には至っておりません。

しかし、地域の拠点として有効な活用が望める施設であることから、跡地の効果的な活用に向け、民間事業者等からのサウンディングを行うなど、引き続き検討を行っていきたいと考えております。

それから、④の御質問ですが、まず、萬城の滝周辺開発の進捗状況と今後の課題といたしましては、今年4月から株式会社Recampが指定管理者として管理運営を行っており、順調にお客様の数が増えているようです。

周辺開発についてですが、現在、滝つぼ付近への展望デッキの設置に向けて設計業務を行っております。また、キャンプ場の第2駐車場であった場所を新たに株式会社Recampが地権者から借地をし、オートキャンプ場として営業していることから、滝見学者用の駐車場を確保するため、新たな駐車場整備に向けて地権者や観光協会中伊豆支部との協議、設計業務を行っております。

今後の課題といたしましては、株式会社Recampへの施設譲渡・売却に向けて補助金の整備や施設改修、譲渡・売却の条件、滝見物の観光客の施設利用に関する協議が課題と捉えております。

次に、わさびの郷構想につきましては、その施策の一つとして、八岳地区に整備を予定しているわさびの郷拠点施設がありますが、進捗状況につきましては、今年2月から5月にかけて、ワサビ生産者や地域づくり協議会、JA、観光商工団体、消費者等で構成するわさびの郷構想推進協議会拠点施設ワーキングチームでの検討を行い、それぞれの立場からワサビをキーワードとした地域振興を図るための御意見をいただきました。

今後、それらの意見を集約して、次のステップである詳細設計に進めてまいりたいと考えております。

旧八岳小学校の跡地活用の現状ですが、令和6年度をめどに校舎の一部、体育館及びプールの解体と校舎の一部を改修する設計業務を実施しております。事業の実施に当たり、地元

の意見も取り入れるため、本年8月に八岳地区住民の皆様と意見交換を行いました。

課題としては、指定避難所である体育館を解体することから、災害時の避難体制の確立、また建物解体後の敷地の有効活用などが挙げられます。

八岳地区の公共交通機関として路線バスがありますが、昨年度に伊豆箱根バスが撤退したため、今年度当初より伊豆市の自主運行バスとして運行を行っております。

利用の現状につきましては、八岳地区における乗車人数は通勤通学時間帯には一定の乗車数があるものの、日中の利用率の低さが課題となっております。

新中学校の開校に向け、通学対策に合わせ、市内自主運行バスの再編を検討しており、八岳地区のみならず市内全域で適切な運行を行うべく、地域の声を取り入れながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 私から⑤についてお答えいたします。

静岡県環境影響評価条例に基づく手続、いわゆる環境アセスメントについて、事業者から令和元年度に静岡県に届出がされており、現在、事業者が現地の調査を実施しています。今後は、事業者が調査結果をまとめた書類を公開し、それに対する地元説明会を経て、伊豆市の意見書を静岡県に提出した後に、県知事意見を事業者に送付いたします。

次に、送電線等開発等についてですが、事業者から相談があり、協議を進めており、関係者の理解が得られるよう十分な説明を行うよう、今後も指導していく所存であります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） ⑥の冷川地区の県道拡幅工事とセブンイレブンの動向について、まず、冷川徳永地区の県道につきましては、相続未了をはじめとする用地取得上の問題があると認識しております。現在、県では戸籍調査を行いつつ、着手前制度の調整を行っていただいているところであり、また、市としても相続人代表と相続全員の同意を得るための相談を進めております。

今後も引き続き、県や関係機関に早期事業着手をお願いしつつ、関係地権者には丁寧な説明と事業への協力をお願いしてまいります。

次に、冷川地区のセブンイレブンの動向についてですが、現在、セブンイレブンから正式な発表はなく、この場でお答えすることはありませんが、大東地区の区長の皆様から、コンビニエンスストア撤退に対する対応について、11月2日付で要望書をいただいております。

地区住民の皆様からは、利便性の高いコンビニエンスストアが大東地区からなくなることで、行政手続や金融手続等の生活面への不安や日用品や食料品等の買物が身近にできなくなることへの不安、また、災害時の不安などの御意見をいただいております。

市といたしましては、地域住民の皆様の日用品や食料品などの生活面に支障を来すことの

ないよう、必要な支援策を考えてまいります。

続いて、⑦の中伊豆地区の公園整備、とりわけ六仙の里公園につきまして、現状の実態と改善策、将来構想についてお答えいたします。

まず、現状ですが、利用状況については、公園の利用者のうち、市内の方の割合が9割となり、多くの市民の皆様にご利用されています。また、市内外のこども園、保育園の遠足の場所として多く利用されています。六仙の里公園にドッグランを設置しましたが、ドッグランは近隣の市町の方も多く利用されていると聞いております。

施設につきましては、滑り台がある複合木製の遊具に本年度の点検で老朽化に伴う破損が複数あり、利用するには危険があると判断されたことから、利用を一時禁止しておりましたが、現在、修繕工事を実施しているところです。

将来構想についてですが、具体的な構想を現在持ち合わせてはおりませんが、ほとんどが市民の皆様にご利用されている現状から、今後も市民の憩いの場、交流の場、レクリエーションの場として御利用いただける市民公園としての価値をさらに高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 度々この項目については質問させていただいています。平成27年9月、令和2年12月、令和3年9月と中伊豆地区の今後について質問させてもらっています。

今、お答えいただきましても大きな変更点はないんでしょうが、少しずつ進んでいるという認識になっておりますが、要はもっとこの歩みが早くできないというところでの質問になっております。よろしくをお願いします。

そして、その歩みを進めるには、やはり地域住民との協働が欠かせないんじゃないかということで、情報提供を含めて市民とともに進めていただきたいと、そんな願いの質問になります。

①の中伊豆温泉病院等の開発については、隣にうさぎ薬局等の開発行為があると聞いておるんですが、個人の事業者で恐縮ですが、具体的にはどのような内容の事業を行って、どのような建物ができるのか、届出の範囲で結構ですけれども、お教え願えますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） どの辺でというわけではございませんが、温泉病院のほうから聞いている中の話ですと、1階部分が薬局、2階、3階になりますか、そちらは従業員の方の宿舎というふう聞いております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 居宅介護支援だとか、ホームヘルパーの事業等の相談というのは来

ていないんですか。

○議長（青木 靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今のところ、そこまでは話は伺っておりません。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 周辺整備の関係で、新たな飲食店ができるとか、宅地開発に業者が動いているとか、そんな情報はございませんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） そのようなお話はまだ聞いておりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 分かりました。

あとここに、先ほども出ていましたけれども、小児科等の外来をしてもらえないかということの要望が出て、温泉病院も認識しているということなんですが、市としてもっと積極的に、例えば小児科等についての別個の補助を出してバックアップして、何とか子育て世代の支援を行いたいなんていう考え方はお持ちじゃないでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） あれだけ大きな病院が新築のできるわけですから、その周辺環境は大きく変わっていくと思っています。したがって、人様の土地で恐縮ですけれども、あの病院の周辺の比較的小規模で農業生産に影響のないような農地転用も含めて、土地を活用できるように、そのための一歩目として、農地転用権限をまず伊豆市で取りなさいという、今、指示をしているところです。

それから、救急の今、指定病院になっていないんですが、実際には救急車は行っています、実際にはですね。したがって、救急病院になることで、制度的に数千万円単位での補助金の効果も違ってきますので、今そのあたりは病院と調整をさせていただいています。

小児科が欲しいのは重々承知していますが、しかし必ずしも小児科という専門の先生でなくても、御存じのとおり順天堂大学病院では小児外科も始めて、今、県立こども病院に行く必要がほとんどなくなっています。したがって、重篤な子供さんは順天堂病院でお願いすればいいわけであって、どちらかというところと中島恵子先生のように、子供の扱いの得意な内科の先生でもいいのではないかと考えているんです。

そこで問題なんです。女医さんに来ていただくためには、子育て環境なんですよね。やっぱり子育て環境がよければ、じゃ、自分もそこで子供を預けながらそこで働こうかということになる。そうすると幼児教育と学校なんです。この学校なら私は子供を預けてもいいという学校が必要になるというところに、やっぱり回ってくるんですよ。

そういう全体の構図の中でしか地域活性化はできない。今、そういう道半ばにあるというところです。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 私も全く同じ考え方なんです、前の挫折した中学校のときに、私も病院に勤めていましたので、奥さんとか子供は来ないんですかと言ったら、進学がなあという話で、つまり、都会の人が求めるような教育が伊豆市でも行われていれば、先生方も家族で来れるよという話で、非常に残念だったという記憶があるんですけども、そういったところで少子化対策と物理的なもの、あるいはお金とかじゃなくて、人材育成を含めて総合的にやっぱり考えなきゃいけないというのは、つくづく考えさせてもらっています。

新しい病院ができるのを非常に旧中伊豆町の住民は安心・安全でわくわくしながら期待しているわけなんです、若い世代がいまいち老人病院的なイメージも持ってしまうみたいですので、もっと若い世代が活用できる病院になってもらいたいと思いつつ、そんな質問をさせてもらっています。

その関連で、今度は小川地区に病院がなくなると、あそこは寂れてしまうんじゃないかという心配を当然するわけですけども、ここはJAの跡地ということで、なかなか進まないんですが、もっともっと積極的に行政が地域の皆さんとどんな点で活用してほしいかなんていう協議会等をつくって、もっと開発について住民主体の、主体というか、考え方をもっともっと打ち出して、JAと話し合うような場がつかれないものでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ここは、地域住民の皆さんとは今の中伊豆温泉病院跡地の利用について、まだ話をしたことありませんが、どこかで正式にお願いをしようと思いつているんですが、地元住民の皆さんの御意向よりも、あの土地を使っていただく企業を誘致するためのなるべく自主裁量の余地を広げておいたほうが良いと思っています。もう我々には想像できないようなところに、やはり手を挙げていただいたほうがうまくいく可能性があると思うんです。

先般、沼津市戸田の舟山で拝見した新しいホテルなども、我々のその知っている範囲で考えたら絶対にあり得ない事業をやっぱり展開していただいているわけです。

修善寺駅から5キロで、あの風情のあるところに、しかも4ヘクタール近い広い土地ですから、地元の皆さんに迷惑がかかってはいけませんが、しかし、こうしてくれ、ああしてくれという縛りを強くしてしまうと、逆に企業の誘致は難しくなると思うんです。ですから、最終的にはもちろん、地域の皆さんに御説明しますが、今、厚生連の皆さんとなるべく企業誘致をしやすい形で、まだ水面下でいろいろなところに感触を探る段階にさせていただきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 広大な土地で、温泉も源泉を3つ持っているんでしょうか。ただ、ちょっとイエローゾーンという、ちょっと厄介な問題もありますが、絶対いいところですので、ぜひ活性化に結びつけるような誘致をお願いしたいなと思います。

その絡みの中で、いわゆる旧橋保育園、行政の皆さんの意向を踏まえて開発したいという

申出があったように記憶しております。それに対して、各区長も市が進める住宅でいいんじゃないかと返事していると思いますが、その割には進んでいないと、もっと進んでいいのかなど。業者の皆さん等にも聞くと、やっぱり1件でも受れ残るととてもじゃないよという意見があるわけですから、もうちょっとバックアップできる制度が何かないのかなど、早く宅地化して、それによく市長が言っていますゆとりある、あるいは近所にも遊休農地がありますから、それをつけて貸し出せるような、何か新しい形の住宅ができるといいし、そこに地域の住民が期待していましたミニ公園みたいなところを造れるような範囲の住宅を何か具体的にもっと早く動いてくれないかなと思う質問なんですけど、その促進策みたいなのはないでしょうか。どこまで実行するのか、お願いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先般、説明会で言ったんですが、ここだけの話題にしてしまったことが失敗だったなと思って、今反省して、やり直させているところです。

地域の皆さんから、年配の方から、やはり公園を維持してほしいということもあったんですが、それであれば、ふれっぷの裏の土地も今使っていない土地がありますし、かつてはそこはゲートボール場で使っていたところですから、そこをその市民公園的に使う、あるいは白岩グラウンドを先ほど説明したように、少し交流施設は小さくしますけれども、それによって温泉施設と、それから学童野球のエリアになるわけですから、そういったバランスの中で、旧橋保育園の跡地については、やはり我々の最大の課題である人口減少対策のために宅地という方向で使わせていただきたい。

今、この方向を改めてしっかりどれくらいと範囲を広げて御説明をして、その方向で進めるように指示をしているところです。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ③のいわゆる中伊豆中学校との、ここの市の課題は、いわゆる市長が他の議員の答弁で踏み込んでくださいましたが、中伊豆中学校の跡地、その跡地の中に小学校が行って、小学校の跡地を住宅にするのか、あるいは活性化の商業施設にするのか、何かもう具体的に動くような気を私が知る限りでは住民思っていますので、一緒になってもっと促進してもらえないかなど、同じような質問になります。

その中で、旧さくらこども園でしたか、あれの跡地が壊すの、壊さないの、何か使いたいたんだとか、行政の都合でとかいろいろあるんですが、先ほどの答弁の中で、何か移住の何かの拠点施設というような言葉が出たんですが、ここの新たな地区の考え方がさっきの答弁以外にないのか、あるのか、もう一度確認させてください。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 旧さくらこども園につきましては、もともとは旧橋保育園と同様、住宅地化も活用ができないかということで考えておりました。そのほか、地域のにぎわいと交流を生む場所としての活用ということで、これまでも検討してまいりました。

ある程度結論を出す段階まで来ていたんですが、昨今の社会情勢等を見据えた中で、あの建物を壊す、それから壊さないも含めて、どのような活用策がこの社会情勢の中で適しているのか、どういう活用が企業さんにとって向いているのかというのをいま一度検討させていただきたいということで、もう少し検討を、旧さくらこども園については検討させていただきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） それでは、④のここのポイントは、いわゆるRECAMPのところ、跡地を見させてもらいましたが、冬はちょっとお客さんが来るのかなと非常に心配するんですね。やはりその目玉に私は萬城の滝というのがあるんじゃないかと思っっているんですけども、その裏見の滝と言われるゆえんの裏を通れるようになることがこの活性化の第一歩だなと私は思うんですが、以前も質問していますけれども、あの萬城の滝の裏の開発というのは、絶対できないのか、それとも何かいろいろな手だてを尽くせば交渉の余地があるところなのか、どのように考えているか、お伺いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） よそ様でボンド工法というのがなされたことを私も郡上八幡で見たものですから、当時、建設部長から提案があったボンド工法で工事はしました。しかし、やはりジオサイトとして指定できなかったように、ああいったその地質特性で裏まで回すというのは、行政として入っていいですよと、やっぱり言えないんですね。そこで今指示していますのが、川の左岸、西側のところ、萬城の滝下りて川を渡って、その反対側の滝のぎりぎりまで遊歩道を造れと、真横から見えるくらいまでは遊歩道を造りなさいという指示をおります。

ただ、行政として、ここは裏に回って結構ですよというところまではいかないということです。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） あの地区は、協働の会とか八岳地域づくり協議会の皆さん、非常にやる気がある団体ですので、ぜひ一緒になって地元の意向に沿い、かつ行政もいいと思って共に進めていただけたら幸いと思います。

その中で、わさびの郷構想のわさびミュージアムについては、若干行政と、何か私が聞いている限りでは地元の意向と食い違っているような気がするんですが、その中にいわゆる、新たに建てるわけじゃなくてJA等の活用ですけれども、本当にミュージアムだけでお客さんが来るだろうかと、いわゆるまた無駄な施設にならないかと懸念している住民もいるんですが、かつ、その活性化策としてもっと地元の農産物が販売できるとか、食が提供できるものにならないかというような意見を持っている住民がいるんですが、その点については今、行政はどのように考えているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、地元の皆さんとの話合いのその後の進め方が中途半端になっていて、今、私もこれから担当課に改めて指針を示すところなんですけれども、当初は旧八岳小学校を改修して、わさびの郷の拠点というものを考えました。しかし、萬城の滝とのバランスの中で、2つ造ってもうまくいかないだろうということで、一旦は萬城の滝のキャンプ場の管理棟を少し改修して、畳み石式の展示施設も考えました。

私は、ある時点ではその方向で進めようと思ったんですが、それを考えているときに農協の原保支店が空いたということで、そこを使えたらどうだろうかという提案が上がってきました。そうすると、あそこであれば、とてもいい里山風情の八岳地区と萬城の滝の入り口機能を有することができるので、それで検討に入りました。

今、私が考えているのは、中伊豆は萬城の滝という観光施設がありますが、最も違うのは、あそこは生産拠点ということなんです。世界最高のワサビ生産地の入り口ですから、どんどん野放図に観光客を送客するということではありませんので、今まずは、世界農業遺産になっている畳み石式の展示施設がありませんから、その展示機能はつくる。それから、完全に限定されてコントロールされた有料のガイドつきウオーキング、サイクリングだけの受付機能、この2つの機能だけでまず整備しなさいと。

したがって、今議員から御指摘のあったような、そこにわんさかお客さんが来るような仕掛けというのは、今、私は指示しておりません。まずは、その2つの機能だけつけて、その後はお客様の流れを見ながら足し算していく。だから、これからまず第一歩目の改修は、それをもって完成にしないという考え方で進めようと思っています。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 旧八岳小学校の跡地については、また地元の地域づくり協議会等と協議しながら、よろしくお願ひしたいなと思います。

⑤になります。伊豆スカイラインの関係ですね。太陽光の関係ですけれども、地元から見て、どこまで進んでいるか非常に分からなかったものですから、あえてまた質問させてもらいまして、いわゆる送電線の問題とか新たに出てきた上での説明会を私の住んでいる地元でも聞いていませぬので説明を求めているんですが、何か業者は既にもう過去にやったからということで、ちょっとまだ進展していないんですが、業者に求めている丁寧な説明ということなんですが、まだまだ説明が尽くされているようには地元の住民としても思えないんですが、どこまでどう流れが、いわゆる開発行為と行動が伴わないとよく聞いているんですが、今太陽光がもし万が一完成するとしたときに、今どのレベルの段階を行政がやっているのか、分かる範囲でお教え願ひたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 現在、今どこまで進んでいるかというところで、詳細については述べられないこともありますが、届出が今提出、出されたところまでできております。現在、書面については確認しているので、まだ時間はかかると思いますが、また今後はほかの審査

を通して事業が進んでいくと思われませんが、今後まだこれに関してはいろいろな関係法令がありますので、まだ一番最初の届出が出されたというところまでしか申し上げられません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 環境アセスメントの業者がいつ終わるかというところ、その終わることを待って届出が出たときに、またいつにするにしても検討しなければいけないからということで予算が組まれていて、業者のアセスメントが遅いからその予算も繰り越すような補正予算になっているような気がしたんですけども、これは予定ではいつ頃終わる予定として届けられているのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 環境アセスの関係では、先ほど建設部長から答弁したところまで進んでいるんですけども、今後のというところでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

これからまず事業者がこの手順を進めていただかないと先へ進んでいかないんですが、そのタイミングにもよるんですけども、事業者が準備書という手続に入ったときに、それに入ると、もちろんコントロールするのは県のほうなんですけれども、住民の意見聴取ですとか、その時点になって県から市長の意見聴取というのがあります。それに答えるための委託を今回繰り越させていただいて、出てきたタイミングによって委託によって、その意見書をつくるという段階になります。

その後の手続もありますので、その標準的な手続としても半年以上はかかるのではないかなというふうに想定しております。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） すみません、⑥にいかせてください。

冷川地区のセブンイレブン、たしか行政としても積極的に動いてくれて、その結果セブンイレブンがオープンし、住民が非常によかったという評価で、まさかこの時期に撤退といううわさを聞くとは思わなかったんですが、行政として誘致したという認識の下では、行政として何とかそれを止める手だてはないのかと、もっと行政がこれに介入してもらえないかという声も聞かれたんですが、何ともしがたいことでしょうか。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 以前に、ちょっとそこの業者の関係もあるものですから、ちょっとここでは申し上げにくいところもあるんですが。

〔「御相談というかそういったものについて」と言う人あり〕

○産業部長（井上貴宏君） 実際もうほぼほぼ、そこもちょっと答えられない。すみません、申し訳ありません。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは本当につらい案件で、最初の伊豆市が合併した頃の小学校区中に、ほぼ地域づくり協議会で提案している枠組みなんですけど、ここでコンビニがないのが八岳小学校区だけなんです。大東小学校区は、ここができたことによって、コンビニは行政サービスを受けられますから、預金も下ろせますし、いいなと思ったんですが、これと引き替えに、もともとあった地元のスーパーマーケットは廃業されましたので、コンビニが撤退することのインパクトが逆に大き過ぎるなと懸念をしておりました。

ただ、実際には、やはり夜のお客様がほとんどいないところで難しいということは仄聞しておりました。そこで、私も正式にここが撤退するという報告を受けているわけではないんですけども、ならば日中、昼間の間に収益になるようなお店は出せないんだろうかと考えてもみたんですが、なかなか1万8,000台ぐらい、国道並みに交通量があっても、その通過交通だけで収益を確保できるような事業というのも現時点では難しいようです。

今、明確な対策を行政として地元にお示しできていない、もしこれが仄聞しているとおり撤退されるとなると、地域への影響が大きいなと危惧して何ができるかを今まだ具体的にではありませんけれども、模索し始めているところです。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 引き続き検討をお願いいたします。

ちょっと質問がずれるような感じですが、あの地区、公衆トイレがないんですよね、冷川地区。ぜひその設置も、これと絡めて、もし撤退しちゃったら検討願いたいと思っております。

⑦にいかせてもらいます。

六仙の里ですけども、計画では健康ゾーンみたいに位置づけておると思います。その六仙の里の中に、時間がないので絞りますけれども、消火設備が、いわゆる防災設備というか消火栓とかないんですよね。なぜでしょうかという質問になって、これ以前にもたしか担当課長に話したんですが、返事がなかったものですから、その認識はありますか、消火栓等がない。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 消火栓というか消火設備、確かに設置されていない状況です。ちょっとその設置していない当初の状況までは、どういう原因でというのは分かりません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） あれだけの公なところでなくて、違法建設物ではないかと私は思ったりもしたんですが、調べてください。またこれは返事をもらいたいなと思います。

あと、ここでは、いわゆる、時間がないので、よその地区の公園に比べて、あそこに予算投下が少ないんじゃないかと、しかもボランティアに依存して環境整備も怠っているんじゃないかと、そんな認識の質問になりますので、本当はここだけでも一本やりたかった

んですが、消火栓の設備等を含めてよろしくをお願いします。

また、上の総合グラウンドですか、中伊豆グラウンドの設備も、トイレとか手洗い所とか、ベンチとか、非常に老朽化していて、そこにも手が入っていないような気がしました。消防設備のほうも事前に伝えてありますので、その辺がどうなったか分かりませんが、もっとも中伊豆に目を向ける行政であってほしいなというところの質問で、いつものとおりで終わります。

2番目にいきたいと思います。お願いします。

○議長（青木 靖君） 三田議員の2問目、災害時の各種派遣要請と受け入れ態勢は整備されていますかについて答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） 御質問については教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて、危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、私のほうから①から⑤、それから⑧について答弁させていただきます。

まず、①でございますが、行政については、災害対策基本法にのっとり、災害対策本部長となる市長が、災害が発生し、また発生するおそれがあると判断したときに、他市町の首長様、それから県知事に要請をいたします。

それから、消防、警察についてですが、同じく市長が必要に応じ、大仁警察署長または駿東伊豆消防組合のほうに要請をいたします。

それから、自衛隊でございますが、自衛隊については、市長が災害応急対策を円滑に実施する必要があると判断したときに県知事に要請をいたします。

なお、ボランティアにつきましては、要請とかではなくて、事前に、発災後に相互調整を取って連携を取っていくという形になります。

それから、②でございます。他市町の関係については、市長が指揮を取るようになります。それから県については東部の支援局長、それから警察については大仁警察署長、それから消防団については団長、それから消防署については田方南の消防署長、それから自衛隊については第34普通科連隊長が取るようになります。それからボランティアでございますが、社会福祉協議会長がボランティアセンター長となります。

それから、③でございます。宿舎の確保の件です。行政の関係ですけれども、土肥温泉旅館協同組合と災害時について避難場所として使用することについて協定を締結しておりますが、市民の方の避難にめどが立った場合においてお願いすることを想定しております。全体像については未策定でございますが、今後詳細について詰めてまいります。

それから、警察、消防、自衛隊の件ですが、これについては静岡県受援計画、他県隊と

かが来た場合の応援部隊の関係を定めてあるものですが、警察については、他県隊は天城小学校、それから消防については今年度指定予定でございますが、道の駅「伊豆月ヶ瀬」、それから自衛隊につきましては天城ふるさと広場、それでボランティアの方々については自己手配ということになります。

それから、④の災害時の必需備品等ですが、これにつきましては食料品、飲料水は南海トラフ地震の最大避難者数を基に備蓄を進めています。備蓄庫ごとに更新数とのバランスを見ながら備蓄数を増やしております。また、避難所で使用する備品については、ライフライン関係、生活関連のものやコロナ対策品を中心に備蓄を進めております。備蓄と必要数の確保に努めております。

⑤の市民への周知方法の整備ですけれども、防災情報の周知につきましては、大雨、台風時は、まず注意喚起放送を同報無線で行います。ほぼ同時に、市の情報メール、LINEなどでお知らせするとともに、ホームページへ掲載します。

避難所開設の周知については、同報無線で行い、その後、市情報メールやLINE、ヤフーの防災速報等でお知らせし、ホームページへ掲載します。

それから、市民の皆様には、自助の観点から自ら情報を取っていただくこと、これが大事だと思っております。それに当たりまして、広報伊豆やチラシ等でお知らせして情報を取るようお願いをしております。

また、午前中に黒須議員の質問の中にありましたごみの出し方便利帳、これの後ろの最後のページをめくっていただいたところに、情報を取るアプリとかそういうものの掲出もしてありますので、ぜひ取っていただきたいというふうに思っております。

Jアラートについては、昨日、間野議員に回答したとおりでございます。

それから、⑧でございます。教育施設の関係ですが、体育館、校舎内ともに、授業や学校行事等に支障がないよう使用させていただきます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） それでは、私からは⑥と⑦について答弁させていただきます。

まず、⑥の災害ごみの置き場の確保についてですが、午前中、黒須議員への答弁にもお答えしたとおり、現在伊豆市災害廃棄物処理計画において、22か所の候補地を定めております。災害発生時には、その中から災害の規模や市内の道路の被災状況等のアクセスも踏まえまして、適切な場所を選定の上、仮置き場の設置を進めてまいりたいと考えております。

⑦の台風15号災害への伊豆市職員の派遣実態と派遣された職員からの報告で参考になった知見についてですが、こちらも重なるところがありますが、災害廃棄物の収集運搬業務として10月5日から21日までの17日間、毎日2名ずつ延べ34人を派遣したところでございます。

派遣を通して参考になった点としましては、災害廃棄物の出し方について、市民の皆様にあらかじめお知らせすることの大切さを改めて認識したところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、⑨の中学生等の災害ボランティアの関わりについてお答えさせていただきます。

まず、災害が生じますと生徒自身も被災者となる可能性もあります。また、災害を目の当たりにすることで中学生は心身に大きな傷を負うことも考えられます。そのため、中学生の対応を事前に決めておくことは難しいのではないかと考えております。

しかしながら、災害時におきましては、中学生等の活躍が期待されていることは認識しております。中学校は、地域防災訓練等へ積極的に参加するように呼びかけるとともに、当日は部活動を実施しないなどの配慮をしております。

また、総合的な学習の時間に防災の学習としまして、地域の危険箇所マップを作成したり、中学生としてどんな貢献ができるかを考察したりする学習などに取り組んでおります。また、ジュニア防災士の取得に取り組む学校なんかもございます。

今後も、災害時に自分ができることは何かを考え、地域のために貢献できるような人材を育てる防災教育を引き続き進めてまいります。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 市長にお聞きしたいんですが、いわゆる市長として、平常時、あるいは非常時とも、一番大切な自分の仕事、任務は何だということで日々業務を行っているか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 市長は、決めることと責任を取ることです。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） いわゆる、その中に市民の命と財産を守ることというのがあって、その財産と命を最大限守る市長がこの防災ではトップに立つということで、そのトップの判断によっては非常に食い違いが生じるかもしれません。

市長が、具体的で申し訳ないですが、今の市長のいろんな役職上では、この伊豆市内に不在のことのほうがむしろ多い、ちょっと失礼かな、多い現実があると思います。その際の代行はどなたになっているのか、お伺いいたします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 副市長です。

これとても大切な話なのでもう一つつけ加えますが、とにかく災害死者をゼロにするということです。土砂災害、洪水は避難しかありません。問題は、土肥地区の地震、津波をどうやって災害死者をゼロにするかということがこれから大きな焦点なんです。そういった方向、目標を掲げて、私が不在時は副市長、そしてその次は総合政策部長、建設部長。教育長

は特別職ではありますがけれども、危機管理のプロではありませんので、順番は定めておりません。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 今聞きたかったのは、本部長が市長で、副本部長が副市長と教育長となっていて、その次が大事な伊豆市地域防災計画に私が見た限りではなかったものですか、次はどの部長ですかと聞こうとしたら、先に答えていただきました。分かりました。

このマニュアルを十分理解するのは非常に大変だと思いつつも、ぜひ原点に戻っての市民の命と財産がかかっているものですから、よろしくお願ひしたいなと思いつつ。

そんな中で、いろいろ丁寧に説明を受けたんですが、他県から来る応援部隊等の宿舎の問題ですよね。この中に載っている、私が見た限りでの宿舎は自衛隊の人の宿舎が書かれています、昼1帖ですかね、宿舎が。基準面積だと書かれています、非常に大変だと思いつつんですが、そうすると、さっきボランティアの人は自分で探せと。では、伊豆市でボランティアの宿泊所を探すとすると、どこがあるんでしょうかという、行政的にどこを紹介できるかという問いをした場合、どんなところを紹介して下さるんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） おっしゃるとおり、実際になった場合、見つけてあげなければいけないかなと思いつつではありますが、マニュアル的なことを言って大変申し訳ないんですが、そういうふうにご自己完結というふうにごボランティア協会との話の中でなっているの、本日はそういうふうにごお答えをさせていただいてありますが、基本的にはご自己完結ということで御理解を願ひたいと思いつつ。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） ということは、ないんですよね。ちょっとここでこじつけになるんですが、伊豆市にもビジネスホテルがあったらいいなと思いつつではありますが、私も熱海市、清水区に3日間入りましたけれども、みんなそういうビジネスホテルに泊まれているんですね。中には通った人がいましたけれども、伊豆市はないと。これ何とか、防災の観点からも誘致を進める必要があるような気がして、ちょっとこじつけ的になって申し訳ないんですが、いわゆる全国から来てもらうための宿舎確保というのは、後々のことを考えますと非常に大事な観点で、ちょっと抜けているかなみたいな印象があったんですが、何か市長、考え方ありませんか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは基本的には応援する側に手当てしてもらうのが基本になります。私はたった1日ですが、東日本大震災の後、5月の連休に地元の皆さんと、バス4台で行ったんですが、巨大な災害ではありましたが、しかし沿岸部を抜けると普通の市町があるわけです。ですから、あえてちょっと離れた温泉地に泊まって、そこで少しでもお金を使

おうということを考えながら行くわけです。最後の振り分けは社会福祉協議会がボランティア受付センターになっていて、どこどこさんのところへ行ってくださいと。そこはやるんですけれども、基本的には被災地はもうてんこ舞いですから、やはり基本的にボランティアの方は自分で手配していくほうが私は望ましいだろうと思います。

○議長（青木 靖君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 逆に、失礼ですが、伊豆の国市辺りが被災を受けたときには、こっちに泊まってもらってというような考え方にもなるものですから、そんな質問だったと思います。

時間が来てしまいましたけれども、1点だけですけれども、先ほどごみの問題の話がありましたけれども、私が行った清水区では、2メートルぐらい真水に使うって、電化製品は全部濡れちゃったら駄目になるんですね。それで、被災を受けた人に、通常の観点から分別で外に出してくれと、私は無理じゃないかなと思うんですね。むしろ出してもいいから、そこから次の応援団にちゃんと分別して、次のところに運んでくれみたいな現地の指示があるほうが、私は酷じゃないかなと。災害ごみじゃないのを捨てるということであって、私も体験したんですが、引っ越さざるを得ない人たちは、水に浸かっているものしか災害ごみとして認めてもらえないんだけど、水に浸かっていないのも置いておくわけにいかないから外に出すんですね。それも駄目だとすると、引っ越すとか畳とか全部やって、一時、建て替え等のために避難しなきゃいけない人たちという意味ですけれども、ちょっと酷かなと思って、やっぱり非常時は非常時の考え方を取り入れないと難しいのかなと考えさせられました。

まして、私もごみを出すか出さないか必要な調査をする、事前に派遣されていく係をやったんですが、80歳以上のおばあさんが電気を外しているんですね。危ないと言ったら、これはだって災害じゃないからやっちは駄目なんだよと、手伝えないんですね、私たちが。こんなことがあるのかなと思いついてやっていたので、もうちょっと住民本位に考えると、行政的な目ではなくて、住民本位で考えるとまた違って視点の意見も出てくるかもしれないので、また違う目線で検討してみただけなら幸いです。

以上で終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で三田忠男議員の質問を終了します。

ここで2時10分まで休憩します。2時10分再開といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時09分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ一般質問を再開いたします。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 皆さん、こんにちは。

番号12、小長谷順二です。

通告に従い、一般質問をいたします。

1 件目、海洋プラスチック問題。

昨今、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっています。プラスチックは自然界ではほとんど分解されずに、海に流れ込むと海流に乗ってどこまでも拡散し、最も深いとされている深さ1万メートルのマリアナ海溝においてプラスチックが発見されたことなどが話題になりました。

プラスチックは海を漂う中で、発がん性や突然変異を引き起こすとされる化学物質や鉛、重金属などの有害物質を吸着いたします。それを魚やプランクトンが食べ、そしてさらに大きな海洋生物はさらに多くのプラスチックを体内に取り込み、結果として食物連鎖の頂点に立つ人間の体内に有害物質が吸着しているプラスチックを摂取することになりますので、私たちの健康にも直接的に影響がある問題だと考えています。

本年7月7日に、伊豆市議長が所属する全国市議会議長会都市問題特別委員会、海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題に関する第1回の委員会が開催されました。

海洋プラスチック汚染、プラスチックごみについて、東京農工大学大学院環境資源科学科教授による高田秀重先生による地方自治体のプラスチック対策に臨むこととしての講演が行われ、プラスチックの使用削減を事業者に求める活動、プラスチックの使用制限、環境型社会を活性化させる自治体の活動、熱回収市場からの脱却、プラスチックごみ処分費、リサイクル費用を生産者に求める市民意識の3R、削減ファーストの啓発等について学びました。

伊豆市でも、本年6月に伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」宣言を表明いたしました。プラスチック製品の適切な処理に努めるとともに、脱プラスチック社会の実現を目指すために、どのような取組を行っていくのかお示してください。

- ①家庭から排出されるプラごみの総量及びリサイクル率。
- ②プラごみ低減の取組。
- ③プラごみが海に流れないようにする取組として河川清掃、海岸清掃について。
- ④プラスチック資源、循環促進法への取組状況。
- ⑤海洋プラスチック対策についての教育委員会の取組。

2 件目、危険空き家対策。

国土交通省によると市町村により撤去などが行われた空き家は、2021年度末時点の累計で14万2,528件と2015年度末の1万1,392件から右肩上がりに増えていることを示しています。

平成31年3月定例会において、平成27年5月に全面施行となった空家等対策の推進に関する

る特別措置法後の伊豆市の空き家対策の進捗状況について一般質問をいたしました。

当時の総務部長から詳細な答弁がありましたが、土肥、大藪地区などの住宅密集地では、今後の大規模災害を見据えると非常に心配がありますので、改めて質問をさせていただきます。

- ①把握している危険空き家と認定特定空き家の件数。
- ②国に合わせた5年ごとの空き家の実態調査の結果報告。
- ③空家対策等協議会の危険空き家に対する協議内容。
- ④住宅密集地などに危険空き家を増やさないための政策的対応。
- ⑤財産管理人を立てて解体に至った空き家の件数。
- ⑥空家対策総合支援事業の活用について。
- ⑦土地所有権の国庫への帰属に関する法律が来年の4月から段階的に施行されますが、その効果についての見解。

最後になりますが、⑧伊豆市全域を推進計画とした環境・観光・防災のバランスの取れたまちづくりである観光防災まちづくりを進める上での危険空き家対策についての見解。

以上、市長、教育長に答弁を求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

1の海洋プラスチック問題について。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 皆さん、お昼の挨拶、こんにちは。

本当にこういう場でこういうことをやると、きっと広がっていくんじゃないかなと思います。ちょっと関係ないことで申し訳ございません。

⑤については教育部長から答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） それでは、私からは①から④についてお答えをさせていただきます。

①の家庭から排出されるプラスチックごみの総量及びリサイクル率についてですが、プラスチックごみについては、事業系ごみを合わせた総量となりますが、令和3年度のリサイクル排出量は約417トンとなり、マイバッグやマイボトルの普及や人口減少等により、減少傾向にあります。

また、リサイクル率については、プラスチックの排出量に対し焼却により発生する熱をエネルギーに転換するサーマルリサイクルを含めたリサイクル排出量でのリサイクル率は

93.1%となります。

②のプラスチック低減の取組についてですが、やはりリデュース（使用量の削減）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの徹底によるプラスチックごみの削減と流出抑制を行うことが大切だと考えております。現在の取組としては、マイバッグ推進や一部の店舗を対象にレジ袋が必要かどうかの確認の調査を行っております。

今後も、令和4年3月に策定した第3次伊豆市一般廃棄物処理基本計画の取組にもありますプラスチック容器包装廃棄物等の排出抑制、リユース食器の利用など脱プラスチックの取組を積極的に進めてまいります。

③のプラスチックごみが海に流れないようにする取組についてですが、河川清掃、海岸清掃についてですが、こちらが把握している河川、海岸清掃を行っている団体については、令和3年度実績ですが56団体に、年間延べ69回の清掃活動を実施していただき、事前に申請していただくことにより回収ごみの処理手数料の減免などを行っております。

市内全域の活動としましては、毎年12月の第1日曜日に、年末クリーン作戦を各地区において実施していただいているところでございます。

また、不法投棄ごみの対策としまして、週3回のパトロール並びに回収作業を行っており、令和3年度は約7トン回収しております。

④のプラスチック資源循環促進法への取組状況についてですが、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に努めることが求められております。伊豆市では、既にプラスチック類として必要な分別収集を行っておりますので、市民の皆様のごみの出し方に変更はございません。

また、プラスチックごみのうち、ペットボトルや容器包装等については、再資源化を現在でも進めており、プラスチック製品についてはサーマルリサイクルの対応を進めております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、⑤の海洋プラスチック対策についての教育委員会の取組について答弁させていただきます。

学習指導要領におきましても、海洋プラスチック対策をはじめとする現代的な諸課題に対しまして、総合的な学習の時間や社会や理科、技術家庭科などで教科横断的に取り上げられることが求められ、こうした観点から各校の教育課程が組まれております。例えば、プラスチックごみの現状や取組を調べたり、プラスチックが急速に普及してきた背景を社会構造の変化から探ったりする学習が考えられます。

令和4年7月、今年の7月には、土肥小中一貫校で静岡県が実施しますアースキッズチャレンジライトというプログラムに参加をいたしました。これは、家庭でエコ生活にチャレンジしたり、学校で体験学習を行ったりするもので、今後もこうした活動や現代的な諸課題を探究する学習活動を教育計画の中に積極的に取り入れるよう働きかけを行ってまいります。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） まず、プラスチックリサイクルには3種類があると言われていま
す。先ほど部長より答弁があったサーマルリサイクルは、熱回収ということで、ごみを利用
した火力発電のような形になります。あとは、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクル
ということです。

プラスチックごみの質の高いリサイクルを実施するには、同じ素材のプラスチックをより
多く、よりよい状態で収集することが必要で、そのためには排出段階での住民の意識が非常
に大切になります。

現在、伊豆の国市とごみ袋の料金とかプラごみの出し方、伊豆市はコンテナで、伊豆の国
市は袋で回収しているそうですけれども、出し方が違っているということで、新たに新ごみ
処理施設が稼働する後に、さらなる両市の連携ということで、回収方法等の検討を行なっ
ているのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 現状を申し上げますと、伊豆の国市、伊豆市において、リサイク
ルセンター、これは別個にあるということで統一した回収方法になっていないのが現状です。

先ほど議員から御質問にあったとおり、今後再商品化の中でケミカルリサイクルですとか、
本当の商品化の段階が進んだとき、今よりも再商品化が各市町においても行動が進む段階に
なったときには、やはり広域的に伊豆の国市との連携もしっかり打ち合わせをして、どうい
うことができるかということは検討していく必要があると考えております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 新しいごみの出し方便利帳にも描かれていますが、市民意識の3
R、リデュース、リユース、リサイクルを徹底することは必須で、市民の皆様へのごみの適
正管理である3Rの推進をお願いするために、今後、市としてはどのような取組を行って
いく予定ですか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 今、御質問の中に例示していただいた、この11月にお配りしたご
みの出し方便利帳というのが非常にいい機会だと捉えております。その冒頭で、やはりCO₂
削減もそうですし、その基礎となるごみを出さないということで3Rの推進もうたっており
ますので、まずはこの便利帳、それから、いろんな情報メールですとか、広報によって、時
を重ねて市民の皆様のような意識を高めていく必要があると考えております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） そうですね。勉強会なども進めながら、せっかくこの立派な改訂
版の便利帳ができましたけれども、情報量が非常に多くて、よく見れば丁寧に書いてあるん

ですけれども、ポイントが絞れない部分もあります。ただ、かけがえのない地球を守る小作戦は一番前に出ていますので、ぜひこれに沿って、いろいろ施策を練っていただきたいと思っております。

次に、③のところです。

環境省による河川ごみ調査参考資料集というものがあります。その内容としては、河川を浮遊して流出するごみの種類を把握すること、ごみの発生場所、流出経路を把握すること、経年的な回収量、種類の変化を総体的に把握するなどが明記されております。

国の参考資料集に沿って河川ごみの流入の実態調査を行う自治体の動きというものもあるんですけれども、当市でも狩野川などへのごみの流出の実態調査の考えというのは、今後行っていくんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 議員おっしゃるとおり、河川の状況で、やはりそれが最終的には海につながるということを実態を把握することによって、市民の皆様によく知っていただくということの意味では、大切な調査だと思います。ただ、現状とすると、ほかで行った、あるいは国がモデル的に行ったところで、分析の傾向というものが示されておりますので、まずはそういう傾向を市民の皆様にお知らせし、今後については例えば河川の管理者ですとか、海岸を管理する管理者ですとか、そういうところとも相談をしながら、どういうことが効果的かということも管理者と相談しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 最近は、循環型社会の構築を目指して、ごみゼロ運動などの取組で外部の若い人たちがプラスチックごみのごみ拾いというのをボランティアで活動しています。土肥海岸なんかでも週1回ぐらい来て、若者たちがプラスチックのごみを拾っています。土肥観光協会では、年に数回、海岸清掃を実施しておりますが、木片などが多く袋に入り切らないので、トラックを出したりして回収をするということで、かなりしんどい重労働をしています。しかし、プラスチックごみに専念する、ごみだけであればそんなに重くないので、軽いものですから、気軽に取り組むこともできます。

プラスチックやペットボトルが河川や水路を通過して、先ほど部長の答弁があったように、最終的には駿河湾に流入します。拾うことというのは非常に大事なんですけれども、不法投棄であるとか、ポイ捨て看板を徹底する方策を取る必要があると考えますが、見解を聞かせてください。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 御質問の後段のごみを出さない、不法投棄をなくすという意味では、現状も不法投棄を防止するための看板を作成しまして、自治会で御要望をいただいた場合は配付をして、少しでもそういう不法投棄をしない啓発を地域の方と一緒に取り組んでいる活動を行っております。

前段の本当にいろんな方がボランティアを、清掃していただいている活動を我々も全部ではないですけども把握しておりますが、そうした情報を我々がさらに広めていくということもより多くの方に参画していただくきっかけになるとも考えておりますので、そういう部分も検討してまいりたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 今、部長からの答弁がありましたけれども、伊豆市の不法投棄禁止看板、これは伊豆市と大仁警察署と連名で出ています。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金というふうに記載されていて、最初、えー、これ本当に伊豆市が作ったのと思うぐらいだったんですけども、そういう罰金になっているということです。市役所から現物支給で、設置は自治会のほうで行っています。

最近、ナッジ効果という言葉が話題になっています。ナッジ理論とは、人々が強制的にではなく、よりよい選択を自発的に取れる方法として生み出された理論で、看板などにもよく使われていて効果が出ているようです。例えば、停車禁止の看板を「ドライバーさん、違法停車、みんな見ていますよ」みたいな看板に変えるだけで、かなり効果があるということです。

これは提案にはなるんですけども、弁当やペットボトルが入った袋などをポイ捨てしている、そういう場所は、誰かが捨てるるとまた次捨てるんですよ。そういうところにナッジ効果のあるような文面の看板を設置して、ごみを持ち帰ってもらう工夫というのを考えていますが、この辺についてはどのように考えていますか。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 看板はかなり長い期間続けてきて、毎年予算を取って少しずつ作成して、地域の御要望に応じて出しているという部分でございますので、一つの方法としては現在規制がありますよというアラーム、今議員がおっしゃったナッジ効果も一つの方法として効果があると思いますので、両方を含めて、毎年作るときはいろんなアイデアを含めて検討したいと思います。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） プラスチック新法というのは、日本国内のプラスチックを規制するものではなく、事業者や自治体がプラスチック製品の設計から製造、使用後の再利用まで、全てのプロセスを資源循環していくための法律だと理解をしております。

市民の皆様のごみの出し方に変更はないとの答弁でしたが、自治体の取組としては、新法により、今後何らかの変更というものがあるのでしょうか、伺います。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 先ほど第一答弁でも御説明させていただきましたけれども、現状もプラスチック類の中で、容器包装の部分は既に再資源化をしております。プラスチック製品については、現状はサーマルリサイクルなんですけど、今後国が求めているプラスチック製

品についても再商品化という大きな目標があります。それについては、やはり業界ですとか処理をする受皿が整わないとできない状況がありますので、そうした流れがあったときには、我々は既に分別していますので、そうした再資源化に乗れるかどうかというのをしっかり判断しながら、当然委託料とかかかる可能性はありますが、そういう費用対効果も含めて、環境が整ったときには処理の方法をさらに検討してまいりたいと思います。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） この法律用に、プラスチック資源の分別収集を促進するために従来の容器包装に加え、プラスチック製品についても一括で回収し、大臣の認定を受けて自らリサイクルを行うことができる仕組みが新たに設けられたと伺っております。プラスチック一括回収というんですけれども、これについての見解を伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 法律の最終的な目的には、再資源化を進めるために一括回収、国の認可を受けた場合は認められているんですけれども、先ほど申し上げたとおり、なかなか環境整備が難しいというのと、現状は国のモデルケースで仙台市がその取組をやっているというふうに伺っております。そうしたことから、ちゃんとした回収に回るか、課題は何かということが今後、国レベルで議論がされて、これから環境整備に向けて動いていくというふうに我々も考えていますので、そうしたときには一括回収は可能にはなるんですけれども、現状は分別するという手間がかかりますので、こちらが分別しなければ委託先に委託料がかかるというところもあるものですから、どのような費用がかかるかということが明確になった時点で、どういう手法がいいかということを検討してまいりたいと思います。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 私もそのホームページを見たんですけれども、市民のアンケートによると、プラスチック製品と容器を分けなくていいので、非常に楽だという意見がかなりありました。ただ、それを回収した後に、今度、下で分けなければならないもので、ちょっとどうなのかななんて思ってこの質問をさせていただきました。

あと、事業者についてですけれども、特定プラスチック使用製品の量が5トン以上の方が対象になるというふうに明記されております。市内の小売業、宿泊業、飲食業などの事業者は、今後伊豆市との連携が不可欠になると思われませんが、具体的には合理化をどのように図っていくのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 法律の目指すところは、実は特定プラスチックを排出する量が5トン未満の方にも取り組んでくださいということがうたわれていて、例えばクリーニング店のハンガーですとか宿泊施設のブラシですとか、そういうプラスチックをバイオ由来のものに変えるとか、あるいは、必要な方にだけ提供して量を減らすですとか、そういう取組を積極的にそういう提供業者さんに求めているのが法律の目的ですので、我々も市内業者さんに

も法律に基づいて、先ほど市民の皆さんへのPRもそうですけれども、何らかの働きかけをしていきたいなと思っております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） この項目では最後です。

環境省からも多くの海洋ごみ教材が作成をされています。配布用教材も編集が可能なパワーポイント版がダウンロードできますので、教室の電子黒板等で学ぶことができます。

また、教員や生徒がICTを活用して写真を差し替えることなどの編集も可能になってきますので、地域学習の勉強にも役立つのではないかと思います。

国から提供されているこのような教材に対して、教育委員会としては現在取り組んでいるのか、あるいは、今後何か活用の予定があるのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 現在、その教材が使われているかどうかについては、今ここではお答えできませんけれども、そのようなものがある場合には積極的に使っていきたいなと思います。

いろいろと提供されるものについては、著作権などがありまして、使ってよいものと使ってはいけないものとあるわけですが、きっと議員のおっしゃるものは、子供たちにとって有効なものであろうと思います。もう一度確認してみます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 小さいうちから、こういう環境を学ぶということは非常に大事ですので、ぜひ教育委員会さんとしてもそういう取組をお願いしたいと思います。

海洋プラスチック問題は、世界中で取り組まなければならないとても大きな問題です。日本の小さな町が必死に取り組んでもどうにかなるようなことではありませんが、小さな一歩というのが大きな波になると思っております。美しい伊豆創造センターの自治体が、一致団結して海洋プラスチック問題の取組を発信していくことが、伊豆半島のブランド化をさらに推し進めることにもなると思います。

伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」宣言を具現化していただきたいと思っております。

続きまして、次、お願いします。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員の2問目、危険空き家対策について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 御質問の①から⑧までについて答弁をさせていただきます。

まず、①、危険空き家の件数は6件です。認定特定空家は危険空き家を含め23件でござい

ます。

次に、国の実態調査とは別に、市が独自で令和元年度に各区長に対し空き家の件数、状態、問題点、空き家になった時期等のアンケートを依頼したところ、空き家の件数が357件、そのうち128件が活用可能であることが分かりました。

次に、協議会の内容ですが、昨年度行った協議会の主な内容は、国の指針の改定に伴う市の空家等対策計画の見直しや危険空き家等に関する現状報告及び今後の対策について協議いたしました。協議会は、最低でも年1回は開催することとしており、今後も必要に応じ開催し、現況の報告や情報の共有化を図っていきたいと考えております。

次に、危険な空き家を増やさないための施策につきましては、現在、公共事業で活用が予定されている空き家については、土地の寄附を条件に除却の補助事業を設けております。

また、危険空き家になる前の対策として、市の空き家バンクへの登録や空き家リフォーム補助金の交付をしております。

議員御指摘のとおり、土肥の大藪地区のような住宅密集地については、災害時の消火活動や人命救助上の理由などからも大きな課題を抱えているため、今後解体を促すためのインセンティブとなるような施策を考えているところであります。

⑤、財産管理人を選任し解体した空き家については、ございません。

次に、対策事業ですが、空き家対策事業は幾つかございますが、市内ではこれまで、この事業を活用したことはございません。なお、事業は空家特措法を活用し、空き家・不良住宅の除去、空き家の活用など空き家対策等を行うための事業となっておりますが、活用に当たりましては、手続きが煩雑なことなどの理由により活用には至っておりません。

しかしながら、こういった事業を活用することは有効であると考えられますので、市民に周知しながら、有効に活用を図っていきたいと考えております。

次に、⑦です。

所有者不明の土地の発生を防止する方策として、相続等により取得した土地所有権を一定の要件を設定し国庫に帰属させることを可能とする制度として創設したもので、危険空き家を除却した後の土地の処分方法の選択肢が増えることは、危険空き家の除却の一助となり得ますが、10年分の土地管理費相当額の負担金の納付や建物がある場合には、取り壊した上、更地にしなければならない等の要件もあることから、制度の活用には一定のハードルがあると考えております。

最後、⑧になります。

市内には、空き家の密集地については、避難路や緊急車両が通行できない道路が存在しているほか、観光地である当市は、景観や環境に配慮したまちづくりへの対応をすべきだと考えております。そういった中で、市民の安全安心の確保を前提に、観光地にふさわしい景観や環境をつくり上げるため、危険空き家の解消後、避難地や道路拡幅用地、観光資源となり得る土地については、効果的な公共事業が可能か否か、今後も調査研究し対応していきたい

と考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 前回の質問で、平成27年度時点で、市が対策を必要だと思ういわゆる危険空き家として把握しているのは10件、そのうち所有者の確認ができたものが8件、現在調査中が1件、残りの1件は所有者不明の状況ということでした。10件中撤去ができた空き家の件数は、引き算からいくと4件ということになりますので、これは市のほうもよく指導をしていただいたなと思っております。

沼津市戸田では、昭和27年建設の朽ちた元旅館を通学路に面していてとても危険と判断をして、略式代執行という形で解体作業を行いました。下田市でも、2020年に法律に基づき、対策検討委員会で2戸を指定し、ほかにも元旅館の解体を始めております。

今後も放置された危険空き家は増加してくると思います。先ほどの事例でも、半分以上は使えないというような空き家が出ていますので、改めて伺いますけれども、伊豆市では現在、法律に基づいた代執行で解体できる特定空家に認定するような危険な空き家はないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 法律に基づく特定空家に認定しますと、助言、指導、そして勧告して代執行という道筋になるかと思えます。これらについては、簡単には、認定すると所有者や管理責任、いろいろなことについて問題があるかと思えますので、今のところここについては考えてはおりません。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 今言われたとおり、管理について助言、指導、従わない場合には勧告、次に命令、そして最終的に代執行という流れになると思います。部長の答弁のとおり、代執行まで見据えた中で、所有者が特定できずに費用の回収が困難な特定空家への認定が難しいということは、ある程度理解はできます。

例えば迷惑空き家で、伊豆市に何とかしてほしいと相談があった案件、建物の所有者は現在不明、土地の所有者はしっかりと固定資産税を納めているケースにおいて、もし壁の崩落等で人がでたり、車が傷ついたりした場合の補償については、一体誰が責任を持つのか。市も把握している物件なので、市の管理責任というのではないのか。このようなときのための特措法だと思っているんですけれども、この件について御意見をいただきたいと思えます。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 基本的には責任の所在については、一番最初にはやはり家屋の所有者ということになるかと思えます。ただ、空き家となっている現状を踏まえると、その管理人が死亡していたり、相続等がしっかり行われていなかった場合ということが考えられる

かと思えます。市のほうには、そういう状況を踏まえて相談が来ているという認識ではおりますが、市としても著しく放っておくということに対しては、何らかの過失が多少でも責任は出てくるのではないかとこのころはありますので、対応としましてはまず最初に、例えば今、議員言われたようなところだと、バリケードを置くとか、そういうことに対して、まず最初の初歩の対応をしていかなければならないと思っています。

責任については、知った上で、行政をやっていると、そういうことに対してはいろいろな案件がございますが、まず所有者に責任があるというところで、市のほうにもそれが及ばないように、やはりそういう案件にならない前に、やはり所有者とはしっかりと連絡が取れるような形を取っていきたい、そう思っております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 要するに、所有者が分からないからずっと残っているわけですよ。よくよく調べると抵当権が入っていたりということで、国もいろんな補助制度というものもあるんですけども、税金の滞納がないとかいろんな条件があると、もうその時点で誰も手を出せない、幾ら相談を受けても手を出せないような形になっているものがこれからますます増えてくる。それが小さな民家ならともかく、元旅館なんていうと非常に大きいものですから、近隣の方も非常に心配をしているものですから、この質問をさせていただきました。

まず、空き家の所有者の特定なんですけれども、昔は、ちょっと以前までは、税情報を勝手に担当課が使うことはできないなんていう話もあったんですけども、今では税務課から提供された課税情報を空き家所有者情報として行政内部で利用することが可能になったと聞いております。相続人が多数存在する例や相続人の確認ができないなど、自治体が行う所有者等の特定に多大な負担がかかるというのは承知しております。

空き家対策も、総務部から建設部に替わり、市役所庁内では情報共有をしていると思えますけれども、担当者もだんだん変わっていきます。空き家対策というのは地域と一緒に取り組んでいくことが必要不可欠になります。

前回の質問で空き家カルテの作成を提案しましたが、なかなかいい返事は得られませんでした。空き家対策について、今後、地域とどのように情報や進捗の共有、連携をして、解決をしていくのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 協議会を通して事実の確認をしている中で、協議会の中でそれら情報については共有させていただいております。ただ、協議会が共有している情報については、個人的なお話もあるもので、なかなか引継ぎ等、そこが不十分なところがございますので、区の中で区から上がってくる情報等については、区のほうで情報を共有いただき、引き続き、単年で対策を練るのではなくて、地域も長い目でそういうところで対応していただければとは思っております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 今、協議会のお話が出ましたけれども、定例で行われて必要に応じて開催をするということでした。

では、ちょっとまたさっきの話に戻りますけれども、協議会が法律に基づき、これはそろそろ特定空家の認定に向けて検討しなければならないと、そういう意見が出るような物件というのはあるんですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 協議会においては、まだそういう御意見については出ておりません。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 田舎の空き家が増え続けることによって問題になっている背景の一つに、土地に対する固定資産税の特例による税負担の軽減があるとされています。老朽化した空き家というのは、周囲に悪影響を与え、所有者としても取り壊したいなという気持ちはあるとは思いますが、解体費もちろんそうですけれども、解体することで増えてしまう土地の固定資産税を考えると、なかなか踏み込めないようなことになっていると思います。しかし、だからといって、いつまでも空き家の放置を認めていけば、地域の安心安全や経済においてもマイナス面の要素が大きいため、対策が急がれます。固定資産税の特例制度を活用し、更地化を促進する必要があると個人的には思っております。

特に、大藪地区のように民家が密集している地域では、災害発生時に避難路を塞がれる可能性があるため、空地化が必要と考えます。

先ほどの答弁で、解体を促すインセンティブを考えているとのことでしたが、固定資産税の減免などの伊豆市独自の対策について何かあるのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今の固定資産税の運用は、実際に市長として一つの手段だと思っていますので、具体的に検討をしたいと思っています。

これは構造的に3つ問題があって、1つは、伊豆市の場合には別荘地が何か所かあります。我々が住んでいるところより土着の人たちが多ければ、誰々さんの土地で誰々の家と分かるんですが、別荘地なんかで隣がもし安く手に入れば買いたいたいだけだなということで、誰か分からないというところがあるんですね。その情報は行政しか入手できませんので、行政が間に入って、お隣が欲しがっていますけれども、いかがでしょうかみたいなことが、そこでその住民票情報なのか税情報なのかというのはあるんですけれども、そういったあっせんできないかなというところで、情報の扱い方という一つの課題。

それから、特定空家の場合は本当に難しいですね。何度か私も、これ特定空家でしょうと言ったんですが、やっぱり県の担当者あたりに何うと、いやいや違いますというところで、例えば既に解体されましたけれども、浄蓮の滝にちょっとあったときに、これ危険でもう入らないようにしてあるじゃないですかと言ったら、いやまだ倉庫で使っているかもしれない

しみたいな話で、そこで伊豆市のウマを置いてロープを張ってあったんです、伊豆市のウマです。それで私が、これ何で伊豆市がこれやっているのと言ったら、いや、危ないから近づけないようにしているんですと、じゃ、危ないんじゃないですかという、こんな漫画みたいな論理で、危ない、危なくないみたいな話なんですね。

ですから、明らかに公益性に影響があるかどうかの判断なんです、基本的には。それをどう対応するかはまた別の判断ですから、明らかに公益に反するようなものは、もう少し踏み込んでもらわないと、本当に特定空家として法的に認定されない危険空き家だらけになってしまう、これは制度の問題です。

もう一つは、財源の問題です。特に、議員から御指摘のあった土肥の海岸地区、海のまち安全創出エリアのところ、昔からの住宅が多くて密集していて、地震が起こったら恐らく火災も発生するであろうし、密集していることで津波のときの避難路も確保できない。ここは安全創出エリアというゾーン指定があり、都市計画も今入れていますから、土地利用の規制の中で、可能であれば、空き家を行政が買い上げて、そしてそれを更地にして、一つ一つないでいって1個の空間を3つの空間、そして空間のゾーンにして、山側の津波避難路を造っていくということが本当は望ましいんですね。これかなりの財源が要りますから、これを本当はやりたいんですけども、財源との兼ね合いでどこまで行政ができるかという財源の課題があります。

したがって、情報の課題、制度の課題、財源の課題というこの3つをクリアしなければなかなか難しい。ただ、問題が分かっていますので、ここはしっかり国などとも意見交換をしながら、現実的で具体的な対応策を講じていきたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 今、その特定空家のことについて市長から答弁いただいたので、ちょっと1点確認をさせていただきます。

以前の一般質問でも、総務部長が財産管理人を立てて解体する方法もあるよというような答弁もあったもので質問させていただきますけれども、所有者不明の壊れかけたような朽ちた空き家、それを財産管理人がどうやっても引き受けないと思うんですよね。財産管理人が選任できないと沼津市戸田の事例のような略式代執行で解体することができるのか、できないのか。そもそも財産管理人というのは、どのような方が担い、どのような役割をするのか、分かったら教えてください。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 財産管理人、どのような人ができるか、それと役割なんですけれども、相続財産管理人については、相続人の存在、不存在が明らかでないときに法律上の利害関係人からの申立てにより、家庭裁判所が相続財産の管理人を選任いたします。相続管理人に選任されるものの多くは、弁護士さんや司法書士さんとなっております。相続管理人が債権等に対して相続金を支払うなどして清算を行い、清算後、残った財産を国庫に帰属させ

ることとなっております。

実際、ここについては、先ほども答弁しましたがけれども、今回の事例についてはここはないんですけれども、これらについても選任までがなかなか大変だということで、件数がないと思われております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） これも以前の質問の振り返りなんですけれども、答弁として取壊しに対する、要するに認定されていない空き家ですけれども、危険な空き家で市がちょっと背中を押すために補助金みたいなものはないかと聞いたんですけれども、それはないということだったんですけれども、それは今でもないんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 現行の今、市で持っている補助制度については、要件、空き家の撤去後の土地が公共のために尽くされるもの、そしてその後、土地を市に寄附することを前提として補助金を設定しております。

ただ、先ほどから、この要件については、また別のことを考えて、別の方策として見直しを今考えている最中となっております。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 今、別の要件を考えているということで、ぜひお願いしたいんですけれども、インターネットなんかで見ると、他市町の事例としていろいろあるんですよね。老朽化し倒壊のおそれがあると自治体が認めた場合には解体の費用を負担するとか、都市の景観を守ることを目的とした補助金、あるいは解体後に新たに建物を建築する場合には、解体費と建築費用の一部が支給されるなどいろいろな取組を行っていますので、ぜひこれは調査研究をしていただきたいと思っております。

時間もあれなんですけれども、⑦のところでは1点だけ、この制度ですけれども、一定のハードルがあるとの答弁でしたが、現時点で伊豆市のような、過疎化が進み空き家がどんどん増えていく可能性のあるまちについて、この法律の施行というのは、メリット、デメリットについて何が考えられるのか伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 先ほどの答弁の少し繰り返しになるかと思うんですけれども、メリットとすれば、更地になった後の方策としては、一助となることはなるんですけれども、やはりそこまでに至る、先ほども申しあげましたように10年分の管理費や更地にならなければならないという、結局は空き家を取り壊さなければいけないというところの事情になるかと思えます。実際、今、議員がおっしゃっている空き家対策というのは、空き家の撤去が課題となっているところで、その後の施策としては認識しております。そこまでに至る課題として、今あるのかと思っておりますので、メリットとすれば、その後の処理としては一助と

なりますが、やはりデメリットのほうがちょっと多いのではないかという見解であります。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 最後、⑧のところですか。

観光地に放置された危険な空き家は、やはり解体をして、ポケットパークにするとか、空地を造って、住民と観光客が触れ合う場所づくりというのにも必要になると考えます。官公庁の高付加価値事業は、地域全体の魅力を高めるため、廃屋の撤去等について新たに支援をし、観光地としての景観の改善を目的に進められました。

今後このような制度がもしあるのであれば、観光防災の観点から、どのように活用していくのか伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この件は、伊豆半島は観光地ですから景観という意味もあるんですが、防犯上も、先般の湯ヶ島の火災で、飛び火したのがやはり空き家でした。そういった火災にも弱いとか、防犯上も問題があるということで、空き家対策というのは大切な課題だと思っています。

その中で、私が聞いている範囲では、去年と今年、地域一体型の観光拠点整備補助金を官公庁がつくって伊豆市も活用していますが、これを基金化して、今まで問題のあった単年度事業完了ではなくて、複数年度でできるような制度設計がなされていると聞いています。これ29兆円の政府の今年度の補正予算の中に入っていると聞いていますので、これが衆議院は通過したんですか、国会を通ればすぐに公表されると思いますので、その内容を見てしっかり対応していきたいと思っています。

ただ、もう一つ問題があって、これと同等のさっきの⑦と同じように、土地の問題もあって、これももともとは全国市長会で大激論があって、所有者がいない土地は国家に帰属するという法律があるのに、それを国は執行したことがなかったということなんですね。所有者不明というのはまた別なんですけれども、要するに不明でずっと不明なら所有者不在じゃないかというような議論があって、これは法律どおり国が取れという話の中で、先に市町で何か希望ありませんかとかいう議論があって、ちょっと押し付け合いのような様相を呈したことがあるんです。

ただ、現実的に、やれ市町だ、国だと言ったところで、人口が激減している伊豆市を含む全国の中山間地で、公共の土地、財産区の土地も含めて、相続はしない、誰も管理しない、こういう土地が物すごく広くなるはずなんです。もうこれ確実に広くなります。財産にならない山ですから。それを観光地である伊豆半島が、誰が管理するのか、これはもう今から検討作業を始めないと、気がついたときには、我々は人口問題であれ、環境問題であれ、分かっていたのにやらなかったことと今、大問題になっていることはたくさんある中で、空き家等、空き地の対策は、確実に何もしなければ、そういう大問題を将来に引きずるということを考えています。

したがって、伊豆市としては、空き家も空き地も含めて、現行の法制度を変えるように国に要望してでも、具体的な解決策を講ずる必要があると思っています。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 空き家の放置で起こるトラブルというのは、倒壊や散乱、火災、犯罪の誘発、衛生の悪化、環境上の問題などたくさんあります。また、自然災害が起これば、差し迫った問題として直ちに顕在化します。

今、市長の答弁がありましたように、国、県にもいろいろ意見を言っていて制度化してもらいたいのと、伊豆市独自の施策というのでも検討していただきたいと思います。

そして、最後に市長に1点伺います。

全国市議会議長会でも危険空き家解体の費用の負担の拡充というのと国に求めています。全国市長会のほうの動きというのは、こういうもっと補助をしっかりとるようにみたいな動きがあるのですか。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 全国市長会は、経済委員会で、私も5年間、経済委員会にいたものですから、もう本当に激しい議論をやってきて相当勝ち取りました。空き家対策も、それから相続登記の義務化も、最初は国がやらないと言ったのを何とかねじ込んだわけですね。ところが、今年の6月から私、委員会が変わったものですから、今度は直接そこに口を出せなくなりましたが、熱海市の齊藤市長が経済委員会のほうに入っていますので、我々は問題を共有していますから、そここのところは全国市長会においては、熱海市長の発言をしっかりと我々が支え、あと半年ほどは県の市長会の中で、この問題を共通の問題として県の市長会でも整理していきたいと思っています。

○議長（青木 靖君） 小長谷議員。

○12番（小長谷順二君） 以上で終わります。

○議長（青木 靖君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

ここで3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ一般質問を再開いたします。

◇ 鈴木正人君

○議長（青木 靖君） 議席番号9番、鈴木正人議員。

[9番 鈴木正人君登壇]

○9番（鈴木正人君） 皆さん、こんにちは。

議席番号9番、鈴木正人です。よろしく申し上げます。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は2件通告してあります。

まず、1件目です。子供たちの「生きづらさ」に向き合うために。

静岡県教育委員会は、本年10月27日、2021年（令和3年度）に県内の公立学校が認知したいじめや不登校に関する調査結果を公表しました。なお、議長の許可を得まして、皆様には県教委の調査データをホチキス留めで参考資料として配付させていただきましたので、併せて御覧ください。

さて、その調査結果によると、いじめの認知件数は、小学校が1万5,018件で前年度比65%増、中学校が4,899件で前年度比87%増と著しい増加となっています。この結果に、県教委は、前年2020年に控えていた行事や部活動などが徐々に再開され、児童生徒が関わる場面が増加したことが一因としています。

また、小中学校の不登校者数は8,030人で、前年度比25%増となり、9年連続で過去最多を更新しました。特に中学1年生で新たに不登校になった生徒数は、前年の2020年度の3.7倍に膨らみ、この子たちは小学五、六年生のときにコロナの感染拡大によって休校などの行動制限を受けた学年で、環境の変化などに戸惑う中一ギャップが顕著に表れたと分析しています。

2011年に滋賀県大津市で起きたいじめによる中二男性生徒の自殺事件をきっかけとして、いじめ防止対策推進法が2013年に制定されてから今年で10年目になります。二度と同様の悲劇を起こさぬよう、そして子供たちに等しく与えられた教育現場において、生きづらさを抱える子供たちに支えの手が届くよう、私たち大人は改めて、今こそ真剣に考えなければならない必要性を感じています。

そこで、以下伺います。

①2021年（令和3年度）において、伊豆市の児童生徒のいじめの認知件数、不登校者数はそれぞれいかがだったでしょうか。また、対前年、2020年度比についてはいかがか伺います。

②調査開始以来、いじめや不登校の発生状況に変化や特異な傾向はないか伺います。

③いじめの発見のきっかけは、校内アンケートや本人からの訴えが多く、認知件数全体の半分以上を占めていると県教委は分析していますが、伊豆市においてはいかがでしょうか、伺います。

④発見した後の対応状況はいかがでしょう。

⑤不登校の児童生徒に対して、適応指導教室「いごこち」と呼ばれますが、これを設置しておりますが、児童生徒の利用状況はいかがでしょう。

⑥令和2年度に基本設計まで完了してる天城小学校近隣の複合施設ですが、改めてその設置目的を伺います。また、今後の当該事業の進捗について、総合計画や都市計画マスタープラン等の兼ね合いから伺います。

⑦これらの課題を教育部局のみならず、市長部局も共有して解消していく必要があると考えますが、その見解と具体策を伺います。

以上、市長並びに教育長に伺います。

2件目です。大規模太陽光発電施設、メガソーラーについて伺います。

報道によると、市は11月14日中伊豆上白岩地区などで計画されている大規模太陽光発電施設、メガソーラーに関して、伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づく事業者からの届出を受理したことを明らかにし、今後は60日以内をめどに当該条例に従って書類の審査を進め、同意か不同意かを判断するとしています。

そこで、以下伺います。

①申請した事業者の当該施設の計画概要を伺います。

②今後の書類審査の流れを説明願います。ここで、この②の設問に対しまして、同じく議長の許可を得まして皆様には参考資料として、先ほどのホッチキス留めの資料の一番末に、伊豆市ホームページに掲載されております再生可能エネルギー発電事業の土地利用申請フローチャートを配付させていただきましたので、御覧ください。

③定例会見の中で、市長は「伊豆半島全体が観光地で、環境保全、住民の不安の面からも必ずしも市長としては歓迎しない案件。しかし関係法令、市の条例を確認しても市長として拒否権はない。届出を受理せざるを得ない」と状況を説明しました。

今後、書類審査を進めていき、最終判断がされる前のこの発言に、私は違和感を感じました。改めて、この発言について解説を願います。

以上、市長に答弁求めます。

○議長（青木 靖君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

最初に件名1、子供たちの「生きづらさ」に向き合うために、について。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 子供たちの生きづらさというのは、本当に学校現場では一番の課題であるというふうに考えています。

その中でもいじめほどつらいものはありません。よく年配の人だとか、「昔はよくあったものだよ」とかというような話をしますけれども、その頃のものとはまた質が違ったものを、今の子供たちは感じているところがたくさんあります。本来ならば安全なはずの学校で、一番仲よくしたい友達から心や体に被害を受けるようになるようなことはあってはならない、そのように強く思っています。とはいえ、多感な時期の未完成な子供たちが集団で過ごすのですから、人間関係のトラブルは避けられません。

学校は集団の中で問題があったときにどう考えて行動し、解決するかという大切な学びの場でもあります。自分と違う行動や考えの多様性を互いに認め合い、話し合い、解決する。日本人が一番苦手とするところですが、そういうことを勉強することが大切だと考えています。

伊豆市では、「いじめ1未満を見逃さない」として、いじめにつながるであろう事案を教師、それから支援員がチームとして共有し、家庭とも連携して丁寧に見届けることを心がけています。表面上の行動の是非を問うのではなく、なぜそうなったのか、どうしたらよかったのかなど、子供たちが自ら解決できるようにすることが大切だと考えています。

御質問の①から⑥については、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） ⑦の市長部局との共有について答弁いたします。

議員御指摘のとおり、いじめや不登校について、庁内横断的に、また関係機関とも共有して解決していくことは重要であると考えております。

現在、健康福祉部がいじめや不登校の状況を知る機会としては、家庭児童相談室が例年実施している学校訪問により、直接学校からの状況把握を行い、また伊豆市要保護児童対策地域協議会をはじめ、社会福祉課や教育部で開催している会議等において、情報を共有しております。

また、家庭児童相談室で把握をしている個別の支援や対応については、児童相談所など関係機関によるケース会議等で検討を行い、解決に向けて進めております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、①から⑥までお答えさせていただきます。

①の認知件数と前年度比ですが、令和3年度の伊豆市内のいじめの認知件数は、小学校で124件、中学校49件となります。令和2年度に比べまして小学校は90件の増加、中学校は27件の増加となります。

令和3年度の不登校者数は、小学校で4名、中学校で31名です。令和2年度に比べまして小学校は2名の減少、中学校は11名の増加ということになりました。

②番の調査開始以来の傾向ですけれども、いじめの認知件数は増加傾向にあります。黒須議員にもお答えしましたように、コロナ禍にあることも影響していると思われすけれども、それよりもいじめ防止対策推進法に基づきまして、積極的な認知を行うように学校に指導している結果と捉えております。変化があると感じていますのは、全国的にも問題になっています、インターネットやSNSの使用に伴う案件が少しずつ見られるようになっていることです。

また、不登校児童生徒数については、年度によりばらつきはありますが、大きな増減はないものの、一定数の児童生徒が不登校であるという状況になっていることから、これ以上い

じめや不登校につながらないよう、細心の注意を払って学校運営に努めてまいりたいと思っております。

③のいじめの発見のきっかけですが、令和3年度、伊豆市においても静岡県教育委員会の分析同様、アンケートや本人の訴えが約半数を占めます。また教職員が発見したものが約25%、保護者の訴えや周囲の友達からの情報提供などが約10%となります。

④のいじめを発見した後の対応状況ですけれども、いじめを認知したときには、まず、いじめを受けているとされている子供の安全を確保するとともに、管理職・生徒指導担当・担任・養護教諭などからなる校内いじめ対策委員会を開き、組織として対応することとなります。いじめをしたとする側といじめを受けているとされる側両者の事情を十分聞き取りながら、家庭とも連携を図ります。

いじめた側へは、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた教育的配慮の中で行為の責任を自覚させます。いじめられていた側へは、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮します。

いじめ防止対策推進法では、いじめが解消している状態として3か月を目安に行為がやんでいる状態と定義しておりますが、その後も継続して状況を注視していくよう学校には指導しております。また、重大事案発生の場合は、市の教育委員会に設置されるいじめ問題調査審議会にて調査・報告をすることとなっております。

⑤番の学習支援教室の児童生徒の利用状況ですが、現在小学生3名、中学生5名、計8名が利用登録をしております。これは毎日利用する児童生徒もいれば、週に1回から2回利用する児童生徒もいるような状況となっております。

⑥番の、天城小学校の隣接地に計画した複合施設の設置目的ですが、まず第一は体育館の一部を間借りして、手狭となっていた放課後児童クラブの移設、次にバス待ちや保護者のお迎え待ちに使える児童の放課後の居場所の設置、そしてそれらが放課後からの使用になることから、日中の空き時間を活用した天城地区における学習支援教室の開設の3つが主な目的となっております。

今後の事業予定ですけれども、施設の整備は青羽根地区におけるまちづくりの将来構想に位置づけて関係部局と検討を続ける必要がありますが、設置目的であります3つの機能については、専用の施設の完成を待たずして実施していかなければならないと考えております。

放課後児童クラブにつきましては、移設といいますか体育館から抜け出すことはできませんけれども、設備や備品で使い勝手を向上させておりますし、放課後の居場所の設置につきましては、学校の協力を得て場所の確保ができて、実施の見込みが立ちました。学習支援教室の開設につきましても、現状や必要性を踏まえまして検討していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 黒須議員のほうも同じような課題の中の質問をされたわけなんですけれども、私はついこの問題ですと学校教育現場の問題ということで、教育部に議論を投げるような形が多いんですけれども、やはり今いろいろといじめの問題についても多様化している中で、やはり市長部局も連携してしっかりと取り組まなければいけない課題ということで、市長部局にも答弁を求めています。

それで、まず今順番にいきますけれども、①番のところについては県教委が軒並み前年よりも増えている数字だったんですけれども、不登校については伊豆市が小学生の場合は2名減ということで、多少この辺は違う数字になっていると思います。ただ、数字上はやはり令和2年度から令和3年度というのは、確かにコロナの、令和2年度は学校の休校だよとかそんな制限もあったり、部活動も制限されたりとか、そんなこともあって、それが令和3年度はだんだん緩和されている中で、児童生徒の交流がまだ起きていの中で急増しているというような要因もあると思うんですけれども、改めて教育長に伺いますが、この状況をどういうふうに認識して受け止めているのか、もう一度お願いします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） これはあるコラムに載っていたんですけれども、議員がお分けくださった資料も見ると分かりますように、令和2年度と3年度だけを比べるとすごく増加しているんですね。特に倍で言うと何倍というそういう数字で出るんですけれども、その前からの傾きを見ると、ほぼ、令和2年度が特別なことであって、大まかの傾向をそのまま維持しているというふうに、そういうふうにかかれたコラムがありまして、ああ、統計で見る人はそういう見方をするのかと、やっぱり長く全体を見ることが大事なんだなということを感じかされた次第です。

そう考えますと、いじめについては文科省がいじめについて細かなものも見逃してはならぬと、そういうことを言い始めて、伊豆市もそういうことに心を砕いているわけなんですけれども、実際はすごく少人数で、子供たちと先生が近い関係にあるんですね、伊豆市の子供たちと先生は。そうしますと、いじめが起こる前はかなり手を打っているところがありまして、そういう気持ちを持ちながら、それはやめようねということを先回りしているところがあったものですから、いや、それでは本当に子供に必要な力がつかないので、その前の事を子供たちに考えさせる場を設けながらいじめについて認知をしてくださいというような、そういうお願いをしました。それが令和2年度からです。ですから、私になってからですけれども、それから市内の認知件数は増えたということがありまして。

じゃ、この認知件数をもってして、それは教師の見方のデータになってしまうと、これはまたこれであまり意味がないものですから、今後今年度の数字を私は注視したいと思っているんですけれども、昨年度と今年度で比較はすごく大事だなと思っております。そういった意味では、伊豆市の傾向も、それから全国的な傾向も同様に、やはり子供たちの抱えている

悩みは大きいなというふうに感じているところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） そうですね、令和2年度が特別、やっぱり違う状況だったということで、教育長の言われるとおり、全国的にも令和3年度が突出していたかという令和元年度以前の状況に戻ったということなんですけれども、認知するということは、学校現場側の先生方の意識の高さが増えて、それで認知件数も増えたということも報告されているんですけれども、ただやはりそうした中で生きづらさというか、子供にとっては苦痛を感じる、そういう状況が続いていると、逆に言えるかもしれないと思います。

それで、今いろいろと教育長が前段でお話をした中にもありましたけれども、いじめの対応というのはお配りさせていただいた参考資料の3ページになりますが、その右上に（5）のいじめの対応というところがあります。冷やかし、からかい、仲間外れ、叩く・蹴るなどの暴行、そしてお話があったネットやSNSによる誹謗中傷、ネットいじめと言われるものなんですけれども、2021年度の文科省の調査では、小中学校などでスマートフォンやSNSを通じたネットいじめとして認知された件数は、過去最多の2万1,900件になったと報告されています。

市内の小中学校で認知された中で、その傾向は、先ほどもおっしゃっていただいていたかもしれませんがどのようになっている、それに対する対応はどのようなふうになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） これは本当に驚いていると言うとちょっと十分ではないんですけれども、伊豆市においてもこういうことは起こり得るんだなということは、各校と一緒に共有しながら対策を取っているところです。一番は、子供たちにそのまま使わせているということは、子供たちは本当にこういうことに対する理解が早いというんですか、ああ、こういうことまで気がつくんだと思うようなところを突いて自分の好きなことをやりますので、やっぱり事前指導が大事だなということを感じています。それによって今後防いでいこうと思っています。

それから、起こった事案があったときには、必ず全市の学校で共有をして、こういうことにならないような対策を取っているところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 前段で教育長がお話になったんですけれども、市の教育委員会としては、いじめを絶対見逃さない、そのために教員やカウンセラー、そして家庭も連携しながら子供たちを見守っていくというお話がありましたけれども、同じく参考資料でお渡ししたものの3ページになります、すみません。

3ページの中ほどの、「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」という表がありますね。その中にずっとあるんですけども、実施率が右側にあるんですが、中ほどにPTAなど、地域の関係団体等と共にいじめ問題について協議する機会を設けたというのが、これ県教委の調査ですけども、小学校は令和3年度16%、中学校が21.8%、ほかの取組に比べて非常に低い感じがするんですね。家庭との情報共有ということであれば、こういう場を持って、しっかりと家庭においてもいじめに対して認識していただく、そうした活動もやはり重要じゃないかなと思っているんですけども、伊豆市の活動は今現状どういうふうになっていますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） これが増えない理由になるかどうか、ちょっと自信がありませんけれども、PTAの中にはいじめる側といじめられる側が入っている場合が多くて、そうしたときにこうやって協議を持つのは、教員は一步引いてしまうところがあるかと思います。実際に自分も学校現場でこういうことが行われたということは、伊豆市内では聞いておりません。当該の保護者とそれぞれに話をよくするという話は聞いておりますけれども、このように解決に向けての協議をするというのは聞いていません。ですけども、浅田藤二議員のときにも話をしたんですけども、開かれた教育課程ということで、今後はPTAでもあるし、それから地域の方々とちょっと話しにくい問題なんですね、これは。ですけども、これらについても話題にして一緒に考えていくという姿勢は大事かなと思います。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） ぜひ、もっとつまびらかにたくさんの人が関わってね、この問題について取り組んでいただくためには、やはりそうした活動も必要になってくると思うんですね。

私感じているのは、例えば認知症であるとか、ヤングケアラーの問題であるとか、発達障害であるとか、そういったものについても近年は本当に社会的に認知されてきて、そこでもってあまり以前のような差別的な見方とか、そういったものが緩和されている気がするんですね。市長から今回の定例会の一般質問の中にちょっと話があったと思うんですけども、教育の世界というのは割合閉鎖的なところがあるというお話があったんですが、こういったいじめ・不登校も、県教委とか全国の文科省とかその辺の公表はするんですが、市町村教育委員会のレベルになるとあまり公表しているような感じもないし、それがいいもので実際市民、住民にとっては問題がさほど身近に感じられていないような気もするので、その辺はやり方を考えつつしっかりと改善していく必要があると思います。改めていかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 一般的な話としては自分も賛成なんですけれども、伊豆市のようにこういう小規模の市、それから小規模の学校ですと、ほとんどの情報が個人を特定することにつながるものがとても多いわけです。

一例ですけども、義務教育学校というのが県内で1校あるんですけども、県の統計表

がありまして、小学校の人数何人、中学校の人数何人、義務教育学校の人数何人とあるわけ
です。そうすると、義務教育学校の人数イコール土肥小中学校の人数なわけです。そこでの
課題やいろいろなものの数字をそこで示されますと、それは土肥小中学校の課題がイコール
なんですね。ですから私たちはそういう情報を出すときにはとても気をつけて、せざるを得
ないというのは、それは分かっていたきたいなと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 教育長のおっしゃることもよく分かります。コロナが蔓延したときに、
その特定されてしまったりとかということも実際あったので、そういうまちなのかなという
感じもしたんですけども、それはあれですけども、私も一般論として、それはいじめと
か不登校とかそういったものがよくないものだ、いじめはよくないですけども不登校がよ
くないものだという、そういうのが前提の下に見ている価値観じゃないかなと僕は思うん
です。だから、そここのところの理解も含めて、これは子供を持つ親御さんだけじゃなくて周
りの地域の住民であるとか、そういった方々にもしっかりと認知していただくためには、あ
くまでも一般論で僕は発しますけれども、そうした取組は必要じゃないかなと思います。

それで、もう一つ聞きます。いじめの認知件数が先ほど答弁されましたけれども、学校規
模とかとりわけ同学年の学級数などで何らかの傾向があるのか。というのは、以前教育委員
会が学校再編の議論の中で、クラス替えのできない少人数の学年では、人間関係が固定され
ていじめの案件が起きやすいということを懸念していたというふうに僕は記憶しているん
ですけども、具体的な学校は伏せておいてもそうしたことが実際に起こっているのかどうか、
そここのところはいかがですか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 先ほどの、ちょっと前に戻りますけれども、不登校の問題も、こち
らとしてはそういうふうに思っていない相手も、本人が思ってしまうと、もうこれは何
も説明ができませんので、ですからやっぱり慎重にならざるを得ないというのは、御理解く
ださい。

今の、小規模校はいじめが起きやすいということがありますけれども、いろんな市内で議
員の御質問を参考に、統計を取ってみました。大きい規模の学校とそれから小さい規模の学
校の、いじめの出現率までいかないんですけども、そういったものとほぼ同じです。です
から、当然大きな学校で大勢の子が集まればそういうことが起きやすくなりますし、少ない
ところでは起きにくいというのは現状です。

それで、小さい頃から同じクラスでいた場合には、起きる出現率はきっと同じかもしれな
いけれども、解決がしにくいんですね。1回こじれるとそれをずっとそのまま引きずってし
まうというのが小規模校で同じクラスでいたときの課題だと、自分はそう思っております。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

そしたらもう一つ伺いたいですけれども、参考資料の4ページの下段を見ていただきたいんですが、学年別の不登校児童生徒数、これは県教委のデータですけれども、この棒グラフでも示されているとおり、通告でも書きましたが、中学1年生のいわゆる中1ギャップによる不登校は深刻であると受け止めています。黒須議員のところで教育長は中1ギャップという言葉があまり好きではないというお話があったんですけれども、この中1ギャップについて、市内には土肥小中一貫校、いわゆる義務教育学校とあとほかの学校、天城地区、中伊豆地区、修善寺地区が小学校6年、中学校3年と六三制のものなんですけれども、こうしたところでいわゆる中1ギャップの発現率というのは、土肥の子供たちとそれ以外の子供たち、どのような傾向が見られるでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 実は、一貫校にすれば、いや、こういうことは一切起こらないと思っていたんですけれども、現実にはそうはいきませんで、土肥小中においても中学校になった段階で、これが中1ギャップと呼んでのことかどうかわからないんですけれども、実際にそういう不登校が発症した子はありました。

少ない人数だとそういうシステムの問題なのか、それともその子に由来するものなのか、周りの環境によるものなのかというのはなかなか統計として出しにくいんですけれども、そういうことは実際ありました。

それで、修善寺中学校で出現したときにはやはり人間関係が、今まで少ない人数でいた子どもたちが一緒になったときにやはりストレスを感じて休み始めるというのがあります。それから中伊豆中、天城中においては同じ学校からの卒業と入学なんですけれども、やはり同じようにあります。ですから、どの形がなりにくいとかということについては、ちょっと自分としては今はっきりとありません。どちらかということとその子の個性だとか、そのときの環境だとかということのほうが大きいというふうに思っています。

それで、中学校になったときに、人間関係もそうなんですけれども、生活リズムがすごく変わるんですね。黒須議員のときにもお話をしましたけれども、小学校のときには比較的同じクラスでずっと穏やかに過ごしていたということはお分かりだと思うんですけれども、中学校に行ったときに、中学校3年生のリズムに中学校1年生が合わせようとするんですね。それが、どちらかということ小学校6年のときには1年生を面倒見ながら1年生のペースに合わせている6年生の姿があって、中学校になった瞬間に3年生を目指して引っ張り始めるんですね。そのところがテストのことにしても部活動にしても、これは自分の実感なんですけれども、よく5月病と言うんですけれども、4月に入って張り切ってきた子供たちが6月ぐらいになってくたびれるというのがよく見られた現象でした。そういうようなことも含めて中1ギャップあるのかなと思っています。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

土肥小中一貫校のほうも、以前視察も兼ねて現場のほうのお話も聞いたりしてきましたけれども、やはり小中連携教育とか小中一貫教育とかいろいろありますけれども、小学校課程、中学校課程、その課程に移るに際して学級担任型が教科担任制に替わったりとか、その辺の大きな変化、子供にとって大きな変化が起きるわけなので、その辺がある意味土肥小中一貫校の場合には例えば英語の教師が同じ校舎の中で小学校課程のほうへ行ったり、中学校課程のほうへ行ったりということで、子供たちを小学生・中学生、そうした課程の子供たちを見られるというような、そういうメリットもあつたのであまりないのかなということも思ったんですけども、今の教育長のお話だとちょっとそれはまた違うのかなという感じを受けたわけです。分かりました。

それで、②のところの特異な傾向はないか、変化ないかということでもありますけれども、やっぱり3年前前から始まった新型コロナの感染拡大というのは、大きな変化というのは、これは間違いないんじゃないかなと思っています。昨日の永岡議員の一般質問でも、日傘の話だったんですけども、たしかマスク着用のルールについて、教育長が中国とか欧米とか日本人とか、その辺の意識の違いでなかなかマスクが日本人は外せないというような話があつたんですけども、今日も私、登壇したときに手話もやらせていただきましたし、今回の定例会で複数の議員が手話をやったりしているんですけども、聾の皆様は手話で言語として会話するか、あとはマスクを外した中で口元を読んで会話を読むとか、そういったことがあるわけです。

人間というのはやはりマスクで覆い隠されてるんじゃないなくて、これを取って口も鼻も、全体の顔の表情で相手の気持ちを酌み取るというのが、やはりこれは人間に限らずほかの生き物でも同じことなので、そうした状況というのがやっぱりコロナの感染拡大でなくなってしまったのかなと。だからコミュニケーションの手法が限られることによって、いわゆるコミュニケーションによる意思疎通というのがやはり子供たちにとってはやりにくい状況だったのかなと思うので、国の指針とかもありますけれども、例えば子供たちに再度マスクの着脱、もう少し緩和、もっと緩くやっていいんだよとか、例えば仮に給食についても黙食をどうするかとか、その辺については教育委員会のほうも現場の先生方とも話ししながら、医療関係とも話ししながら、その辺をできれば少し検討してもらいたいなど、そういう時期に入っていると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） そういうふうにしたいのはやまやまです。教員の武器というんですかね、表情によって子供たちに伝えるというのはもう最大の、武器と言うのは語弊がありますけれども、効果なんですね。

コロナが始まった頃、教室の授業はとても、見に行くと違和感があるんですね。子供たちが分かっているか分かっているのかがはっきりしないし、教師が何を伝えたいのかも分から

ない。場合によっては、怒っているのか笑っているのかさえ伝わらないというようなね、そういうことがありました。それに比べて、そのときに僕が伝えようとしたのは、表情が取られている分、言葉で補っていかなければならないよと。場合によっては動作だったり、手話にもつながるんですけども、そういったことで相手に伝えるという、そういうことをひよっとすると学べる時かな、なんていう話はしました。

もちろん今解除したいのはやまやまなんですけれども、結局この冬がどうなるかはまだ自分にはちょっと分かりませんので、今のところは個人でいろいろやる時には構わないと、ですけども一番大事なコミュニケーションを取り合うときにはやっぱりマスクは必要だよという、そういうような対応です。ですから、今議員がおっしゃられるようなそういうところに、欧米のように自己責任で取ってもいいよというところまでは指導はできていません。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 一教育委員会が判断するにはなかなか重たい事案だと思いますので。

そして、③のいじめ発見のきっかけのところに移りますけれども、校内アンケートとか本人の訴えが多いというところ、県教委のところなんですけれども、伊豆市においても同じような傾向が見られると。教師によるものが25%というような話もありましたけれども、ここで問題になってくるのが、やっぱり肝心な子供の声を聞いてくれる先生が日々の仕事にくたびれて、なかなかそういう余裕がないというところが問題であります。

これは教員の働き方のことなんですけれども、永岡議員のところでも議論がありました、教育長、伊豆日日新聞で11月11日に県の働き方改革の推進校の熱海中の取組という記事、御覧になりましたか。日に1時間業務短縮ということで、こういった記事があります。坂本校長先生がこういうふうに総括しているんですけども、「教職員アンケートで84%が『十分な睡眠時間や余暇を確保できた』と答え、自宅に仕事を持ち帰る人は1割減った」と。生徒と向き合う時間が増えて不登校の減少や基礎学力定着につながったというふうに総括されています。

この取組は2023年度以降、来年度以降は事例を推進校以外に共有し成果を波及させるということなんですけれども、現時点での伊豆市の働き方改革の到達点というのは、どの辺にありますか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 到達点。

〔「現状です」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 現状だそうです。

○教育長（梅原賢治君） 現状は、もちろんこの取り組みが始まってから徐々に解消している人はいます。一方、相変わらず長時間労働のままいる人もいるというのが現状です。先ほど議員がおっしゃられたように、10時まで仕事をして家に帰って寝るだけの生活をしている教員が、朝、笑顔でおはようとは言えないというのがこの一番の問題だと思っていますし、

今後改善していくことはやっていかなければならないと思っています。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） ぜひその辺は進めていただきたいと思います。

それでさらに伺いますけれども、県教委の調査結果、参考資料の3ページの、今度は左上を見ていただきたいです。

4番のいじめ発見のきっかけというところを見ますと、スクールカウンセラーなどの相談員が発見したとする件数は、令和3年度の実績で小学校が4件、これは全体の0.03%、中学校が15件、全体の0.3%と、私は非常に少ないなというふうに感じています。先ほど黒須議員がやりましたけれども、市内にも同様に非常勤で心の相談員等が配置されていますけれども、伊豆市の状況はどうでしょうか。この県教委のデータ、こんな感じになっているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 発見ということですので、スクールカウンセラーが発見する機会はほとんどないと思います。それよりも担任を通じてスクールカウンセラーに相談する、これが伊豆市などのスクールカウンセラーの役割です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 統計の取り方なので、その辺はそういうことなんだなというふうに理解します。

それでは、いじめ発見のきっかけのうちの最後の質問になりますけれども、先ほど実は黒須議員もやったんですが、今年6月13日付の「あなたの静岡新聞」、これネットのニュースなんですけれども、それによると掛川市の教育委員会が導入した児童生徒向けLINE相談システム「こころの相談ノート」が、運用開始から半年を迎えて、1人1台配付しているタブレット端末で相談を受け付けるアイデアが子供たちの問題行動の減少につながり、全国の自治体からの問合せが相次いでいるそうです。また、三島市教育委員会が類似の仕組みを導入するなど、学習用タブレットを学び以外に活用する動きが広がっています。

1人1台端末は伊豆市においても展開されているわけですが、こうした活用の仕方、同様の仕組みを導入する検討を、研究でいいですからぜひ始めてみてはどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） その方向で研究していきたいと思っています。とてもいい方法だと思います。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 校内アンケートでも正直に答えられない子供というのはいるんじゃないかなと思います。そうした子供たちの声を拾うためにも、1つの道具として、やはり選択肢のうちの一つにそろえていくというのは必要かと思いますので、ぜひ検討のほう、よろし

くお願いいたします。

それと、発見した後の対応状況等は確認できました。重大事案等はこれまでないと思えますけれども、しっかりと教育部のみならず対策に従って、または県の方針、市の方針に従って全庁挙げて市長部局とも連携を取りながら対応していただきたいなというふうに思います。

それとあと適応指導教室のほうなんですけれども、これ今修善寺地区の生きいきプラザで展開をしています。⑥の複合施設のところにも絡みますけれども、現在いわゆる適応指導教室と僕は言っているんですけれども、学習支援教室って先ほどからも出ているんですが、これは同じですか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 実は、文科省の適応指導教室という名前について、今後はそう呼ばないようにしてくださいというような通達がありまして、そこには教育支援センターという、そういう名前になっています。適応って不適応に対する対応のような、そういう印象が、ちょっとごめんなさい、これ私の私見ですので。それよりもやっぱり教育で困っていることについて支援するところだなというふうに、そういう名前にしましょうと。伊豆市では学習支援教室という名前にしました。名前です、ただの。教育支援センターの意味合いを持つのが学習支援教室です。それよりももっと子供たちが身近に感じられる名前をつけろということで、「いごこち」という名前にしてあります。全部同様の意味です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） ぜひ修善寺地区のみならず、それこそ旧町単位の、土肥、天城、中伊豆地区でもこうした子供たちに居場所として使っていただける、そうしたところの整備は急ぎやっていただきたいと思えますし、複合施設についてもいろいろと都市計のマスタープランとかその辺の絡みがどうもあるようなんですけれども、そののところも市長部局としてしっかりと教育委員会とも連携しながら、これ放課後児童クラブの事業者の方も、そして先生方も地域の方々も期待しているところでもありますので、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それと最後のところなんですけれども、市長部局との共有というところで、健康福祉部長のほうがお話をしてくれました。当然今いじめ・不登校のみならず、それにつながるということのはいろいろとあると思えます。DVであったりとか、例えばヤングケアラーであったりとか、あと経済上の貧困であるとか、そういったところのケアというのはやはり子供のいじめや不登校につながるというところが、データとしても出ています。

お配りした参考資料の一番最後の5ページ、見ていただきたいです。

不登校の要因ということで、学校に関わるのところと、家庭に関わるのところと、本人に関わるのところと、一番上に種類分けされていますけれども、家庭に関わる状況というのは思いのほか数は多く出ています。だから、学校現場だけじゃなくて先ほども申し上げましたが、やはり家庭とも地域とも連携しながら、そうした全庁的な取組というのは必要だと思いますの

で、ぜひ今後も続けていただきたいと思いますが、市長の見解を伺いたいと思いますが、お願いします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市は、教育に関する投資は、データ上もそれから田方地区の先生方の中でもしっかり認識していただいているんですね。支援員も多いですし、ALTも多いですし、国がスクールソーシャルワーカーを止めたときも、うちは一切止めることはありませんでした。

問題はやっぱり学校の規模なんです。先ほど教育長からもありましたけれども、もう学校再編成のときに議会でもたくさん議論になりました。小規模では教育できないのかとか。少人数教育はいいんですが、小規模校のどうしても克服できない欠点が、子供社会の多様性なんです。

私は、狩野保育園から狩野小学校まで7年間1クラスでしたけれども、あの頃は本柿木に帰ると、大龍寺に行くと別の社会があったんです。今の子供たちは家に帰ってからもう一回お寺や公園でみんなで遊ぶという社会がないので、ほとんど学校と家庭だけなんです。ですから学校が一色だと逃げ場がなくなってしまうんです。

実際に私が市長になってからも、あるクラスでは児童5人のうち女の子が1人で、学校を統合したときに女の子同士の遊び方が分からないとか、あるいはある5年生が6年生になるときに、「今度は僕は男の子の友達とだけ遊びたい」という発言があったので、先生に聞いてみたら、実は同じ女の子からずっと5年間いじめられている、相性が合わなかったんですね。そういう構造的な課題が、今伊豆市にとってもう我々にとってもどうしようもない構造なんです。これを、学校再編だけでは限界がありますけれども、学校再編を適切にしながらそれでも賄えないところ、例えば今の土肥の小中一貫校もそうですし、今度天城と中伊豆地区が小学校1クラスになります、中学校も1クラスになりますから、さあ、ここをどうやって子供の多様性を確保していこうかと。そこで私が何度も申し上げているとおり、土肥の小学校がこちらへ来るのはなかなか難しいけれども、せめて中学校になったらこちらと交流しようとか、あらゆる手を尽くしてやっぱり子供の多様性と選択肢を維持していきたいと考えています。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 次に行ってください。

○議長（青木 靖君） それでは2問目、大規模太陽光発電施設、メガソーラーについてに対し、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は③についてですが、本件について市長部局で担当職員を招致して調整した折に、いずれの職員からも事業の枠組み、それから送電の距離など、事業の中を見ると非常に無理がある案件に思われるという趣旨の意見でした。私も同様の考え方ですけれ

ども、届出は法定の書式が整っていれば受理せざるを得ません。またその内容が法令に抵触する部分がなければ、不同意とすることは法律上できません。

これが状況なんですけれども、今議員から違和感を感じるとの御指摘ですから、私どもが考えている以外の選択肢があるのであれば、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） ①②の御質問についてお答えいたします。

事業実施場所については上白岩地区、規模ですが、面積は約30ヘクタール、パネル枚数については約10万枚を設置する計画となっております。

②についてです。市再エネ条例に基づく届出書については、10月27日に提出があり、書類の審査を開始しているところです。書類審査後については市長が同意、不同意を判断しますが、同意する場合には必要な条件を付すことができます。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 初めに③のことなんですけれども、市長も今お話されたので、私もそういうことじゃないかなと思いました。ただし、新聞記事というのは怖いんです。拒否権がないというふうなところが括弧書きで見出しで出てきてしまうものですから、「あれ、申請があって、そのままメガソーラー、なんだ、許可してしまったのかな」というふうにとられていることもあるんじゃないかなと思ったので、そこのところをやはり説明願いたかったかなと思うんですけれども、市長の説明で同じような価値観の下だと私は感じましたので、それは結構です。

それでは再質問させていただきますが、まず①の事業者の当該施設の計画概要というところなんですけれども、今規模、パネル10万枚というお話がありました。これは実際、新聞報道では事業社名とか公表されない、具体的な計画等は公表されないというお話だったんですけれども、公表できない理由というのは何なのかというのを、まず1つ伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 公表できないことについては、それまでの議会の答弁の中でも事業がまだ途中の段階であり公表ができないという立場で、同じような形で申し上げているところです。

今、届出については出てきたところなので、それに対して中身の精査がありますが、全部が言えるわけではないですが、一部については公表できるものはあるかとは感じております。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） ここで私が聞いていいのかわからないですけれども、私の知るところによると、これは伊東市の八幡野とか函南町の軽井沢で計画しているその事業をやろうとしている事業者ということじゃないかなと思いますけれども、それは答えていただけませんか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 事業者については、まだ御質問にお答えすることはできません。
以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

それでは②に移りますけれども、今後の書類審査の流れということで、皆さんに参考資料としてフローチャートをお配りしています。

一応確認させていただきたいんですが、今部長がお話ししたところ、これはフローチャートで言うと上から3段目の段階ということでしょうか、伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 3段目の届出の提出、ここになります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） それで、これはお答えいただけるか分からないんですが、フローチャートの一番上に事前相談というのがあります。これは具体的にいつ頃から何回ほど受けたのか、答えていただければ幸いですけれども、伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 回数についてはちょっと今数字的なものは持っておりません。電話等の問合せもありますので、かなりの回数かと思われまます。相談の時期でございますが、三田議員の答弁のときにも少し申し上げましたが、アセスの届出自体が令和元年にあったということになりますので、その以前ぐらいから相談はあったのかと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） この、じゃ、届出書類のことなんですけれども、既に提出されていると思うんですが、市の再エネ条例の条例施行規則によると7つの書類があります。事業計画書から始まって7つ目というのが、撤去及び処分に関する計画書ってあるんですけれども、これは全て提出することが必須とされているのでしょうか。それを確認したので受理したということでしょうか、伺います。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 審査するための届出書類については、今議員がおっしゃったとおり、この書類について提出していただかねばならないとなっております。この中身の詳細については、今審査をしているところなので、申し上げることはできません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） その書類の中に近隣関係者説明報告書とか、あと地元自治会等説明報

告書とかあります。これは先ほど市長もおっしゃいましたし、新聞報道とか行政報告等でもお話されているんですが、やはり住民の反対も実際にあるというところの中で、これは届出の書類ですからどういう審査をされるか分からないんですけども、そうした客観的な判断基準というのに入って来るのか、入ってこないのか。あくまでも行政事務上の審査というか、受理というか、そういったことになるのか、そこはいかがですか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） この届出、今7つある中で、地元の自治会とあと近隣関係者の説明に関わる報告書というところについては、一般的にほかの届出についてもかなりのウエートを占めていると感じております。これらの確認については、詳細についてはいろいろと申し上げることはできませんが、確認に時間がかかる、そういう形で今書類の審査は行っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） それと、7つの書類の中のうちの最後の7番目に、撤去及び処分に関する計画書というのがあります。これは市長も会見等の中でもお話されましたし、行政報告でもお話されていましたが、いわゆる事業終了後のパネルの撤去処分、それについて担保ができないというお話がありましたが、一応条例規則の中でこうした書類の提出がされているわけです。この審査についてはどんな感じの審査基準になるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 撤去の処分費や概算金額について述べることはなっております。記載はされて、客観的に判断していかなければならないとなっておりますが、撤去費については国というか、全国的な規模の中でいろんな問題があるということは承知しております。

今回届出の中で、一定要件として書類がそろっていれば、ここの判断については整っているような判断をせざるを得ないところはありますが、これらについても慎重な審査をしたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） それと、あとフローチャートから確認しますが、今上から3段目の状態です。その下の4段目のところで同意書の送付というのがあるんですけども、これは一番下の土地利用事業承認、これまで進まなければ実際に同意して事業着手できないということでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 再エネ条例の届出の同意書については、このフローの下まで行かなくて、この段階での同意書の送付となります。この後、このフローのように、次に土地利用のまた申請が行われ、事業の承認、フローのように進んでいく、そういうこととなっております。

- 議長（青木 靖君） 鈴木正人議員、まとめてください。
- 9番（鈴木正人君） そうすると、この同意した場合には下に進む、不同意の場合には下に進まないということによろしいですね。
- 議長（青木 靖君） 建設部長。
- 建設部長（大村俊之君） 届出の場合には不同意においても下に進む場合もありますので、今の完全にはそうですというお答えにはなりません。
- 議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。
- 9番（鈴木正人君） 時間もないので最後市長に伺います。こうしたメガソーラーに関する問題というのは、伊豆半島だけじゃなくて全国的な問題というのはもう周知の事実なんですけれども、全国市長会とか、静岡県市長会とか、そういった場でも問題共有されていると思うんですが、今現在国への働きかけとか、その辺はどのような感じになっているのでしょうか。
- 議長（青木 靖君） 市長。
- 市長（菊地 豊君） もう私のみならず、全国の中山間地で大変大きな問題になっているんですが、これも昨日、今日ではなくてもう何年も前からです。したがって、私が今年6月まで所属していた全国市長会の経済委員会、それから環境問題特別委員会、それから去年まで県代表で理事になっていた山村振興連盟等、ありとあらゆる場で、ありとあらゆる場で申し上げてきました。そして、今全国市長会で最終的に採択された要望の中には、最終的に事業する場合にも、解体撤去を義務づけの中で費用を積み立てることと、それでも撤去されなかった場合にはその太陽光発電業界で撤去しなさいという要望まで出しているんですが、全く不十分です。

まず説明会をやれば、全員反対でも説明会をやればいいわけですね。そして解体撤去の計画を出しても転売は禁止していませんから、もうこれほど転売が多い業界もないですね。そしてまさに最新、先月環境問題特別委員会で担当の方が来ていましたから確認したんですが、「転売したり、最終的にもし倒産してしまったら撤去はどうなるんですか」と、「いやいや、国が事業開始から10年後から国が徴収しますから、解体経費は担保します」と言うので、「じゃ、もし倒産したら国が行政代執行するんですね」と聞いたら、「国はしません」と言うんですよ。国はしませんと言うんです。じゃ、自治体に残るじゃないですか。こんな、だから私が申し上げたのは、「こんな後ろも決めていないのに進めないでください」というふうに申し上げているんですが、ただ、いまだに経済産業省、エネルギー庁等々と真に有効な対策と取ろうと、まだ働きかけている様子を、私は感じていません。私だけではありません。したがって、非常に危機感を持っているということです。

今、本当に熱海市の伊豆山を経験した齊藤市長もそうですし、それから県内で発覚しているいくら行政指導しても止めない工事が実際にありますよね。そういったことを、市民の安全とか環境とか、命とかを守る法体系に不備があるということは、もう少し政府は強く認識していただきたい。

この件については、私はまだ環境問題特別委員会に残っていますので、もう年に何回でも言い続けようと思っています。

○議長（青木 靖君） 鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 多少時間残っていますので最後にしますが、私も同様に、全くもって国の対応は遺憾だと思います。

そこで、最後市長に伺いたいんですが、昨日の一般質問でも伊豆半島をキーワードにしたサステナブルな観光施策とか、ジオパークを切り口とした教育などが議論になっていました。美しい伊豆創造センター、いわゆる美伊豆と伊豆半島ジオパーク推進協議会が統合された今だから、この枠組みで伊豆半島全体をメガソーラーの抑制区域とするぐらいの、県とも連携した政治判断も私は必要だと考えますが、市長の見解を伺って私の一般質問を終わります。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 一昨年でしょうか、伊東市との境にある天城高原、東急の開発したところから、あそこから伊豆半島北部を望むと、まさに川端康成が愛した「伊豆は山の国である」それも本当によく見てとれますし、その延長線上に富士山があるわけですね。そこが太陽光パネルだらけになるかと思うとぞっとするという思いを持っています。

伊豆市及び伊豆半島全体として太陽光発電抑制区域にすることについて、具体的に検討をしていきたいと考えております。

○議長（青木 靖君） これで鈴木正人議員の質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

一般質問の3日目については、12月5日月曜日の午前9時30分から、発言順序11番の波多野靖明議員、発言順序12番の杉山武司議員の2名を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時21分

令和4年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第4号)

令和4年12月5日(月曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主査	杉本優美		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会12月定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、配付資料のとおりです。

◎一般質問

○議長（青木 靖君） 日程に基づき、一般質問を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（青木 靖君） 最初に、議席番号11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 議席番号11番、波多野靖明です。

発言通告書に従い、一般質問をいたします。

件名、修善寺ニュータウン地区について。

皆様御承知のとおり、我が国三大台風と言われるものに室戸台風、伊勢湾台風、狩野川台風がございます。その中の狩野川台風により甚大な被害を受けた旧修善寺町の災害復旧・復興のための財源として、町有地の売却が行われ、なおかつ、将来にわたって自主財源確保のため大規模開発を計画し、造成された住宅地であります。

昭和50年、都市計画法により市街化区域の指定を受け、周辺の山林原野の中で唯一住宅建設が可能な区域となりました。各種の制限はあるものの、区域内はどこでも住宅建設が可能となりました。

一方、地目は山林であれ原野であっても宅地並み課税を課せられ、約50年が経過しようとしております。私は、ニュータウン地区は、旧修善寺町、伊豆市の財政面でいささかの貢献はしたと考えております。

そして、平成29年3月31日に伊豆市旧修善寺町区域において市街化調整区域が撤廃され、伊豆市内は農地法関係法令の手續さえ踏めば、一部の例外を除き、全市、住宅等の建築が可能となりました。その建蔽率、容積率はニュータウン地区より優遇され、なおかつ高さ制限等もございません。

①ニュータウン地区は、古くから都市計画法の適用を受け、宅地並み課税を課せられているのはいかなるもののでしょうか。このまま第一種低層住居専用地域を続けるなら、そのメリットは何があるのでしょうか。今後は、第一種低層住居専用地域を辞退するか、存続するか、判断に苦しむところです。50年を経過し、今さら新興住宅地と言うには歯がゆい気もいたしますが、周辺の数百年を経過した地区と比較すると、民間だけで造成された区域は、まだまだ未整備の点が多々あると思います。

以上、申し上げた点を考慮し、住民の自助努力と併せて地区の環境整備について伺います。

②行政区、すなわち学区の変更について伺います。

ニュータウン地区は当初、別荘地としての色合いが強く、行政としての理由は不明ですが、修善寺小学校区に定めたと思いますが、50年を経過し、別荘地から定住者のまちなまりに変わりつつあります。戸数700戸のうち約350戸が定住者が占めるようになりました。定住者が増えると、必然的に児童も増えます。ニュータウン地区は、その土地の大字が示すとおり、圧倒的に熊坂小学区であるにもかかわらず、修善寺小学区と規定されているため、熊坂小に通学することは学区外通学となり、通学費は全額支給されませんでした。数年前、教育委員会の格段の御配慮により、現在は、他地区と同様、支給されていると聞いております。

一方、学校が同じで経済圏も同じようだと、必然的に地域の交流も多くなります。コロナ禍のため一時中断してはおりますが、熊坂区とは相互の地区の祭典、イベントに招き、招かれる関係に発展しており、子供会等においては、熊坂の神社の稚児行列にも参加させていただいております。また、熊坂小の後援会の一員として、学校関係の諸行事には参加させていただいております。

一方、修善寺小学区であるため、当自治会の会長は、修善寺小学区の区長会に出席しておりますが、歴代自治会長は、誰も知人がいないため会話にも加われなかったと聞いたこともございます。

また、熊坂小の行事には参加をいたしますが、熊坂小学区の区長会には出席していないため、学校以外の問題には参加することを遠慮しているのが実情です。

当地区は、行政区分を熊坂小学区とするが本来自然な形だと考えられます。行政区の関係は、学校、消防団等多岐にわたるかとも考えられますが、変更の件は可能でしょうか。

なお、私が本日このテーマで質問することは、歴代自治会長に確認済みであることを申し添えさせていただきます。

市長、教育長にお伺いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

私からは1点だけ、行政組織、行政区分について。

1年半後に伊豆市は市政20周年を迎えます。伊豆市域内における行政区分、行政組織の在り方については、ゼロベースで見直しが必要ではないかと考えております。

具体的な御下問については、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 皆さん、おはようございます。

熊坂小学区については、修善寺小へ行かなきゃならない子が熊坂小へ行っていたり、それから、熊坂小へ行かなきゃならない子が修善寺小へ行ったり、そのようなことは承知しております。これについての御質問については、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） それでは、続いて建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは、①の質問に対してお答えをいたします。

修善寺ニュータウン地区につきましては、昭和51年に市街化区域となり、第一種住居専用地域に指定されました。その後、平成5年の都市計画法及び建築法の改正により、用途地域の種類が見直され、平成7年度に第一種低層住居専用地域に指定替えされました。平成29年には、市街化区域と市街化調整区域の区域区分は廃止されましたが、従前と同じ用途地域で指定されております。

メリットでございますが、住居が密集したり中高層の建物が建つことがないため日当たりがよいことや、大規模施設や工場が建てられないため騒音が小さいこと、商業施設がないため交通量が少なく安全性が高いなど、低層住宅の良好な住環境の保全が図られることのほか、用途地域外と比較して都市基盤を整備しやすいことなどが挙げられます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、②の御質問についてお答えいたします。

ニュータウン地区については、現在の市における位置づけとして、伊豆市行政の連絡組織に関する規則により、修善寺小学校区の構成区として位置づけられており、この区分は、小学校の学校区に準じて枠組みを設けております。

議員御発言のとおり、現在、市から各地区・自治会などに協力をお願いしている区長会をはじめとする各種委員、消防団など、幅広くこの枠組みの中で動いており、構成区の中で輪番制により役員の選出を行っているなどしていることから、構成区を変更した場合の影響などについても、慎重な検討が必要になると思われまます。

しかしながら、合併以前からの学校区を踏襲している現在の行政連絡組織の枠組みが地域の実情と合っていないかったり、日頃の地区同士の関係を勘案した場合などの理由により変更することが望ましい場合は、見直しを検討することもあり得ると考えます。

今回、ニュータウン地区の歴代の役員の皆様からの意見ということで議員から御質問をいただいたわけですが、ニュータウン地区の住民の総意で学区の変更を御希望されるというこ

とであれば、市としても対応する必要があると思われしますので、まずは地区内の住民の皆様
の意見を御確認いただいた上で、改めて御相談させていただければと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、私のほうから、御質問の②についてお答えをいたしま
す。

通学区は、伊豆市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域を定める規則により定め
られておりまして、学級編制を確定するための根拠となっており、おおむね大字を境として
学区としています。ニュータウン地区は大字が入り組んでおりますので、修善寺小学区と熊
坂小学区にまたがっております。どこの学校でもそうですが、指定された学区の学校、いわ
ゆる指定校に就学することが基本となっております。

事情により指定校の変更を希望する児童・生徒の保護者に対しましては、申請理由の基準
を満たしている場合、指定校変更の許可をしております。現在、ニュータウン地区では10名
の児童が、居住地におけます通学時の利便など地域的事由の理由で指定校変更をしておりま
す。学区の変更につきましては、現状でそれぞれの小学校に通う児童がいますので、どちら
かの学区にしたといたしましても、指定校変更の申請がされることは想定されます。

今後、地域の事情等を踏まえた上で、必要であれば学区の設定の在り方を検討してまいり
ます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 今、部長に答弁していただいたように、住宅地としては、確かに
隣との距離が保てますし、騒音も少ない、景観もよく、とても住環境がよいのは確かです。
20年住んでいる私が言うので確実です。

ただ、ニュータウン地区は、現在も、最初から第一種低層住居専用地域のため、建築に関
して一番厳しい規制があります。建物が建てられなかった旧調整区域、現在の里山環境共生
地区では建物が立てやすくなり、ニュータウン地区よりも建蔽率や建てられる建物の種類も
条件的に有利になったのではないかと感じております。

閑静な住宅街を存続させるためには、厳しい規制が必要かとは思いますが、規制が厳しく
ても、それなりの住環境整備が備わっていなければ意味がないと思います。

そうすると、住民としては、やはり地区要望の件で、ニュータウン地区は戸数も多いし、
住環境に必要な市道の距離も長いことなどありますから、市に対しての要望数を増やしてい
いか、あくまでも、例え話、あくまでも一例ではありますが、そのような措置を講じてい
ただくことというのはできるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 地区要望については、毎年各地区から5件以内ということで御要望のほうを受付させていただいております。

各地区5件ということで、市内には100を超える、112地区になろうかと思いますが、の各5件ということで、年間560件程度の地区要望が現在出ております。それを全て毎年消化しているかという、なかなか消化し切れない部分がありますので、それをまた増やすとかということになりますと、御要望は増えても、結果としてそれに市として対応し切れない状況もございますので、現在のところは、引き続き各地区5件以内でお願いをしたいと考えております。

○議長（青木 靖君） 波多野議員。

○11番（波多野靖明君） ニュータウン地区のように、分譲地や別荘地として開発された土地においては、道路や水道など住環境が整っているということで、現況が山林や原野の土地でも宅地並み課税というものが課されております。長い年月、ニュータウン地区の土地の所有者は、ほかの地区の山林、原野と比べると高い税金を支払っているというわけです。

そこで、やはり市として特別なこととは言いませんけれども、例えば、昔、市街化区域に指定されたいきさつの一つでもある下水道施設の整備などをしていただいてもよろしいのではないのでしょうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） ニュータウン地区におきましては、公共下水道の全体区域に位置づけられており、以前から地元の整備要望に対して、ほかの地区の整備が終わった後に整備を進めていく説明をしてきた経緯があることは承知しております。

整備に当たりましては、既存の処理施設が民間による建設以来、経年劣化が進行していることや、既存施設の雨水の浸入対策、また、民地内に埋設管が入っている、それと受益者負担の取扱いなど課題が多くあることは認識しております。

また、市内地域全域における課題を考えますと、下水道事業については、人口減少に伴う使用料収益の減収や施設の老朽化に伴う更新の増大など、取り巻く環境においては大きく変化しており、現在、市内全域で計画の見直しを行っている、最中でございます。

今後は、このような状況を踏まえた上で、ニュータウン地区の下水道整備については考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 波多野議員。

○11番（波多野靖明君） ニュータウン地区は、昭和51年に市街化区域に指定されて50年近く、それから経過をしてきました。当時のやはり民間が造成した土地と行政が造成した土地を比べますと、どうしても環境整備において、またインフラにおいて、いささか遜色があると思うんです。

ニュータウン地区内の市道の状況は御存じだとは思いますが、私が知る限りでも、道路の幅員がしっかり使えるように道路脇まで舗装がないとか、側溝と道路の接している部分もろくてぼろぼろだったり、側溝に蓋がない、そして、安全対策がちょっとできていないところもあるんじゃないかと、私には見受けられます。

例えば、それらを修繕していくと、道路が道幅いっぱいしっかり使えるようになったり、今までなかった例えばセンターラインが引いてもらえるかもしれないなど、そんな思惑もありますけれども、例えば、側溝に蓋がつくだけでも、安全対策はかなり大きくなると思います。

一例を挙げさせていただきましたけれども、修繕計画などは今のところあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 靖君） 建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 地区内の修繕計画については、特段計画といったものはございません。

ただ、今、議員がおっしゃるような修繕については、ほかの地区もそうなんですけれども、地区要望、もしくは保守箇所情報という情報で皆さんから得て、随時対応しているところで

す。長期的に対応しなければならぬようなところについては、ある程度、区と話をしてやっていくというときもあります。現在、ニュータウン地区とはそういう修繕計画は持ち合わせてはおりません。

ただ、これでやらないというわけではありませんので、引き続き補修箇所については、区のほうから上げていただければと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 現在、修善寺ニュータウン地区というのは、ほんの一部は浄化槽のようですけれども、ほとんどが下水道を引いております。簡易下水ですね。しかし、公共下水道ではないために、例えば大きな災害が発生したとき、下水道の配管が損傷してしまったらどうなるでしょう。住民はやはり大きな被害をこうむることになりますし、民間だけで運営していると、なかなか、日本の国の経済もそんなによくないですから、今後はやはり修繕だとか改修対応というのは難しくなると思います。大きな災害になると、やはり相当なダメージを受けるでしょうから、大変だと思います。

しかし、公共下水道ならば、親方日の丸というわけではないかもしれませんが、間違いなく伊豆市さんに助けていただけると私は考えております。

難しい地形はあるかもしれませんが、特に離れたぼつんと一軒家みたいなところがあるわけではないので、ある程度、あの面積の中に多くの住宅が収まっている、まとまっていることから、公共下水道の整備で例えば投資をしたとしても、その後の費用回収というものはス

ムーズに行えると私は思っております。

下水道整備をやれば、道路の舗装もきれいになりますし、側溝もきれいになるのかなと私は考えております。

今、先日、ほかの方の一般質問でしたけれども、移住・定住の話がよくありました。その中でも、やはり市内や市外から移住・定住の割合というのは、ニュータウン地区にもそこそこあると私は存じておりますが、多分、当局のほうも御承知だと思います。さらに安定的に人口増を目指すためにも、やはりこの地域へのインフラ整備というものは欠かせないものとなると私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） インフラについては、市全域で同じような課題を抱えているということは認識していただきたいと思えます。

各地区、各議員さんからもそのような問合せ、随時やって来まして、直せば、ある地区に対しては、定住とかそういう効果についてはもちろん上がることも承知しております。

しかしながら、下水道の整備、あと道路の補修も全て含めてインフラ整備については、今後どういうふうにしていくか、人口が少なくなっていく中でどういう管理をしていくか、どういう投資をしていくか、その辺は常に課題となっておりますので、この地区に限らず課題を抱えているということで認識していただければと思えます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 波多野議員。

○11番（波多野靖明君） ぜひ、今まで、私は最初の通告でいささかやはり伊豆市だとか、旧修善寺町に貢献をしたかなとは言いましたけれども、私は、多大な貢献をしたやっぱり地域だと私は思っております。これからもやはり皆さん住み続けて、もう地域の人になりつつあると思えますので、ぜひ修善寺ニュータウン地区でも、ほかの地域もどうしてもございませうけれども、市街化区域として、長年、きた土地ですので、ぜひ格別の御配慮をお願いしたいと思えます。

次へお願いします。

○議長（青木 靖君） 再質問してください。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 学区の変更についてなんですけれども、今、教育長、部長から、総合政策部長からも、私はいい答弁がいただけたと思えます。

この件に関しては、改めて地区に持ち帰り相談をさせていただきたいなと思っております。ぜひそのときには御相談いたしますし、よろしく願いいたします。

私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（青木 靖君） これで波多野靖明議員の質問を終了します。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（青木 靖君） 次に、議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆様、こんにちは。7番、杉山武司です。

通告に従いまして、2件の質問をいたします。

本定例会最後の質問者となります。よろしくお願ひいたします。

件名1、市民サービス向上を目的の未来のまちづくりと題して、市長に回答を求めます。

近年、目覚ましい社会構造の変化や情報技術の発達など、自治体を取り巻く環境は過去とは大きく異なってきています。自治体の業務をこなしていく上でも、従来型のヒト・モノ・カネを軸とした運用が成り立たなくなっている時代となってきました。少子高齢化による人材不足や市税収入の減少は、自治体の本来果たすべき仕事を阻む要因でもあります。

一方、住民ニーズの多様化によって、行政の仕事は複雑化し、人手不足が深刻になる中、業務は多分野にわたり、大量情報が行き来する状況下にあつて、社会変化が加速、自治体の多種多様な業務にもスピード感が求められているのが、現在の自治体の置かれている状況だと考えます。

多くの自治体で、その状況に危機感を持って対応を始めています。伊豆市もその自治体の一つであると思います。

そのような状況下、その対応策として、令和4年3月に伊豆市DX推進方針が示されました。その中で3つの方針が示されています。

方針1、市民サービスの利便性の向上、方針2、行政運営の生産性の向上、方針3、デジタル社会を実現するための環境整備、今後はこうした業務改善を行うことにより、自治体DXは今後飛躍的な進展を遂げるものと思います。

既にマイナンバーカードにより、住民票の写しなど市の各種証明書がコンビニなどで取得できるようになりました。

伊豆市DX推進方針の3つの方針の一つである方針1の市民サービスの利便性向上に絞つて、以下の質問をいたします。

①自治体DXは、市民と行政の最も身近な接点である窓口業務に、市民側が見た場合、どのような変化をもたらすことができるのか、御教示願ひます。

②伊豆市DX推進方針の中で、行政手続の簡素化、オンライン化を図り、窓口業務の根本的な見直しを行うとしていますが、何をどう見直すのか、計画も含めて具体的な説明を求めます。

③今後訪れる自治体のニーズが増える業務、職員の減少といった長期的傾向に対応しながら住民サービスの向上を図る取組が、多くの自治体で既に進められています。伊豆市として

このことをどのように進めていくのか捉え、進めていくのか、御教示願います。

④多くの市町の先行事例に携わり、実績を上げ、真に市民目線の窓口システムの開発事業者も多数あるのも事実です。先行事例の自治体を参考にするとのお考えはお持ちですか。

件名2、教員不足への対応について、教育長に答弁を求めます。

教育現場の現状と課題を考えたとき、社会構造の変化に伴うグローバル化や情報化、少子高齢化など複雑化する諸課題への対応が必要不可欠となってきました。学校教育においても、求められる教員像の変化への対応が必要です。そのためには、子供たちがこれから先の時代を生き抜くための力を育成すると同時に、これからの学校は、基礎的、基本的な知識、技能に加え、思考力、判断力、表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力や習慣の形成等を重視することが必要だと考えます。今後は、このような学びを支える教員の養成と学び続ける教員像の確立が求められています。

その一方、いじめ、不登校への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用などへの対応も必要で、教員の多忙化が顕在化しているのが実情です。

そのような中であって、少子高齢化が進み、子供の数も年々減っている時代の我が国では、学校の教員も不足しているのが現実です。子供が少なくなれば、教員の数は少なくてもいいと思われがちですが、教員の志望者の減少、産休、育休の取得や病欠など複雑な要因によって、地域を問わず全国で教員不足となっています。

教員不足は、学校の働く現場のみならず、子供たちの学習や道徳、芸術などの社会的価値を持った感情ないし意思を養うための教育である情操教育にも影を落とす要因でもあります。

この状況を改善するため、教員の働き方改革にも真摯に向き合い、教員の養成・採用、入職後などそれぞれの対策が必要ですが、市町の教育委員会の取組には限度があります。

ここでちょっと訂正をお願いします。「黙認は」の次に「抱く」という字が出てきますけれども、ひらがなの「で」に替えてください。黙認はできません。

結果として、教員不足の不利益は全て子供たちに降りかかってきます。

以上を鑑み、以下の質問をします。

①教員不足に関して、伊豆市の教育現場の現状を御教示願います。

②教員の多忙過ぎる業務、倍増する病気による休職や産休、育休への対応、そして低下が進む教員の採用倍率、このことが今後子供たちにどのような影響を及ぼすとお考えですか。

③産休や育休、病欠の教員が増えると、当然、教員の数は足りなくなります。小学校では、教員不足により、本来は授業を担当しない教員、または管理職が教壇に立つケースも発生しています。伊豆市ではこのような場合どのような対処を講じているのか、御教示願います。

④教員の働き方改革に今までどのように取り組んできたのか、また、今後どのような改善が必要なのか、説明をお願いします。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

件名1、市民サービス向上を目的の未来のまちづくりに対し、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 行政のDX化を進めるためには、行政の仕事の仕方そのものを変えなければならぬと考えています。

本庁の玄関の左側に告示のボックス、ありますよね。今朝、職員に「これ、誰か見に来ているの」と聞いたら、「法律で義務づけられていますから、やらなければいけません」、「これ何か役立っているの」と聞いたら、「法律で義務づけられていますから、なくすことはできません」。なるほどなと思ったんですね。もしこれを改善しようとしたら、従来のやり方で、なぜそれが無駄なのか、証拠を示せ、数字を示せ、何人来ているんだ、来ていないんだと。それから変更することの効果を示せ。大変な作業になるんですね。ずっと職員に、仕事の仕方、何とかさ、自分のためなんだから変えたらどうかと言っても、提案出てこない、ゼロです、今のところ。なるほどなと思いました。手続を変えること自体のエネルギーが大き過ぎるんですね。

DXは国の大きな方針ですから、今、副市長をヘッドにいろいろ検討させてはいますけれども、この日本社会の伝統的な在り方そのものを変えないと、多分職員から提案が上がってこないような気がして、そのやり方そのものをまさにどうしようかと、市長としては悩んでいるところです。

具体的な御下問については、③について副市長に、その他の質問については総合政策部長にそれぞれ答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 私は、DXに関してはCIOという職を仰せつかっておりますし、今後の自治体の基本的方向性に関わる御質問でございますので、私から答弁申し上げます。

なお、ほかの自治体の事例とかといった個別具体のことについて私が答弁するのもどうかと思いますので、私からは、基本的な考え方ですとか方向性について御答弁したいと思います。

③の自治体の長期的傾向に対応した住民サービスについて、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、これからの自治体は、人口減少に伴う財政規模ですとか、マンパワーの縮小の一方で、複雑多様化する行政ニーズに的確に対応しなければならないという、ここは極めて困難な行政運営に直面するというふうに認識してございます。

こうした時代の変革に適切に対応していくためには、我々市役所自身が仕事の仕方を変えていくということによって業務効率化を図ると同時に、行政成果の最大化を図っていく、すなわち、分数に置き換えれば、人や時間といった投下労働量、これを分母とすれば、その分母を減らすと同時に、行政活動としての成果や稼ぐ力、競争優位性といった分子を増やすということを両輪で回すということが、今後の自治体経営の基本的な戦略方針になってくると思われま。

中でも、この分母を減らす取組につきましては、さらに3つに分かれると私は考えておりまして、1つはやめる。これは本当に仕事をなくしてしまうということです。それから、2つ目は人に任せる。これは委託ということが主になってくると思いますけれども、場合によっては、他市町の手を借りて連携するということも含むと思います。それから、3つ目は技術に任せる、あるいは機械に任せるということでありまして、その3つ目の技術に任せるということの重要なツールの一つが、御指摘のDXでございます。

このDXを含んだ減らすということをもう少し端的に申し上げますと、市役所がやらなくてもいい、あるいは、そこに働く職員がやらなくてもいい、つまり誰かに任せればいいという業務は、できる限り外に出すということだと思います。この観点から、今年度、手始めとして、窓口業務をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社をお願いすることといたしました。

今後は、正規職員が持っている定型的業務を出せるものはさらに委託に出して、AIやRPAなどのデジタル技術等に任せられるものは、可能な限り自動化、機械化することを極限まで追求するということが基本的な方向性になると考えております。

そうした取組の行き着く先として、最終的に市役所は、施策の企画立案ですとか、法令の解釈とか適用といった頭脳的業務に特化することに収れんされていくものと考えております。

市といたしましては、こうした基本的な方向性を踏まえて、最小限の財源とマンパワーで最大限の行政成果を出すということを念頭に、一層の住民サービスの向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私は①、②、④についてお答えをいたします。

①自治体DXの推進においては、市民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定されている子育てや介護関係、被災者支援など、国民の特に利便性の向上に資するとされた31の手續についてオンライン手續ができるよう、今年度末を目指し、準備を進めています。

これにより、夜間、休日など24時間いつでも自宅やオフィス、遠隔地などからどこでも手續を行える、申請や届出も用紙の入手が不要で、移動時間や待ち時間を節約できるなど、利便性の向上が図られるものであると考えます。

また、利用者に分かりやすく、デジタル機器に不慣れな方でも容易に扱える操作性を有するとともに、誰もが迷わず簡単に利用できるようなサービスとなりますので、高齢者等のデジタル弱者と呼ばれる方々にもお使いいただけるものであり、あらゆる方にとって便利になり、受け入れやすいものになると考えております。

②です。自治体DXの推進をしていく上での重点取組事項の一つとして、市民サービスの利便性の向上を掲げております。

それを推進するため、行政手續の簡素化、オンライン化を図ることとしており、①のお答

えと重複いたしますが、国が、特に国民の利便性向上に資する手続として示した子育て15手続や介護関係の11手続、被災者支援など計31の手続について、今年度中にオンライン手続ができるように整備をするものでございます。

これにより、いつでもどこでも手続を行え、市民にとって分かりやすく使いやすいものにはまずは見直しを行ってまいります。

その上で、デジタル技術の活用をさらに進めることにより、行かない、書かない、待たない窓口の実現に向け、手続のデジタル化を推進してまいりたいと考えております。

④です。多くの住民が利用する窓口での様々な手続は、それぞれが重要な住民との接点であり、住民サービスであるという認識でおりますので、市民の利便性の向上に資する市民目線の窓口システムについては非常に高い関心を持ち、研究を進めているところです。

コストや職員側の使い勝手のみならず、御利用になる市民にとって分かりやすく使いやすいものであることが非常に大事な視点だと考えておりますので、近隣市町をはじめ先進自治体の事例を参考に検証を行い、今後の当市のDXの取組の参考にしつつ、市民にとってよりよいシステムの導入を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ①の再質問ですけれども、オンライン化の手続のシステムを今年度末までに構築するとの答弁でしたけれども、令和5年4月からの運用を目指していると解釈してよろしいですか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいまの御質問の31の手続につきましては、国の自治体DX推進計画におきまして、今年度、2022年度末を目指し、原則全自治体でその手続を可能にするとしております。

したがって、議員のお見込みのとおり、当市においても、令和5年度からの運用ができるための環境整備を現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 再質問ですけれども、そのために市民への周知はどのように、いつ頃から行う予定をしていますか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今年度末までにオンライン手続が可能になるための環境整備を現在進めておりますが、全ての手続の運用が一斉に始まるというものではございません。

したがって、準備が整ったものから順次お知らせをしてまいりたいと考えております。

早いものといたしましては、今年度中から運用開始が決まっている転出届、転入予約手続きがございますが、こちらについては、年明け2月頃からお知らせをしたいと考えております。

それから、周知の方法といたしましては、広報紙や情報メール、F M I Sなどを使いながら、市民の皆様にお知らせすることを想定しております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 答弁の中で示されました31の対象手続きですけれども、総務省が作成した自治体の行政手続きのオンライン化に関わる手順書の中の特に国民の利便性向上に資する手続きとして指定したものですけれども、伊豆市の市民が行政の窓口を訪れる要件と当てはまっていますでしょうか。自治体の窓口業務は煩雑で、市民の行政に対しての不満の一つでもあります。その窓口業務の改善を図り、双方にとって円滑な行政サービスの向上を図ることが肝要と考えます。

行政サービスの向上に欠かせない重要なインフラであるマイナンバーカードですが、現在の交付率は10月末で全国で51.1%、静岡県で51.9%、本市では54.7%の状況で、県下35市町の11番目に位置しています。断トツ1位は西伊豆町の76.1%です。

現在、国において健康保険証としての利用を始め、制度拡充に向けて見直しがされており、マイナンバーカードが普及して効率的に利用できる環境が整えば、デジタル化対象事業の拡充にもつながるものと考えますが、市民サービスの向上や行政の効率化を目指して、マイナンバーカードの交付率の向上等を含め、どのような取組を講じる必要があるか、伺います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 先ほどから示しております国が示す31の手続きにつきましては、地域を問わず一般的に利用される手続きでございます。それは、当市も例外ではございません。したがって、当市の市民が窓口を訪れ、利用される要件と合致したものと考えております。

また、議員御指摘のとおり、D Xの推進により様々な行政サービスがデジタル化されることにより、市民の利便性の向上が図られますし、行政事務の効率化も併せて図ることができますので、国が示す31の手続き以外の市の窓口で扱っている様々な手続きにつきましても、D X化できるものは何かというものを精査して、その実現に向けて研究をしてみたいと考えております。

また、そのためには、マイナンバーカードの普及が何よりも必要となってまいりますので、マイナンバーカードを取得することのメリットを市民の皆様によくお伝えさせていただきながら、普及の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ②に行きます。

②の答弁にありました、行かない、書かない、待たないの窓口の3ない窓口や、スマート窓口とかデジタル窓口といった呼称がありますけれども、伊豆市としては市民にどのようにお伝えするつもりでいるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） DXの取組を進めることにより、様々な手続が市民の皆様にとって分かりやすく、そして利用しやすくなりますよということをお知らせすることが重要なことだと、必要なことだと考えております。

DX化により手続について、何がどのように変わるのか、それが市民にとってどのように便利になるのかということを具体的に示すとともに、市民にとって分かりやすい呼称、名前を考えて、今後取組を周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） マイナンバーカードの普及で新しい窓口システムに欠かせないのは、デジタルディバイドの対策です。現在、伊豆市ではスマートフォンの体験教室を開催するなど、高齢者を対象にデジタルディバイド解消に向け対策を講じていますが、受講者をはじめとして全ての市民にデジタル化の恩恵を受けていただくために、その情報格差の解消が必要です。そのためには、画像などを活用した分かりやすい表示、対話形式で申請できるといったような操作ができるインターフェースの設計や窓口の職員の入力サポートなどが考えられますけれども、伊豆市が現在導入しようとしているシステムの概要を説明願います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 伊豆市が導入しているシステムでございますが、現時点では、どのようなシステムを導入するかについては、まだ決まっていない状況でございます。

今後、伊豆市のDX推進本部を中心に検討する中で、CIO補佐官からの助言などを受けながら、伊豆市に合ったシステムの導入について考えていきたい、決めていきたいと考えております。

また、その際には、議員の御指摘のとおり、デジタルディバイドと呼ばれるデジタル弱者の方でも分かりやすく使いやすい、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられるようなシステムの導入を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） よろしく申し上げます。

それでは、③に行きます。

副市長の答弁で、最小限の財源とマンパワーで最大限の行政効果を出すとの答弁がありましたけれども、具体的にはどのような取組を行うのか、説明を願います。

○議長（青木 靖君） 副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 先ほど御答弁申し上げました分母を減らすということの中心は、これはコストカットになると思います。そしてまた、分子を増やすということの中心は、行政成果としての上がりといいますか、歩留りを上げていくということだと思います。

ただ、この発想をいろいろと変えてみるということも重要でありまして、例えばコストカットは、これまでは、財源で言えば効率化をはじめとする歳出抑制というものが中心になって言われてきたわけでありまして、これからは逆に、減らせないんであれば増やすと。つまり、自分で稼いでくるということですね。これはふるさと納税なんかがいい例だと思いますけれども、そういうことも重要なこれからは自治体の能力になってくるんだろうなというふうに考えています。

また、マンパワーにつきましては、これは少数精鋭であるということはもう前提としてありますけれども、これからは採用がとて難しくなるということが容易に想像されますので、これは逆に、採れないんだったら採らなくてもいい方法を考える。つまり、現有勢力の余力をつくっておいて、人を増やさなくても、その余った余力の中で新しいことに取り組むと。これがDXなんか最たる例だと思いますけれども。

あるいは技術職に至っては、土木職はもうここ数年毎年のように多く募集しておりますけれども、全く採れないわけです。ですから、そういった職種などは、採れないんであれば、採らなくてもいい方法を考える。もうこれは、県等が広域的に人材を保有して、市町に派遣するという、これはもう制度としてありますけれども、そういったこともあると思いますし、ほかの自治体と連携をして、連携契約を結んで工事を共同施工するというようなそういう道を探るといった方法も考えていかなければいけないかなと思います。

それから、逆に、では分子を増やすという部分の行政成果としての上がりとか歩留りを増やすということですが、これはすなわち市民満足度の最大化そのものだと思いますので、そのためには、最も多くの市民が望むところに施策を集中する。つまり、世の中の常識がどこにあるのかということを見極めることが、これまで以上に重要になってくるんだろうなというふうに思っています。

いずれにしましても、民間企業でコストを下げろとか売上を上げろとか、ただ言ってもなかなか成果が上がらないのと同様に、あくまでも市役所でもそれは柔軟に、時には物事を裏側から見てみるという発想も持ちながら、しなやかに対応することがとても重要なことであると考えております。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 人口減少社会に突入した日本ですけれども、深刻な少子高齢化というのは労働人口が減少するという可能性を秘めています。2040年に公務員が半減するという可能性があるとした総務省の自治体戦略2040構想研究会では、自治体職員が半減しても行政サービスができる体制を構築していくことを、2040年代にはそれができると提言して

おります。

伊豆市でも、人口推計シミュレーションでは、2040年に2万3,000人、高齢化率は48.1%と予測しています。

今後、行政手続や業務のデジタル化を推進するためには、それを支えるIT人材の確保・育成が必要とされています。そうした人材を登用することは、職員の最新のテクノロジーを業務に生かす能力が専門的な見地からも有効と考えます。

しかし、答弁にありました3つ目の技術に任せる場合にAIやRPAなどのデジタル技術等の知識に長けた人材の登用や教育が重要と考えますが、その手だてをどう考えますでしょうか。伺います。

○議長（青木 靖君） 副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 人材の登用とか教育ということでございますけれども、人材は内部で登用して、それを純粹培養的に育成する方法と、それから、それが不可能とか合理的でない場合は、外部人材を活用するということの2通りがあると思います。

我々公務職場は、人事異動というものがもう転職に近いと言われるように、非常に窓口が広いということが特徴なんだと思います。そういう職場においては、様々な職務を経験させて知識や視野を広げていかないと、行政対応能力を開発していけないというのが特徴でございます。その意味で、ですから我々の職場はゼネラリストが重宝される職場だと言えると思いますけれども、ただ、そうは言っても、大きなプロジェクトが進行している場合とかそういう場合は、その間はある程度長期的に職員を配置して、これをスペシャリストとして育成していく場合もあるかと思えます。

したがって、デジタル関連部署も、場合によっては長期的に正規職員を育成したり、採用して育成したり、あるいは一定期間、外部から登用したりすることもないわけではありませぬけれども、ここで踏み間違えてはいけないことは、今はデジタル関連部署に必要なのはシステムエンジニアではないということです。要は、SEは委託で済むわけですから、今必要なのは、情報政策を企画立案できる行政マンが必要だということなんだと思えます。

その意味では、デジタル技術のネットワーク系とかシステム系とかいった外部でできる部分はそれは委託で賄って、行政政策については行政能力を蓄えた人間を充てるということが、これが合理的だと思いますので、直ちにDXの専門人材を正規職員として採用して育成する予定は、今のところございませぬ。

しかし、そうは言っても、その情報政策を企画立案する職員も、現実的にはデジタル系のサポートがなければ回らないこともまた事実でございますので、当市におきましては、日本マイクロソフトや日立等で数々の企業のDXを手掛けてこられた中村祥子氏をCIO補佐官として採用しているところでありまして、差し当たっては、そのような体制でデジタル施策を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 持続可能な社会の形成に向けた新たな政策検討の手法にフューチャーデザインがあります。直訳すると未来設計といいますかね。気候変動や財政赤字をはじめとして世代を超える課題に向き合った政策形成に当たり、現在に生きる人々のみならず、将来に生きる人々も利害関係者として捉え、将来世代と現代社会の双方の視点を持って考えることで解決方法を見出す点に特徴があると言われていています。

一例を申しますと、岩手県矢巾町は盛岡市の南に隣接する約人口2万7,000人のまちですが、矢巾町は町政の意思決定にフューチャーデザインの手法を本格的に採用した、全国初、世界でも初めてだという自治体であります。

フューチャーデザインとは、一言で言えば、政策を論ずる場において、参加者が将来に生きることになったという想定の下に議論する手法です。フューチャーデザインは、北米先住民のイロコイが重要な政策決定をする際に、7世代先の人になったつもりで意思決定をする制度を持っていたという話をヒントに、高知工科大学の西條辰義教授が考案した手法です。矢巾町政の総合計画においても、2060年の将来人として要望することを議論のテーマとして、数十年後の将来世代の視点を持つという体験には、コミュニティの参加意識を変えさせる作用があるということです。新しい民主主義の技法として、フューチャーデザインの将来性はそこにあるのかもしれませんが。

消滅都市に数えられた伊豆市として、中長期にわたって議論するには適した手法かもしれません。自治体DXを駆使し、市民目線の行政執行を推進するためにも議論する価値があると思いますが、伊豆市としての考えをお示しください。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 今、御紹介のありました岩手県の矢巾町の取組ですとかフューチャーデザインという言葉は、正直、私もまだ不案内でございまして、今後よく勉強してみたいと思いますけれども、このフューチャーデザインは、察しますに、私のこれまでの経験の中で上司からよく言われてきましたバックキャストで物事を考えろということに近いんじゃないかと推察をいたします。

私が言われてきましたバックキャストというのは、まず物事の望むべき方向というのをまず想定して、そこから逆算して帰納法的に物事を進めていくというマネジメント手法ですけれども、その相対する言葉はコアキャストと言いまして、つまり現状を前提として、現状を出発点として、それを改良していくことを積み上げて目標を目指すという手法でございまして、ところで、このフューチャーデザインとかバックキャストという言葉で、これを具体的に想起するようなテレビCMが最近あると思います。日産自動車のプロパイロット2.0というCMですけれども、あれは木村拓哉さんと松たか子さんが出てきて、木村拓哉さ

んがハンドルから手を離して、そしてアクセルからも足を離して、何も触れていない。だけれども車は車線を外さずにきれいに進んでいくというあのテレビCMですけれども、私、あれを見ていて、この自動運転技術というのはこれからももっともっと、どんどん進化するんだろうなというふうに強く思いました。それで、30年後には、もしかしたら人々は「車というのは昔は人間が運転していたらしいよ」と、「それじゃ危なくてしょうがないじゃないか」みたいなこういう会話がもしかしたらされているかもしれないなど。でも、そういうことを具体的に想起してみるということが、このフューチャーデザインということだと思いますし、また、そういうことを具体的に想起してみるということが非常に大事なんだと思います。

それから、もう一つは、パソコンにキーボードというのは絶対あると思いますけれども、私、30年後にはなくなっているんじゃないかと思えますね。というのは、今、音声認識技術というのはどんどん発展しまして、これはAIがやっているわけですがけれども、我々のしゃべったことがほぼ寸分違わず文字になって出てくるわけですね。あれも恐らくどんどん進化するだろうなと。もしかしたら、30年後の子供たちは「昔は文字を起こすような、しゃべったことを文字に起こすのに何かキーボードとかというのがあって、それでパタパタ打っていたらしいよ」みたいな、「本当なの」みたいなそんな会話がされているかもしれないなど。これは現実にそうなると思えます。ですから、こういうことを具体的に想起してみると。

あるいは、先月の新聞に、空飛ぶ自動車というのが新聞に出ていましたですね。車にドローンみたいなプロペラがついていて、空を飛ぶわけですがけれども、これがアメリカの企業によって10月に国土交通省に正式に型式申請がなされたという記事を目にしまして、なるほど車が空を飛ぶというのは、これは思ってもいなかったことですがけれども、多分そういう手法によって、開発者はそういうことを強く意識しながら作っているんだろうなと思えます。

いずれにしても、今後の行政運営に当たりましては、そういうフューチャーデザインとかという未来図をしっかりと見据えると。一見絵空事とか漫画のような話だと思われるようなことも、決して無理だと決めつけずに、思い切って描いてみると、そういう姿勢が重要になってくると思えますので、その点は議員御指摘のとおりだと思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） コアキャスト、バックキャストの問題というのは弱点があるという話は聞いていますけれども、その議論をここでするのは時間が長くなっちゃいますからやめますけれども、ぜひともそういうことで取り組んでいただきたいなと思っています。

④に行きます。

ワンストップ窓口について伺います。

現在の伊豆市の分散した各部署の配置状況を鑑みた場合に、現状の段階では取り入れることは無理があるということですが、将来に向けて取り組む課題であると考えますが、

どのように考えていますか、伺います。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ワンストップ窓口については、これまでに検討したことはありましたが、窓口の配置状況等から、状況から、難しいということによりまして、現在まで取り入れることはできておりません。

しかし、市役所を訪れ、各種手続をされる市民の利便性を考えた際には、ワンストップ窓口の導入は取り組むべき課題と認識をしており、このたびのDXによるデジタル化とシームレスなシステム連携によりまして、その実現は可能だと考えております。

スマート窓口に向けたステップの一つとして、まずはワンストップ窓口の実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） よろしく申し上げます。

では、件名2に行きます。

○議長（青木 靖君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（青木 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。これより10分間休憩を取ります。再開を10時47分。10分間休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、一般質問を再開します。

杉山武司議員の2問目、教員不足への対応についてに対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 最後は教育部だけを残していただいております。

①の伊豆市における教員不足の現状についてですが、永岡議員の御質問の際にお答えしましたが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法で定められている教職員定数に対して教員が不足している学校はございません、このようにお答えしました。

ただし、答え方にやや不正確な点がありましたので、次のように訂正させていただきます。

年度当初は不足はございませんでしたけれども、今年度も産・育休ですとか体調不良でお休みになる方がいたことは事実でございます。

その際に、そのお休みに入る日と、それから代替教員が勤められる日の都合が合わずに、1週間または2週間の不在の期間があったことはございました。その際は、緊急事態の場合ですので、他の教員で補い合いながら対応しておりました。

ほかの御質問については、教育部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） それでは、私のほうから、②から④についてお答えさせていただきます。

②の教員の業務の多忙化や教員の採用倍率の低下が子供たちに及ぼす影響ですが、教員の多忙化が進むことによりまして、心のゆとりや教材研究の時間がなくなることで、子供たちに寄り添ったきめ細やかな指導が困難になることが想像できます。

産・育休の取得については、少子化が進む昨今において非常に喜ばしいことではあります。問題なのは、代替教員の確保が困難であるということと認識しております。代替教員が確保できないということは、教員の多忙化に拍車をかけることになりますので、子供たちへの影響は必至です。

さらに、採用倍率の低下は全国的な問題となっております、そのことによりまして教員の質の低下が懸念されるところであります。

以上のようなことから、教員の減少による多忙化は、子供たちに対して幅広い心で接したり、質の高い教育を提供することが困難になったり、学校の組織力が弱まったりすることにもつながります。

このことは、子供たちの日々の学習への取組や家庭と連携した生活面の支援など、学校生活全般でよからぬ影響を及ぼすのではないかと考えられます。

③の教員の数が不足した場合の伊豆市の対応ですが、これは、伊豆市に限らず全ての学校において言えることですが、代替教員が見つからないなど教員不足となった場合は、その人数で学校運営を続けなければなりません。そのため、議員御指摘のとおり、年度当初の計画では授業が少ない教務主任や教頭が授業を持たざるを得ない状況が発生いたします。

伊豆市では、何らかの理由で教員が配置されない場合、市の単独費による臨時教員をお願いして、緊急的な対策を取る場合もございます。

④の今までの教員の働き方改革への取組ですが、取組の例を幾つか御紹介いたしますと、まず、各学校におきまして出退勤管理システムを導入し、勤務時間の把握を行い、時間が大幅に超過した職員には働き方の改善を指導しております。時間外勤務の上限の目安が示されましたので、その上限を超えないよう業務の精選を引き続き進めてまいります。

静岡県ではスクールサポートスタッフを各校に配置し、教員の業務軽減に資する取組を進めております。

また、伊豆市では以前から独自に学習支援員を配置いたしまして、教員と連携して子供たちの学習や生活をサポートしております。

また、平成29年12月に文部科学省より学校における働き方改革に関する緊急対策が出されまして、これまで学校の教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方が整理されました。業務を適正化するための取組の事例が示されましたが、例えば、地域との連携をより深め、登下校の見守りの協力を得る。また、部活動の日数や時間をガイドラインに沿ったものとする。また、学校行事等の精選をさらに進め、教育課程を見直す。また、専門スタッフや支援員等を拡充し、負担軽減に努める。ICTを活用し、事務作業を効率化するなど、様々な取り組みが示されました。

これらの事例を参考にしまして、地域の実情なども踏まえて、何ができ、何をしなければならないのかよく検討しまして、引き続き市の教育委員会として支援を続けてまいります。

以上となります。

○議長（青木 靖君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは、①のほうから再質問をさせていただきます。

教員が不足している学校はないとの答弁でしたけれども、それは全て正規職員で足りているとの解釈でよろしいですか。それとも、非正規教員と合わせた教員数なのか、どちらでしょうか。

伊豆市では、過去数年間で特別休暇や休職となる教職員が生じた場合、代替教員は速やかに確保することができたでしょうか。

また、静岡県教職員人材バンクについて伺いますが、公立の小中学校の教諭等の臨時的任用職員、会計年度任用職員、非常勤講師等の情報提供を静東教育事務所から紹介を得て臨時的に採用したことはありましたでしょうか。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 正規教員と非正規教員を合わせてということですが、産・育休の方が今、伊豆市内でもかなりおりますので、その方の代替は非正規教員ということになります。

それから、代替教員の確保ですけれども、今、先ほど申しましたとおり、時には間に合わずに不在の時期がある場合もございました。ですけれども、大抵の場合には、そのままいないままということにはなかったと思います。

それから、人材バンクの活用ですけれども、静東管内の人材バンクのところにアクセスをすることは、市町のほうは教育事務所を通して行います。その際に、そこを利用してということは本当にまれでした。というのは、やはり伊豆市の場所が、登録している方と、通えないとかそういう条件が合わないということが多かったので、大概是伊豆市の学校教育統括監がおりますので、その統括監がいろんなところに声をかけながら確保しているという、そう

いう状況でした。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 静岡県教職員人材バンクのことなんですけれども、差し支えない範囲で教えてください。

この人材バンクの情報というものは、義務教育課に係る市町の教育委員会は直接情報を閲覧できないということになっていますよね。

しかしながら、高校教育課とか特別支援教育課等は直接それを、中身を一覧することができますんですけれども、それはなぜですか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 県の学校ですので、県の教育委員会が所管しているものが高校、それから特別支援学校です。義務教育のほうは市町が所管しておりますので、事務所を通してという、そういう方法になります。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 分かりました。

それでは、②に行きます。

教員が少し不足しますと、その不利益というのが全て子供たちに降りかかってきます。あわよく代替教員が確保できたとしても、担任教師のように生徒指導や心身への目配りには及ばないと考えます。

さらに、教員一人一人の負担が増えると、生徒と接する機会や休み時間が減るということが考えられます。通常であれば、生徒は授業の合間や休み時間に不明な点を質問したり勉強を見てもらったりすることができるんですが、負担が増えてしまうと、教員にその余裕がなくなってしまう。いじめの問題にも気がつかない状態が続くと、不登校やひきこもりなど悲惨な結果を招くことにもつながります。そのことは、子供たちの学習にも大きな影響を与えてしまいます。

非正規職員を多く採用し、その場しのぎの教育現場は、もう既に限界が来ているのではないのでしょうか。

自治体の存続とその先にある未来は教育にあると思いますけれども、教育長のお考えはいかがでしょう。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 現状としては、議員のおっしゃるような非正規教員を多く採用して、その場しのぎの対応をしているというような状態ではありません。

まず、正規教員を新規採用として、退職した分は補いながらということです。

それ以外に、やはり先ほど言ったように、途中でお休みの方がいる。それから、学校現場

で教職員の定数が不安定なところがあるんですね。例えば、あと1人転校してしまうとクラスを減らざるを得ないという場合には、そこでは正規教員を充てることができません。そこで、非正規教員の方に対応していただくというようなそういう措置も取っていますので、両方を適材適所配置しているというのが現状です。

非正規教員の方々について、力がないのではないかとか、臨時の方なんだというような、そういうような御懸念があることは致し方ないかなと思いますが、現実的には、ベテランで非正規を続けている方もいらっしゃいます。力量に関して欠けていることはなくて、目の前の子供たちのために正規教員、非正規教員などという垣根なしに学校の中で勤務していることは、ここでお伝えしたいと思います。

ただし、非正規教員の方が、やっぱり勤務条件が不安定なんですね。来年は勤められるだろうかとか、それから今度はどこの学校に勤めるんだろうかという、精神的に不安定なことは事実です。

任期付教員として3年間ずつそういうような採用をするというようなそういう措置も始まっていますけれども、それよりも、田方地区では2市1町で協力して、教員研修協議会というそういうものを立ち上げていただいています。そこで、臨時教員研修、臨時教員に限って研修をしましょうというような、そういうような場も設けています。

それから、学校内の研修では、臨時教員だから研修に参加しないとということはありませんので、校内で協力しながら資質を高めている、そのような状況です。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは、③に行きます。

近年の教育現場では、教員希望者の減少が顕著との資料もあります。

人づくりは国づくりと題して、首相官邸の主導で教育再生実行会議が開かれ、経済再生と並ぶ日本国の最重要課題として、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行するとしています。

2021年6月の第2次提言が初等・中等教育から大学までの学びの充実の実現の方策が示されていましたが、同年の9月に突然発したり、新たに教育未来創造会議というのを新設しました。主として我が国の未来を牽引する大学と社会の間にかじを切りました。未来の真の教育の姿を示していただくためにも、基礎の部分からの教育の再生に期待していたのですが、残念でなりません。

OECD経済開発協力機構の調査によりますと、2019年のGDPに占める教育費の公的支出比率では、日本はワースト2位となっています。非正規職員に頼り切ってきた日本の教育のツケは未来に大きく影響します。根本的に見直す必要があるのではないかと考えます。教育長の所感をお願いいたします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 初等教育か、高等教育かということであり考えた——ごめんなさい。

今まで小学校、中学校もいろいろ変化をしようとして努力してきたことがあります。教育手法をいろいろ変えるわけですね。しかし、最後に中学校の出口とすると高校受験があります。そして、高校のほうは大学受験がありまして、その出口が今までほとんど変わらなかったという印象があります。

そこに向けて、初等教育、中等教育が幾ら変わっても、最後は4択の受験であったり、知識、理解を問われるような、そういうような出口があったので、なかなか教育が変われなかったということを、自分としては感じています。

ですから、議員がおっしゃるように、その出口のところがこれから変わっていくと、おのずと初等・中等教育にもいい影響があるのかなということは期待しております。これがまず最初の所感です。

ここからは、私事も入りますけれども、自分の38年間の教師生活を振り返って、一日のほとんどは学校にいました。昼休みも5分で給食をかき込んで、気づけば給特法による時間外の給料が十分に支払われていなかったというようなことを後で気がつくような、そんな勤務でした。

さらには、自分は途中からですけれども、指導の仕方へのクレームだとか、それから理不尽な要求をされるようになってということがマスコミ報道等でも言われるようになって、マイナスのイメージばかりが強調されるようになってきたと、そのように感じています。

しかし、教師の仕事は大変ではありましたが、大変だからやめたいというように思ったことはありませんでした。今でもやりがいのある、魅力的な仕事だと思っています。

でも、そのような教員のやる気だけで働かせる時代はもう終わりにしなければなとも同時に感じています。自分が勤め始めの頃は、40人の子供がいても、号令一下、右向け右というようなそういう指導をしたように思い出します。もう一斉指導するような教育ではありません。個別最適とか、それから協働的なのというふうに、そういうふうに変わらなきゃならないということを感じています。クラスに35人の子供たちを指導する、人数が半分になれば2倍の声をかけてあげられるのになと思うことが、今、思うところです。

教員は、そんな簡単にはもう今は増えないとは思いますが、まだ小学校3年までが35人にようやくなったところです。伊豆市では支援員を配置して、それからスクールカウンセラーを時々派遣しながら、悩みを解決する、そのようなサポートですけれども、先生方がそういうような悩みが解決できるようなことをしてあげたいなと思っていることと、そんな今の現場の先生方が少しでも生き生きと指導することで、伊豆市の子供たちがその先生方の姿を見て、自分も教員になりたいな、そういうふうにも思ってもらえることが教員不足への対応の第一歩かなと、そのように思っています。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 教員になろうとして使命感を持って語っているというところで、今まで我慢をしてきて、自分の体がむしばまれてきたのに、それを要するに顧みずに子供のためにやってきた先生も多々、多いかと思います。頑張っている先生には敬意を表したいというふうに思っています。

④に移りますけれども、昭和46年に定めた公立学校の教員の給与について定めた教員給与特別措置法、略して給特法は、時間外勤務の手当や休日出勤手当を支給しない代わりに、給与月額4%に相当する教職調整額を支給するようになっていました。

しかしながら、近年、教員の時間外長時間労働の実態は深刻さを増してきていまして、教員の心身をむしばむ直接の要因となってきたことが顕在化してきました。そのため、改正給特法が成立し、2021年4月1日より、1年単位の変形労働時間制の運用が可能となり、その2年前の2019年には、静岡県公立中学校では全国初のフレックスタイム制が導入されました。伊豆市では、この変形労働時間制とフレックスタイム制の2つの制度を活用されていますでしょうか。お聞きします。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） まず、この制度については、採用しておりません。

その理由なんですけれども、給特法で4%の支給を、自分も計算してみたんですけれども、大体時給300円ぐらいのお金をいただいているのかなというふうに思いました。

それよりも、教員の勤務時間がもう既に全て時間外から出ているわけなんです。それが多いか少ないかということに対して、忙しいときと暇なときを調整して、勤務時間を調整したらどうだと言われても、全て出ているわけですから、この方法を取る必要がない、意味がないというふうに、自分としては考えています。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） この件について、先生方と協議したというような経緯はありますでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 特にありません。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） なぜしなかったかということはお聞きしませんけれども。

では、次の質問に移りますけれども、これまで教員が指導を担ってきたという中学校の部活動ですけれども、今、その部活動が変わろうとしています。それは地域移行という考え方です。このことが進められる背景には、教員の働き方改革がありますけれども、大きな負担となっていることも事実です。そのため、国は、令和5年度から3年間をかけて土日の部活動を、運動部だけでなく文化部も含めて、学校の管理下ではなく、地域のスポーツクラブやスポーツ教室などに地域移行を進めようとしています。

しかし、地域移行を進めるためには、様々な課題があります。

まず、人材確保の問題。地域や部活動の種類によっては、適切な指導員がなかなか見つからないケースも想定されますし、そして、何よりも費用の問題です。学校の部活動は大会の参加費用などにおいて、教員が指導しているため、指導料はかかりませんが、しかし、地域にあるスポーツクラブや教室が部活動の受皿になる場合には、新たな会費等が必要になってきます。保護者の負担が増えるということです。

こうしたことから、住んでいる場所や経済的事情で部活動に参加したくてもできない、機会の格差が広がることが懸念されております。

地域移行の議論の主役は常に子供たちです。子供たちがスポーツや文化活動に親しめる環境を整えていくためには、学校だけではなく、行政や地域、そして家庭が連携していくなど、子供を中心に議論を進めていくことが必要であると思います。

とはいえ、地域移行にはまだまだ多くの課題があるのは事実です。伊豆市として令和7年度に向けての準備は進めているでしょうか。

○議長（青木 靖君） 教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に今、議員のおっしゃられたとおりです。地域移行について、スポーツ庁と、それから文化庁のほうから、令和7年を目途に準備をするようにと言われてきたけれども、地域差が物すごくあるということはどこでも言われていることですし、伊豆市においては、その地域差においてはマイナスのほうの地域に入ると思います。

伊豆市について、地域に中学校の活動を支援する家庭、組織が現在、外部コーチという形で関わってくださる方がかなりいらっしゃいます。ですけれども、全てボランティアという形です。

今後は、伊豆市内だけでなく、近隣市町とも連携しながら、どのように地域移行を進めていくか議論を進めていかなきゃならない、そういうふうに思っています。

現在、学校教育課と社会教育課を中心に部活動の地域移行を進めるための伊豆市における組織を立ち上げる準備をしております。まだまだというところです。新中学校開校も見据えて、学校だけではなく、行政や地域、そして家庭が連携しながら、子供を中心に据えた議論を進めていこうと、そのように考えています。

○議長（青木 靖君） 杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 最後ですけれども、中学校の開校準備で大変忙しいとは思いますが、かといって子供たちを蚊帳の外に置くわけにはいきません。早めに議論を進めて、その移行というものがスムーズにいくような方策を練っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 答弁はいいですか。

○7番（杉山武司君） いいです。

○議長（青木 靖君） これで、杉山武司議員の質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） これで、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月7日午前9時30分から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時11分

令和4年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第5号)

令和4年12月7日(水曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第5回)
- 日程第 2 議案第78号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 3 議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)
- 日程第 4 議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第81号 伊豆市個人情報保護条例の全部改正について
- 日程第 6 議案第82号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第83号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第87号 工事請負契約の締結について((仮称)伊豆市リサイクルセンター)
- 日程第12 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について(天城ふるさと広場)
- 日程第13 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺温泉駐車場)
- 日程第14 議案第90号 市道路線の廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君

13番 青木 靖 君

14番 三田 忠男 君

15番 永岡 康司 君

16番 杉山 誠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊地 豊 君	副 市 長	佐藤 信太郎 君
教 育 長	梅原 賢治 君	総合政策部長	新聞 康之 君
総務部長	滝川 正樹 君	市民部長	佐藤 達義 君
健康福祉部長	栗山 信博 君	産業部長	井上 貴宏 君
建設部長	大村 俊之 君	危機管理監	加藤 博永 君
教育部長	小塚 剛 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	稲村 栄一	次 長	土屋 洋美
主 査	杉本 優美		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、令和4年伊豆市議会12月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に基づき議案質疑を行います。

◎議案第77号～議案第79号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第1、議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第3、議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第77号について、議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆様、おはようございます。議席番号7番、杉山武司です。

議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について質疑をいたします。

今回は1件のみの質疑をいたします。

市長に答弁を求めます。

議案書の43ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中にあります包括的アウトソーシング事業の窓口等包括業務委託料2,700万円ですが、当初予算の包括的アウトソーシング事業委託料6,700万円の説明では、市の窓口業務や各課の補助業務等を包括的に委託することにより、市民サービスの安定、向上と行財政改革の実現をすとして、16業務を委託予定として予算計上をしております。

今回の補正予算の概要説明では、勤務時間及び雇用人数の増加に伴う窓口等包括委託料が増えたとの説明のみでした。

増額が必要となった理由の勤務時間及び雇用人数の増加とは、当初の計画との乖離が生じたという解釈をしますが、いかなる事由が生じたのか詳細な説明を求めます。

よろしくをお願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの杉山武司議員の質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

窓口等包括業務委託は、議員御指摘のとおり、各部署の窓口業務や補助業務など16業務を予定しておりますが、本年度につきましては、このうち市民部、総務部、道路パトロール等、昨年度まで主として会計年度任用職員が担ってございました8業務について委託を行っております。

増額の理由でございますが、当初予算6,700万円の積算は、本年度の業務に要する人工を23人、1週間の勤務時間を昨年度の会計年度任用職員の平均である29時間とし、これに必要な諸経費を見込んで算出をいたしました。

しかし、本年度の業務開始後において、各業務に当たる受託者職員が現場の業務に不慣れであること、また個々の習熟度を上げるためには指導できる人材を一定期間配置しなければならないことが判明したことから、人工を28人に増員し、また受託者職員の実際の勤務時間も1週間当たり40時間とするものであり、総額として本年度委託料に不足が見込まれることから、増額をお願いするものです。

このことにつきましては、受託者及び市ともに当初の業務内容の詰めが甘かったことに起因するものであり、この点については率直におわびをしなければならないと考えております。

なお、今回お願いしている補正に関しましては、アウトソーシング業務が軌道に乗るまでの一時的な増であり、業務が平準化するにしたがって段階的に縮減させていく予定であります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） この2,700万円の補正は通年の12か月分と伺っています。12月定例会での補正予算の計上ですが、委託事業者からはどのような説明があったのでしょうか。なおかつ、どのようなプロセスを踏んで、いつの時点で補正をしなければならないと判断をされたのですか。

それとあわせて、こういった要するに、追加の部分というのはシダックス大新東ヒューマンサービスと契約で結んであるわけですか。

それともう一つ、シダックス大新東ヒューマンサービスの親会社でありますシダックスは、オイシックスからTOBを受けて成立してしまっていて、オイシックスが筆頭株主となったわけですけれども、そこら辺で業務に変更とか何か契約の中で変更とかは生じる要素があります

か。

お答え願います。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

シダックス大新東ヒューマンサービスからどのような説明があったかということでございますが、私どもが令和4年度からのこの事業実施に当たりまして、詳細な打合せを行ってまいりました。また、4月以降実際に業務が始まる中でいろいろと問題と申しますか、協議を重ねてまいりました。これは定期的に、当然に市と受託者を行ってまいります。その中で、当初プロポーザルによる募集の段階では、ある程度概要的な業務内容ということでお示しをしていたところであります。事業を実施するに当たりましては、やはり現場として細部にわたっていろいろな、当初想定していなかったような業務が発生し、それをどちらの責任において処理をするのかというような個々具体的な業務について、協議を重ねていたと。

その中で、やはり委託業務の中で、どうしても大新東のほうにお願いをするという業務も発生してきたものですから、年度当初からの打合せにおいて、やはり当初の6,700万円では支出ができないというようなことが判明したものでございます。ですから、いつからそれが分かったかということでございますが、4月以降の定期的な協議の中でそういったものが出てきたというところでございます。

シダックスとシダックス大新東ヒューマンサービスとの関係については、私どもとして詳細について承知はしておりません。あくまでも、私どもの契約の相手方はシダックス大新東ヒューマンサービスということで認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 答えられていない部分もありますので、改めてまた聞きます。

契約内容はどうなっていますかということを知りましたけれども、それには答えていないようなんですけれども、また併せて回答していただきたいと思っておりますけれども、包括的アウトソーシング事業の令和4年度の当初予算概要説明資料の中では、公募型プロポーザルで最優秀提案者を選定し、とあります。そして、令和4年からの5年間の令和8年度までを公共施設マネジメント事業と併せて債務負担を令和3年度にしたわけですけれども、5億7,852万1,000円を組んだわけですけれども、その中で、事業内容は市民部の窓口と行政事務補助事業としての各部・課・支所等の窓口及び補助業務との説明がありました。

これらの業務としての委託料として令和4年度は6,700万円を計上したわけですけれども、最初の話合いの中で、契約を結ぶ段階で多分、市の、要するに行政窓口の取扱い件数というのを、多分示していたと思うんですね。件数もう把握していると思っておりますけれども、それ

を今後、多分マイナンバーカードの発行業務とかで増える予想をしていて、契約を結ぶべきだったのではないかと思うんですけれども、そして最初の答弁にありましたけれども、不慣れであると、それに対する教育も必要だということなんですけれども、それは最初から分かっていたことじゃないかと思うんですよ。委託するときに、不慣れなことをやるわけですから、会計年度任用職員が長年培ってきた業務を委託するわけですから、それは最初は必ず不慣れな部分が生じるのは当たり前ですけれども、そういったところを見込んだ契約にすればよかったと思うんですけれども、それがなくなったということで、そして2,700万円を補正しようとして総額9,400万円ということで、当初予算の40%の増額となるわけですけれども、その当初予算の概要説明では、徹底した歳出の抑制をするというお話がありましたけれども、それとちょっと説明との整合性が崩れるようなことが出てきましたけれども、そこら辺のところ併せて説明を願います。

○議長（青木 靖君） 先に市長。

○市長（菊地 豊君） 先に私から、これ私も市長として御説明したと思うんですが、制度は総務部長に説明させますけれどもね、これは目的はコストカットではありません。今のままの伊豆市の行政の在り方が過去の延長線上に将来維持することは絶対にできないという私の判断です。やっぱり行政事務は減らないんですね。人口が減っても行政事務は減りません。それから、新市建設事業が終わって特別な財源がなくなりますから、もっと工夫とか新しいやり方が必要になってきます。しかし、職員はどんどん採れなくなります。これは伊豆市の市役所だけではなく、観光施設においても医療介護施設においても、どんどん加速度的に人手不足になってきます。その中で、今であれば、伊豆市の職員をまだ配置できるんですが、今のうちに体制を変えて、政策判断の要らないところは民間企業に委ねたいというところですね。

ただ、議員御指摘のように、こんな大きな体制変換だから、当然もっとしっかり詰めておくべきであったらというのとは、まさにそのとおり御指摘のとおりで、私も非常に反省しているところでありますが、最初の段階のトライアンドエラーというところで、そこはもう頭を下げてお願いするしかないんですが、この先の延長線上には、もっと大きな伊豆市の行政改革が待っていますので、ここは果断に新しい試みを繰り返しながら進めていきたいと思っています。

契約の内容については、総務部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 契約につきましては、基本的な契約というのは5か年で、当然に締結をしているところでございますが、6,700万円等、各年度の金額については、それぞれ単年度で示すものというような内容になっております。

それから、また不慣れで、教育が必要だということが最初から分かっていたのではないかという御質問でございますが、こちらについてもただいま市長が申したとおり、詰めておく

べきところではありましたが、これまで、令和3年度まで各窓口に従事していただいた会計年度任用職員の方が全員そのまま転籍をして、新しい受託者の会社において業務をしているわけではない、新たに採用された方もいるというところで、その採用の内容ですね、転籍か新規採用かというところが、やはり年度ぎりぎりまで私どもとしては把握できていなかったというところで、どうしても不慣れ、教育が必要だというような現実がございましたので、今回増額をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） マイナンバーカード等の業務の増加の見込みが見込まれていたかについては。

○総務部長（滝川正樹君） すみません、答弁漏れでございました。

そちらにつきましても、マイナンバーカードの今後の動向、DXの推進等々までこの制度を構築する段階では、その件数等々までは把握して積算したものではなく、業務内容としてどういったものがアウトソーシングできるかという点で制度をつくって、6,700万円を最初に積算したものでございます。そこまでの件数を細かく詰めてというところまでは行っておりませんでした。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 以上で杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、議案第77号について、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

12番、小長谷順二です。

すみません。それでは、質疑をさせていただきます。

内容の2行目ですね。2,200万円ですので、訂正をお願いいたします。

それでは、議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について質疑をさせていただきます。

9款消防費、災害対策費、防災対策事業です。

松原公園津波避難複合施設整備工事2,200万円について、工事仮設道の変更に伴う松原公園津波避難複合施設工事費の増額の予算で、説明では松の保全のためということでしたけれども、調査方法、予算計上までの経緯、今後のスケジュールについて確認をさせてください。

○議長（青木 靖君） ただいまの小長谷順二議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 危機管理監に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、お答えいたします。

まず調査方法でございますが、調査方法は、樹木医が目視により樹勢と樹形から診断する活力診断と、金属製の診断用具を使用し、腐食が進んでいる部分へ差し込み、根元や幹、骨格となる太い枝、これの状態を診断する部位診断の2種類を実施しました。

それから、予算計上までの経緯でございますが、樹木医の意見をいただいたものですから、当初計画の位置に50トンの大型クレーン車を配置しますと、松の根に荷重がかかり、根を痛めてしまう可能性が高く、これが原因で枯れるおそれがあるとのことでした。このため、市、施工業者、施工監理業者とで協議いたしまして、松の保全を考慮し、仮設道を海側に変更することといたしました。

今後のスケジュールでございますが、仮設道を設置するのに当たり、港湾施設となりますので、沼津土木事務所の港湾課と管理課のほうに港湾占用の協議が必要となります。

年度内に許可を受けた場合でございますが、仮設道を4月中に設置し、5月に津波避難複合施設の躯体となります鉄骨の建て方に入る工程となります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） まず、今の説明ですと、いろいろ許可を取って、4月中に許可を取って5月からということになっているんですけども、工事本体に遅れが生じるのかどうなのかということを確認します。

あと、もう一点、全協の資料で、当初50トンのクレーンの位置というのがピンク色で示されていますけれども、今回仮設道路を設置することによって、どこにその50トンのクレーンが来るのかということです。

あと、仮設道路の撤去までの期間ということで、ずっと仮設道路設置したまま建物が建つまでそこにするのか、あるいは公園のほうから入れるために途中で仮設道は戻すのかということ。

あと、来年の夏にはお客さんがある程度来ると思うんですけども、その辺、お客さんを前にも入れるのかどうなのか、その件について質問をさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、お答えさせていただきます。

仮設道については、占用許可を今年度中に何とか取って、4月に1か月で新しい仮設道を造る方向で、今工程調整をしています。遅れは絶対出ないように工程管理をしっかりと、何があるか分からないですので、施工業者と工程をちゃんと詰めて進めてまいります。

それから、クレーンの位置ですけども、お配りした図の赤い部分の脇に大きな松がございます。ちょうど赤く、配付させていただいた資料の、50トンクレーンがそこに配置する計画でしたというその部分が、一応ちょうど根がかかるという判断ですので、そのシンボリックな松もありますし、大事な木ですので、松原公園の松を守るということから、協議をし

まして変更をするものでございます。

それから、仮設道はいつまで使うかということによろしいでしょうか。

仮設道については、複合施設が完了するまで設置をいたします。ただし、一旦大型のクレーン車が海側から入って、躯体を建てた後に、完了後に1回場外へ出ますが、再度大きいものを入れるときにはもう一度入るようになります。

それから、イベント時等の安全対策ですけれども、これ大変重要なことですので、事故がありますと、現場が止まってしまいます。そのことも十分承知していますので、安全対策を取るのはもちろん、それをやる場合には検討委員会の皆さん、地元の区の皆さん、それから観光協会とか旅館組合の皆さんと協議をいたしまして、安全対策を取ってまいります。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 夏場の観光客を浜辺に入れるかどうかについては。

○危機管理監（加藤博永君） すみません。

夏場については、先ほどイベントのことと言いましたけれども、ちゃんと区分けをして、ガードなどを立てるかどうかはそこまでちょっとまだ工程を詰めていませんけれども、当然、先ほど言いましたけれども、事故がないように細心の注意をして、区分をさせていただいて海水浴を楽しんでもらうようにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） もう一点だけ、さっき答弁はなかったんですけども、今現在の、この予算が通る前までは、このピンク色のところにあるんだけど、海側に行くと大体どの辺に来るのかなというのが、ただ、クレーンなんで、移動するから場所が完全に決まっていらないのか、ちょっとその確認だけお願いします。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） すみません、答弁漏れで。

全協でお渡しした図面の、ちょうど本体躯体が、本体の建物が建たる正面に、作業ヤードという、ちょっと広がっていると思います。そこへクレーンを持っていきますので、そこから辺を、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、十分に注意して、一番メインのところになると思うので、区分をして、安全対策を取って施工してまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） これで小長谷順二議員の質疑を終わります。

次に、議案第77号について、議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

14番、三田忠男です。

4点質問させていただきます。

議題名に、「度」が抜けていましたので、よろしく、入れてください。お手数かけます。

まず、36ページの第3表債務負担行為補正です。追加の生きいきプラザ及び修善寺図書館空調設備等借上料1億7,952万円について、どのような設備を借り上げるのか、現在と何が変わるのか、令和4年度から令和15年度と長期であります、耐用年数等の兼ね合いで不都合は想定していないのでしょうか。

この質問の意図は、借り上げているというのは初めての情報、私にとっては情報だったので、えっ、借り上げるんだということで、なぜ借り上げるのかなと、どういうことかということの疑問であります。

次に、18款、41ページ、歳入の寄附金、1項3目ふるさと伊豆市寄附金、補正額は2億5,000万円ですか、合計が12億5,000万円、非常に増額といううれしいことなんですが、この要因というと何か原因みたいなことですが、そうじゃなくていい意味での要因分析、どのように行っているのかをお伺いしたいなと思いました。

2款、45ページの歳出です。同じくそのふるさと納税の促進事業で、補正額が1億362万3,000円となっておりますが、7,500万円等の予想される返礼品、これは過去の例の延長になるのか、それとも何か特別な要因があって、増額されたので、返礼品も何か違うものが要求されているのか、そんなような質問でございます。

同じく、13-40ですか、システム使用料が2,834万8,000円の内訳、これはいろんなツールを使っていると思いますが、どのツール等が一番利用されているかということで、お伺いさせていただきます。

各款ということで恐縮ですが、各事業の説明欄に10-07電気料が非常に上がっていると。私計算しなくて申し訳ないんですが、いろいろ補正が組まれておりますが、伊豆市全体で一体幾らになるのかと、あるいは補正以外に総計、伊豆市全体で電気料は幾ら使われているのか併せてお答えいただけたらありがたいと思います。それに対して、経費の節減等にどのような対策を講じているのか、よろしくお伺いしたいなと思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、まず総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、第3表債務負担行為補正についてお答えをさせていただきます。

まず、①の借り上げる設備でございますが、空調機本体に加え、今回の整備では国の省エネ関連の事業採択による事業費支援を目指していることから、そのための条件として照明機

器も同時に借り上げます。また、建物の断熱効果を高めるため、保温材の天井部分への敷設を実施をいたします。

②現在と何が変わるかという御質問でございますが、機器を借り上げる場合も、保守点検等通常の維持管理や故障時の対応はこれまでと同様に市が行うこととなり、管理上特に変わるところはございません。また、整備に係る費用負担は市が整備する場合は一時的に多額の費用を要しますが、借り上げとすることにより、その費用負担を平準化することができるものでございます。

③不都合は想定していないかとのことですが、今回整備を予定しております空調機本体の耐用年数は15年となっており、借り上げの期間において特段の不都合はないものと考えております。

以上です。

〔「電気料金も一緒にお願いしたいのですが」と言う人あり〕

○総務部長（滝川正樹君） 失礼いたしました。

それでは、電気料についてお答えをさせていただきます。

各款の電気料についての御質問ということでございますが、公共施設マネジメントを担当しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

①今回の電気料に係る補正予算の全体額は5,293万円となります。

②経費節減の対策でございますが、施設利用者の不便とならないよう、また施設を適正に維持していく観点からの必要最低限の電気使用はやむを得ないものと考えております。その上で、各施設におきましては、今回の電気料金の高騰以前から公共施設における光熱水費の抑制について、小まめなオン・オフ、空調機器の適切な温度設定、クールビズやウォームビズに際しての職員周知を通じた徹底を図っており、引き続き全庁を挙げて経費節減の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 続いて、その他の部分について総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私は歳入、ふるさと伊豆市寄附金についてお答えをさせていただきます。

当市に対するふるさと納税につきましては、本年8月末時点での寄附総額が前年同月比140%となるなど好調であるほか、その後寄附のペースは鈍化したものの、ふるさと納税の市場規模は拡大していることから、市としても昨年以上に寄附促進の取組を行い、寄附金の確保に努めていきたいと考えております。

その結果として、当初予算で見込んだ10億円を上回ることが予想されるとともに、担当課の努力目標としても設定したいということから、昨年度の実績額の約40%増となる12億5,000万円を見込んだ補正をお願いするものでございます。

なお、増加の要因といたしましては、当市の主力返礼品である旅館・ホテルの宿泊券が相

変わらず好評であるということがまず挙げられると思いますが、そのほか返礼品のレパトリーを増やし、魅力度をアップすることに現在力を入れておまして、その中の体験アクティビティやゴルフ場利用券が大幅に増加していることも一つの要因と考えております。

続いて、歳出、ふるさと納税促進事業でございます。

①予想される返礼品は何かという御質問でございます。まず、返礼品代7,500万円につきましては、ふるさと納税の返礼品は寄附額の3割以下とすることが規定されておりますので、歳入で増額計上する寄附金2億5,000万円の3割の額となっております。

それから、返礼品については、ふるさと納税をされる方が寄附される際に、その返礼としてその方がお選びになるものでありますので、予想ということは難しいわけですが、当市の主力返礼品は旅館等の宿泊券となっております、その単価も高額であることから、金額の割合としては宿泊券が主なものになるのではないかと考えております。

それから、②システム使用料の内訳でございます。伊豆市ではふるさと納税の取扱いについて、ふるさとチョイス、さとふる、楽天ふるさと納税、そしてふるなびという4つの大手ポータルサイトと契約をさせていただきまして、そのほとんどの受付をこちらで行っております。今回の補正は、寄附額の増加を見込むことに伴いまして、これらそれぞれのポータルサイトに支払うシステム使用料も増えることとなることから計上するものでございまして、内訳といたしましては、ふるさとチョイスとさとふるの使用料をそれぞれ1,133万9,000円、楽天ふるさと納税とふるなびの使用料にそれぞれ283万5,000円を見込みまして、そのトータルといたしまして2,834万8,000円を増額させていただくものでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

三田忠男議員。

初めの第3表のところから。

○14番（三田忠男君） 債務負担行為ですね。

私は設備で購入かなと思っていましたもので、いわゆるレンタルで今までもやっていて、その延長上の話という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 購入ではなくて、あくまでもレンタルという、機器をレンタルをするということでございます。

○議長（青木 靖君） 三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） ここと直接関係ないんですが、ここだけレンタルなのか、こういった設備をレンタルでやっている箇所はほかにもあるのでしょうか。

○議長（青木 靖君） これで3回目になりますけれども、それでいいですか。

○14番（三田忠男君） はい。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 今現在、こういった機器をレンタルというのは、ほかにはちょっと例がございません。今回なぜリースにしたかというところにつきましては、今年度予算で設計予算を御承認いただきまして、鋭意その調査をしていたところでございますが、その中で事業者のほうから今回、先ほど申し上げたとおり、国の制度に乗って国が助成金を出すというような、リースの場合ですね。そういったことをトータルで考えたときに、直接工事をする総額とレンタルをしながら国の補助金を使ってやるのとのどちらが得かといいますか、総額の経費でこちらを比較したところ、1,000万円弱、今回御提案させていただくリースのほうが安いということが分かりましたので、今回この機器を整備するに当たって、いずれにしても生きいきプラザの空調機器は平成8年の建築以来、特に更新はしておりませんので、ここで更新する必要があるということですが、そういったトータルの経費のことも想定をして、今回リースという手法を選んだものでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 次に、歳入の18款、再質疑ありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 非常に増えていて喜ばしいことだと思います。努力目標と設定したという、努力目標というと何か努力しているということだと思うんですけども、どんな努力をされていたんでしょうか。

先ほど言った、いろんなメニューを増やしたのもその一つだと思いますが、ほかにどんな努力をしてこの金額にいかうということに頑張っているんでしょうか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 具体的な取組といたしましては、その大手ポータルサイトがまずございます。その中で返礼品の紹介をさせていただくんですが、その中に当然写真を載せたり説明文を載せたりということをしております。それによって全然返礼品の魅力度が違ってくるといいますか、お選びになる頻度といいますか、可能性が高くなるということで、まずはポータルサイトにおける画像とか動画とか、これまで載せていたものをより魅力的になるように、まずは見直しを行っております。

それから、先ほどの4つのポータルサイト以外に、当市は旅館・ホテルの返礼品が好調なものですから、全国の高級ホテルとか高級旅館限定の専門サイトの一休．comという専門サイトがございます。そちらにも新たに契約を結びまして、システムの利用の開始を始めております。

それから、毎年、前年寄附をされた方に、お礼状、それから寄附金の使い方の御報告も含めて、返礼品を紹介する冊子を新たに作りまして、いわゆるパンフレットですね、作りまして、その方にお送りさせていただいて、再度の寄附金を募るということもやっております。

それから、都内への動画の、町なかでの放映だったり、あとは修善寺駅のトイレの側面に

大きな看板を出しております。そちらは市内の方にもふるさと納税を知っていただいて、市外の身内の方に伊豆市へのふるさと納税をお願いするようにお勧めする、それから伊豆市に鉄道を使って来ていただいた修善寺駅へ降り立った方にそれを見ていただいて、伊豆市のふるさと納税の魅力を知っていただいて伊豆市に寄附をしていただくというような様々な取組を、できる限り、考えていることは何でもやるような形で頑張っております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 非常に努力しているということが分かりました。引き続きよろしくお願ひしたいなと思います。

終わったというか、まとめで1万円の寄附が何名とか、いろいろデータが出てくると思いますが、今現在でどんなデータになっているかの提示はできますでしょうか。どの層が一番多いとかそういうことを知りたいんですけども。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 現在のところだと、カテゴリ一別に行きますと、宿泊券、特に修善寺地区の宿泊券が割合としては48%……

〔「寄附ですから金額」と言う人あり〕

○総合政策部長（新間康之君） 金額。宿泊券としてはこれは……

〔「1万円の人が何%とか、10万円以上だとか、あるじゃないですか。どの層が一番多いのかなということのをこれまでのデータとして提示できるかどうか」と言う人あり〕

○総合政策部長（新間康之君） 一番多いのはやはり高額な寄附の設定としては35万円の部分がやはり金額が高額な分、件数が少なくてもその分、金額がのしますので、そこは多いという状況になっております。

そのほか、ちょっとすみません、細かい資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（青木 靖君） 細かいところは委員会でお願ひします。

次に、歳出の2款、再質疑ありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 18款との兼ね合いで、今度は支出のほうになるわけですけども、高額が多いということは必然的に多分宿泊券がやっぱり多いというようなデータになっているかと思ひます。

その中で、いろんなサイトがあるんですが、取りあえず4つのサイトの利用のパーセンテージみたいなのは出てくるでしょうか。つまり、多角的にやらないと駄目なのか、それともそれだけ偏れば、もう若干手数料を減らす意味で金額のサイトは切ってもいいのかなんてことを思ったりもするんですが、いやいやそうじゃなくて、もっと広げないとなかなか集ま

りませんということなのか、そんな質問ですけれども、何%ぐらい、どこが一番多いサイトなのか。

○議長（青木 靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 先ほど申しました大手ポータルサイト、4つございます。令和3年度の実績で申し上げますと、ふるさとチョイスが41.6%、それからさとふるが24%、楽天ふるさと納税が19%、ふるなびが14.4%となっております。それで、この4つのポータルサイトではほぼ伊豆市の寄附の受け入れは100%近く、もう90何%ですけれども、その4つのポータルサイトでほぼ受付をしているという状況になります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） これはシステム使用料のところの質問に当たるかどうか判断していただきたいんですが、よその市町村を見ると、例えばホテルとかゴルフ場で自動販売機みたいなところをやると、また次のやつをやったり、すぐその場で使えますよなんてあるんですが、そんなような導入は検討されていないんですか、何て言葉かちょっとシステム、分かりませんけれども。

○議長（青木 靖君） システムとして検討しているかということですね。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ふるさと納税の自販機につきましては、伊豆市についてはいち早く、4年ぐらい前に検討は実際しました。しかし、当市にはちょっとなじまないという結論が出まして、その段階では出ささせていただいて、現在導入をしておりません。今後も、自販機については導入をする予定はございません。

以上です。

○議長（青木 靖君） じゃ、次です。各款の電気料ということで、再質疑ありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 補正が5,293万円ということですが、補正のところだからこの質問もいがかかなと思ったけれども、総額では今までどのぐらい電気料というのは予算化されていて、非常に電気代は今高くなって、家計も圧迫されているんですけれども、何か対策をもっと講じなければいけないと思ったんですね。それで、小まめにとか温度設定とかあるんですが、具体的に何度で設定する、これから冬に向かって私たちはどんな努力をすればいいのか、提示願えたらありがたいです。

○議長（青木 靖君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、トータルの予算ということでございますが、一般会計において、今年度予算の電気料、2款から10款まで、合計では約2億1,200万円、こちらを当初予算では計上しております。

それから、クールビズ、それからウォームビズの設定ということでございますが、ウォー

ムビズにおいては約20度を目安、クールビズにおいては28度というようなことで、先ほど申し上げたとおり、職員にもこれを周知して空調の管理を徹底しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 以上です。

○議長（青木 靖君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号から議案第79号までの3議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の委員会に付託をいたします。

少し早いんですが、ここで休憩を取ります。

10時30分まで休憩します。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時28分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、議案質疑を続けます。

◎議案第80号～議案第86号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 日程第4、議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第10、議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてまでの7議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第84号について、議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 12番、小長谷順二です。

それでは、議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について質疑をいたします。

消防団に機能別団員制度を導入するに至った経緯、背景について伺います。

また、この制度導入で得られる効果と、各分団の意見集約をどのように行ったのか伺います。

○議長（青木 靖君） ただいまの小長谷順二議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 危機管理監に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） それでは、お答えさせていただきます。

初めの、経緯の件でございますが、議員が平成30年6月議会で御質問された後、機能別団員の処遇や身分等について先行導入市町や県内の市町の状況等を調査してまいりました。その間も当市の消防団員の新規団員の確保、これが難しい状況、これは変わらず、地域消防の即応体制が取れなくなってきたことから、機能別団員の導入を、今議会に条例改正を上程させていただきました。

背景でございます。地域防災の中核を担っています消防団でございますが、成り手不足が顕著で、地域における消防活動を十分に果たせない危機が迫っていること、また、35歳を過ぎても退団できないケースや、一度退団した後にすぐに再入団をしてもらわなければならない分団があり、維持できないことが導入の背景でございます。

効果でございますが、火災への早期対応は消防団員と地域住民との連携が必要でございます。今回の機能別団員の導入をきっかけに、基本団員の活動支援をはじめ、大規模災害発生時の協力体制の確立など、地域を挙げて消防団の役割や重要性を再認識、再確認していただき、消防団を中核として地域防災力の充実強化を図れることを効果として期待しております。

それから各分団の意見集約の件をどのように行ったかでございますが、各分団の意見集約については、危機管理課で本年7月から8月に機能別団員に関する事例等を最終的にまとめ、方面隊長会議で概要、方針を説明、そして内容確認をしてきました。その後、9月から10月に開催された各方面隊長会議で報告をし、意見聴取を一緒にやらせていただきました。

以上でございます。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） 平成30年6月の定例会でこの提案の質問をさせていただきましたけれども、当時の総務部長とのやり取りで、こういうことを答弁されました。一般団員と訓練に係る拘束の違い、年額の報酬や出動手当、退職報償金などといった待遇を一般の団員とどういうふうに区別するのか、その必要があるということと、あと実際の災害時に、現場ごとにいろいろと状況が違うので、一般団員と機能別団員の役割を現場で瞬時に明確にできるのかという、そういった課題があるということでした。

そして、土肥地区以外は消防協力隊制度というのがあって、そこで消防団の後方支援を行っているということで、一般団員の負担とか火災時における迅速な初期消火の重要性の観点から、県内の状況をしっかりと調査をして、伊豆市においても消防協力隊や地区の消火班とは別に機能別消防団が必要かどうかについては、しっかりと検証させていただきたいという。これで4年半なんですけれども、その歳月を経て決断を今回していただきました。

消防団の成り手不足を補える機能別消防団制度の導入までの経緯というのを聞きましたけれども、土肥の13分団、14分団のように分団長までやった人間が翌年は再入団するというこ

とが常態化している分団もありますけれども、ほかの分団についてはそれほど深刻でないのか、あるいは他の分団も、もうこのようなことが起こっているのか、その最大の理由というのをお聞かせください。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 他の方面隊の状況でございますが、団員数については、今全14分団あります。そのうち11個分団で30人を下回っております。その11個分団のうち7つの分団は20人を割り込んでいる状況でございます。それから、ちょっとこれは仮に計算した場合ですけれども、35歳以下の団員数で比較した場合、このまま減少が推移していくと、5年後の令和10年には、現在250人の団員数が150人減の100人になってしまうおそれがあるという、このような状況となっております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） 非常に消防団員不足というか、対象になる方がいないんですね、若い方が、地元。ということなんで、やはり消防力強化のためにはこの制度は非常に有効になると思います。

それでは、最後に、機能別団員の募集についてはどのような方法で行うのかお聞かせください。

○議長（青木 靖君） 危機管理監。

○危機管理監（加藤博永君） 募集でございますが、この募集につきましては、方面隊長会議で、再度議決いただいた後に内容を再度伝えます。それから、各方面隊へ下ろし、分団長からそれぞれ説明をしてもらうこととなります。

これに併せまして、市としましても、当然広報に掲載するとともに、区長会のほうで区長様をお願いする、こういう概要だということで、現状もお話をさせていただき、御協力をいただくということをしていきたいと思っています。

それから、先ほど、すみません、ちょっと答弁漏れというか、平成30年6月議会以降の身分の話なんですけれども、今回退職報償金のほうを支給をするということも一緒に併せて改正するとともに、公務災害も現団員と同様に対象となり、年額報酬については、すみません、支給をいたしません、出動報酬については現役の団員と同様に支給をさせていただくという制度を今回上げさせていただいておりますので、また皆さんの御協力と御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） これで小長谷順二議員の質疑を終わります。

次に議案第86号について、議席番号6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 議席番号6番、私の名前は下山祥二です。

発言通告書のとおり質疑を行います。

議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について。

本条例は令和4年9月議会で制定されたばかりの条例であります。僅か2か月という短期間で一部改正する理由とその経緯について、また、さらに手数料改正の可能性はあるのかどうかお聞きします。

○議長（青木 靖君） ただいまの下山祥二議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、このたびの条例改正につきましては、本来であれば9月議会で一緒に御審議いただくべき内容でしたが、事務の勝手等ございまして、改めて改正する議案を上程させていただいたことにつきまして、おわび申し上げます。

今回の改正は、事業系一般廃棄物のうち、剪定枝について受入れをするための改正であります。昨年度より家庭系のごみの持込みについては、手数料の改正について廃棄物減量等推進審議会に諮り、御意見をいただいておりますが、剪定枝の関係の内容について、本年8月までに開催した審議会への提案及び審議が漏れておりました。

この結果、9月議会におきましては、家庭系の直接搬入の手数料体系の変更のみを改正させていただき、11月に開催した廃棄物減量等推進審議会にて改めて御審議いただいた結果を踏まえ、改正条例の改正という形で上程をさせていただきました。

なお、現時点でさらなる手数料の改正は予定してございません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 去る11月24日に、全員協議会でこの説明を受けましたが、構成市である伊豆の国市とのこの料金体系が非常に大きくて、ちょっと疑問に思ったんですけども、構成市の伊豆の国市と、この料金体系について調整をされたのか、調整したけれども、その調整ができなかった、不調だったのか、お聞きします。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 剪定枝の関係につきましては、構成市である伊豆市、伊豆の国市に加えまして、廃棄物処理組合の3者で調整の場を設けまして、協議してまいりました。その中で、伊豆の国市につきましては、剪定枝について堆肥化施設の農土香への搬入処理をす

るため、クリーンセンターいずへは搬入しないということになっており、新ごみ処理施設への剪定枝の搬入は伊豆市のみとなりますので、伊豆市としましては、県内市町の料金などを参考に料金設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 伊豆の国市は農土香があるからクリーンセンターいずへは持ち込まないという見解ですが、これだけ大きな料金の体系の差があると、クリーンセンターいずでの受入れ、それから運営管理について今後支障が出てくるのではないかなというふうに危惧するんですけども、詳細については、明後日の教育厚生委員会の質疑に、委員さんにお任せいたしますけれども、その辺もう一度お聞きします。

○議長（青木 靖君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 難しい課題です。

今回、この剪定枝の持込み料金については、伊豆の国市だけではなく、伊豆半島の中のほかのところも調べてみましたけれども、本当に多種多様で、やっぱり制度によってかなり差があるんだということは認識しました。

ただ、同じ焼却場で燃やす事業ですから、農土香があるにせよ、伊豆市、伊豆の国市の公共料金は合わせたいのですが、やはり公共料金に対する基本的な考え方にまだ差異があると感じています。直接伊豆の国市さんが表明しているわけではないんですが、いろんな事業を見ますと、やはり可能な限り市民負担という側面を見た場合の公共料金を低く抑えたいという、恐らく伊豆の国市さんの市の形からすると、それはある程度追求できるんだろうと思います。

伊豆市の場合には、財政力が低いからというよりも、やっぱり私の考え方として、受益者負担を一定程度いただくほうが公正であるという考え方がやはり差があると認識しています。ただ、私はどなたと話し合ってもいろんな御意見いただくんですが、伊豆市が負担したからゼロということではないので、どなたが負担するかということですから、やはり今回は剪定枝の話ですけども、恐らく一番摩擦が大きいであろうごみ袋の料金からすると、回収処分費はゼロということは全市民が負担するということですから、以前も申し上げたかもしれませんが、今日生まれた赤ちゃんから本当に寝たきりのお年寄りまでに等しく負担させることが公平・公正とはやはり私には思えないんです。全額ではなくても、一定程度は受益者に負担をいただいて、その市民負担が過度にならないように一般予算を充てて、その負担を抑えるというほうがやはり私には正しいように思えるんですね。今の時点では、その基本的な姿勢が共有されていないと思っています。

ただ、市民の皆さんにとっては、何というんでしょうかね、不満足感が高まるおそれは認識しておりますので、伊豆市としては、市民の皆さんに私の考え方を御説明して、なるべく

多くの方に御理解をいただくことが大切だと思っています。その中の側面の一つとして、今回の問題も生じてしまったということでございます。

○議長（青木 靖君） 市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） クリーンセンターいずへの具体的な対応につきましては、現時点でも組合、それから運営事業者とも具体的な打合せを行っておりますので、問題はないと思いますが、今後も連絡を密にして、支障がないように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（青木 靖君） これで下山祥二議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第86号までの7議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第87号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 次に、日程第11、議案第87号 工事請負契約の締結について（（仮称）伊豆市リサイクルセンター）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議席番号14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

議案第87号 工事請負契約の締結について（（仮称）伊豆市リサイクルセンター）の件です。

現施設の解体を行うとのことですが、残される施設はないのか、それはなぜでしょうか。

②として、建設される施設は現在の設備と同じ機能か、それとも新たな設備の増減があるのか伺います。

③、進入道路の改善は含まれているのでしょうか。

④、各々施設の金額の提示をお願いいたします。

⑤、財源内訳の提示をお願いします。この財源内訳というのは国庫補助とか自己負担金の割合ということでございます。

以上です。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） リサイクルセンターの建て替えについても、議会にお諮りはしておりますが、やっぱり私としてはじくじたる思いを抱きながらということになります。せつか

く新しいごみ焼却施設がインターの近くの、とても利便性の高いところにお引き受けいただきましたので、リサイクルセンターもなるべく市民が使いやすい、交通の安全も確保できるところに、より広い機能を持った施設をと考えていたんですが、思わぬところで、現在地を使わないと、もう既に稼働停止しているごみ焼却施設の解体の補助金が出ないという国の制約があつて、全国市長会でも大分改善は申し入れてきたんですが、意思決定した時点ではまだその制約がございました。しかし、私が想定していたベストな施設には、立地からいってなりません、可能な限りベターになるように、それから市民の皆さんに何よりも使い勝手のいい施設になるように、かなり工夫をしてきたつもりでございます。

個々の御質問については市民部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

①の現施設を解体し、残される施設はないのかとの御質問についてですが、今回の事業計画は、新ごみ処理施設の建設に伴い稼働を停止した焼却処理施設の解体と、新たなリサイクルセンターとして、受入れ施設、中間処理施設、保管施設及び管理棟等の施設を再整備するものでございます。既存の施設につきましては、昭和61年建設の管理棟、平成元年建設の缶プレス施設、平成9年建設の粗大ごみ処理施設が主な施設となりますが、いずれの施設も老朽化が進んでいるとともに、改めて利用しやすい施設配置を目指すために、現在の施設を全て解体の上、再整備する計画となっております。

②の建設される施設の機能と現在の施設の機能との比較増減についてですが、新たなリサイクルセンターの機能としては、まず、受入れヤードとして、これまで分散していた排出場所を一連のエリアとして排出できるよう、場所を確保する計画となっております。また、搬出された不燃物等を合理的に保管するための、こちらも分散していたストックヤードを2棟に集約するとともに、十分な広さを確保いたします。また、管理棟と金属不燃物処理施設を1つの棟として、金属不燃物の処理が安全に見学できる見学施設を設ける予定となっておりますので、保管施設の広さだけでなく、スムーズに搬出できる施設配置や、安全な見学施設となりますので、これまでの施設に比べ、充実した機能を備えることになると考えております。

③の進入路の改善は今回の契約に含まれているかについてですが、進入路の整備については、社会資本整備総合交付金による整備を計画しており、リサイクルセンターの整備完了後の令和7年度の改修を予定しておりますので、今回の契約には含まれておりません。

④の各々の設備等の金額についてですが、焼却炉などの既存施設の解体工事に約2億5,000万円、受入れヤードやストックヤード、管理棟などを含む建設費に約7億円、敷地全体の舗装工事や排水対策などを含む外構工事に約2億2,000万円、トラックスケールや缶プレス機などの施設設備、電気設備工事などに約1億8,000万円、このほか、設計費、また仮設費などの諸経費と消費税を追加しまして、仮契約額は17億390万円となります。

⑤の財源内訳についてですが、今回の仮契約額である17億390万円について、これまで予算ベースで検討してまいりました財源の情報を当てはめてみますと、国庫交付金が約4億9,500万円、地方債が約10億5,500万円、残りが一般財源で約1億5,400万円となります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 今まで焼却施設と同じにあったせいか、非常に、何か分散することは時代に逆行しているようなイメージがあったものですから、また市民から見て、どこに何を持っていけば、分かりにくいなということで、ここに建てるのがどうなのかなということも、声があったものですから、質問させてもらっていますけれども、補助金の関係で全部壊すということは分かりましたし、利便性を高めるということも分かりました。

ここでは主に、進入路は後付けだということを知っていますが、進入路については、私は中伊豆地区なものですから、中伊豆のほうから入るのが便利な、何という線ですか、分かりませんが、あそこ辺りの舗装等はこの建設工事の絡みで契約とはちょっと違うんですけども、今後は改善の余地があるという前提で契約がなされているのかお伺いするとともに、そうですね、主にそこを聞きたくて質問させてもらっています。

お願いします。

○議長（青木 靖君） 本案との関連ということで答弁願います。

市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） これまでも、進入路の検討をする際には、議員御指摘の川側の市道についても検討してまいりました。それと、もう一つの案が、農協さんのスタンドの現在の進入路を拡幅して入りやすくする両案で検討してまいりましたが、経費的あるいは工事の工法等を考えて、現在の道路を拡幅し、できるだけ交差点として入りやすくする形を取るほうが合理的であるという判断で、今の計画としては現在の道路を拡幅する案で計画を進めてまいります。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） そうですね。そうしましても、本来私なんかもやっちゃいけないんでしょうけれども、農協の販売施設のほうのところショートカットでかつ交通、安全なもので、そこを利用させてもらったりしてしまうわけなんですけどね、中伊豆方面から見れば、川沿いのほうがよっぽど安全も利便性も高まるかなと思いますけれども、これもいつも中伊豆のことばかり言って恐縮ですけども、検討の余地がないのか、また今後話し合いたいなと思います。

ここは以上で終わります。

○議長（青木 靖君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号は、議案付託表のとおり所管の委員会に付託をいたします。

◎議案第88号及び議案第89号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 続いて、日程第12、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）及び日程第13、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）の2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第88号について、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）お伺いいたします。

審査会でどのような議論があった上での指定になるのでしょうか。

ここが、ちょっと聞いてよかったのかどうか、指定管理料はお幾らなのか。現在の指定との今後の変動予定はあるのかどうか。

これもちょっと、従業員の給与計算あるいは指定管理料計算時に静岡県 lowest賃金を上回っているような計算の下での指定管理になっているのでしょうか。

④行政として、この指定管理者に指定する上で期待していることは何かをお伺いいたします。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 本議案も指定管理として議会にお諮りはしておりますけれども、未来永劫この形を続けるのではなく、むしろなるべく早く民営化することで検討作業、既に検討作業には入っておりますけれども、なるべく早く引取り先を探すように努力をしたいと思っております。

これも観光施設として位置づけておりますし、御存じのとおり非常に大きな施設です。スポーツ協会も管理は本当に一生懸命やっただいていただいているんですが、やはり営業力がありません。先般、中学生の野球大会、全国大会を中伊豆ワイナリーで視察させていただいたんですが、全国から中学生が集まってきて、それを大会を組織し、管理し、それから宿泊、輸送、大会まで大変な管理能力ですね。それを伊豆市のスポーツ協会に期待することは、やはりこ

これは無理なお願いで、そこはしっかり、そういった送客をでき、こちらで受入れができるところに所有していただいて、スポーツ協会に施設を管理していただくことのほうが、やはり望ましいと思っています。ただ、非常に大きな施設ですから、どんなところに引き受けていただけるのか。

これからも民営化の検討を続け、いずれかの時点で所有権の移転先が、経営権といいますか、経営権の移転先が決まれば、その時点で指定管理というものは見直すということで市長としては考えております。

具体的な御下問については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） それでは、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） それでは、まず①の審査会でどのような議論があったかということですが、候補者プレゼンテーションにおいて、審査会委員から候補者に対して、今年度の収支予想はとの質問に対し、上半期について2019年度比75%となっている。また、今年度の利用収入で施設利用、山荘、ゴルフ場の収入割合はとの質問に対し、施設利用が32%、山荘が28%、ゴルフ場利用が38%との回答がありました。

また、指定管理者審査会長からの答申書におきまして、採点の結果、審査会委員6名のうち6名が200点満点中100点以上の採点をしたため、指定管理者の候補者として適格であると判断すると答申をいただいております。

②番の指定管理料についてですが、市が支払う指定管理料はございません。現在も指定管理料は支払っておりません。利用料収入のほか、自主事業収入で施設の管理運営を行っている状況です。

③の従業員の給与につきまして、指定管理料はスポーツ協会から提出された伊豆市公の施設指定管理者指定申請書に賃金の記載がありまして、職種により従業員に支払われる賃金の金額は違いますが、全ての職種で1時間当たり950円以上となっており、静岡県 lowest賃金を上回っていると考えております。

④の期待することですが、指定管理者に期待することは、まずは利用者視点に立った運営を期待しております。その上で、公共性・公平性を維持し、適切、効果的に施設運営を進めて行く中で、施設の利用促進、収益性を上げること期待しております。さらに、ふるさと広場につきましては、市民の健康増進とスポーツ振興、また魅力プロジェクトと連携したスポーツツーリズムの推進による観光振興、さらには他のスポーツ施設との連携と利用促進などについても期待しているところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） ③の従業員の給料というのは、このたしか指定は地元の方が非常に多く雇用されているものですから、なるべく生活の糧としても大切なことですので、その計

算にて、指定管理料がある前提でちょっと質問してしまったものですから、非常に申し訳ないんですが、安心しました。

この審査会の中で、今後もっとこういうふうに変更してというような意見がもし幾つか上げられていたらお教え願えますでしょうか。つまり、200点満点の100点以上ということでしたので、100点というと50点以上で、平均が何点かちょっと分からなかったんですが、200点にいかないということはまだ改善の余地があるというように私聞こえたものですから、何か、今後こんなことを改善しながらお願いしたいというような意見があったのか、教えてください。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） コロナ禍ということもありまして、やはりそこでゴルフ場の利用であるとか、利用料についての見直しであるとか、あとキャンプ場も併設しておりまして、そういったところの収入が見込めるものについては、さらに事業として事業増益を追求すべきであるというような御意見をいただいております。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

三田忠男議員。

○14番（三田忠男君） 先ほど市長がおっしゃっていた、いわゆる民間委託みたいな議論は、この審査会ではなされなかったのでしょうか。

以上で、その質問を終わります。

○議長（青木 靖君） 産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） すみません。

取りあえず、指定管理の指定の中では、出ていないというところです。

以上です。

○議長（青木 靖君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

議題となっております議案第88号及び議案第89号の2議案は、議案付託表のとおり総務経済委員会に付託をいたします。

◎議案第90号の質疑、委員会付託

○議長（青木 靖君） 次に、日程第14、議案第90号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、議案第90号は、議案付託表のとおり総務経済委員会に付託をいたします。

◎散会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の議事は全て終了しました。
次の本会議は、12月20日午前9時30分から開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前11時06分

令和4年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第6号)

令和4年12月20日(火曜日)午前9時30分開議

- 日程第1 議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第5回)
- 日程第2 発議第6号 議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第5回)に対する附帯決議
- 日程第3 議案第78号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第4 議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)
- 日程第5 議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第81号 伊豆市個人情報保護条例の全部改正について
- 日程第7 議案第82号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第8 議案第83号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第87号 工事請負契約の締結について((仮称)伊豆市リサイクルセンター)
- 日程第13 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について(天城ふるさと広場)
- 日程第14 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺温泉駐車場)
- 日程第15 議案第90号 市道路線の廃止について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第93号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第6回)
- 追加日程第2 発議第4号 伊豆市議会個人情報保護条例の制定について
- 追加日程第3 発議第5号 空き家等対策推進のための財政支援強化を求める意見書
- 追加日程第4 閉会中の所管事務調査の申し出

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、令和4年伊豆市議会12月定例会6日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（青木 靖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第77号～議案第79号の委員長報告、質疑

○議長（青木 靖君） 日程第1、議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第3、議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第77号及び議案第79号の2議案について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）と議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

今回の補正で、電気料金の値上げが非常に多いが、今後、修善寺総合会館、天城ふるさと広場、湯の国会館、その他の観光施設もLED化を進める予定はあるのかという質疑に対し、現在、観光施設が多く施設改修をすることでLED化まで手が回っていない状況です。今後はできるところから進めていきたいと答弁がありました。

次に、議案書の45ページの移住定住促進事業で、移住に対する補助金の増額の報告があったが、これは市内の移動なのか、または市外からの移住なのか件数を知りたいとの質疑があり、この補助金の増額は15件分を想定しており、移住だけでなく市内の転居も対象としており、市外への流出も防げていると考えていますとの答弁がありました。

また、市外から伊豆市に訪れた理由は何かと質疑があり、まち・ひと・しごと創生総合戦

略の調査では、首都圏に近い、海も近い、富士山も見えるとといった意見が多くありました。また、市で実施している転入者へのアンケート調査では、転入理由としては仕事上の都合が一番多く、2番目に、自分の生まれ故郷、親家族や親戚、友人が近くにいること、そして3番目に、自然環境が豊か、静かな住宅環境がありますとの答弁がございました。

次に、バス路線維持事業について、前年度分の精算をするということで2,200万円以上の増額になったが、その内訳について質疑がございました。交通事業者の経費は、国土交通省などの全国的な基準であるキロ当たり単価で算定されていますが、燃料価格の高騰などにより、キロ当たり単価が約50円増額したため、年間経常損益として約2,200万円の増額となっております。

また、質疑で乗合バスのキロ当たりの経費算出に対し、貸切りバスの経費を合算するのは理屈が合わないのではないかと質疑に対し、乗り合いと貸切りの両事業を行っている会社の場合、全体の経費の金額を合算し、主に総走行キロの比率により配分し、事業ごとのキロ単価を算出しています。そして、そのうちの乗り合い分の単価を、この事業の必要経費として採用しております。詳細の確認を改めて行い、そしておかしい点があれば、正しい形に直したいと思えますとの答弁がございました。

次に、ふるさと納税促進事業について、ふるさと納税を申し込むための専用サイトがあることは承知しているが、旅館の皆さんが自分たちのサイトからふるさと納税ができるような仕組みが考えられないかと質疑に対し、ふるさと納税をされる方は、伊豆市で選ぶというより、返礼品で選ぶ場合が多く、ふるさと納税の専用サイトから入っていただくことが一番有効ではないかと考えますが、各旅館のホームページに専用サイトへのリンクを張っていただくやり方はできると思えますとの答弁がございました。

次に、包括的アウトソーシング事業委託について、当初予算額の中で運営することは考えたのか、また、アウトソーシングすることで正規職員の時間外勤務は減りましたかと質疑に対し、今年度初めての年で、実際にアウトソーシングする業務が多岐にわたっており、細かな業務の仕分けまで整えるのに手間がかかったため、当初予算額では不足が生じました。また、正規職員の時間外勤務が減少したかどうかは、今年度のアウトソーシングした業務がこれまでの会計年度職員の業務が主なため、時間外勤務が減少したかの検証には至っておりません。今年度の実績を踏まえて反映されるのはどの程度か、お示しする必要があると思えますとの答弁がございました。

討論・討議はなく、採決の結果、議案第77号は全会一致で原案のとおり可決、認定するものと決しました。

次に、議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

議案書96ページの収益的支出を補正していくということは、今後、持っているお金がただ減っていくという解釈をしています。将来の見込みはいかがかと質疑に対し、議案書の

97ページの令和4年度予定のキャッシュ・フローの現金の流れを示した書類から、今回の補正に伴い、現金支出が増えることで予定キャッシュ・フローに変更が生じたため、今回の附属説明資料として添付をいたしました。

その中の業務活動による当年度純利益が、マイナス2,294万3,917円となっております。当初の予算については、計量法に基づく水道メーター交換が多いこと、水道ビジョンの作成に関わる委託費などが例年よりも支出が多いということで、当初予算において純利益がマイナス1,112万5,735円を予定していました。よって、今回の補正1,300万円から消費税を引いた分の1,181万8,182円が増額になり、合計でマイナス2,294万3,917円となっております。

5の資金期首残高6億5,739万3,162円が前回の9月議会で決算の認定をいただき、そちらのほうの金額にこちらの数字を置き換えしています。

6の資金期末残高が本年度における現金残高となり、5億5,872万4,591円となります。

そして、98ページの2流動資産、(1)現金預金、こちらが5億5,872万4,591円で一致しています。

100ページの(2)利益剰余金の当年度未処分利益剰余金で利益がマイナス2,294万3,917円で一致しております。

このような予定を踏まえ、支出抑制をし、増収させることに努め、経営安定を図っていく予定ですとの答弁の後、収入を増やすということは、具体的にどのように考えているのかとの質疑がありました。水道料金を利用者から頂いておりますが、必ずしも全員が全員納めていただいている状況ではございません。一部、なかなか頂けない案件もありますが、委託業者も積極的に未収金を減らすという形で進めておりますとの答弁がございました。

また、今後は水道料金の改定を検討することになるのか、見込みはあるかとの質疑があり、現在の施設や今後の経営について、水道ビジョンの策定を、伊豆市の水道の30年、50年先をイメージして検討を進めてまいります。また、来年度以降は具体的に10年先までの経営状況について検討を進める予定としておりますとの答弁がございました。

討議・討論はなく、採決の結果、議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)は、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長(青木 靖君) 次に、議案第77号及び議案第78号の2議案について、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

[教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇]

○教育厚生委員会委員長(三田忠男君) 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第77号及び議案第78号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧できますので、各部の質疑の主なものを報告いたします。

初めに、議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）、教育厚生委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、教育部の関係では、委員より、議案書71ページ、電気料の高騰分の補正について、学校管理費のみだが、社会教育施設等の電気料は間に合っているのかとの質疑に対し、社会教育施設はスポット的に使う場合が多く、使用量が予測できないということで、多少余剰を見込んでいましたので、その分は対応できていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、学校教育施設のLED照明への更新状況、進捗率はどうなっているのか、教育部はどんな計画を立てているのかとの質疑があり、体育館については水銀灯がなくなるということで、昨年度から3年間でLED化する計画で進んでいます。教室や給食センターにおいては計画はありませんが、器具の破損や寿命が来たときには、順次LEDに交換し、照明が暗い部分についても予算の範囲内で進めています。進捗率は10%ぐらいだと思いますが、積極的に交換するようにしていますとの答弁がありました。

次に、委員より、議案書36ページ、各給食調理業務委託の債務負担行為補正について、内訳や根拠など、どんなところに配慮して金額を設定したのかとの質疑に対して、基本的には人件費、保健衛生費、現場経費で見積りをして、それに消費税掛ける2年間で積算しました。人件費の上昇分も見込んでいますが、世の中の動向が変わり人件費が上がった場合には、協議をして対応していく体制を取っていますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部の関係では、委員より、議案書55ページ、こども園3園と児童発達支援センターの電気料の増額補正について、価格高騰による私立のこども園などからの要請や支援はないのかとの質疑に対し、私立こども園と認可外保育所の4園については、利用定員1人につき2,000円の補助が県からあり、市も利用定員1人につき1,000円の補助を考えています。現在、要綱を作成中ですので、制度が整い次第支給していこうと思っていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、市の補助は今年度中だと思うが、議会への予算提案はいつになるのかとの質疑に対し、9月補正予算の予備費の一部で支給しますとの答弁だったため、委員から、今回の補正分も予備費で対応できなかったのかと再質疑があり、公立園については通常予算として補正予算を計上しましたとの答弁がありました。

次に、市民部の関係では、委員より、議案書35ページ、環境保全事業の繰越明許費補正について、上白岩のメガソーラー計画に対しての意見書作成委託とのことだが、その内訳はどの質疑に対し、専門家に準備書の精査をしてもらい、問題点等がある場合には、市長意見の基となるデータを抽出し、意見書を作成する補助的なものと合わせて実施する業務になります。ほとんどが人件費ですとの答弁がありました。

続いて、委員より、専門家というのは具体的にどのような業種かとの質疑があり、委託先

は環境系のコンサルタントを考えていますが、入札案件になりますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第77号、教育厚生委員会所管科目については討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第78号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、議案書89ページ、一般会計繰入金について、想定よりも軽減世帯が多くなり、国民健康保険税が減少することに対して一般会計から繰り入れるとのことだが、軽減世帯の増加件数を教えてほしいとの質疑に対し、7割軽減世帯が93世帯、5割軽減世帯が13世帯増えましたとの答弁があり、続いて、補助金上は、世帯だけではなく被保険者についても算定されます。当初、7割軽減の被保険者数を1,550人で想定していましたが、補助金申請時には1,809人、5割軽減の被保険者数は1,500人の想定に対して1,527人となりましたとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第78号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対する質疑の有無を確認します。質疑のある議員は、議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時47分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第77号から議案第79号までの3議案について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第77号から議案第79号までの3議案に対し、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時49分

○議長（青木 靖君） 休憩前に続き会議を開きます。

◎議案第77号の討論、採決

○議長（青木 靖君） これより議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

3名の討論があります。

初めに、賛成討論。

議席番号2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、賛成の立場で討論させていただきます。

歳入歳出それぞれ4億1,158万2,000円を加え、歳入歳出予算の総額をそれぞれ240億6,480万円とするもので、歳入の部では2億5,000万円が寄附金に増額され12億5,000万円となりました。

ふるさと納税による自主財源が増えていくことで、財源不足でできなかった市民のための政策が実現可能になっていきます。返礼品の宿泊券が人気ですが、それに加え、伊豆市産業振興協議会が進めるアマギフトによる特産品の詰め合わせの返礼品に力を入れたり、ふるさと納税に特化した会社設立を視野に、50億円、100億円と自主財源の確保に努めていただくことを強く要望するところであります。

歳出の部では、松原公園津波避難複合施設工事を進めていく上で、最重要課題であった松原公園内の松の保全について、樹木医による診断調査の結果、50トンのクレーン車で作業を進めるには想像以上に松の根に負担がかかり、貴重なクロマツに影響を及ぼすおそれがあることから、海岸から重機等を搬入することが必要と判断し、作業道路の変更を求める補正予算が提出されています。2020年の市民集會において、松の保全には最大限努めるとの約束の下で工事が進められております。安政の地震の津波にも耐えたクロマツは現在も元気にそびえ、防風林の役割を果たしています。松へのダメージを最小限にし、工事を進めていくための補正予算の計上となっております。

学校をはじめとする市有各施設では、光熱費の値上げに対応する補正予算が計上されています。また、人事院勧告等に伴う職員の給与等の増から補正予算の計上となっております。

生きいきプラザ及び修善寺図書館空調設備等借上料は、国の補助金活用のため、予定していた空調設備の設計料を減額し、委託料として債務負担行為補正に追加し、経費の平準化を図り、効率よく財源確保と事業実施が予定されており、担当職員の工夫と努力がうかがえます。

包括的アウトソーシングに関わる補正については、契約の段階から約40%の増額の補正が

されております。そもそもアウトソーシングの取組は何か。目的、効果について考えてみました。

現状の職員採用状況から、市の職員が採用できない時代が来ることが予想され、安定的な行政運営の不安につながることから、早期に対策を講じようとした先進的な取組であること。行政課題が次々に増え、通常業務が減らず、職員も疲弊し、病欠などが増え、議会でも職員の健康状態や早期退職を心配する一般質問がされています。そのため会計年度任用職員が行っている窓口受付や職員の事務補助業務を皮切りに委託を開始し、さらに受託者の習熟度の向上により、委託可能な業務は委託を進め、職員は施策の立案、実行や、新たな行政課題への対応などへの転換を図ろうとする意図がうかがえます。

当初の見積りは、会計年度任用職員の平均的な人件費に、配置されていた人数を乗じて必要経費を加え算出したと担当より説明がありました。今回の増額補正について、原因の説明を繰り返し受けていますが、そもそも事業の全体像が説明されていません。事業を進めるには、本来、事前に将来計画や振興計画を策定し説明すべきであり、今後の対応に期待しているところでもあります。

一方、先行きが分からない予測不能な時代に生きる民間経営者としての経験からですが、今の民間での事業経営は、今までのように時間をかけて完璧に事業を設計していたら、世の中の流れに追いついていけません。2割の成功確率があれば、トライアンドエラーを繰り返しながら事業の確立をしていきます。ほかに例の少ない先進的な取組や挑戦に完璧を求め過ぎると、事業も委縮し、期待された効果は得られません。将来のために挑戦する環境をつくるのも議会の役割と考えています。

この事業を一步前に進め、持続可能な伊豆市のため、議員の皆様の賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論。

議席番号4番、飯田大議員。

〔4番 飯田 大君登壇〕

○4番（飯田 大君） おはようございます。

議席番号4番、飯田大です。

議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

特に教育厚生委員会所管の科目を中心に賛成の立場から討論をいたします。

議案第77号は、一般会計236億5,321万8,000円に、補正額4億1,158万2,000円を追加し、計240億6,480万円とする歳入歳出予算の補正をするものです。

所管歳出の民生費として、国民健康保険事業費、保険基盤安定負担金の増に伴う国民健康保険特別会計への繰出金の増654万6,000円、福祉施設管理費、価格高騰に伴う機械等燃料費の増、電気料の増として244万円、こども園費、価格高騰に伴う電気料の増252万1,000円、

児童発達支援センター費、これも価格高騰に伴う電気料の増26万9,000円、合わせて1,177万6,000円の増。

次の衛生費、保健衛生総務費、機械等燃料費、電気料の増170万1,000円、環境衛生費、利用者の増加に伴う住宅用蓄電池システム設置費補助金の増50万円、清掃総務費、土肥地区の一般廃棄物排出業者補助金88万8,000円、塵芥処理費、新焼却施設への運搬増加に伴う一般廃棄物臨時収集運搬業務委託料の増283万8,000円、価格高騰に伴う電気料の増、これは清掃センターですが471万円、し尿処理費、価格高騰に伴う電気料の増、汚泥再生処理センターで297万2,000円、合わせて1,360万9,000円。

教育費として、小学校管理費607万7,000円、中学校管理費321万1,000円、義務教育学校管理費107万7,000円、いずれも価格高騰に伴う電気料の増です。学校給食費として天城給食センター、中伊豆給食センター、修善寺中学校合わせて371万円、合わせて1,407万5,000円の増。

学校担当課の債務負担行為補正として、天城給食センター、中伊豆給食センター、修善寺中学校給食調理業務委託、令和4年度から令和6年度、合わせて2億5,146万円を計上。天城給食センター、中伊豆給食センター給食配送業務委託料として3,674万円。

環境衛生課担当、債務負担行為の補正（変更）として、指定ごみ袋製造運搬業務委託、補正前は令和4年度から令和5年度について、限度額1,646万8,000円を2,433万円に変更。

これらいずれも新型コロナウイルス感染症の流行により、経済活動の停滞、さらに、ロシアのウクライナ侵攻による経済制裁に対してエネルギー源の輸入量の減少、CO₂廃止規制、異常気象による電力需要の増加による電力不足、円安による物価上昇等、多くの要因が重なり、市内教育施設等での教育や保育環境に影響が生じた。できる節電対策として、照明器具を順次LEDへの交換・更新、省エネ電気機器への更新を図られております。

また、私立こども園への補助は、利用に当たり2,000円を県より、1,000円を市からの予備費で支給される予定であります。

議案第77号は、不安定な経済状況下、国の施策に連動し、市民生活の安定と向上の手段として適正な事業と補正予算といえます。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論。

議席番号15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司でございます。

議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、会派伊豆クラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

本議案中の2款1項の総務管理費、1目一般管理費の中の包括的アウトソーシング事業、窓口等包括事業業務委託料2,700万円を補正予算として計上したものです。この補正予算は、

当初、令和4年度の予算6,700万円を、23人体制でシダックス大新東ヒューマンサービスと業務提携を結びました。この予算に対して私たちは全員賛成の下、承認いたしました。今回の補正予算で、当局は窓口業務の習熟度の甘さ、積算の誤り、業務の多忙と残業代の増と、社員5人の増で2,700万円の予算を計上しました。私は当初予算で賛成した手前、やむを得ない措置かなと思い賛成するものです。

しかし、私はわずか8か月でこの補正、少し理解できないものがあります。当初、業務契約で双方が理解した上での契約であり、安易に補正を計上するのはいかがなことかと思えます。これは市民の税金で賄うものです。もっとこの金額に対して、内容を市民に説明してほしいものです。

来年3月は予算議会です。安易に賛成するのではなく、もっと内容を吟味し、理解した上で賛否をしたいものです。でないと、予算自体が信用できない予算となります。伊豆の未来のために、税金、予算に対して真剣に考えたいものです。

以上、反省を込めて討論を終わりますが一言申し添えます。

常陸太田市議会では、市のミスにより、約4億円の下水道改修費が発生、全市職員の給与を減額する条例案を議会に提出し、賛成多数で可決しました。市長は、公費だけで賄うのは市民の理解が得られないとして、市職員組合と交渉し、減額の条例改正案を議会に提出しましたとの記事を見ました。賛否両論はあるかと思いますが、市長は、市民の税金を預かる者として、その責任を痛感したものではないかと思えます。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第77号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎動議の提出

〔「議長、動議です」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 何の動議でしょうか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 議案第77号に対する附帯決議の動議です。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） ただいま附帯決議の動議があり、動議に対し賛同者が1名以上ありましたので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（青木 靖君） ただいまお手元に配付した附帯決議案の動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、本議案を日程第2といたします。お手元の議事日程の日程番号が1つずつ繰り下がりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） それでは日程第2、発議第6号 議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に対する附帯決議について、提出者から提出理由の説明を求めます。議席番号7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司でございます。

発議第6号について、提案理由を御説明申し上げます。

まず初めに、本案件は、包括的アウトソーシング事業の窓口等包括業務委託料の当初予算の6,700万円に2,700万円を増額補正し、当初予算の40%増の総額9,400万円とするものに対しての附帯決議を求めるものであります。

それでは御説明いたします。

発議第6号 議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に対する附帯決議について。

伊豆市議会会議規則第14条第1項の規定により発議し、別紙のとおり提出するので議決を求めます。

令和4年12月20日、伊豆市議会議長青木 靖殿。提出者、伊豆市議会議員杉山武司。

それでは、内容について御説明申し上げます。

議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に対する附帯決議案。

本議案中、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の包括的アウトソーシング事業

(窓口等包括業務委託料) について下記の事項を要望する。

①当該事業の当初の制度設計(委託する業務の仕分けなど)に「見誤り」が生じた真因の究明と再発防止策(財務当局の査定過程を含む)を示し、次年度以降も再び生じることのないよう実行すること。

②第2次伊豆市総合計画後期基本計画に示されているとおり、当該事業は「重点目標6 将来にわたる安定的な行財政運営の堅持」「政策2 徹底した歳出の抑制」の「施策2 事務事業の見直し」に位置付けられている。このことから、本事業の今後の「収支見通し」を数値等の客観的な根拠から議会、市民に示すよう努めること。

以上、決議する。

令和4年12月20日。伊豆市議会。

以上です。

○議長(青木 靖君) 附帯決議の説明は終わりました。

ただいまの杉山武司議員の説明に対し、質疑のある議員は挙手を願います。

◎休憩動議の提出

[「動議です」と言う人あり]

○議長(青木 靖君) 何の動議ですか。

○14番(三田忠男君) ちょっと検討する時間をいただきたくて休憩動議をお願いします。提案いたします。

○議長(青木 靖君) 休憩の動議がありましたが、賛同者はいらっしゃいますか。

[「賛成」と言う人あり]

○議長(青木 靖君) ただいま三田忠男議員より休憩の動議があり、賛同者がありましたので、動議は成立しました。

ただいまより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時24分

○議長(青木 靖君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま杉山武司議員から提出されました動議について会議中であります。会議を続けます。

附帯決議の説明が終わりましたので、この後、質疑に移りますが、質疑のある議員は挙手を願います。

12番、小長谷順二議員。

[12番 小長谷順二君登壇]

○12番（小長谷順二君） 12番、小長谷順二です。

それでは、何点か、すみません、質問をさせていただきます。

附帯決議は、最終的には議会として提出をいたします。意見書などと同様に全会一致が望ましいと私は考えております。事前に要望事項を全議員で共有し、意見交換を行い、取りまとめたものを伊豆市議会として提出をしたかったと思っております。議員間討議も、この件については行っていません。その中での発議になって戸惑っております。

それでは、なぜ事前に会派等で情報共有をしなかったのか、その点を1つ伺いたいと思います。

あと、この決議というのは、大筋で賛同はできます。今後、さらに業務委託が増えていく中で、様々な課題というのが当然見えてくるものだと思っています。スタートして間もない事業の結果を焦り、柔軟性を持たないことは、今後のこのアウトソーシング事業に対してマイナス面が生じる可能性があります。

私も今後、このような事態にならないことを願っておりますが、具体的に①のところで、最後、「次年度以降も再び生じることのないよう実行すること」という、ちょっと強い言葉で書いてあります。

②番のほうは、「努めること」になっていきますので、なぜ、その「実行する」にしたのか、「努めること」にはできなかったということをお伺いします。

あと、総合計画でも徹底的な歳出の抑制というのはいらっしゃっております。②の文面なんですけれども、ちょっとここが分からないんですけれども、「本事業の今後の「収支見通し」を数値等の客観的な根拠から」と書いてあるんですけれども、これはもう来年度から求めているのか、あるいは数年かけて試行錯誤しながら、最終的には持続可能な行政運営や財政負担の軽減を求めているのか、この件について、主に3点、伺いたいと思います。

○議長（青木 靖君） 提出者に答弁を求めます。

杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） お答え申し上げます。

まず1点目ですけれども、情報共有という言葉がありましたけれども、附帯決議案、これは平成29年3月30日に、私が附帯決議を発してからやっております、誰も。その前に否決されましたけれども、下山議員が附帯決議を出しました。そのときも情報共有というのはされていません。これは情報共有すべきなのかどうなのかということが1つ問題がありますし、そして、伊豆市議会の中の議運の中で、本当はこの附帯決議というものは委員会発議なんですよね。そのところが議運の中で何もまかれていないということで、私は前例に倣って、平成29年3月30日に私が発議した内容に沿って、その経過と同じような形で発議をさせていただきました。それが1点です。

それから2点目ですけれども、1点目の①のほうの文言の話ですけれども、そもそも税金

の使い道というものがどうなのかということの判断を仰いでいるわけです。当初予算に6,700万円という制度設計をしたときの誤りを当局は認めていますね、それは皆さん、ご存じだと思います。それについて、要するに今後もあってはならないことですから、委員会質疑のときに、次年度以降もこういうことが発生しますかということをお聞きしました。そして、その回答として「発生するおそれがある」ということを述べられました。では、この事案が発生してからどのぐらいの期間がたったのか。その間にどういう手当てをしたのか。習熟度を上げるためにどういう施策をしたのか、それが見えてないんです。

この事案が発生してから、多分、当局のほうは、執行部のほうでは、それを回避するためにいろんな施策を講じたと思います。それがどの程度効果があったのかということは、私たちは分かりません。そのために残された期間で、それが解消できるのかどうなのかということをお聞きしているわけです。

そして3点目ですけれども、本事業の今後の収支見通しということなんですけれども、債務負担というものは、私の考えですけれども、要するに限度額最高の一番上の満額のところを決めていると思うんですね。そこのところで収まるかどうかということをお聞きしているわけです。もう収入について収支と言っていますけれども、債務負担、5年間で5億数千万円の金額を債務負担行為として上げているわけですね。その中で完結できるのかどうなのかということをお聞きしているわけです。その数字的な根拠を賄えるのか、賄えなきゃしょうがない、満額だと私は思っていますからね。それから、債務負担からはみ出るということは想定していませんので、初めから想定していれば、債務負担なんて設定する必要はないんですね。多分その中で収まると思っているからこそ、債務負担行為というものを設定していると思うんです。そのための収支は完璧ですかと、大丈夫ですかということをお聞きしているわけです。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

今、説明がありましたけれども、実行をすることというのではなくて、やはり努めることにすることによって、柔軟性を持って、このアウトソーシング事業を進めていただきたいと思います。私は思っております。実行するということで、何らかの理由ですね、予算の差異が起こった場合に絶対に認めないぞと強くプレッシャーをかけているような感じがしますので、この事業の柔軟性について、賛同者が多分あったと思います。賛同者の名前も出ていますし、多分この会派、永岡議員が賛成討論をしましたので、会派では共有したと思うんですけれども、この辺の柔軟性のことについては、どういうふうに共有したのか伺いたいと思います。

あと、本事業の今後の収支見通しということなんですけれども、コストの削減と業務品質向上と対角において、民間でできるものは民間に、民間にできないものもできるようにすること

が今後求められると。これは11月に研修に行ったときに、講師の方が話をしていました。コストの削減は業務改革になるわけですから、近い将来を目標にしていると自分は思っております。

ですので、事業開始時には、当然、経費というのはかかると思うんですよ。その辺については賛同者とどういう共有があったのか、その2点を伺います。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 文言のことですけれども、その文言についての共有というのはしておりません。内容の全体のことです共有をしているということです。

それは2点目の再質疑についても同じことです。全体のことをやっています。一つ一つの文言をやっているわけではございません。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

小長谷順二議員。

○12番（小長谷順二君） 3回目です。

やはりこれは自分の思いなんですけれども、会派会議とか全員協議会で、各議員の意見を集約して附帯決議として出していただきたかったと思っております。

議員間で議論をし、執行部にも意見をぶつけ、協議をする必要があったと思っております。多くの賛同者を集めなかった理由についてお聞かせください。通常はここに全議員の名前が賛同者として載ったりするものがあるもので、それを求めなかったことについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 第1回のお話もしましたが、前例に倣ったということです。議運の中でそれがもまれたことは1回もなかった。附帯決議について、こうしようということが、今まで私が議会運営委員会に出席したけれども、1回もその件についてお話し合いが持たれたことはありません。今後の問題として、そういうことも含めて議運の中で協議していただきたい、私はその思いです。

以上です。

○議長（青木 靖君） ほかに質疑はありますか。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

質疑をさせていただきます。

この発議、杉山武司議員の単独の発議ということで、ただいま小長谷議員の質疑でも確認

させていただきました。確かに当初予算の4割の金額の補正ということで、見積りが甘かったということは本当に否めないと思いますし、当局も業務内容の詰めが甘かったということで繰り返し答弁がされているんですけれども、ここで確認したいんですけれども、この「真因の究明と再発防止策（財務当局の査定過程を含む）」ということについては、たしか委員会の最後のほうで、財務当局との話合いも今後していきたいという答弁があったと思いますけれども、議会での質疑応答での説明では不十分ということなのではないかということですね。

それから、「次年度以降も再び生じることのないよう実行すること」という強い言葉で書かれておりますけれども、このことについては当初予算の増額補正ということは、今後一切認めないということなのではないか、その2点。

そしてあと2番目になるんですけれども、本事業の今後の「収支見通し」を示すようにということで求められておりますけれども、収支見通しというのは、具体的にどのようなことを指すのか、ちょっと分からないものですから教えていただきたいと思います。確かに支出は人件費等で計算できますけれども、窓口業務の収入というのはどのように算出するのか、その辺のところもどのように考えておられるのかお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） お答えいたします。

真因の究明という言葉を使っておりますけれども、真因というのは、常に自己責任である。原因というのは、他人の第三者が原因とすることですけれども、真因というのは自己責任なんですよ、自分が発した要するに事件や事象です。それを真実の問題を問うているわけですね、ここでは。

それと、本事業の今後の見通しということなんですけれども、それは先ほど小長谷議員にもお答えしましたけれども、債務負担を設定しているんですから、そこが上限で満額だと私は思うんですよ。そこから常にオーバーするようだったら、債務負担をする必要は何もないんですよ。常に補正予算でやればいけないじゃないですか。そのところです、私はそう思います。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑ありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） すみません、もう一つ質問したんですけれども、2番目の今後の事業の収支見通しの件で、収支の計算、窓口業務の収支ですけれども、これはどのように考えているのか。収入というのは、窓口業務では分からないと思うんですけれども、これはどう

いう考えで、こういう収支見通しという言葉を使ったのかお願いしたいです。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 窓口業務が収入を得るわけではないんですよね。これはアウトソーシングについての予算ですよね。それが収入になるわけです。経費として出ていくのが、委託先に出ていくんですよね。そこの兼ね合いだけです、分かりますか。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

○16番（杉山 誠君） 結構です。

○議長（青木 靖君） 以上で杉山誠議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより発議第6号について、討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第6号について、討論を行います。

討論の申出がありますので、これより討論を行います。

反対討論、賛成討論、反対討論の順番で行います。

初めに、反対討論。

議席番号16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

今回の発議、出されたということで、私も本会議、委員会を通じて議論が尽くされてきたと思っておりましてけれども、余りにも強い言葉で書かれておりますので、少しこのことについて納得できないということから、本来であれば、当初予算の40%に値する補正予算ということは、本当に反省していただきたいことと重々思いはあります。今後のことについてもしっかりと取り組んでいきたいという強い思いがありますけれども、ここで出されております発議の内容で、次年度以降も再び生じることのないよう実行することということで、強い

言葉で書かれております。このことによって、やはり本来、アウトソーシングというのは、民間のノウハウを生かして、住民サービスの質の向上、そして職員の本来業務への集中というこの目的がありますので、二度と失敗は許されないというような強い言葉を議会が発してしまいますと、今後の行政の柔軟性というか、新しいことを目指すことに対するちゅうちょ感が生まれてしまうことは否めません。本来、そうしたこのアウトソーシングすることによって得られる効果、これを十分に検証するためにも、今後、執行部のほうでもしっかりと、今現在、委員会の答弁でもありましたけれども、今は大きな問題もなく動いている状況になっているという答弁がありました。そうであるならば、今後、この事業が軌道に乗るにつれて、効果が必ず表れてくることが見てとれます。ですので、やはり職員の知恵と民間のノウハウを生かした、そういったものが生かされるように、議会としてもしっかりと見守っていくべきだと思いますので、今後、そのようなことをしっかりチェックしながら、チェック体制を強化してやっていくことが議会として求められておりますので、余りにも強い言葉で規制するようなことになると、ちょっと硬直化させるおそれがありますので、ここは認められないという立場でありますので。

以上で討論を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、賛成討論。

議席番号9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

発議第6号 議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に対する附帯決議につきまして、賛成議員として討論を行います。

本附帯決議案は、当該補正予算中の包括的アウトソーシング事業の市当局の取組方などについて要望するものであります。

先ほどの採決におきまして、執行部提案の補正予算案が可決されたとおり、私も市民に密着した窓口業務の停滞が生じることは決して好ましくないという、そういう理由から賛成の意思を表明させていただきました。

しかしながら、これまでの本会議の議案質疑や、審査を付託された総務経済委員会においても、市当局のこの当該事業予算の増額補正の提案に対しては、様々な疑義を含む議論が交わされたのも事実であります。この事業は、今年度からの新規事業として、令和4年度の当初予算にて再三言われますが6,700万円もの予算が計上されています。その目的として、市の窓口業務や各課の事務の補助業務等、会計年度任用職員が実施している業務について、包括的に民間に委託することにより、民間事業者のノウハウを活用した効率的な業務の遂行、市民サービスの安定向上と、そして行財政改革の実現を目的としてスタートしております。

ところが、事業開始からわずか7か月足らずで、当初予算のおよそ4割の2,700万円が新たに計上提案されたことに疑義が集中したと思います。市当局によりますと、当初、令和3

年度までの会計年度任用職員が、今年度委託する窓口業務等に要した人工や週当たりの勤務時間の実績を参考にして予算を積算したところ、受託先の職員の不慣れや、それに伴う教育するための市職員の配置の増加などに想定が及ばなかったため、増額をお願いせざるを得ないという状況になったということでもあります。

そして、これは市当局の委託する業務内容など、そもそもの見込みが甘かったことが原因であることも判明しました。無論、当初予算の審査において、私たち議会が議会として、この事業に対して深く確認ができなかったことも一因であると、それはそれで考えますけれども、新規事業を起こすときには、その制度設計の段階では、あらゆる事象を想定して、予算の積算などに対処していくことは、ある意味、当たり前のことでもあります。

この事案に限らず、予算案自体の根拠に対する私たち議会の信頼も揺らいでしまう懸念もあります。市当局におかれましては、今回の事案の真因を徹底的に追及し、令和5年度以降の予算案について、再び同様なことが起こらないように、着実に再発防止を講じていただくことを要望します。

先ほど原案の採決の際の討論に、民間の経営者の立場からすると新しいことに取り組むには、採算を考える前に挑戦する気持ちが大事だと。それは民間事業者が自ら途中で事業を修正、失敗するにしても、その資金をかぶるのは自分自身なんです。

ただ、考えてください。行政の仕事は違います。軌道修正する、その際には、やはり痛みを伴うのは市民の皆さんの血税を使わせていただくことに相違ありません。そこが大きな違いであります。ですから、強い言葉で執行部にも緊張感を持って市民の税金を預かっている立場として、しっかりと予算の積算等、そして予算の査定等、慎重に行っていただきたいという思いで実行していただくということの文言をつけ加えております。

また、今定例会の議案質疑において、当局は、この事業の目的はコストカット、いわゆる歳出の削減ではなく、今後起こり得る市職員の担い手不足に対応するためであるとしております。

確かに、それも一理あると理解しますが、附帯決議案で示されているとおり、市の総合計画でも、また令和4年度当初予算の概要説明でも、この事業は人口減少適応戦略における徹底した歳出の抑制の中の事業として明確に位置づけられています。

今後、厳しさを増していく財政運営の中で、その効果は着実に果たされなければならないことでもあります。それと同時に、今後のこの事業の収支見通し、そして費用対効果について、当局は具体的な数値等を持って、市民にしっかりとその全体像を示していく責務があると私は考えております。

議会のこの附帯決議には法的な拘束力はありません。しかし、議会の意思や理念が示されているため、行政の執行部は、これをないがしろにはできないものであります。

議会本来の機能である行政に対する監視・評価を具体的に示すことができる手段であります。

先ほど反対討論に立った議員もおります。この後、さらに反対討論をされる議員もいると思いますが、もし、全体として私どもが提案しているこの附帯決議案に賛同されるのであれば、文言の問題であれば直ちに修正案を提出し、本定例会で行政に対しての議会としての意思を示すべきであると思います。私はこの本附帯決議案に賛成の意思を表しますが、あわせて全議員に良識ある御判断による御賛同を得て、できますれば全会一致で、本附帯決議案が可決されることを望み、私の賛成討論といたします。

○議長（青木 靖君） 次に、反対討論。

議席番号12番、小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 12番、小長谷順二です。

発議第6号について反対討論をいたします。

提出者と同様に、初年度の12月に4割もの増額を求めることについて看過できない見積りの甘さを感じております。事業の開始前の試算と、事業を進める段階で業務量が増加し、従業員の配置や管理体制の差異に起因するものとの答弁がありました。これらについては事前に想像ができたはずで、新規事業では混乱をしていたかもしれませんが、もっとしっかりと事業者と協議し、当初予算に計上してほしかった。これは全く同意見でございます。

しかし、この補正2,700万円を認めなければ、窓口業務の職員の減少による市民サービスの低下や、職員の負担、追加業務が多くなることでメンタル面においても非常に心配であります。そして、委託会社が追加派遣した社員は、ここで打切りということになると思われます。シダックス大新東ヒューマンサービスも、人員の確保について、今後支障が出てくると予想がつきますので、これらの理由で、議案を私も承認しました。

議案が承認された上で附帯決議が提出をされましたので、自分の思いを伝えたいと思います。

そもそも包括的アウトソーシング事業は、人手不足で職員の採用が今後困難になり、市民サービスに影響が出てくるとの理由で、今のうちに体制を変え、政治判断が要らないところは民間企業に委ねることにより、持続可能な行政運営を可能にするためのものでした。アウトソーシング事業を認めた我々議会も、この事業を進める上で民間事業者のノウハウを活用し、安定したサービスと迅速で効率的な処理体制の確立を目指すとともに、行財政改革として一定の効果が出るように進めていただきたいと願っていたはずで、

要望書の①、②について、議会内でもっと協議を行い、しっかりと情報共有してから、議会の意思として執行部に提言を行っていくことが、我々議員の役割だと思っております。

先ほどの賛成討論で、この場ですぐにまた修正をしろということではなく、もっとしっかりと協議して執行部に提案することが望ましいと自分は思っています。

この決議については大筋で賛同はできますが、今後さらに業務量を増やしていく中で、様々な課題というものが出てくるのではないのでしょうか。スタートして間もない事業の結果ば

かりを焦り、柔軟性を持たないことは、今後のアウトソーシング事業にマイナス面が生じるおそれがあります。よって、附帯決議の一部の文面に賛同しかねるので、非常に残念ですが反対とさせていただきます。

この事業については、当局と議会がしっかりと協議し、よりよい形で持続可能な行政運営や財政負担の軽減、そしてさらなる市民サービスの向上につなげるべきだと思っております。以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第6号 議案第77号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に対する附帯決議について採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（青木 靖君） 起立少数。

よって、発議第6号は否決されました。

ここで休憩とします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第78号及び議案第79号の討論、採決

○議長（青木 靖君） 次に、議案第78号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第78号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和4年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第79号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号～議案第86号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第5、議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第11、議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてまでの7議案を議題といたします。

本案は、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第80号から議案第84号までの5議案について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

質疑、討議・討論はなく、採決の結果、議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第81号 伊豆市個人情報保護条例の全部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

質疑、討議・討論はなく、採決の結果、議案第81号 伊豆市個人情報保護条例の全部改正については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第82号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入り、質疑、討議・討論はなく、採決の結果、議案第82号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第83号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

質疑、討議・討論はなく、採決の結果、議案第83号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

初めに、議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

質疑、討議・討論はなく、採決の結果、議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 次に、議案第85号及び議案第86号の2議案について、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第85号及び議案第86号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正については、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、事業系の持込みの剪定枝処理手数料を家庭系の倍に設定しているが、どのような事業者が一般廃棄物として剪定枝を出す想定かとの質疑に対し、基本的には造園業者が中心になると思います。それから、シルバー人材センターも庭の手入れ等を行っていますので、そういう業種の方が対象になると思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、一般的に、広域で建設した焼却施設等は料金体系を統一して運営すると聞くが、伊豆市と伊豆の国市の料金が異なることをどう捉えているのかとの質疑があり、伊豆の国市の剪定枝は、資源循環センター農土香へ出すということで、クリーンセンターいずには一切持ち込まないとのことですので、伊豆市として価格設定をさせていただき、組合との調整を含め検討を進めてきましたとの答弁がありました。

続きまして、委員より、自家処理をしている事業者も多いと思うが、現状で、伊豆市の剪定枝の持込みはどのくらいあるのかとの質疑があり、去年は、原則事業系の一般廃棄物を断っていましたので見込みがつきませんが、家庭から持ち込まれたものは10トンぐらいですとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第86号については討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対する質疑の有無を確認します。質疑のある

議員は、議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 19 分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第80号から議案第86号までの7議案について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第80号から議案第86号までの7議案に対し、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 21 分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第80号から議案第86号までの7議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第80号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第80号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 伊豆市個人情報保護条例の全部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第81号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第82号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第83号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論。

小長谷順二議員。

〔12番 小長谷順二君登壇〕

○12番（小長谷順二君） 12番、小長谷順二です。

議案第84号 伊豆市消防団条例及び伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について賛成討論をいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を目的に、機能別団員制度を導入するための伊豆市消防団条例の一部の改正を行うものです。

機能別団員とは、特定の活動に特化した活動を行う消防団員制度で、退職したOB等が機能別団員として火災時の出動時にポンプ車の運転が可能で、素早く消火活動を行うことができるようになります。

平成30年6月定例会の私の一般質問で提案したことがきっかけで検討に入っていただきました。そのときの答弁では、土肥地区以外は消防協力隊制度で消防団の後方支援を行っていたので、一般団員の負担軽減や火災時における迅速な初期消火の重要性などの観

点から、県内の状況をしっかりと調査し、伊豆市においても消防協力隊や地域の消火班とは別に、機能別団員が必要であるかどうかについてしっかりと検証をするとのことでした。

現在、市外で仕事をされている団員が多く、地元にいないため、特に昼間の火災などでは団員が集まらず、消防車の出動ができない事例があります。地域の水利を熟知している消防団のOBが機能別団員として消火活動を行うことができるようになれば、地域の安心・安全、消防力の強化につながります。提案してから4年半がかかりましたが、この制度の活用に期待をいたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について、討論、採決を行います。討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第85号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論。

6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議案第86号 廃棄物処理施設の供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について賛成討論いたします。

本条例の一部改正については、令和5年1月から正式に稼働する新ごみ処理施設、クリーンセンターいずへ事業系一般廃棄物の剪定枝を受け入れる手数料を新たに定める一部改正です。

7万人以上の伊豆市、伊豆の国市の両市民にとって長年の課題であり、かつ市民生活に必要な社会インフラの1つである新ごみ処理施設建設を広域連携事業により進めてきたものです。本来なら建設予定地も決定し、速やかに事業を進めるべきものでしたが、過去の一部事務組合議会では債務負担行為の反対もあり、紆余曲折を経て、どうにか年明け1月の竣工式を待つばかりとなったものです。

施設近隣の住民の皆さんからは、決して施設の建設稼働がゴールではなく、今後20年もしくは30年間の施設周辺の環境問題をはじめ、施設の管理運営についてしっかりと注視していくべきであると強い意見があります。広域連携事業として建設、運営、管理をしていく上で、公平・公正な運営が求められるのは当然であります。運営事業者を確認したところ、全国各地の広域連携で建設した施設運営で、構成市間の歴史や個別事情があるにせよ、受け入れる料金に差異がある例はほかにはなく、今後の管理運営に支障を来すおそれもあることを危惧いたします。引き続き利用する両市民の立場に立った、使いやすい施設運営の検討を重ねることを要望いたします。

さらに、過去の一部事務組合議員の反対理由には、両市のごみ量では十分な発電が見込めないのではないかとの意見もありました。県森連が整備した大平地区の貯木場から出る大量の木皮なども事業系手数料を適用して受け入れると聞いております。反面、剪定枝は前年度の持込量の実績は年間10トン程度であり、特に問題ないとの見解も聞きますが、さらに施設の発電効果を高めるには、剪定枝のみならず、手数料体系を見直し、受入れ基準を低く抑え、搬入するごみ量を増やす選択枝もあるのではないかとの考えもあります。

最後に、周辺5区の区長さん、それから地元佐野区の検討委員会会長で構成された新ごみ処理施設運営協議会の主体的な協議会運営と、長期稼働の維持管理においては施設周辺の生活環境と自然環境に万全を期し、課題が明らかになった事案に対しては速やかに改善対策をすること、その結果、両市民にとって使いやすく愛される、安心・安全な施設運営を目指すことを要望し、今後の公平・公正な運営に期待して賛成討論といたします。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第86号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第12、議案第87号 工事請負契約の締結について（（仮称）伊豆市リサイクルセンター）を議題といたします。

本案は、教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第87号について、教育厚生委員会委員長、三田忠男議員。

〔教育厚生委員会委員長 三田忠男君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（三田忠男君） ただいま議長から報告を求められました議案第87号 工事請負契約の締結について（（仮称）伊豆市リサイクルセンター）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、市民にとって、資源ごみの持込み方法が変わるのか、どうなっているのかとの質疑に対し、解体や工事をしながら受入れもしますので、まず、仮の受入れ施設を造り、奥のほうから壊していき、新しいストックヤードができれば、最終的には焼却施設を解体する計画になっています。契約を締結した後、詳細設計に入っていきますので、今年度末から来年度初めに具体的になると思いますとの答弁がありました。

続いて、委員より、公募型簡易プロポーザルによる随意契約だが、企業体の提案した内容に特徴的なものがあつたのかとの質疑があり、環境への配慮や市民の利便性の高さなど、いろいろな項目の提案内容を確認しています。これから具体的な設計作業を進めることとなりますが、方向性としては、そうした内容に沿った提案となっていますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第87号については討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対する質疑の有無を確認します。質疑のある議員は、議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩します。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第87号に対し、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時35分

再開 午前 11時36分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第87号 工事請負契約の締結について（（仮称）伊豆市リサイクルセンター）の討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論。

10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 皆さん、こんにちは。私の名前は間野みどりです。

議案第87号 工事請負契約の締結について賛成討論を行います。

（仮称）伊豆市リサイクルセンター設計建設業務委託、公募型簡易プロポーザルによる随時契約17億390万円についてです。

平成17年7月に、伊豆市、伊豆の国市における共同整備の決定以来議論を重ね、長い年月を経て、令和4年10月10日から一部収集運搬による可燃ごみの受入れを開始し、令和5年1月4日の本格稼働に向け、現在、クリーンセンターいずれの準備が進められています。

このたび、今まで任務を果たしてきた柏久保の旧ごみ処理場が国の補助金を有意義に使用し、新しく（仮称）伊豆市リサイクルセンターに生まれ変わります。今までの施設を生かしながらも、新しく使いやすいリサイクルセンターに生まれ変わると思います。

今現実には自治体によっては燃やしてしまいがちな資源ごみですが、近頃ではSDGsの考えも人々に少しずつ浸透しつつ、使えるものはリサイクルに回すようになっていきます。この活動が少しでも今後の温暖化などの気候の変化を阻止し、未来の子供たちのためによりよい環境を残していくことへつながっていくことを願っています。

また、工事中は市民の方が今までと同じように不安なく利用できる配慮をしていくと聞いています。

もう一つ、今までごみ処理の運営に尽力してくださったシルバー人材の方々、またそのスタッフの今後のことにも配慮していただきたいと思っています。その点の提案を含めて賛成討論といたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第87号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号及び議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第13、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）及び日程第14、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）の2議案を一括して議題といたします。

本案は、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第88号及び議案第89号について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）と議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査員が6名と聞いておりますが、点数が分かたら教えていただきたいとの質疑があり、6名の総合得点で697.5点という点数をいただいております。6人全員が100点以上を採点していただいたという結果になりましたとの答弁がありました。

次に、ゴルフ場はよく利用されている方が多いような気がするが、ひらつか山荘、テニスコート、キャンプ場と体育館は利用頻度が少ないような気がする。何か対策があるのかという質疑に対し、ゴルフ場は順調に皆さんに使っていただいているんですけども、特にひらつか山荘は、コロナの影響で宿泊というところが非常に落ちて、ほとんど使われていないという状況です。ほかの施設につきましては、令和4年度に入ってきてからは、コロナが収まってはいないけれども、以前のような落ち込みはなく、順調に回復に向かっているという事は、ヒアリングの結果、伺っておりますとの答弁がありました。

討議・討論はなく、採決の結果、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

質疑、討議・討論はなく、採決の結果、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対する質疑の有無を確認します。質疑のある議員は、議長に質疑の申出をお願いいたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午前 11時43分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第88号及び議案第89号について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第88号及び議案第89号に対し、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時44分

再開 午前 11時44分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第88号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第89号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（青木 靖君） 日程第15、議案第90号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案は、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第90号について、総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から報告を求められました議案第90号 市道路線の廃止についての審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

ここは防災公園になるところの市道廃止だが、伊豆市が管理している市道であれば、何かあったときは当然伊豆市が対応すると思うが今後、伊豆市道でなくなるとどうなるのか確認をしたいとの質疑があり、一度廃止ということで議会にかけて議決されたときに廃止になります。その後、告示をしまして、その後に2か月間の管理期間というのが設けられております。不要物件になり、法律上は管理期間は1年以内という決まりがありますが、施行令で市道については2か月間の管理期間を設けるという規定があり、2か月間は道路管理として管理することになります。それ以降は、移行する先が私用ならば民地となりますが、今回は官になりますので、また同じように公用地となります。公用地としての管理となりますが、まず2か月間は道路管理をすることになっておりますとの答弁がございました。

質疑、討議・討論はなく、採決の結果、議案第90号 市道路線の廃止については、全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

以上で総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長（青木 靖君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長報告に対する質疑の有無を確認します。質疑のある議員は、議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第90号について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩します。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第90号に対し、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第90号 市道路線の廃止について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第90号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（青木 靖君） お諮りいたします。お配りしてあります追加日程表のとおり4件を追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第1、議案第93号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第93号について提案理由を申し上げます。

本案は、国が物価高克服経済再生実現のための総合経済対策の子育て世代への経済的支援として実施する出産・子育て応援交付金について、胎児1人当たり5万円、出生児1人当たり5万円を支給するため、総額1,490万円を増額し、歳入歳出予算額を240億7,970万円とするものです。

詳細について、健康福祉部長に説明させます。

○議長（青木 靖君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） 議案第93号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）の補足説明をさせていただきます。

追加議案書の最終10、11ページをお願いいたします。

初めに歳出でございます。

4款1項2目予防費の出産・子育て応援交付金事業の18節、出産・子育て応援ギフト1,135万円ですが、妊娠届出時の5万円と出生届出時の5万円の合計10万円の支給となります。

内訳でございますが、今年度の出産予定者を80人と見込み、1人当たり10万円として800万円、また、今年度の妊娠届出者で令和5年度の出産予定者を60人と見込み、1人当たり5万円として300万円、さらに転入者等を合わせ1,135万円とし、そのほかにシステム改修業務委託料と事務費を加えまして、総額1,490万円を計上いたしました。

交付金の支給につきましては、所得制限を設けず、令和4年4月1日以降の出産を対象に、申請方式による現金支給といたします。

なお、令和4年度中に出産の場合は一括で10万円を支給し、令和5年度の出産予定者は、今年度は妊娠時の5万円、来年度に出産時の5万円を支給し、合わせて10万円とさせていただきます。

また、多胎児の場合は、国の制度では、妊婦1人当たり5万円の支給ですが、伊豆市においては胎児1人につき5万円の支給を考えております。

議案書、前に戻りますが、8、9ページをお願いいたします。

歳入ですが、出産・子育て応援交付金事業は補助対象のため、県補助金の保健衛生費補助金を1,293万2,000円計上いたしました。

補足説明は以上です。

○議長（青木 靖君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

質疑がありますので、質疑を行います。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第93号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について質疑をさせていただきます。

ただいま健康福祉部長から事業内容についての御説明をいただきました。この出産・子育て応援交付金事業ということについて、ここに厚生労働省から11月18日に発出された説明資

料があるんですけども、その中で、国としては出産・子育て応援交付金として、一つの事業の目的に、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。こうした中で、地方自治体の創意工夫により妊娠期から出産、子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設するとあります。

この中にもありますように、この事業の一つの目玉でもあります伴走型相談支援なんですけれども、伊豆市では先日の委員会の所管事務調査で、妊婦から子育てまでの様々な支援制度の説明を伺いました。それでこの伴走型の相談支援を補えるというか、それが当てはまるということなのかということを確認したいんです。もし、そうであれば、その事業の説明、委員会では報告はありましたけれども、今日は本会議ですので、概略、その事業の説明をしていただきたいということです。今回の予算の中にはありませんので、それを質問させていただきます。

あと、経済支援のほうで、1人、トータルで10万円ということですけども、伊豆市の場合、妊娠時に準備金として4万円が支給されていると思いますけれども、その4万円も合わせて妊娠時に合算して9万円ということになりますね、それが交付されるのかということも確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 杉山誠議員の質疑に対し答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 伴走型については健康福祉部長から答弁をさせますけれども、この制度を見たときに、もちろん半歩ぐらい前に前進ですけども、いや、全然足りないなと思っています。静岡県の市長会でも、数日前にあって、いろんな市長から意見が出ました。私この政策、制度をつくるときに、国の皆さんは、どんな議論をしたんだろうかと想像してしまうんですね。生まれたら1人5万円だよ、そうだよ、双子だったらどうする、いや、双子のときは生まれる前はお母さん1人だろう、そんな議論をしたんでしょうか。三つ子なら子供が3人生まれるけれども、でも母親って1人だからさ、1人だよ、5万円だよ、そんな議論をしている国が子供さん、増えるんでしょうか。私は、すごく逆に暗たんたる思いになって、こんなに厳しい少子化が待っているのに、今度の1月11日、うちの二十歳になる子供さんの数が254人、5年たったら150人、10年たったら100人ですよ。こんなに厳しい状況の中で、いやいや双子だって三つ子だって、まだ母親は1人だよ、そんな議論をやったんでしょうかね。

それと、あと財源がこれは3分の2は国で、6分の1が県で、6分の1が市ということな

んですが、地方の市町村でやるべきことを、市町村ごとに大分違うので、そこは市で頑張れというのは分かるんです、それは分かるんです。だけれども、このような出産交付金、あるいは今もめている子供の医療費、あるいは保育料、こんなのは都道府県ごとに違っていいはずがないのに、そこはしっかり国が支援をして、具体的な市町村ごとに違うところは市町村で頑張れというのが、私は本当の筋だと思うんですが、したがって、今回は予算で上げさせていただいておりますけれども、まだまだ国に対して、市長として申し上げるべきことはたくさんあると思っています。

ちなみに、以前、母子手帳を交付するときに、最初は3万円、今は4万円で交付させていただいているんですが、これはやはり大きな理由は、伊豆市に助産院しかない、産婦人科がないということです。当時、桃太郎助産院さんは、最初の提携病院として伊東市民病院、今は伊東市民病院と順天堂病院になっていますが、そうすると、伊豆市のお母様方は、桃太郎さんで出産しても、伊東市民病院あるいは順天堂病院に必ず行かなければいけないので、制度としてはこのような形で交付させていただきましても、市長としての気持ちは、申し訳ない、病院へ行くときのタクシー代ですという気持ちでつくりましたので、この制度とは目的が違いますから、そこは御理解をいただきたいと思います。

伴走型支援等、個々の御質問については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（青木 靖君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 経済的支援とともに、伴走型相談支援を行うことにより、伴走型の相談支援は充実するという目的で実施をいたしますが、伊豆市におきましては、本年度から助産師寄り添い支援事業という事業を開始しまして、訪問型、妊婦の自宅を訪問する方法、あるいは通所による市役所等で個別に対応する方法で、妊婦の抱える妊娠、出産、子育てに関する悩みを、助産師、保健師等が相談を受け、支援をすることによりまして、妊婦等の不安の軽減、あるいは解消に向けて実施をしております。

今年度12月上旬までの相談、面談者数ですが、妊婦が35人、産婦が41人、その中でやはり支援が必要だという方も数名おられましたので、そういった方々には事後フォローというような形で支援を進めております。

また、4万円の出産準備金につきましては、妊娠22週を迎えた妊婦に対しまして、胎児1人につき4万円を支給しております。こちらにつきましては、今回の10万円に上乗せといたしますか、別途4万円の支給は続けてまいります。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

○16番（杉山 誠君） ありません。

○議長（青木 靖君） ほかに質疑はありますか。

14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

すみません、確認させてください、聞き漏らしたかもしれません。

妊娠中から2歳までの方ということでしょうか。それで現金及びクーポンでもいいと、私の調べではあるんですが、伊豆市はクーポンでやるということだったのか、現金との併用とか選択肢があるのか、どういった経過でそういうことをやるのか。もし、ギフトだと市外でも、ギフトか、それでどういう紙媒体のギフトで送るとか、SNSを使ってやるとか、いろいろあると思うんですが、ちょっとそのギフト等の支給するものの内容の確認をさせてください、お願いします。

○議長（青木 靖君） ただいまの三田忠男議員の質疑に対し答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長から答弁をさせますけれども、ここで皆さんに市長として御理解いただきたいのは、伊豆市の場合には商業圏が重なっていますので、クーポンという形は基本的に取りません。以前もこの話題がありましたけれども、例えばランドセルを買うときに、市内で買うところがない、それをクーポンを出してしまっただけで使えないという状況はつくりたくありませんので、これは推測ですけれども、西伊豆町でいろんな町民向けの、この類いのサンセットコイン等をされておりまして、多くの町民さんは、やっぱり仁科の商業施設で購買ができるんだろと思う。伊豆市の形は、ほとんどちょっと高額のもの市外に出て買わざるを得ないという状況ですので、このような制度を組むときに、伊豆市としては現金給付を考えております。

本件については部長に答弁させます。

○議長（青木 靖君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 対象につきましては、令和4年4月1日以降の出産を対象ですので、年齢といたしますか、生まれた時点で5万円、妊娠時に5万円という形で、令和5年度につきましても継続事業として国は予定をしているようですが、今、まだ議論を進めているという状況でございます。

クーポンにつきましては、先ほど市長の答弁にありましたように、やはり使える場所、あるいは支給するまでの時間も要するというようなことで、伊豆市におきましては現金支給とさせていただきます。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

○14番（三田忠男君） ありません。

○議長（青木 靖君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第93号について討論、採決を行います。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 0時07分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第93号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第93号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、昼の休憩といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○議長（青木 靖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第2、発議第4号 伊豆市議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、杉山誠議員。

〔議会運営委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

発議第4号 伊豆市議会個人情報保護条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案については、個人情報保護制度の見直しにより改正される新個人情報保護法において、地方公共団体の機関が対象となる中、地方議会はその適用から除かれてしまうため、今まで伊豆市議会も、伊豆市個人情報保護条例により個人情報を保護・管理してきたこと、他の機関との個人情報保護制度のバランスを保つためにも、議会の個人情報保護制度を、新個人情報保護法と同様に条例を定めて、法規として維持しようというものです。

したがって、この伊豆市議会個人情報保護条例の規定は、新個人情報保護法の第5章の「行政機関等の義務等の関連する規定」に対応して作成し、他の機関と個人情報保護制度のバランスを整えてあります。この条例により、自己（自分）の情報を開示、訂正、利用停止を請求し、その決定に関する審査請求については、本定例会にて審議、可決された伊豆市情報公開・個人情報保護審査会にて審査を行うこととなります。

条例の施行は、新個人情報保護法が施行日となる令和5年4月1日とし、罰則の規定を有するため、周知期間を持つ必要から、この12月定例会にて上程するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（青木 靖君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、質疑を許します。

杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

今の説明ですけれども、あまり早口で、意味がよく分からなかった。もう一回、ゆっくり説明願います。よろしく申し上げます。

○議長（青木 靖君） 答弁を求めます。

質疑ではなく、もう一回ということですので。

質疑に対する答弁ですので、1回目は登壇してください。

答弁を求めます。

杉山誠議員。

〔議会運営委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（杉山 誠君） 申し訳ありません。早口で聞き取れなかったということですが、発音が悪いのか、癖で早口なのか、気をつけて発言したいと思います。繰り返しになります。

発議第4号 伊豆市議会個人情報保護条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案については、個人情報保護制度の見直しにより改正される新個人情報保護法において、地方公共団体の機関が対象となる中、地方議会はその適用から除かれてしまうため、今まで伊豆市議会も、伊豆市個人情報保護条例により個人情報を保護・管理してきたこと、そして他の機関との個人情報保護制度のバランスを保つためにも、議会の個人情報保護制度を、新個人情報保護法と同様に条例を定めて、法規として維持しようというものです。

したがって、この伊豆市議会個人情報保護条例の規定は、新個人情報保護法の第5章の「行政機関等の義務等の関連する規定」に対応して作成し、他の機関と個人情報保護制度のバランスを整えてあります。この条例により、自己（自分）の情報を開示、訂正、利用停止を請求し、その決定に関する審査請求については、本定例会にて審議、可決された伊豆市情報公開・個人情報保護審査会にて審査を行うこととなります。

条例の施行は、新個人情報保護法が施行日となる令和5年4月1日とし、罰則の規定を有するため、周知期間を持つ必要から、この12月定例会にて上程するものです。

細かい内容については、これまで事務局から幾度か説明を受けておりますので、この制定の意義について報告させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（青木 靖君） 再質疑はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 他の機関との整合性を取るというお話でしたけれども、他の機関というのは、一番身近で言えば、伊豆市の情報公開・個人情報保護審査会条例ということで解釈してよろしいですか。

○議長（青木 靖君） 答弁願います。

杉山誠議員。

○議会運営委員会委員長（杉山 誠君） そのように捉えております。

○議長（青木 靖君） 以上ですか。

再質疑ありますか、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより発議第4号について討論、採決を行います。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時18分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第4号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第4号 伊豆市議会個人情報保護条例の制定について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（青木 靖君） 追加日程第3、発議第5号 空き家等対策推進のための財政支援強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会委員長、波多野靖明議員。

〔総務経済委員会委員長 波多野靖明君登壇〕

○総務経済委員会委員長（波多野靖明君） ただいま議長から求められました空き家等対策推進のための財政支援強化を求める意見書について、提案理由を述べさせていただきます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町が特定空き家等と認めた空き家等の所有者等に対する、除去等の助言・指導、勧告、命令に加えて、行政代執行による強制執行が可能とされています。

しかしながら、所有者等が不明・不存在の特定空き家等に、市町が略式代執行や財産管理制度等により処分を進めるには、解体工事等に要する費用の回収が困難であり、財政的負担が大きいため、除却等が進んでいないのが現状です。

また、管理に要する費用負担が困難なために、放置される所有者等の存在する空き家等への対策も課題となっています。

放置された空き家等の中には、倒壊の恐れのある老朽家屋及び植栽の繁茂等により近隣に悪影響を及ぼしている空き家等や、強風や台風等により、劣化した老朽家屋の工作物等が飛散する危険性のある空き家等が数多くございます。

よって、国に対し、財産支援措置の強化による空き家等の対策を総合的に推進するための要望を意見書として提出するものであります。

内容については提出案のとおりでございます。

そして、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣外務大臣、財務大臣、国土交通大臣の3大臣宛てとなります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、空き家等対策推進のための財政支援強化を求める意見書を提出いたします。

本意見書の趣旨に御賛同願いますよう、よろしく願いいたします。

以上となります。

○議長（青木 靖君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（青木 靖君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより発議第5号について討論、採決を行います。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時23分

○議長（青木 靖君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第5号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第5号 空き家等対策推進のための財政支援強化を求める意見書を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（青木 靖君） 起立者全員。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（青木 靖君） 追加日程第4、閉会中の所管事務調査の申し出を議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から、閉会中の所管事務調査の申出がありました。申出のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査をすることに決しました。

◎閉会宣告

○議長（青木 靖君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で決議された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木 靖君） 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、令和4年伊豆市議会12月定例会を閉会いたします。

皆様には、長期間慎重かつ活発な審議をいただき、誠にありがとうございました。

閉会 午後 1時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 木 靖

署 名 議 員 鈴 木 正 人

署 名 議 員 間 野 み どり